



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	三、北海道帝国大学（一九一八～一九四五年）
Citation	北海道大学百五十年史，資料編一，239-782
Issue Date	2024-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92905
Type	departmental bulletin paper
File Information	shiryohen_1_p239.pdf



三、北海道帝国大学

（一九一八—一九四五年）

三一〇〇一

北海道帝国大学に関する件

一九一八年四月一日公布・施行

勅令第四十三号 『官報』

勅令第四十三号

第一条 札幌ニ帝国大学ヲ置キ北海道帝国大学ト称ス

第二条 北海道帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学

科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

第三条 帝国大学令第六条乃至第八条ノ規定ハ当分ノ内

北海道帝国大学ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東北帝国大学農科大学ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ北海道帝

国大学農科大学トス

三一〇〇二

北海道帝国大学官制

一九一八年四月一日公布・施行

勅令第四十四号 『官報』

勅令第四十四号

北海道帝国大学官制

第一条 北海道帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

事務官

学生監

書記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国

大学令ノ規定ニ依リ北海道帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所

属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任

官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 事務官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務

會計ヲ掌理ス

第四条 学生監ハ一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル
第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

北海道帝国大学及分科大学書記ハ通計専任十三人ヲ以テ定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ
教授

助教授

助手

書記

第七条 教授ハ専任二十七人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ専任十五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分担スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九条 助手ハ専任三十二人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条 第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 北海道帝国大学ニ大学予科、土木専門部及水産専門部ヲ附属セシメ教授専任二十八人助教授専任十一人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル大学予科、土木専門部及水産専門部ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ大学予科教授及専門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ総長ノ命ヲ承ケ大学予科及専門部ノ事務ヲ掌理

シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十二条 農科大学附属植物園ニ植物園長、農場ニ農場

長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大学教授又ハ助教授

ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ各

其ノ事務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東北帝国大学農科大学又ハ附属大学予

科、土木工学科、水産学科ノ教授、助教授、助手又ハ書

記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各北

海道帝国大学農科大学又ハ北海道帝国大学附属大学予

科、土木専門部、水産専門部ノ教授、助教授、助手又ハ

書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東北帝国大学農科大学ノ助手又ハ東北

帝国大学農科大学附属水産学科ノ教授ニシテ休職ノ者別

ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各北海道帝国

大学農科大学ノ助手又ハ北海道帝国大学附属水産専門部
ノ教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ北海道帝国大学附属大学予科、土木專

門部、水産専門部教授ニ任セラレタル者ニ関シテハ高等

官官等俸給令第十条第五項ノ適用ニ付前官ノ在職年数ヲ

通算ス

〔注記〕

一九一九年四月一日公布の勅令第五十七号により全面改正

(三一〇一七参照)。

以降、下記により改正（施行日は全て公布日と同日）。

一九一九年九月三日公布勅令四百十六号、一九二〇年五月

二十六日公布勅令第七十号、一九二〇年九月十五日公布

勅令第三百九十六号、一九二二年四月二十三日公布勅令第

百十八号、一九二二年五月十六日公布勅令第二百五十七号、

一九二三年五月十六日公布勅令第二百四十四号、一九二四年

七月八日公布勅令第五百十九号、九月二十六日公布勅令第

二百二十一号、一九二五年四月一日公布勅令第七十七号、五

月十九日公布勅令第百九十七号、一九二六年六月二十一日公布勅令第百七十八号、一九二七年十月八日公布勅令第三百三十三号、一九二八年十月三十日公布勅令第二百五十三号、一九二九年十二月十八日公布勅令第三百五十六号、一九三〇年三月三十一日公布勅令第五十一号、一九三一年五月九日公布勅令第七十六号、七月二十二日公布勅令第百九十五号、一九三二年五月十四日公布勅令第六十七号、十二月二十八日公布勅令第三百九十一号、一九三三年五月二十四日公布勅令第百三十一号、一九三四年七月四日公布勅令第二百一十七号、一九三五年四月一日公布勅令第五十三号、九月二十一日公布勅令第二百七十五号、一九三六年十一月十一日公布勅令第三百九十二号、一九三七年十一月一日公布勂令第六百二十九号、一九三八年九月三日公布勂令第六百二十四号、一九三九年四月十二日公布勂令第百九十五号、九月十三日公布勂令第六百四十一号、一九四〇年五月十七日公布勂令第三百三十号、十二月七日公布勂令第八百五十八号、一九四一年一月二十五日公布勂令第八十五号、四月十六日公布勂令第四百三十八号、十一月二十六日公布勂令第九百九十九号、一九四二年四月八日公布勂令第三百七十七

号、一九四三年十一月一日公布勂令第七百四十九号、一九四三年七月二十八日公布勂令第六百十四号、一九四三年九月十八日公布勂令第七百二十一号、一九四三年十一月二十四日公布勂令第八百七十八号、一九四四年四月一日公布勂令第二百号、五月二十日公布勂令三百五十三号、十二月二十日公布勂令第六百六十八号、一九四五年六月十六日公布勂令第三百七十二号、一九四六年三月十五日公布勂令第百四十一号。

一九四六年四月一日公布勂令二百五号により廃止。

三一〇〇三

北海道帝国大学農科大学の講座に関する件

一九一八年四月一日公布・施行

勅令第六十二号『官報』

獣医学

二講座

経済学、財政学

一講座

応用菌学

一講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年勅令第二百四十号ハ之ヲ廃止ス

〔注記〕

一九一九年二月七日公布四月一日施行の勅令第十八号により

廃止。

勅令第六十一号

北海道帝国大学農科大学ニ左ノ講座ヲ置ク

農学

四講座

農芸化学

三講座

農芸物理学

一講座

植物学

二講座

動物学、昆虫学、養蚕学

三講座

園芸学

一講座

畜産学

二講座

農政学、殖民学

一講座

林学

四講座

林政学及森林管理学

一講座

農産製造学

一講座

三一〇〇四

記念式日に関する件

注意事項（総長より諮問・示達）

学位請求論文審査の件

一九一八年五月十四日

「農科大学教授会議事録」（〇〇〇二―三二八）

五月十四日（火）教授会（附属大学予科及各専門部主事共）開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

三、記念式日ニ関スル件

右ハ審議ノ末從來ノ六月二十二日ノ記念日ヲ廃シ帝國大学令公布ノ日即三月一日ヲ以テ式日トスルコトニ決定ス

〔中略〕

右ノ外注意事項トシテ「〔中略〕」（三）運動会前後休業多シ今少シ規則正シクスベキコト（四）三大節ニ学生々徒ノ出席少シ各学科共級代表者へ通達シテ出席ヲ多

カラシムルコト（五）始業式翌日及各学期始業当日各教室ニ於テ関係教官ヨリ学生ニ対シテ注意事項ヲ指示スベキ筈ノ処往々実行セラレス只当日休業スル丈ニナリ居ルヲ以テ来学年ヨリ之レヲ廃シテ授業ヲ行フコト（六）理科学ノ研究費ハ其筋ヨリ通牒ニヨリ已ニ提出セルモ尚此場合追加ヲ要スヘキモノアラバ至急提出セラレタキ事等ニ関シテ総長ヨリ諮問及示達セラル、所アリ（藤田、坂岡両主事退場）

〔中略〕

六、学位請求論文審査ノ件

右ハ從來東北帝國大学農科大学教授会之議ニ附セラレ居タル数件ノ論文審査ヲ過日東北帝國大学ヨリ本学へ引継相成リタルニヨリ総長ヨリ此旨報告ノ上改メテ農科大学長ノ資格トシテ当教授会へ附議セラレタルコト、承知相成度示達セラル

〔後略〕

三一〇〇五

科学奨励補助決定

一九一八年七月二十一日

『読売新聞』

科学奨励補助決定

文部省に於ける本年度科学奨励国庫補助費総額十五万円の割当方法に就ては予て各大学及直轄学校長並に公私立学校長の申請に基き審査中なりしが此程官立学校長の申請に係る左記八十一名に対し五百円乃至一万五千円の範囲にて交附することに決定二十日岡田文相より各学校長を経て交附指令を発せり尚ほ公私立学校長の申請に係る分は一両日中に決定の筈なり

科学研究奨励費を受くべき研究者氏名及其研究事項

〔中略〕

▲北海道 △宮部金吾△伊藤誠哉（植物免疫性並に抵抗性の研究） △東海林力蔵（植物繊維の特質に関する

研究） △藤田経信（鯨の研究） 〔後略〕

三一〇〇六

選科出願に関する件（加藤セチ）

一九一八年九月十三日

「農科大学教授会議事録」（〇〇〇二一四二）

九月十三日（金曜日）午後二時ヨリ教授会議開催出席者左記之通り

〔中略〕

選科出願ニ関スル件

四 〔中略〕

東京女子高等師範学校卒業者加藤セチ農学科第三部へ全科選科出願ノ件ハ女子学生ニ対スル入学ノ可否ハ從來其例ナキヲ以テ更ニ委員ヲ設ケ慎重ナル調査ヲ遂ケルコトナリ委員長南教授委員ニ宮部教授橋本教授新島教授大島教授高岡教授森本教授総長ヨリ指名セラル

三一〇〇七

女子選科入学に関する件（加藤セチ）

一九一八年九月十八日

〔農科大学教授会議事録〕（〇〇〇二一四二）

九月十八日（水曜日）午後二時ヨリ教授会ヲ開催出席者
左ノ如シ

〔中略〕

女子選科入学ニ関スル件

二、女子入学許可ニ対スル件ハ委員長宮部教授ヨリ女子
ハ選科ニノミ入学ヲ許可スルモ正科トシテ許可セサル
コトニ委員会ノ決議ヲ報告セリ就テ加藤セチヲ全
科選科入学ヲ許可スルノ可否協議ノ結果出席者十九
名中可トスル者十四名即チ多数ナルヲ以テ許可スル
コトニ決定ス

加藤セチハ曩キニ農学第三部ヘ志望シタルモ中途

第一部ヘ変更願出ニ付第一部ヘ入学許可

〔後略〕

三一〇〇八

北大婦人入学者

一九一八年九月二十二日

『北海タイムス』

北大婦人入学者

北海道大学に婦人の入学志願者あり其採否に就ては教授
間に議論あり数回の教授会議を開き委員を挙げて調査中
なりしが遂に廿日附を以て入学を許可する事となり万緑
叢中の紅一点数多の角帽と相並んで修業するに至れるが
本人は山形県東田川郡押切村土族加藤セチ〔セチ〕子とて明治
二十六年十月生れ大正二年鶴岡高等女学校を出翌三年四
月東京女子師範〔高等師範〕学校に入り本年三月優等を以て同校を卒
業し其後札幌北星女学校に招聘され同校にて教鞭を執り
つゝありしが夙に園芸に興味を有し其蘊奥を究めんと志
し北大入学を出願せるものにて大学にては農学選科第一
部に入学することを許可せるが我国にて婦人の大学生は
仙台の東北大学理科より二名の理学士を出したるのみに

「ママ」
て農学校へ入学せるは之を嚆矢とする由なり本人は日本
に於ける最初の農学士たらんを志望し居るものにて往々
は正科生たるべく随つて服装其他の事も決定すべく大学
としては尚将来も適當なる婦人の入学希望者あれば許可
する方針なりと

三一〇〇九

北大の新記録（女性の入学）

一九一八年九月二十三日

『北海タイムス』

北大の新記録

森本教務部長談

北海道大学が婦人入学問題に就いて過般來教授間に論議
講究中なりしが前報の如く今回入学許可することとなれ
り之に就て同校森本教授曰く英米諸國に於ては婦人の最
高学府に入学することに就て毫も男子と異なる処なしと
雖我國に於ては其可否に就き未だ定説なし殊に農科は
種々の実習を課するを以て研究の余地多く随つて今回入
学志願者のあると共に其採否に就ては数回の教授會議を
開き委員を挙げて慎重の研究を為したり其結果取敢ず選
科生として入学を許すこととし北大の門戸は婦人に向つ
ても開放され茲に我大学の新記録を造れりと雖正科生と
しても亦婦人を收容するや否やは未定の問題に属せり勿

論本人の希望は選科より正科に進み日本に於ける最初の農学士たらんことを冀ふものなるべく本人の希望を達成せしむるに就て大学は更に講究決定せざるべからず又農事の実習に就ては婦人に適當する科目を選ぶ必要あるも現在は選科なるが故何等制服の定めなし将来正科生として採用することと決定せば其服制も亦制定せざるべからず兎に角我大学は婦人に門戸を開放して将来適當なる入學志願者を採用する方針となれり

三一〇一〇

図書館規程

一九一八年十一月制定

『北海道帝国大学一覽 自大正七年至大正八年』

北海道帝国大学図書館規程 (大正七年十一月制定)

第一条 本学ニ図書館ヲ置キ北海道帝国大学ニ於ケル圖書ヲ貯藏ス

第二条 図書館ニ主幹ヲ置ク

主幹ハ分科大学教授又ハ助教教授中ヨリ総長之ヲ命ス

第三条 主幹ハ総長ノ指揮ヲ受ケ圖書ノ出納並ニ保管ニ

付一切ノ事務ヲ掌理ス

圖書ノ取扱ニ関スル細則ハ総長ノ裁定ヲ經テ主幹之ヲ定ム

三一〇一一

主事主任協議会規程

大学予科及各専門部教授会規程

各実科教授会規程

一九一八年十一月制定

『北海道帝国大学一覽 自大正七年至大正八年』

主事主任協議会規程

第一条 主事主任協議会ハ大学予科土木専門部水産専門部各主事及農学実科林学実科各主任並教務部長ヲ以テ組織ス

但シ総長ノ意見ニ依リ其他ノ職員ヲ列席セシムルコトアルヘシ

第二条 総長ハ主事主任協議会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第三条 主事主任協議会ハ総長ノ諮詢ニ応シテ大学予科

土木専門部水産専門部及農学実科林学実科ニ関連スル

左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル件

二 授業及試験ニ関スル件

三 訓育ニ関スル件

四 書籍、器械、標本等ノ設備ニ関スル件

五 前各項ノ外臨時ニ総長ヨリ諮問セラレタル事項

第四条 主事主任協議会書記ハ教務部書記ヲ以テ之ニ充

ツ

大学予科及各専門部教授会規程

第一条 大学予科及各専門部教授会ハ其ノ部科所屬ノ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

第二条 大学予科及各専門部主事ハ当該部科教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第三条 大学予科及各専門部教授会ハ其ノ部科ニ関連スル左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル件

二 授業及試験ニ関スル件

三 訓育ニ関スル件

四 書籍、器械、標本等ノ設備ニ関スル件

五 前各項ノ外臨時ニ総長又ハ主事ヨリ諮問セラレタ

ル事項

第四条 大学予科及各専門部教授会書記ハ教務部書記ヲ以テ之ニ充ツ

各実科教授会規程

第一条 各実科教授会ハ其ノ学科ニ於テ授業担当教官ヲ以テ之ヲ組織ス

第二条 主任ハ各実科教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第三条 各実科教授会ハ其ノ学科ニ關スル左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ關スル件

二 授業及試験ニ關スル件

三 訓育ニ關スル件

四 書籍、器械、標本等ノ設備ニ關スル件

五 前各項ノ外臨時ニ総長学長又ハ主任ヨリ諮問セラレタル事項

第四条 各実科教授会書記ハ教務部書記ヲ以テ之ニ充ツ

三一〇一二

大学院学生及学位に關する件（市川厚二）

学位授与に關する件

学生の政談演説に關する件

一九一九年二月十八日

「農学部教授会議事録」（〇〇〇二一四四）

二月十八日（火）午後二時ヨリ教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

三、大学院学生及学位ニ關スル件

右ハ市川厚一ヨリ論文提出獣医学博士ノ学位要求ニ付小倉教授ヨリ本人大学院在学中ノ研究事項ヲ報告アリ然ルニ当農科大学ニ於テ獣医学博士ノ要求ヲ受入ル、ノ權能アリヤ否ニ付異議起リ結局此点及論文審査ノ為委員五名（学長ヨリ指名）ニ附託スルコト、ナリ学長ヨリ左ノ五名ヲ指名セラル

南教授 橋本教授 小出教授 高岡教授

小倉教授（委員長ハ互選ノ事）

〔中略〕

五、総長諮詢事項ニ関スル件

〔中略〕

（二）学位授与ニ関スル件

教授中未タ学位ヲ授与セラレサル人ニシテ総長ヨリ推薦スヘキ者アラバ教授会ニ於テ調査アリタシ

右ハ宮部教授ノ發議ニテ特別委員（学長指名）ヲ設ケテ調査シ学位ヲ有スル教授丈ノ会ヲ開キテ決定スルコト、ナリ学長ヨリ各学科（部）ヨリ一名宛指名セラル如左

南教授 高岡教授 宮部教授 吉井教授
小出教授 橋本教授 小倉教授

（三）学生ノ政談演説ニ関スル件

右ハ近來弁論部学生等ノ行動往々放縱ニ流ル、弊アリ学生監ニ於テ取締ヲ嚴ニスルコトニ協定

午後五時閉会

三一〇一三

北大水産専門部の漁撈科盟休真相

一九一九年二月二十一日

『北海タイムス』

北大水産専門部の漁撈科盟休真相

項目十箇条を挙げて嘆願

北大水産専門部漁撈科生全部（二年十二名、三年四名）が本月十二日盟休して本道並に各地に散在する水産科卒業生八十七名と呼応して同科の革新を叫び項目十箇条を挙げて担任教授に嘆願しつゝありしが其後水産科生の幹旋により登校して徐々に希望条件の貫徹に努むる方穩当なるべしとの説に賛し一同は十八日より登校し何等不穩の事なきも希望の達成に向つては全力を挙げつゝあり、生徒側より提出せる嘆願条件の内容を探聞するに第一は昨年度より完全なる実習を経たる学課落第者をして更に前年度と同一なる実習を反覆せしむる規定を廃止されたとしといふにあるが此条件は容易に容れられず目下行悩み

の態なり次は陸上帆檣設置の件と室蘭に学生寄宿舎建設の件にてこは経費の關係上今直に実行するは困難なるも他日願意を容るべしとの意向次は卒業航海実施の件運用術附図分与の件、大学基本金より実習費の補助を仰ぐ事、鯨調査廃止の件、春期の操艇並に鯨漁見学廃止の件、オコック航海は六月十日以前に出帆すべきこと等は孰れも容れられず唯僅に最後の水銀盤使用の件のみは聞き届られたるが更に明廿二日札幌区在住の卒業生並に在校生の大会を開き願意の貫徹に努むべく一方水産科生は経費不足の關係上同科の継子扱ひなるを憤慨し此際同科の独立に向つて奮起すべしと敦圉き居れり因に教授会は今回の盟休生処分に関し協議の結果譴責に止め置くことに決したりと

三一〇一四

大学院学生及学位に関する件（市川厚一）

一九一九年三月四日

「農学部教授會議事録」（〇〇〇二一四五）

三月四日（火曜日）午後二時ヨリ教授会ヲ開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

三 大学院学生及学位ニ關スル件（前回ノ繼續）

小倉教授ヨリ前會議ニ於テ市川厚一ノ論文提出獸医学博士ノ学位要求ハ当農科大学ニ於テ獸医学博士ノ要求ヲ受入ル、權能アリヤ否ニ付上京中ノ宮部教授文部省ノ意見ヲ問ヒタルニ差支ナシトノ意見ナル旨全教授ヨリ電報モアリ市川厚一ハ家兔ニ就キ「テル」塗擦ニ由ル皮角ノ發生ヲ實驗シ其病理ト癌腫トノ關係ヲ明ニシ又參考論文中ニ殊ニ「上皮性腫瘍ノ發生ニ關スル實驗的研究報告」ニ於テ人工的ニ癌腫ヲ發生セシメ其組織学的變化及轉移ヲ研究シ克ク其原因ヲ闡明シタル旨ヲ

述へ

参考論文

- 一 上皮性腫瘍発生ニ関スル実験的研究 第一二一、
三回報告 山極博士
市川厚一

共著

- 二 犬ノ多発性腫瘍例ニ就テ殊ニ其発生セル乳旁腫瘍ノ

発生所謂囊胞性乳旁炎トノ関係及乳旁ノ混合腫瘍ノ

発生ヲ論ス

- 三 所謂胸腺腫ニ就テ

- 四 実験用動物ノ腫瘍ニ就テ

- 五 副^副萃^萃ト腫瘍トノ関係ニ就テ 奈良林保行 共著
市川厚一

- 六 所謂内寄生性「マカリナ」ニ就テ 小倉博士
市川厚一 全

- 七 大動脈及動脈微毒ニ就テ 斎藤次六
市川厚一 全

- 八 猿ノ腸重積一例示説

- 九 動脈及静脈系ノ微毒性変化ニ就テ

以上ノ論文ハ學術上有益ニシテ獣医学博士ノ学位授与セラルヘキ資格ヲ有スルモノト認ムル旨報告ス松村教授ヨリ審査報告前一応論文回覧アリタキ異議アリ小倉教授ヨリ本人ノ論文ハ既ニ発表シアルヲ以テ回覧省略セル旨答

へ新島教授ヨリ根本的解決ハ後日トシテ委員報告ニ依リ協議セラレタキ意見アリ協議ノ結果無記名投票ニ依リ決定スヘキコトナリ

総投票数 二〇

可トスルモノ 一九

無効 一

即チ可トスル者教授数四分ノ三以上ノ賛成ナルヲ以テ市川厚一ハ獣医学博士ノ資格アル者ト決ス

〔後略〕

水産科生の運動 遠藤博士休職の火の手

一九一九年三月十一日

『北海タイムス』

水産科生の運動

遠藤博士休職の火の手

北大水産植物学並に浮游生物学の權威として将又氣骨稜々の国粹保存論者として学界に重きをなしてゐた理学博士遠藤吉三郎氏は既電の如く去五日突如休職の命が下つたので直接教へを受けてゐる百十数名の学生や博士を知れる多くの人々は孰れも不審の眉を顰めた、学校側の理由では文官分限令第十条第四項の「事務の都合に依り」ての休職であると伝へてゐるが学期試験も此十五日に迫り且つ教授に一番実の入る第三学期に疾風迅雷的の休職は余程緊急を要すべき理由がなければならぬと教育界の噂とり／＼であつた、一方学生側は六日から何事か敦^{いさま}圀いてゐたが果然八日午後学生等は佐藤総長及び藤田水産

専門部主任教授に面会を求めたが藤田主任は何等の答へを与へなかつた、斯くて此会見を了へた百十数名の学生は何等かの協議を重ね居たりしが遂に九日午後一時一同若葉幼稚園に札幌卒業生を招ぎ遠藤博士復職運動を議したるが博士平素の性質は決して復職するものに非ざれば此際学校の改善を叫び博士と運命を共にせんとの堅い決心を申合せて解散した尚多年博士の恩顧を蒙つてゐた三名の教授も亦同一運命を辿るべく既に準備を急いで居るとか、昨日学生等は全部登校してゐたが授業を受ないで着々運動の進行に没頭してゐた

三一〇一六

北海道帝国大学各学部の講座種類及其の数

一九一九年二月七日公布

勅令第十八号『官報』

林政学及森林管理学

一講座

農産製造学

一講座

獣医学

二講座

経済学、財政学

一講座

応用菌学

一講座

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第六十一号ハ之ヲ廃止ス

勅令第十八号

北海道帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

農学部

農学

四講座

農芸化学

三講座

農芸物理学

一講座

植物学

二講座

動物学、昆虫学、養蚕学

三講座

園芸学

一講座

畜産学

二講座

農政学、殖民学

一講座

林学

四講座

〔注記〕

一九二〇年九月十五日公布勅令第三百九十七号により、農学部中「植物学 三講座」と改正、「皮革製造学 一講座」、「家畜衛生学 一講座」を追加。

一九二二年四月二十三日公布勅令第百十九号により、農学部中「森林工学 一講座」追加。農学部の中の次に「医学部」を追加し、医学部中「内科学 一講座」、「外科学 一講座」、「解剖学 一講座」、「生理学 一講座」、「医化学 一講座」、「病理学 一講座」を追加。

一九二二年五月十六日公布勅令第二百六十五号により、農学部中「比較病理学 一講座」を追加、「畜産学 三講座」と改正。医学部中「細菌学 一講座」、「耳鼻咽喉科学 一講座」、「薬物学 一講座」、「眼科学 一講座」を追加、「解剖学 三講座」、「生理学 二講座」、「病理学 二講座」と改正。

一九二三年五月十六日公布勅令第二百四十五号により、医学部中「産婦人科学 一講座」、「小児科学 一講座」、「皮膚泌尿科学 一講座」、「法医学 一講座」を追加、「内科学 二講座」、「外科学 二講座」と改正。

一九二四年七月八日公布勅令第百六十三号により、農学部中「農林法律学 一講座」、「殖民学 一講座」を追加、「農政学、殖民学 一講座」を「農政学 一講座」と改正。医学部中「精神病学 一講座」、「衛生学 一講座」を追加、「内科学 三講座」と改正。

一九二四年九月二十六日公布勅令第二百二十六号により、医学部の次に「工学部」を追加し、工学部中「橋梁学 一講座」、「铁道学 一講座」、「水工学 一講座」、「電気機械学 一講座」、「原動機学 一講座」、「鉱山学 一講座」を追加。

一九二五年五月十九日公布勅令第百九十八号により、医学部中「外科学 三講座」と改正。工学部中「理学 二講座」、「応用力学 三講座」、「混凝土工学 一講座」、「鉱山機械学 一講座」、「応用地質学 一講座」、「電気磁気学 一講座」、「電力及電力応用学 一講座」を追加、「水工学 二講座」、「原動機学 二講座」、「鉱山学 二講座」と改正。

一九二六年六月二十一日公布勅令第百八十四号により、工学部中「機械工作学 一講座」、「選鉱学 一講座」、「燃料学 一講座」を追加、「铁道学 二講座」、「電気機械学 二講座」、「電力及電力応用学 二講座」と改正。

一九二九年一月二十四日公布勅令第四号により、医学部中「薬物学」を「薬理学」と改正。

一九三〇年三月三十一日公布勅令第五十三号により、工学部の次に「理学部」を追加し、理学部中「数学 二講座」、「物理学 二講座」、「化学 三講座」、「地質学、鉱物学 二講座」、「植物学 一講座」、「動物学 一講座」を追加。

一九三二年五月九日公布勅令第七十七号により、理学部中「物理学 四講座」、「化学 四講座」、「地質学、鉱物学 三講

座」、「植物学 二講座」、「動物学 二講座」と改正。

一九三三年五月十四日公布勅令第六十八号により、理学部中「数学 三講座」、「化学 五講座」、「地質学、鉱物学 四講座」、「植物学 三講座」と改正。

一九三三年五月二十四日公布勅令百三十三号により、理学部中「物理学 五講座」と改正。

一九三六年十一月十一日公布勅令第三百九十三号により、農学部中「園芸学 二講座」と改正。

一九三七年十一月一日公布勅令第六百三十号により、工学部中「燃料学 二講座」と改正。

一九三九年四月十二日公布勅令第九十六号により、工学部中「燃料学 三講座」と改正。

一九四〇年五月十七日公布勅令第三百三十一号により、農学部中「水産生物学 一講座」、「水産化学 一講座」を追加。

一九四一年四月十六日公布勅令第四百三十九号により「水産化学 二講座」と改正。

一九四一年十一月二十六日公布勅令第千号により、工学部中「通信工学 一講座」を追加、理学部中「数学 四講座」と改正。

一九四二年四月八日公布勅令第三百七十八号により、農学部中「水産生物学 二講座」と改正、工学部中「冶金学 一講座」を追加。

一九四四年十二月二十日公布勅令第六百六十八号により、農学部中「家畜解剖学 一講座」を追加、工学部中「燃料学 四講座」と改正。

一九四五年六月十六日公布勅令第三百七十二号により、理学部中「石油地質学 一講座」を追加。

一九四六年三月二十二日公布勅令第五百十五号により、工学部中「燃料学 四講座」を「応用化学 四講座」と改正。

一九四七年四月二十一日公布勅令第三百三十九号により、理学部の次に「法文学部」を追加し、法文学部中「哲学 七講座」、「史学 三講座」、「文学 三講座」、「法律学 五講座」、「政治学 一講座」、「経済学 二講座」を追加。

一九四七年七月五日公布政令第百二十六号により、農学部中「農業機械学 一講座」を追加。

一九四九年五月三十一日公布法律第百五十号により廃止。

北海道帝国大学官制中改正

一九一九年四月一日公布

勅令第五十七号『官報』

勅令第五十七号

北海道帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条 北海道帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長

教授

助教授

事務官

学生監

助手

書記

第二条中「帝国大学令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二条ノ二 教授ハ専任二十七人奏任又ハ勅任トス各学

部ニ分属シテ其ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究

ヲ指導ス

教授ニシテ学部長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ担任セ

シメサルコトヲ得

第二条ノ三 助教授ハ専任十五人奏任トス各学部ニ分属

シ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ

分担スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条ノ二 助手ハ専任三十三人判任トス各学部ニ分属

シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ関スル職務ニ

服ス

第五条中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ専任十六人判任

トス」ニ改メ同条第二項ヲ削ル

第六条 各学部ニ学部長一人ヲ置キ其ノ学部ニ属スル教

授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学部長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ学部ノ事ヲ掌ル

第七条 農学部ニ附属植物園、附属農場及附属演習林ヲ

置ク

植物園ニ植物園長、農場ニ農場長、演習林ニ演習林長

ヲ置キ農学部ニ属スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第八条乃至第十条及第十二条ヲ削リ第十一条ヲ第八条トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ北海道帝国大学分科大学ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝国大学ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相当スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相当スル級俸ナキトキハ従前ノ本俸及加俸ノ額ニ相当スル本俸ヲ受クルモノトス」

本令施行ノ際現ニ北海道帝国大学分科大学ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝国大学ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタ

ルモノトス

本令施行ノ際現ニ北海道帝国大学ノ分科大学長、農科大学附属植物園長、農科大学附属農場長又ハ農科大学附属演習林長ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各北海道帝国大学ノ学部長、農学部附属植物園長、農学部附属農場長又ハ農学部附属演習林長ニ補セラレタルモノトス

山極勝三郎・市川厚一「癌腫の人工的発生研究」に対する
帝国学士院賞授賞審査要旨

一九一九年五月二十五日受賞
「授賞審査要旨」(帝国学士院)

医学博士山極勝三郎君及び獣医学博士市川厚一君ノ癌
腫ノ人工的発生研究ニ対スル授賞審査要旨

医学博士山極勝三郎獣医学博士市川厚一両君ハ大正二年
以来人工的癌腫ノ発生ニ関スル研究ヲ為シ東京医学会
雑誌、日本病理学会雑誌、大学紀要、The Journal of
Cancer Research 等ニ数回其報告ヲ掲グ更ニ大正七年
六月十二日本院ニ於テ研究成績ヲ報告セリ

癌腫發生ノ原因ニ就キテハ寄生説、悪液説、遺伝素因説、
細菌説、寄生動物説、遺伝説等アリテ未ダ解決セラレズ
而ハ Virchow ノ反復慢性刺激説及ビ Cohnheim ノ遺伝素
因乃至迷芽説ノ二者ハ有力ナル学説トシテ今尚相對峙シ
テ唱導セララル

山極市川両君ハ昔ヨリ西洋ニ於テ煙突掃除人ノ陰囊又ハ
「パラフィン」若クハ「テール」職工ノ皮膚ニ「パラフィ
ン」若クハ「テール」癌ノ発生スル如ク動物ニ「テー
ル」ヲ塗擦シ癌ヲ発生セシメ得ベキヤ否ヤヲ試験セリ之
ニ関シ曾テ Broch ハ「パラフィン」ヲ「モルモット」
ハ Casin ハ「テール」ヲ犬ニ塗擦シ試験ヲ為シタルモ
恐ラク其試験期ノ短キト動物数ノ少キトヲ以テ陰性成績
ニ終リタルガ如シ然ルニ山極市川両君ハ大ナル耐忍ヲ以
テ多数ノ家兎ノ耳ニ二三日置キニ長日月ニ亘リ持續的ニ
「テール」ヲ塗擦シテ陽性成績ヲ得タリ

両君ハ上記ノ如ク二三日置キニ兎耳翼内側ニ「テール」
ヲ持續シテ塗擦シタルニ一ヶ月乃至一ヶ月半又ハ数ヶ月
ノ後上皮膚強角化症、毛囊内角質ノ瀰溜、角質瀰溜囊胞、
毛囊外鞘基底上皮ノ増生、真皮内上皮分芽等發生シ其結
果トシテ粟粒大ヨリ米粒大ノ小結節ハ追々増大シ或ハ有
茎「ポリープ」²⁾状乳嚢性毛囊上皮腫或ハ扁平広基底型毛
囊上皮腫發生シ而シテ多数ノ実験ニ依ルニ二百五十日以上
「テール」塗擦ニ堪ヘタル動物ニハ多数ノ毛囊上皮腫ノ

發生スルヲ見タリ

有茎型ト広基型トノ比ハ前者ハ普通ニシテ後者ハ稀ナリ然レドモ両型同一動物ニ混生スルコトアリ又初期癌ハ広基型ヨリ發生スルモノ少カラズシテ而モ有茎広基両型ヨリ皮角ヲ生ズルコトアリ又皮角脱落シタル根ノ所ヨリ癌腫ヲ生ズルコトアリ

両君ハ「テール」塗擦ヲ持續シタル全実験動物百七十八頭ノ耳二百七十五中十六例ノ真正癌（五・八％）二十五例ノ初期癌（九・二％）及ビ二十二例以上ノ癌ヘノ移行期ニ在リト思ハルモノ（八・一％）ヲ發生セシメ得タリ

右ノ初期癌又ハ真正癌ハ顕微鏡下ニ特有ノ組織ヲ示シ其多数ハ肉眼の侵蝕性潰瘍ノ外觀ヲ呈ス又癌腫中少数ノモノハ塗擦中止後其生長止マズ耳根部淋巴節顎下腺ニ転移ヲ生ジ動物ハ体重半減シ衰弱ノ為メニ斃レタルモノアリ両君ハ上記ノ実験ニ基キ左ノ結論ニ帰着セリ

一、長時間「テール」塗擦ヲ持續シテ兔耳内面ニ人工的ニ上皮癌ヲ發生セシメ得ルコト

二、「テール」塗擦ニ依リテ普通生理的上皮細胞ヲ癌性化セシメ得ルコト

三、上皮癌ハ單純正型のヨリ違型の増生、毛嚢上皮細胞腫ハ癌ヘノ移行期、癌初期ノ順序ヲ経テ追々發生シ始ヨリ夫々特有ノ病的組織像ヲ示ス所ノ伝染性又ハ寄生性ノ病ナラザルコト

更ニ最近ニ至リ山極市川両君ハ人工的乳癌發生ノ実験ヲナシ其成績ヲ本年三月東京医学会ニ報告セリ即チ両君ハ多数ナル雌性ノ家兔ノ乳腺ニ「ラノリン」ト「テール」水製「エキス」トノ混合液一定量ヲ一定期日毎ニ永ク持續シテ注射シタルニ四十七頭ノ試験家兔中人工的ニ乳癌ヲ發生セシメ得タルモノ三例アリタリト云フ

則チ山極市川両君ハ癌腫ハ人工的刺戟ノ作用ノミニ因リ之ヲ發生セシメ得ベキモノニシテ特殊遺伝素因ノ存在乃至特殊病原体ノ参加ヲ要スルモノニアラズトノ事実ヲ確証セリ是レ悪性腫瘍病原学上ノ一大進歩ト謂フベシ

三一〇一九

学部に属する教官採用に関する件

一九一九年六月三日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇三一〇三)

六月三日午後二時三十分より教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一 学部ニ属スル教官採用ニ関スル件

今後学部ニ属スル大学教授助教教授講師(専属講師)採用ノ

場合任用以前教授会ノ議ヲ経テ総長へ上申致度従来ハ

総長独リニ決行セラレタルモ今後ハ教授会議ヲ経ルコ

トニ致タシト議長ヨリ議場ニ諮リシニ異議ナク決議尚

ホ罷免スル場合モ教授会ヲ経ルコトニ決ス

〔後略〕

三一〇二〇

科学研究奨励費支出に関する件

一九一九年六月三十日

「予算 自大正六年度至大正八年度 会計課」

(帝大ノ二〇一九ノ四三八)

発專一四四号

貴学職員ニシテ科学研究ニ従事スル者ニ対スル補助ノ件

ニ関シ曩ニ御申出ノ次第モ有之候処今般別紙ノ通補助決

定相成候右補助金ニ就テハ追テ本省大臣ヨリ貴官ニ仕払

委任可相成筈ニ有之候ニ付左記要項ニ依リ御取計相成度

尚二年以上継続補助申請者ニ対シ明年度ニ於テモ本年同

様補助可相成ヤ否ヤニ就テハ予算其他ノ関係上予期致兼

候条御了知相成度依命此段及通牒候也

大正八年六月卅日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎

北海道帝国大学総長農学博士佐藤昌介殿

記

一、研究用ノ機械器具ハ一般会計所屬ノ物品トシテ購入シ研究者ヲシテ使用セシムルコト

二、実験材料雜品消耗品及補助員ノ手当等ハ其ノ総額ヲ研究者ニ交付ノ形式ヲ以テ支出シタル上校友会等ノ如キモノノ取扱ニ準シ責任アル貴学職員ヲシテ貴官監督ノ下ニ必要ニ応シ仕払ヲ為サシムルコト

三、補助ヲ受クル研究者ヲシテ予メ二ノ事項ノ外尚左ノ各項ヲ心得シムルコト

(イ)補助ヲ受ケタル研究者ハ十一月及三月ノ二回ニ其ノ研究事項ニ関スル報告書ヲ文部省ニ提出スヘシ

(ロ)研究ヲ終了シタルトキハ前項ニ拘ラス詳細ナル報告書ヲ提出スヘシ

(ハ)補助ヲ為シタル研究事項ニシテ特許権等ノ問題ヲ生スル場合ニハ文部省ニ於テ研究者ト協議ノ上相当ノ方法ヲ定ム

農学部 ◎八 大正七年度ニモ補助シタルモノ

補助金額	研究者官職氏名	研究事項
◎ 金貳千円	教授 東海林力藏	植物纖維ノ特質ニ関スル研究
◎ 金千五百円	〃 藤田経信	鯨ノ研究
◎ 金貳千円	教授 宮部金吾 三宅康次 伊藤誠哉	植物免疫性並ニ抵抗性ノ研究
金千貳百円	〃 小倉鉦太郎	家畜内臓寄生虫發育及病理研究

三一〇二一

北大水産科の改造問題 漸く具体化せり

一九一九年十二月十一日

『北海タイムス』

北大水産科の改造問題 漸く具体化せり

北大水産科専門部の独立移転問題に対する運動は愈よ具体化し来れり最近同専門部主事藤田経^信俊教授を首め同養殖科教授佐々木望^真同助教授来島同製造科教授佐々茂雄助教授田中清三郎同漁撈科教授鳥山嶺男助教授村山佐太郎等の七氏が委員となり之に卒業生が相呼応して起ち内部改造を声明し其趣旨の貫徹に努めつゝあるが探聞する処に拠れば名目単に内部の改造と云ひ目下紊乱状態に在る同専門部の一切を改造せんと云ふに在るも其実独立移転問題の解決が主要の目的なりと云ふ尚該問題に関し佐藤総長は早晚専門部も大学に昇格すべき性質のものなれば昇格問題に対しては或程度迄賛同するも併し独立移転問題に対しては全然反対なりと云ふ

三一〇二二

学年開始期変更に関する委員会記事

一九二〇年三月三、十、十二日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇三一—五)

学年開始期変更ニ関スル委員会記事

第一回委員会三月三日(水)午後一時半開催協議事項ハ別記各委員ニ配布シタル印刷ノ各項目ノ如シ

学年開始期変更ニ関スル第一回委員会「略」

第二回委員会 三月十日(水)午后一時三十分開催委員全部参集 前回ニ於テ協議セル事項ニ基キ各科ノ意見ヲ提出セラレ種々協議ノ結果左ノ通り決定ス

一、学年開始期変更ハ大正十年四月ヨリ実施スルコト
二、右実施準備トシテ大正九年九月十一日始業ノ学年ハ之ヲ九月一日ヨリ始業シ大正十年四月以後即第三学期ハ各学年ヲ通シテ之ヲ切捨ソルコト

三、右ノ結果大正九年九月一日ヨリ十年三月三十一日迄

ケノ經費ノ増額ニ就テ文部省ニ対シ総長ノ尽力ヲ希望スルコト

ノ授業期間ヲ從來ノ各学期授業日数ニテ大略按分シテ左ノ如ク三学期ニ区分スルコト

右ニテ委員会ヲ打切り右ノ事項ヲ教授会ノ議ニ附シ決定スルコト、ナシ午后四時散会

第一学期 大正九年九月一日ヨリ十一月十四日迄

第二学期 大正九年十一月十五日ヨリ十年一月

三十一日迄(十二月二十五日ヨリ一月

七日迄ハ冬休)

第三学期 二月一日ヨリ三月三十一日迄(試験ハ

三月十六日以後ニ行フコト)

四、右期間内ニ於テ修学旅行等ハ休暇中ニアラザレバ行

ハザルコト

五、各学期ニ配当セル既定ノ学科目ハ其儘之ヲ臨時ノ各

学期ニ配当シ変更ハセザルコト

但シ教授ノ見込ニヨリ他ニ差支ナキ限り講義時数ヲ増シ実験実習及

演習ノ時間ノ延長ヲナスコトアルベシ

六、^{〔注〕}学年開始期変更ノ為メ別ニ經費ヲ要求セザルコト

但シ演習実験及実習ノ費用ニシテ從來ノ第三学期分

ヲ学力充実ノ為メ三月迄ニ消費スルノ止ムナキ場合

ニ於テハ四月ヨリ七月ニ至ル新学年ノ第一学期分丈

第三回委員会 委員会ハ第二回ヲ以テ終了ノ筈ナリシモ文部省専門学務局長ヨリ変更ニ要スル經費ヲ計上シ三月二十日迄ニ答申セラレタキ旨ノ飛電アリタル為メ三月十二日(金)午後二時半ヨリ事務所楼上ニ於テ急遽第三回委員会ヲ開キ第二回委員会ニテ決議シタル事項中第六項ハ之ヲ取消シ新ニ委員ニ於テ會計課長提示ノ項目ニ就キ各科ニ於ケル所要經費ヲ計上シ三月十五日迄ニ提出ノコト、シテ午後四時散会ス

〔注〕欄外に「第六項削除」と書き込みあり。

三一〇二三

学年開始期変更に関する件

実科講師に関する件

一九二〇年三月十七日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇三一―一六)

三月十七日(水曜日)午後二時三十分事務所楼上ニ於テ
教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一 学年開始期変更ニ関スル件

学部長ヨリ委員会ノ経過ニ就テ概略ノ報告アリ書記ヲ
シテ其ノ決議事項ヲ朗読セシメラル、小倉教授ノ發議
ニヨリ決議中第四項ノ「正確ニ授業ヲ行ヒ」ヲ削除シ
テ左記ノ如ク改メ他ハ委員会ノ決議通り異議ナク決定
ス

四、右期間内ニ於テ修学旅行等ハ休暇中ニアラザレ

バ行ハザルコト

尚右教授会ニ於ケル決議事項ニ関シ文部省ヘノ上申及

大正十一年四月以後ニ当然必要ヲ感ズベキ学年開始期
変更ニ伴フ学則改正ニ就テハ追テ協議スル所アル旨学
部長ヨリ附言セラル(青葉教授暫時退席)

二、人事ニ関スル件

〔中略〕

3. 実科講師ニ関スル件

従来大学助手ハ実科講師タルノ名義ヲ得サリシカ
今般大学助手ハ農学実科、林学実科講師タルヲ得
ルノ道開ケタルヲ以テ助手ヲ講師ニ囑託スルヲ得
ルコト、ナレリ而シテ現ニ助手トシテ実科ノ講義
ヲ担当シツ、アル小華和助手、野田助手、枅内助
手ニ実科講師ヲ囑託スルコト
右三件ハ学部長ヨリ夫々説明アリテ教授会ノ承認ヲ求
メラレ異議ナク決定ス

〔後略〕

三一〇二四

総長へ建議の件

一九二〇年四月十六日

〔農学部教授会議事録〕（〇〇〇三一七）

四月十六日（金曜日）午後二時三十分ヨリ事務所楼上ニ於テ開催ス出席者左ノ如シ

〔中略〕

二、総長へ建議ノ件

〔中略〕

（九）農学実科及林学実科ヲ農林専門部トシテ独立セシメ北海道帝国大学附属ノ一専門部トナスコト、之レ農学部ノ研究上及授業上ノ損失ヲ除キ且ツ実科其物ノ充実ヲ計ランガ為メナリ（時任教授説明）

改革第一案

北海道帝国大学附属農林専門部

主事 一人 教授中ノ一名ヲ以テ之ニ充ツ

専任教授 十人 奏任

専任助教教授 八人 判任

書記 一人 判任

全第二案

全上 農学専門部

全上 林学専門部

主事 二人（農学^{二八}） 大学教授ヲ以テ之ニ充ツ

専任教授 七人（農学^{二八}） 奏任
（農学専任^{二八}）
（林学専任^{二八}）
（共通^{三八}）

専任助教教授 二人 判任

書記 二人 判任

全第三案

現状ノ儘トス 但シ官制上ニハ之ヲ表スコト

大部分ハ大学教授及助教教授ガ授業ヲ助ク

実科専任ノ大学助教教授 七人 奏任

助手 二人 判任

以上三案中第一案ヲ提出スルコト詳細ハ時任教授調

査立案セラル

尚教室及寄宿舎ノ設備ヲ完備スルコト

午後四時三十分閉会

三一〇二五

大学予科生徒の大学へ進入志望の件

学部学生の充実を計る件

大学と予科との関係をより密接ならしめんとするの件

一九二〇年五月十二日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇三一—一九)

五月十二日(水曜日)午後二時三十分事務所楼上ニ於テ
教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

右ニテ教授会ヲ終リ協議ニ移ル

一、本年卒業スヘキ大学予科生徒ノ大学へ進入志望ノ件
大体ニ就テ青葉主事ヨリ説明アリ卒業予定数八十四名

中其ノ志望ノ内訳大要左ノ如シ

農学科〓十四 経済学科〓十五 生物学科〓一

農芸化学科〓二十五 林学科〓四

畜産学科第一部〓八 畜産学科第二部〓二

未定〓十五

尚大学予科三年生大部分ノ希望トシテ農学部各学科ノ
内容ニ就キテ何等カノ方法ヲ以テ説明アリタキ旨青葉
主事ヨリ要求アリ種々協議ノ結果本年ヨリ毎年学部長
ヨリ予科三年生ニ対シ学部ノ内容ノ大体ニ就キ説明シ
其ノ詳細ニ亘リテハ各学科主任教授ニ就テ質問セシム
ルヲ可トスルコトニ決定ス

二、学部学生ノ充実ヲ計ル件

学部長ヨリ予科卒業生ヲ学部ノ定員(二〇〇名)通り
若ハソレニ近キ人員ヲ入学セシメントスルニハ予科ニ
於テ入学者ヲ多クナスノ要アリヤト質問アリ主事ヨリ
学級ヲ増スコトハ今ノ処困難ナルモ入学ノ初期ニ於テ
欠員アラバ可成補欠入学ヲ許シ予科ノ定員ヲ充スコト
ニ努力スベキ旨答弁アリ

三、大学ト予科トノ関係ヲヨリ密接ナラシメントスルノ
件

右ニ関シ一ノ方法手段トシテ予科卒業生ノ大学へ進入
ニ際シ入学願書ヲ廃シ、入学金納付ヲ廃止スルモ可ナ
リトノ説出デ研究ニ値スルモノトシテ保留ス、又一ノ

手段トシテ予科卒業生ニシテ他ノ大学ヲ希望スルモ容
易ニ許可セザル方針トシテ他大学ト連絡ヲ保チ本学ニ
於テ承認ナキ時ハ他ノ大学ニ於テハ其ノ者ニ入学ヲ許
可セザル様ニナス事モ可ナリトシ研究スルコトニ決定
ス

〔後略〕

科学研究従事者に対する補助の件

一九二〇年六月十五日

「予算 大正九、十年度 会計課」(帝大／二〇一九／〇四三九)

「前略」

北海道帝国大学

農学部

補助金額	研究者官職氏名	研究事項
○ 金貳千円	教授 東海林力蔵	植物纖維ノ特質ニ関スル研究
○ 金壹千五百円	同 藤田経信	鯨ノ研究
○ 金貳千円	同同同 伊藤誠吾 三宅康次	植物ノ免疫性並ニ抵抗性ノ研究
金壹千円	同教授 小倉鉦太郎 市川厚一	家畜内寄生虫ノ發育及病理ニ関スル研究
金貳千円	同教授 新島善直 木下栄次郎	森林保護学上金龜子ノ研究

三一〇二七

選科生入学許可に関する件（本間ヤス）

一九二〇年九月一日

〔農学部教授会議事録〕（〇〇〇三一—三）

九月一日午後二時ヨリ事務所楼上ニ於テ教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

二、選科生入学許可ニ関スル件

六高卒業生佐野吉雄農業生物学科（本科）入学許可ノ件ヲ異議ナク可決シ次デ左記本間ヤス外五名ノ選科生入学許可ノ件ヲ議ス

入学志願者調

氏名	志望学科	出身学校	卒業年月	備考
佐野吉雄	農業生物学科 本科	六高、二部乙	大正九年七月	出願取消
本間ヤス	農業生物学科 選	東京女子高師 理科第二部	大正五年三月	高等女学校在職
加藤謙一	一、農業生物学科 二、林学科 〃	千葉高等園芸学校	大正四年三月	実業ニ従事中 農学科へ転科

許可

検定ノ上
許可

許可

大谷実蔵	林学科	本学林学実科	大正九年七月	出願取消
寺田重雄	畜産一部	本学水産専門部	大正九年四月	
関谷康次	畜産一部	本学水産専門部	大正八年七月	東大農学部水産科 選科中途退学
星野儉二	一、農学科 二、農業生物学科	本学農学実科	大正七年七月	
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

右ノ内本間ヤスハ学力検定ノ上入学ヲ許可スルコト、加藤謙一以下四名ハ有資格者トシテ夫々志望ノ学科ヘ入学ヲ許可スルコトニ決定ス

〔後略〕

土木界の将来と我専門部

一九二〇年十二月一日

『受験と学生』第三卷十二号

土木界の将来と我専門部

北海道帝大土木専門部 北の一孤犬

〔中略〕

(2) 我専門部の沿革と使命

爰に本専門部の草創に溯りて其の沿革を叙せんに、其の由來する所甚だ遠し。明治の初年に於て、北海道拓殖の大恩人黒田清隆氏は、拓殖事業成功の要訣は之が人物の養成にあるを得し札幌農学校を設けたり。爾來十五有余年、吾国のあらゆる方面に人材を供給したり。

更に植民拓殖の根本義は交通と密接の關係を有するを以て、時の政府も交通政策に依りて移民拓殖政策を確立するに至れり。茲に於てか明治二十年三月農学科の外に工学科を設置したり。これ實に我専門部の發端たるなり。

當時は修業四ヶ年にて工学士の称号を与へられたり。明治三十年五月に至り、工学科は廢せられて土木工学科を設けらる。爾來卒業生を出し、明治四十年農学校は一躍農科大学に進み、土木工学科は大学に附屬するに至り、それより幾何もなく、大正七年四月、新に獨立して北海道帝国大学となり、農学部は其の一分科となり、最近医学部の開設を見るに至れり。同時に土木工学科は、土木専門部として大学に附屬するに至りぬ。今や本校の卒業生は約四百名に達し、我が技術界に貢獻せし所尠少にあらざるなり。

(3) 卒業生的情況

工学科時代より挙げれば、初期に於て我国治水界のオーソリティー工学博士岡崎文吉氏あり。現に内務勅任技師たり。二回に於て北海道鉱業鐵道株式會社技師長栗野定次郎氏あり。大湊興業株式會社技師の遠武勇熊氏あり。四回に於ては鐵道界の權威坂阪岡工学博士あり。先生は現に本学専門部主事として鐵道工学を講義せらる。其他川江秀雄氏は滿鉄京城管理局工務課長たり。五回には人格

の人、対外社交の人大村卓一氏あり。現にシベリヤ鉄道東支南部管区監督官勅任鉄道省技師として敏腕を振はれつつあり。曾て小樽、室蘭のコール・ビーヤを設計せられたる事あり。其の他真島工学博士は呉海軍経理部技師として活動され、筒井弥市氏は北海道鉄道建設事務所長技師として盛んに奮闘せらるるを見る。何れも同科出身の工学士なり。

降つて土木工学科時代の出身には、鉄道省札幌保線事務所長技師たる畑生徳郎氏を始めとし、同じく鉄道省技師たる中山、阿部茂、五十嵐鎌馬、田中恵、木梨文、米子精彦「」四十万小平、渡辺三郎諸氏あり。ドクトル・オブ・フィロソフィの外国の学位を有する阿部美樹志氏は、現に鉄道省技師として東京高架鉄道に於ける鉄筋混凝土橋等の設計者として有名なり。其の他米國貿易会社建築部技師の高橋清輔氏あり。東洋拓殖の技師として渡辺幾郎氏の朝鮮にて活動せらるるあり。四十一年卒業の吉田直氏は佐世保海軍の建築課技師たり。

其の他民間方面にては久原、三井、三菱、満鉄、北海

炭鉱汽船会社等に重要な地位を占め居る者多し。本校の出身者は北は樺太より満洲、朝鮮、台灣、北海道の植民地を始めとして、本邦内地の各地にも盛に活動しつつあるなり。

(4) 卒業生の出身地方別

万事アメリカ式に發達したる北海道の諸都市中、殊に我が札幌は、明治初年米人の設計に係り、其の街路の井然として理想的なる事実に我國都市の模範にして、今や北海の拓殖政治の中心、學術の淵源地となれり。因に我専門部前身以来の工学出身者を地方別にせば、(大正八年現在)

北海道地方	七十五名
東北奥羽地方	七十五名
関東地方	六十七名
近畿中国四国地方	五十八名
本州中部地方	五十五名
九州地方	三十四名
支那聴講生	四名

合計 三百六十八名

是を以て之を觀るに、本校の卒業生の数は其の出身地方と札幌との距離に比例せるを見る。之自然の理なり。而も九州人の比較的多数なるは、又或種の事實を語るものと云ふべし。

(5) 本専門部の特色

以上余り手前味噌の如くにて特筆に値するものなけれども、強ひて是れを求めば、前述の通り本専門部卒業生が北海道の拓殖に多少の貢獻を為し、鐵道建設に携はる者の比較的多数なりしは確にその特色ならんと思はる。これが為めに本校に於ける鐵道工学の講義の時間は他校より多きやうなり。

本校は、其の位置余りに北部に偏せる為め從來よく一般に知られざりしは甚だ遺憾とする所にして之即ち茲に本専門部に就いて聊か秃筆を振ひたる所以なり。

(6) 終りに臨んで

終に臨んで一言せん。諸君は定めし前途赫赫燃ゆるが如き壯図に向つて一意専心勇往邁進せられつつある事と

信ず。庶幾くは諸君よ、将来の目的志望に対しては十分熟慮して誤る事なく、夫夫その目的を首尾良く達せられん事を。

愚にもつかぬ冗文を書き連ねたるが、要は在学三年に甘じて、将来土木家として世に立たんとする士は、数多ある高工の土木科か、本専門部の何れかを選ばれん事を希望するのみ。

北大農実と林科の昇格運動始まる

一九二〇年十二月十二日

『北海タイムス』

北大農実と林科の昇格運動始まる

相連絡し目的に向つて何処迄も進むといふ

既報、北大農学実科は同林学実科と相提携し東京駒場の実科と相呼応して先日から昇格運動を開始して居るが一日昨日も午後六時から区内若葉幼稚園に実科会を開き北大農学実科の連中が一年より三年迄全部集合して、左の諸項を決議した

一、実科代表者は佐藤北大総長、南部長時任主任を訪問し右三氏の意見を聞き更に専攻部を設置する事而して専攻部の出身者には学士号を与ふる事を嘆願する事
二、卒業生に対して此運動の通知を為し後援を依頼する事
三、今後の方針は訪問の結果に依つて再び決議する事
尚昨日代表者を訪問すれば「我々が昇格運動を開

始したと言ふので或は不穩の形勢でもあるかの様に考へて居る人もあるが、我々の要求は従来の三年の上更に二年間の専攻科を設置し、然る後に此卒業生を大文学本科卒業生と同等待遇にして貰ひ度ひと言ふのであつて本科は中学四年から入学して予科三年本科三年を終るので目下の実科は中学五年を卒業して入学し実科三年に更に専攻科を二年修めれば結局同一で、此要求は無理では無いと思ふ、故に我々の運動が穩当であるといふ固い信念を以て、何処迄も紳士の態度を持して全力を尽すのである。我々は全部一致団結して事に当るので全員の集合は随時速かに出来る事になつて居る、目下の処林学実科とは具体的交渉は無いが林実でも本日愈々態度が決定したから行動を共にする事は明かである、要するに我々の運動は我々各自の向上の道を講ずるのであつて内地各地十五校の例もある事であるから我々は至当な運動である事と思ふ。」云々

北大土木専門部の陳情書

一九二〇年十二月二十七日

『北海タイムス』

北大土木専門部の陳情書

北大附属土木専門部生徒一同は教員並に卒業生一同と協議し左記決議案を当局並に本道有志に陳情せるが昨日も亦本部に於て生徒大会を催せり

第一案 北海道帝国大学附属土木専門部を独立し他に数科を併置して高等工業学校となし次に専攻科を設置して内容の充実を期する事

第二案 若し第一案にして容れられざれば独立を促進せしむる前提として先づ当土木専門部の内容を充実し今回設置せらるべき本学工学部に其の卒業生を入学せしむべき優占権を得る事

陳情書

熟々北海道の現在及び将来を考察するに各般に涉りて

諸種の施設を要する急なるもの多々あるも就中帝国の消長に多大の關係を有する本道今後の開発上直接其の衝に當る技術者を養成する工業的専門学校の設置は實に急務中の急務なるを信ず惟ふに現今北海道は工業専門学校として^{〔舊〕}氣土木専門部のみを有し今日迄基礎的開発の為に直接間接に貢獻せしところ多大なりしは自他共に認むるところなるも今や北海道の現状は單に土木技^{〔新〕}□者のみを要するに止まらず将来の工業的文化を促進せんがためには他に数科を併置して独立せる高等工業学校の設置を要望する益々切なるを覺ゆ尚ほ之に専攻科を設置せられんことを望むは之現今学制上の問題にして其の議論多々あるべきも頃日これに関する輿論は其の設置を可とするの傾向を存するに至ると共に其実現を見んとするの時代となれり即ち我独立を希望する高等工学^{〔新〕}学校に於てもこれが權衡を保せしめ以つて其の内容の充実を計り尚幾多秀才の進路を開き一層文化の向上に資せんとするものなり従つて英才の進路は従前に比し容易となる可く一方分業的文明の進展の

旺盛なる今日特種の貢獻を致すもの多大なるを思ふや切なり之れ当土木専門部に数科を併置して独立せしむると共に専攻科を設置せんとする理由なり然れども之れが設置に關し文部省当局に於て多大なる支出を要するや事実なり而も当局は近年本道に高等工業学校設立の必要を切に感じ居るも經費の不足に依り止むを不得延引せざるべからざる状態に在り故に之が為めには又本道々民諸彦の充分なる御援助に依るの外なく此処に個人的地方的の運動涌起して資力補助の御援助を得ば之れが實現は決して難事ならざるべしと信ず以上吾人は本道開發の爲め高等工業学校を設立し更に専攻科を併置することに關し道民諸彦に向つて請願することに一致せり若し吾人の希望にして近き将来に實現すること困難なりとせば止むを得ず現状を維持するも当土木専門部は当然将来本道に設立せらるべき高等工業学校の基礎たるべきものなるが故に今より之れが内容の充實を計るに於ては文部当局をして更に独立の必要を痛感せしむるのみならず實現の可能性を増進す

るに於て多大の効果あるべきを以て内容を充實する意味に於て実験室を整備し教授及び講義室を増加し更に研究志望者の為に今回設置せらるべき本学工学部に入学し得べき優占権を得んことを切望せんとす實際当土木専門部の現状を見るに一定せる講堂の存する無く大学に附屬せる予科講堂の二階の一部を借り居るに過ぎず之を以つて見るも今後充實拡張すべき余地の大なるは明らかなる処なるべし吾人は須臾と雖もかゝる現状を繼續するには到底忍びざるところなり此処に於て先づ以上二項を当局に提出し縷陳して以つて其の一を与へられんことを歎願せり冀くば道民諸彦吾人の微衷を諒とせられ宜しく御後援賜らんことを恐惶謹言

三一〇三二

大正十一年度よりの入学に関する事項

一九二二年一月二十八日

〔農学部教授会議事録〕（〇〇〇三二一九）

一月二十八日（金曜日）午後二時三十分事務所会議室ニ於テ教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

次ニ佐藤総長ヨリ左記事項ニ関スル総長会議ニ於ケル状況ニ就テ説明アリ

一、大正十一年度ヨリノ入学ニ関スル事項

イ、高等学校卒業生ハ如何ナル学部ヘモ入ルコトヲ得ルコト

ロ、入学希望人員超過ノ時ハ可成試験ニヨルコト

ハ、入学願書提出期日ノ統一（三月十五日ヱ切）シ当日迄ノ出願者中文科の学部ハ文科卒業生、理科の学部ハ理科卒業生ヲ入学ノ第一順位トスルコト、旧令

ニ依ルモノハ其ノ所属ノ学科ニヨリテ規定ノ学部ニ

入学セシム。ヱ切後ノモノハ各大学必ズシモ其ノ順位ヲ全一ニセストモ可トス。他ノ大学予科（官公私立）卒業生ハ当然其ノ所属ノ大学々部ニ入学スルヲ

本体トスレトモ卒業者ニ於テ万止ムナキ時ハ其ノ事情ヲ審査ノ上場合ニヨリテハ其ノ入学ヲ許可スルモ可トス

ニ、欠員補充ノ件、定員ニ満タザル時ハ他ノ大学ヲ志望シテ入学シ得ザリシモノヲ期限後ト雖モ許可スルコト

〔後略〕

北海道帝国大学学位規程

一九二二年三月二十二日制定

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

北海道帝国大学学位規程（大正十年三月二十二日制定）

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ四種トス

農学博士

林学博士

獣医学博士

医学博士

第二条 本学大学院ニ於テ二年以上研究ニ従事シタル者

学位ヲ得ント欲スルトキハ其ノ研究シタル事項ニ就キ

論文ヲ其ノ在院中又ハ退院後一ケ年以内ニ当該学部長

ニ提出スヘシ

前項以外ノモノニシテ学位ヲ請求セントスル者ハ論文

ニ履歴書ヲ添ヘ其ノ請求スル学位ノ種類ヲ指定シテ総

長ニ提出スヘシ

第三条 論文ハ一論文トス但シ参考トシテ他ノ論文ヲ附

加スルコトヲ得

論文ハ日本語、英文、独文、又ハ仏文タルコトヲ要ス

論文ハ二通提出スヘシ

第四条 第二条第二項ニヨリ学位ヲ請求スル者ハ審査手

数料金百円ヲ本学ニ納付スヘシ

第五条 論文ハ之ヲ学部教授会ノ審査ニ附スルモノトス

第六条 学部教授会ハ其ノ審査ニ附セラレタル論文ニ就

キ教授ノ中ヨリ二人以上ノ委員ヲ選定シ之ヲ審査セシ

ムルモノトス

必要アルトキハ他ノ学部ニ属スル教授ニ審査委員ヲ依

嘱スルコトヲ得

第二条第二項ニヨル論文提出者ニ対シテハ必要アル場

合ニ口述又ハ筆記ニテ試問ヲ行フコトアルヘシ

第七条 審査委員ハ一ケ年以内ニ其ノ審査ノ結果ヲ教授

会ニ報告スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ教

授会ノ決議ニヨリ審査期限ヲ延長スルコトヲ得

第八条 審査ノ結果ニ就キ教授会ニ於テ議決ヲナスニハ

教授全員ノ四分ノ三以上ノ出席アルコトヲ要ス

審査ノ合格若ハ之ト同等以上ノ学力アリトノ認定ハ出席数ノ四分ノ三以上ノ多数ニヨリテ之ヲ決スルモノトス

第九条 前条第二項ノ決議アリタルトキハ学部部長ハ該論文及審査ノ要旨ヲ添へ之ヲ総長ニ申報スルモノトス

第二条第二項ニヨル場合ニシテ可決ナキトキハ学部部長ハ其ノ論文ヲ添へ之ヲ総長ニ申報スルモノトス

第十条 提出シタル論文及納付シタル審査手数料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第十一条 学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ総長ハ教授会ノ議決ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ經テ学位ノ授与ヲ取消シ学位記ヲ還附セシムルモノトス
前項ノ議決ニハ教授全員ノ四分ノ三以上ノ出席アルコトヲ要シ出席数ノ四分ノ三以上ノ多数ニヨリ之ヲ決ス
第十二条 学位記ノ様式ハ左ノ如シ

学位記

族籍位勲功爵 氏 名

右北海道帝国大学大学院ニ於テ研究ヲ遂ケ論文ヲ提出シテ何学部教授会ノ審査ニ合格セリ仍テ大正九年勅令第二百号学位令第二条ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

年印学月 日 北海道帝国大学総長位勲功爵 氏名印
割印番号

学位記

族籍位勲功爵 氏 名

右北海道帝国大学何学部教授会ニ於テ其ノ提出セル論文ヲ審査シ学位ヲ授クヘキモノト認メタリ仍テ大正九年勅令第二百号学位令第二条ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

年印学月 日 北海道帝国大学総長位勲功爵 氏名印
割印番号

附則

医学博士請求論文ハ医学部開設マテ之ヲ受理セス

三一〇三三

北海道帝国大学医学部授業開始

一九二二年四月二十三日

文部省令第二十八号『官報』

文部省令第二十八号

北海道帝国大学医学部ハ大正十一年四月ヨリ授業ヲ開始ス

大正十年四月二十三日

文部大臣 中橋徳五郎

三一〇三四

水産学に関する一学科を増設の件

一九二二年五月二十七日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇三―三九)

五月二十七日(金曜日) 午後二時ヨリ農学講堂応接室ニ於テ各学科主任會議開催出席者左ノ如シ「中略」

農学部ニ水産学ニ関スル一学科ヲ増設ノ件ニ関シ総長ヨリ学部トシテノ意向ヲ非公式ニ諮問アリタルヲ以テ各科主任ニ予メ御協議スル旨学部長ヨリ説明アリ諸種ノ議論出テタルモ結局先決問題トシテ農学部ノ經費ノ充実、要求講座ノ完備及既ニ教授会ノ議ニ上リ延期セシメラレタル獸医学科ヲ畜産学科ヨリ分離スルコト等、ヨリ重要ナル問題ヲ解決ノ上ニテモ遅カラズト云フニ意見一致シ農学部ノ諸設備充実ニ関シテハ学部長及二名ノ委員ヨリ総長ニ陳述スルコトニ決定シ委員トシテ高岡教授及八田教授ヲ推挙スルニ決定ス、本件ニ関シテハ教授会ニ提議スルマテ手續進ミ居ラザル為メ主任会ニテ止ムルコト、ス

大正十年度科学研究費補助の件

一九二二年六月二十八日

「予算 大正九、十年度 会計課」(帝大／二〇一九／〇四三九)

「前略」

○金壹千円		(農学部)	教授 小倉鉦太郎	家畜内寄生虫ノ發育及病理ニ関スル研究
			助教授 市川厚一	
金壹千円			教授 新島善直	
			助教授 木下栄次郎	森林保護学上金龜子ノ研究
金參千円			教授 南鷹次郎	
			全 明峰正夫	北日本ニ於ケル重要作物ノ改良
		(水産専門部)		
金貳千五百円			教授 佐々茂雄	鯨及鰹肉ノ化学成分並ニ食品トシテノ利用法ニ関スル研究

北海道大学の将来 医工に次で理科法文科

一九二一年八月二十七日

『北海タイムス』

北海道大学の将来 医工に次で理科法文科

文部省専門学務局長 松浦鎮次郎氏談

文部省専門学務局長松浦鎮次郎氏は北海道帝国大学工学部創立委員会列席其他の用務を帯びて来札一両日間北大天塩川^{〔天〕}習林視察の為出張せしが昨日帰来山形屋旅館に投宿す往訪の記者に対し氏は語る、「北大の工学部創立委員会にて決定したる重要な事項は特に之有らざるも工学部は明年より予科生を募集し大学は大正十四年より開設の筈にて学科としては電気、機械、採鉱及び土木の四科を置く事に決定して居るのである冶金科の如きも追々に必要となるのであらうが本道は鉱学特に石炭鉱業が盛なる故に採鉱科は極めて必要である北海道大学も本道乃至我国の発展に伴ひ漸次拡張の機運に向ひ農科大学を基

として医学部の増設をなし大いに本道医事衛生上に刷新を加ふる所あり今回は一般要求に従ひて工学部を設置する事となり殷賑を極めつゝあるは慶賀に堪えず然れ共本大学としては農医工三学部の基礎としては是非とも理学部の必要があらう、思ふに理科は以上の三学部極めて關係深く本来ならば工学部に先だちて理学部を設置すべき者なるも直接需要乃至一般要求の為に工学部を置く事となれるなり故に此上理学を置く時は他の学部は一層発展する事を得べし、又更に考ふる時は此等自然科学の学部完成の上は法文学部の如き精神的方面の学部の必要なるも特に説明を俟たずして明かならん加ならず本大学は昔札幌農学校時代より最も特色ある学風を發揮すると同時に区々毛色の変つた偉人物を出だせる事に觀るも此等精神の学部の設立の要求は相当大なる者なると共に効果の大なる者なるを信ずる者である又近時理科出身の人に於て実業界に活動して其学理を実地に活用する人多くなれるは之誠に賀すべき現象なるが従来は理科出身者と云へば其需要は極限せられ僅に学校の教師として使はれた

るに過ぎりしが戦時中より財界の好況の原因を受けて実業界に走り尚大戦終熄稍不況の今日に至るも従前よりは理科出身者の進路に変化を来しつゝあり然れ共其為に学校方面に於て理科の良教師の得られ難き事は亦已むを得ざる事ならん尚我国の高等学校は目下十七校完成し政府の計画は廿五校の予定なれば残りの八校は追々各地に配当しつゝある次第にて本道に設置するか否かは疑問である此高等学校増加に伴ふ大学の収容力との関係は今の処円滑に行く筈なるが只高等学校にては初めより大学の何学科に進むべきやは不明なる故に或は学科に依つて定員に増加し或は定員に満たざる所もあらうが此等に対してはも相当の方針を執るに至るであらう」

〔後略〕

三一〇三七

評議員互選手續起草委員会決定事項報告

評議員選挙に関する件

一九三二年二月十五日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇四—〇三二)

二月十五日(水曜日) 午後二時三十分ヨリ会議室ニ於テ
教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

議題

一、評議員互選手續起草委員会決定事項報告

委員会ニ於テ決定通り左記互選手續ヲ異議ナク承認

ス

北海道帝国大学評議員互選手續(農学部)

第一条 帝国大学令第六条第一項ニ依ル評議員ノ互選ハ

教授会ニ於テ農学部長管理ノ下ニ之ヲ行フ

第二条 評議員ノ互選ハ無記名投票トス

第三条 評議員互選ノ際ハ教授定数四分三以上ノ出席者

アルコトヲ要ス

第四条 投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選者トス投票
同数ナルトキハ抽籤ニ依ル

第五条 当選者ハ本学部教授会ニ於テ止ムヲ得サル事由
アリト認メタルモノ、外之ヲ辞スルコトヲ得ス

第六条 当選者前条ノ理由ニ依リ当選ヲ辞スルトキハ一
週間以内ニ於テ更ニ投票ヲ行フモノトス

第七条 当選者確定シタルトキハ農学部長ハ之ヲ総長ニ
報告スルモノトス 以上

一、評議員選挙ニ関スル件

前項互選手續ニ依リ直チニ選挙ヲ行ヒ当選者左記ノ
通り決定ス

当選者 十四票 宮部教授

全 十三票 高岡教授

次点者 六票 新島教授

全 三票 松村教授

〔後略〕

三一〇三八

北海道帝国大学評議会（第一回）

一九二三年三月八日

「評議会議事録」（〇〇〇一—〇二）

三月八日（水）午後一時半ヨリ総長室ニ於テ開会

出席者如左

佐藤総長 南教授 宮部教授 高岡教授 秦教授

今教授 山崎教授

外ニ参列者

大岡事務官 青葉予科主事

議題

一、評議会議事規則

議案 其一

北海道帝国大学評議会規程

第一条 北海道帝国大学評議会ハ総長ニ於テ必要ト認

ムルトキ又ハ評議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開

クモノトス

第二条 議案ハ総長ヨリ之ヲ評議會ニ附スルモノトス

第三条 評議會ハ議員半数以上出席スルニ非サレハ議

決ヲ為スコトヲ得ス但シ一分科大学ノ議員全部出席

セサルトキハ出席議員本条ノ制限ニ達スルモ尚ホ議

決ヲ為スコトヲ得ス

第四条 議決ハ出席議員ノ過半数ニ依ル可否同数ナル

トキハ議長之ヲ決ス

第五条 総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサル者ヲシテ

其ノ意見ヲ評議會ニ於テ陳述セシムルコトアルベシ

但シ可否ノ数ニ加ハルコトヲ得ス

第六条 議長事故アルトキハ議員中ノ首席者其ノ事務

ヲ代理ス

第七条 評議會ニ幹事一人ヲ置ク議長ノ指揮ヲ受ケ庶

務ヲ整理ス

幹事ハ帝国大学事務官ヲ以テ之ニ充ツ

議案 其二

北海道帝国大学評議員互選手續(略之)

諮問案

一、各種委員選定ノ件

二、学生ノ收容ニ関スル件

以上

先ツ議案其一「北海道帝国大学評議會規程」ニ付審議ノ
末左ノ通り可決確定シ議案其二ハ特ニ規定スルノ必要ナ
シトノ意見ニテ否決ス

北海道帝国大学評議會規程

第一条 北海道帝国大学評議會ハ総長ニ於テ必要ト認

ムルトキ又ハ評議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開

クモノトス

第二条 議案ハ総長ヨリ之ヲ評議會ニ附スルモノトス

第三条 評議會ハ評議員半数以上出席スルニ非サレハ

議決ヲ為スコトヲ得ス

議決ハ出席評議員ノ過半数ニ依ル可否同数ナルトキ

ハ議長之ヲ決ス

第四条 総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサル者ヲシテ

其ノ意見ヲ評議會ニ於テ陳述セシムルコトアルヘシ

第五条 議長事故アルトキハ出席評議員中ノ年長者其

ノ事務ヲ代理ス

次ニ諮問案ノ議ニ移リ各種委員選定ノ件ハ左ノ通協定ス

衛生委員 三人

有馬教授 宮崎教授 葛西助教授

敷地委員 三人

星野教授 新島教授 今教授

瓦斯委員 三人

三宅教授 鳥山教授 山崎教授

給水及暖房委員 三人

鳥山教授 山崎教授 田所教授

以上各種委員長ハ各委員ノ互選ヲ以テ定ムルコト

次ニ学生ノ收容ニ関スル件ニ付青葉教授ヨリ詳細ノ説明

アリ大学進入者ハ三月二十日迄ニ各自ノ志望ヲ申出テシ

ムルコトニ協定午後四時半閉会

三一〇三九

医学部職員

一九二二年四月一日

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

医学部職員 (同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ掲ク)

学部長 教授 医学博士医学士 秦勉造

教授 医学博士医学士 秦勉造

外科学講座担任 医学博士医学士 秦勉造

内科学講座担任 医学博士医学士 有馬英二

病理学講座担任 医学博士 今裕

解剖学講座担任 医学士 山崎春雄

生理学講座担任 医学士 宮崎彪之助

医化学 (在外研究中) 医学士 太黒薫

助教授

耳鼻咽喉科学 (在外研究中) 医学士 香宗我部寿

細菌学 (在外研究中) 医学士 中村豊

小兒科学 医学士 永井一夫

産科婦人科学（在外研究中）

医学士 大野精七

医学士 小野純一

薬物学（在外研究中）

医学士 三輪誠

医学士 松野朝造

外科学（在外研究中）

医学士 戸塚文卿

農学士 岡田正夫

内科学（在外研究中）

医学士 中川諭

熊本医学専門学校医学士 中台元治

薬物学（兼）

薬学士 酒井隆吉

千葉医学専門学校医学士 広瀬興

皮膚科泌尿器科学（在外研究中）

医学士 志賀亮

東京慈恵医学専門学校医学士 藤井保

外科学（在外研究中）

医学士 柳壮一

医学士 高橋皓

病理学

医学士 木下良順

熊本医学専門学校医学士 大島康夫

講師

医学士 鳥海照雄

産科婦人科学

医学士 岩田正道

事務室

外科学

医学士 橋本昌造

事務官

工藤直方

内科学

医学士 小田俊郎

書記

栗沢豊治

医化学

医学士 児玉桂三

助手

附属医院

金沢医学専門学校医学士 清水亮

医院長 教授 医学博士医学士 有馬英二

医学士 倉本周三

薬局長 薬学士 酒井隆吉

医学士 景山直

薬剤手 白崎文也

医学士 佐々木清右衛門

薬剤手 魚住篤

薬剤手

看護長

看護長

事務室

事務官

書記

書記

書記

書記

書記

辻野喜一

渡辺ツル

松沢みすゑ

工藤直方

斎藤潔

藤田梧楼

山崎轍二

相川熊太郎

山内輝一

三一〇四〇

北海道帝国大学医学部学則

一九二二年四月一日

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

北海道帝国大学医学部学則

第一章 学期、休業

第一条 学修上ノ便宜ノ為メ一年ヲ左ノ三学期ニ分ツ

一、自四月一日 至七月十日

一、自七月十一日 至十二月二十四日

一、自十二月二十五日 至三月三十一日

第二条 休業ヲ定ムルコト左ノ如シ

春期休業 自四月一日 至四月七日

夏期休業 自七月十一日 至九月十日

冬期休業 自十二月二十五日 至一月七日

日曜日及左ノ祭日祝日

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

天長節祝日

十月三十一日

春季皇靈祭

春分日

新嘗祭

十一月二十三日

第二章 学修科目

北海道帝国大学祝日

二月六日

第三条 本学部ノ授業学科目及毎週授業時数左ノ如シ

紀元節

二月十一日

学科時間配当表

○ノ数ハ一週ノ時間数ニシテ各組ニ分ツテ行フ

学科目	学期	一学期	二学期	三学期	四学期	五学期	六学期	七学期	八学期	九学期	十学期	十一学期	十二学期
系統解剖学		十	八	六									
組織学		四		(十八)		(十八)							
解剖学実習													
組織学実習			(六)										
胎生学				二	二								
局所解剖学					二	二							
解剖標本示説		時々	時々	時々									
生理学		六	六	二									
生理学実習				(六)	(六)								
医化学		五	二										
医化学実習			(六)	(六)									
細菌学				三	三	二							

外科外来臨床講義	外科臨床講義	外科学各論	繃帶実習	外科学総論	内科外来臨床講義	内科臨床講義	内科学各論	診断学及実習	解剖術式	病理標本示説	病理組織学実習	病理学各論	病理学総論	処方学調剤学	薬物学実習	薬物学	細菌学実習
													五				
				二				二				四	三			四	
				三				二	時々		(六)	四				二	(六)
		六	(四)	三			六	三		二	(六)			二	(六)	二	(六)
(十二)	四	六			(十二)	四	六			二							
(十二)	四	六			(十二)	四	六			二							
(十二)	四	六			(十二)	四	六			二							
(十二)	四				(十二)	四											
(十二)	四				(十二)	四											
(十二)	四				(十二)	四											
(十二)	四				(十二)	四											

第七条 北海道帝国大学各学部ノ学生ニアラサル者ト雖

モ適當ノ資格アリト認メタル者ニハ学生ノ修学ニ妨ケ

ナキ限り聴講ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ニ依ル者ハ学生ト同額ノ授業料ヲ納付スヘシ

第三章 入学、在学、休学、退学

第八条 入学ノ期ハ四月トス

第九条 本学附属大学予科独語学級ヲ卒業シタル者ノ中

ヨリ入学者ヲ選定ス

第十条 前条ノ者ヲ入学セシメ猶欠員アル時ハ左ノ順位

ニヨリ入学ヲ許可ス

一、本学附属大学予科卒業者

二、学士ノ資格ヲ有スル者

三、高等学校高等科理科ヲ卒業シタル者

四、高等学校高等科文科ヲ卒業シタル者

五、他ノ大学学生ニシテ転学ヲ望ム者

六、本学部ニ於テ臨時ニ施行スル検定試験ニ及第シタ

ル者

七、専門学校令ニ依ル医学専門学校医学科卒業者ニシ

テ入学試験ニ合格シタル者

第十一条 本学部半途退学セシ者再入学ヲ願出ツルトキ

ハ欠員アル場合ニ限り入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二条 入学志望者ハ別ニ定ムル書式ニ依リ願出ツヘ

シ

第十三条 本学部ニ於テ検定試験ヲ要スル者ハ受験料金

拾円ヲ納付スヘシ

既納ノ受験料ハ之ヲ還付セス

第十四条 第十条第二号以下各号及第十一条ニ依リ入学

ヲ許可セラレタル者ハ入学料金拾円ヲ納付スヘシ

入学ノ後出席セスシテ入学ノ取消ヲ許可セラレタル者

ニハ之ヲ免除ス但シ既納ノモノハ還付セス

第十五条 外国人ニシテ本学部ニ入学セントスル者アル

トキハ文部省令ニ依リ定員外ニ入学ヲ許可ス

第十六条 外国学生ニハ本学部学生ニ関スル規定ヲ適用

ス

第十七条 疾病ニヨリ二ヶ月以上修学スルコト能ハサル

者ハ医師ノ診断書ヲ添ヘテ願出テ学部長ノ許可ヲ受ケ

一ヶ年以内ノ休学ヲ為スコトヲ得

第十八条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ召集中休学ヲ許可ス

第十九条 在学八年ヲ超ユル者ハ退学シタルモノトス但

シ休学期間ハ之ヲ算入セス

第二十条 前条ノ期間内ト雖モ成業ノ見込ナシト認メタ

ルトキハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一条 教育上必要ト認メタル時ハ学生ニ懲戒ヲ加フルコトアルヘシ

第二十二条 退学又ハ転学セントスル者ハ其旨願出テ許可ヲ受クヘシ

第四章 学士試験

第二十三条 学士試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一種試験科目

学修科目

解剖学

組織学

解剖学及解剖学実習、組織学及

組織学実習、局所解剖学、胎生学

生理学

生理学及生理学実習

医化学

医化学及医化学実習

薬物学

薬物学及薬物学実習、処方学及調剤学

細菌学

細菌学及細菌学実習

病理学

病理学総論、病理解剖学、病理解剖実習及標本示説、病理組織学実習

内科学

内科学各論及内科学臨床講義、内科学外来患者臨床講義

外科学

外科学総論、外科学各論、外科学臨床講義、外科学外来患者臨床講義、繃帶学及実習、外科手術学実習

産科学

産科学講義及臨床講義、外来患者臨床講義、模型演習

第二種試験科目

眼科学

眼科学講義及臨床講義、眼科学
外来患者臨床講義

婦人科学

婦人科学講義及臨床講義、婦人
科外来患者臨床講義

皮膚病学黴毒学

皮膚病学花柳病学講義及臨床講
義、外来患者臨床講義

小兒科学

小兒科学講義及臨床講義、小兒
科学外来患者臨床講義、種痘実
習

耳鼻咽喉科学

耳鼻咽喉科学講義及臨床講義、
耳鼻咽喉科学外科来患者臨床講
義、診断実習

精神病学

精神病学講義及臨床講義、精神
病外来患者臨床講義

法医学

法医学及実習

衛生学

衛生学及実習

第一種ノ科目ニ就キテハ試験ヲ行ヒ第二種ノ科目ニ就
キテハ平常ノ成績又ハ他ノ方法ヲ以テ学士試験ニ充ツ
但シ第一種ノ科目ト雖モ授業担任者ノ見込ニ依リテハ
特ニ試験ヲ行ハス適當ノ方法ニヨリ学力ノ認定ヲナス
コトアルヘシ

第二十四条 学士試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ本学部学
生ニシテ学士試験科目ノ学修証明書ヲ有スルモノノ限
ル但シ教授会ニ於テ適當ノ資格アリト認メタルモノハ
此限リニアラス

第二十五条 試験ノ成績ハ合格又ハ不合格トス

第二十六条 解剖学、組織学、生理学、医学、薬物学
及細菌学ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ内科学、
外科学及産科学ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十七条 学士試験ハ毎年三月ニ於テ之ヲ行フ其期日

ハ予メ之ヲ公示ス但シ授業担任者ノ見込ニヨリ他ノ時期ニ於テ之レヲ行フコトアルヘシ

第二十八条 学士試験ヲ受ケント欲スル学生ハ試験期日ノ二週間前ニ之ヲ申請スヘシ

第二十九条 受験ヲ申請シテ出席セサル学生ニハ一定期間其試験ヲ施行セス

第三十条 十二学期以上本学部ニ在学シ学士試験ニ合格シタル者ニハ所定ノ証書ヲ授与ス但シ本学部半途退学学生ニシテ再入学ノ者又ハ他ノ帝国大学医学部学生ノ転学セル者ノ在学期間ハ之ヲ通算スルコトヲ得

第三十一条 前条ノ証書ヲ有スル者ハ医学士ト称スルコトヲ得

第三十二条 本学部在学ノ外国学生ニシテ高等学校高等科理科卒業ト同等以上ノ学力アリト認定セラレタルモノハ学士試験ニ応スルコトヲ得

前項ノ学力認定ハ本人ノ願ニ依リ学士試験終了後ニ之ヲ行フコトアルヘシ

第五章 授業料

第三十三条 授業料ハ一ヶ年金七拾五円トス

第三十四条 授業料ハ左ノ区分ニ依リ所定ノ期間ニ徴収ス

自 四月 一 日 至 七月 十 日 金貳拾五円

自 七月十一日 至十二月三十一日 金貳拾五円

自 一 月 一 日 至 三月三十一日 金貳拾五円

第三十五条 休学又ハ停学中ノ者ト雖授業料ハ仍ホ之ヲ徴収ス但シ兵役ノ為ニ休学シタル者ハ此限ニ在ラス退学ノ場合ニ於テハ其期ノ授業料ヲ徴収ス

第三十六条 授業料納付期日後ニ入学又ハ復学シタル者ハ十日以内ニ之ヲ納付スヘシ

第三十七条 授業料ヲ所定ノ期日ニ納付セサル者アルトキハ催告シ停学又ハ退学ヲ命ス

第六章 服装

第三十八条 学生ハ本学部所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ但シ新入学者ハ入学許可ノ日ヨリ一ヶ月間之ヲ猶予ス

第七章 専攻生

第三十九条 本学部授業担任者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニ

ツキ研究セントスル者ハ専攻生トシテ入学ヲ許可ス

第四十条 専攻生タラントスル者ハ願書ニ履歷書及卒業

証書ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ

第四十一条 専攻生タルコトヲ得ルモノハ左ノ各号ノ一

ニ該当スルコトヲ要ス

一 帝国大学卒業者及大学令ニ依リ学士ト称スルコト

ヲ得ル者

二 専門学校令ニ依ル専門学校卒業者

三 授業担任者ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者

第四十二条 研究費ハ教室ノ設備ニ附帶スルモノ、外総

テ専攻生ノ負担トス但シ研究ノ種類ニ依リテハ特ニ研

究材料ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金五円ヲ

納付スヘシ

本規程ハ大正十一年四月ヨリ之ヲ施行ス

一号（本学附属大学予科卒業）

入学願書

某儀北海道帝国大学附属大学予科卒業ノ上ハ医学部へ入
学志願ニ付御許可相成度此段相願候也

宿所

本籍地（戸主トノ続柄）

北海道帝国大学附属大学予科生

年 月 日

何某印

何年何月何日生

北海道帝国大学医学部長何某殿

二号（検定試験ヲ要セサルモノ）

入学願書

某儀某高等学校某科卒業ノ上ハ北海道帝国大学医学部へ
入学志願ニ付御許可相成度別紙学業履歷書及在学証明書
相添ヘ此段相願候也

宿所

本籍地（戸主トノ続柄）

年 月 日

何某印

何年何月何日生

北海道帝国大学医学部長何某殿

三号（検定試験ヲ要スルモノ）

入学願書

某儀北海道帝国大学医学部へ入学志願ニ付御許可相成度別紙学業履歷書（卒業証アラバ其証書）及受験料金十円相添へ此段相願候也

宿所

本籍族（戸主トノ続柄）

年月日

何某印

何年何月何日生

北海道帝国大学医学部長何某殿

三一〇四一

医学部附属医院規則

医学部附属医院規則施行細則

一九二三年四月一日

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

医学部附属医院規則

第一条 本院ハ医学上ノ研究及學術教授ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ為ス所トス

第二条 患者ヲ分チテ外来及入院ノ二種トス

第三条 患者ノ治療ハ官費ヲ主トシ傍ラ私費ノ治療ハ其病症ニ依リ之ヲ許可ス

第四条 私費患者ニハ本院所定ノ料金ヲ納付セシム

第五条 本規則ノ施行細則ハ大学総長之ヲ定ム

医学部附属医院規則施行細則

第一条 患者ニシテ其病症學術研究上須要ト認ムルモノハ官費患者トシ以テ治療ス但シ患者ノ希望又ハ本院ノ

都合ニ依リ費用ノ一部分ヲ徴収スルコトアルヘシ

第二条 官費患者ハ本人ノ願出ニヨリ当該科教授之ヲ許

可ス

第三条 外来患者ニハ診察券ヲ交付ス診療請薬ノ際掛員

ニ之ヲ提出スヘシ

第四条 入院ハ当該科教授之ヲ許可シ同時ニ入院証ヲ差

出サシム但シ官費患者ハ剖檢承諾書ヲ添付スヘシ

第五条 入院患者ハ医員ノ許可ヲ得スシテ猥リニ退院ス
ルヲ許サス

第六条 官費入院患者死亡シタルトキハ剖檢ニ付スルモ

ノトス但シ祭葬料トシテ患者ノ遺族若クハ身元保証人

ニ別ニ定ムル所ノ金額ヲ交附ス

第七条 死体剖檢後ハ遺族若クハ身元保証人ニ於テ遺骸

ヲ引取ルヘシ但シ情願ニ依リ官費ヲ以テ葬祭ヲ行フコ

トアルヘシ

第八条 私費患者ニ対シテハ本院所定ノ薬価入院料其ノ

他所要ノ料金ヲ徴収ス

第九条 官費入院患者許可ヲ得スシテ退院シタルトキハ

入院当時ニ遡リ本院所定ノ入院料其ノ他ノ料金ヲ徴収
ス

第十条 本院ニ於テ診療セサル病症ハ其都度医院長之ヲ
定ム

三一〇四二

看護法講習科規則

一九二二年四月一日

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

看護法講習科規則

第一条 看護法講習科ハ患者看護ノ方法ヲ教授シ看護婦ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 講習期間ヲ二箇年トシ之ヲ二学年二分チ学科及実習ヲ課ス

第三条 前学年ハ更ニ之レヲ左ノ三期二分チ看護ニ必要ナル左記学科ヲ授ケ兼テ実務ヲ練習セシム

第一期

一 修身大意

一 看護婦ニ必要ナル心得

一 解剖学大意

一 生理学大意

一 衛生学大意

第二期

一 修身大意

一 伝染病大意

一 繃帯学

一 医科器械学

一 一般消毒法

一 外科的消毒法

一 麻醉法

一 病室裝置法

一 患者運搬法

一 薬餌用法

一 食餌用法

一 救急療法

一 医科小技術
(灌腸法、皮下注射法、等貼用法、寒温療法、吸入法、水蛭及吸血發泡、芥子泥、洗拭及浴法、体温、脈及呼吸計法)

一 内科病患者看護法

一 伝染性諸病患者看護法

一 実習

第三期

一 修身大意

一 外科病患者看護法

一 整形外科病患者看護法

一 精神病患者看護法

一 産科婦人科病患者及妊婦産婦看護法

一 小兒科病患者看護法及育児法

一 皮膚病科微毒科病患者看護法

一 眼科病患者看護法

一 耳鼻咽喉科病患者看護法

一 齒科病患者看護法

一 実習

前項ノ外三期ニ分チ課外トシテ裁縫及作法ヲ教授ス

第四条 後学年ハ専ラ看護法ヲ実習セシム

第五条 前学年ノ終リニ於テ学科試験ヲ行ヒ合格者ヲ進

級セシメ後学年ノ終リニ於テ卒業試験ヲ行ヒ合格者ニ

卒業証書ヲ授与ス

第六条 講習生ハ左記各号ノ資格ヲ有スル女子ニシテ体格検査及入学試験ニ合格シタル者ニ限ル

一 品行方正ナルコト

二 身体健全ナルコト

三 年齢満十六年以上三十年以下ナルコト

四 配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト

五 高等小学校卒業者又ハ試験ヲ行ヒ之ト同等以上ノ

学力アリト認メタル者

第七条 講習生入学試験学科目左ノ如シ

但高等女学校二学年以上修業者ニハ無試験トス

一 読書 高等小学校卒業程度

二 作文 同

三 書取 同

四 算術 同

五 応問

第八条 入学志願者ハ願書（第一号書式）ニ履歷書及戸

籍謄本ヲ添ヘ差出スヘシ

但第七条但書ニ依ル者ハ修業証書写ヲ添付スヘシ

第九条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ入学ト同時ニ誓約書（第二号書式）ヲ差出スヘシ

保証人ハ成年以上ノ戸主ニシテ札幌区内ニ居住シ直接
国税ヲ納メ又ハ不動産ヲ所有スル者タルヲ要ス但シ附
属医院長ニ於テ適當ト認メタル者ハ此限ニ在ラス

第十条 保証人死亡シ又ハ前条第二項ノ資格ヲ失ヒタル
トキハ直チニ有資格者ヲ以テ之レニ代ヘ更ニ誓約書ヲ
差出スヘシ保証人転籍転居又ハ改氏名ノ場合ハ遲滞ナ
ク届出ヲ為スヘキモノトス

第十一条 講習科授業開始前更ニ体格検査ヲ行ヒ不合格
ト認ムル者ハ入学許可ノ取消ヲナスコトアルヘシ

第十二条 講習生ハ之ヲ給費トシ在学中ハ食糧及日給ヲ
給シ制服制帽及寝具ヲ貸与シ寄宿舎ニ入ルヘシ日給ハ
忌引賜暇又ハ本院ノ命ニ依ル場合以外ノ外泊ニハ之ヲ
給セス

第十三条 講習生ハ諸規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命令ニ服
従スヘシ

第十四条 講習生傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ハ官
費ヲ以テ之レヲ治療ス但シ自己ノ便宜ニ依リ療養セン
トスル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 講習生ハ卒業ノ日より満二箇年間所定ノ給料
ヲ受ケ看護婦トシテ勤務スヘキ義務アルモノトス

第十六条 講習生ニシテ成業ノ見込ミナキ者又ハ学年所
定ノ授業時数ノ三分ノ一以上授業ヲ受クルコトヲ得サ
リシ者ハ之ヲ除名ス

第十七条 講習生ニシテ第十三条ノ規定ニ違背シ其他不
都合ノ行為アル者ハ相当ノ処分ヲナシ其情状重キ者ハ
退学ヲ命ス

第十八条 左記各号ノ一二該当スル者ハ講習中支給シタ
ル学資ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ弁償セシム

- 一 中途退学ヲナス者

- 二 第十七条ニ依リ退学ヲ命セラレタル者
- 三 第十五条ノ義務ヲ履行セサル者

(第一号様式)

入学志願書

私儀看護法講習科へ入学志願ニ付御許可被成下度履歴
書及戸籍謄本相添へ此段相願候也

大正 年 月 日

本籍（戸主ナラサレハ戸主トノ続柄）

住所

氏名 印

年 月 日生

前書ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且家事ニ係累ナキ
コト拙者ニ於テ保証候也

本籍

住所

職業

父兄又ハ戸主

氏名 印

年 月 日生

北海道帝国大学医学部附属医院長宛

（第二号書式）

誓約書

私儀今般看護法講習科へ入学御許可ヲ得候ニ就テハ御
規則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿論御命令ニ違背仕間敷此段
誓約候也

年 月 日

本人（戸主ナラサレハ戸主トノ続柄）

住所

氏名 印

年 月 日生

右者今般貴院看護法講習科へ入学御許可ヲ得候ニ就テ
ハ本人誓約ノ通り堅ク相守ラセ可申同人一身上ニ関ス
ル一切ノ事項ハ拙者ニ於テ引受ケ其責ニ任スヘク且弁
償義務ハ代ツテ履行可致此段保証候也

本籍

住所職業

保証人

氏名 印

年 月 日生

北海道帝国大学医学部附属医院長宛

前書何某ハ成年者ニシテ札幌区内ニ居住シ直接国税ヲ
納ムル（不動産ヲ所有スル）者ニ有之候也

北海道札幌区長

氏名 印

（奥書ハ同意味ヲ記載シタル区長ノ証明書ヲ以テ代用ス
ルコトヲ得）

三一〇四三

産婆養成所規則

一九二二年四月一日

『北海道帝国大学一覽 自大正九年至大正十一年』

産婆養成所規則

第一条 本養成所ハ産婆ニ須要ナル学科技艺ヲ教授スル所トス

第二条 修業年限ヲ二ヶ年トシ之ヲ二学年ニ分ツ前学年ハ更ニ之ヲ左ノ三期ニ分チテ学科ヲ教授シ兼テ実習ヲ課シ後学年ハ専ラ実習ニ就カシム

第一期

- 一 修身
- 一 解剖
- 一 生理
- 一 衛生
- 一 一般看護法
- 一 一般消毒法

一 正規妊娠分娩産褥及其取扱法

第二期

一 修身

一 異常妊娠分娩産褥及其取扱法

一 生児取扱法

一 救急療法

一 模型演習

一 臨床実習

第三期

一 修身

一 婦人科学大意

一 産婆心得

一 模型演習

一 臨床実習

実習中ハ本院看護婦規則ニ従ハシム

第三条 前学年ノ終リニ於テ学科試験ヲ行ヒ合格者ヲ進級セシメ後学年ノ終リニ於テ卒業試験ヲ行ヒ合格者ニ卒業証書ヲ授与ス

第四条 講習生ハ左記各号ノ資格ヲ有スル女子ニシテ体

格検査及入学試験ニ合格シタル者ニ限ル

一 品行方正ナルコト

二 身体健全ナルコト

三 年齢満十八年以上三十五年以下ナルコト

四 家事ニ係累ナキコト

五 高等小学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト

認メタル者

第五条 入学試験学科目左ノ如シ但シ高等女学校三学年

以上修業者ハ無試験トス

一 読書 高等小学校卒業程度

二 作文 同

三 書取 同

四 算術 同

五 応問

第六条 入学志願者ハ願書(第一号書式)ニ履歴書及戸

籍謄本ヲ添ヘ差出スヘシ

但第五条但書ニ依ルモノハ修業証書写ヲ添付スヘシ

第七条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ入学ト同時ニ誓約書

(第二号書式)ヲ差出スヘシ

保証人ハ成年以上ノ戸主又ハ家計主ニシテ札幌区内ニ

居住スル男子タルヘシ

第八条 講習生ヲ分チテ給費生及自費生トス

第九条 給費生ハ本院看護法講習生中志望ノ者トス

第十条 自費生ハ通学トス但実習ノ為メ院内ニ寄宿セシ

ムルコトアルヘシ

第十一条 自費生寄宿ヲ命セラレタルトキハ其食料、帽

服、寝具等ハ自弁トス

第十二条 自費生ハ授業料一ヶ月壹円五拾錢ヲ毎月五日

迄ニ納付スヘシ

第十三条 講習生ハ諸規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命令ニ服

従スヘシ

第十四条 講習生ニシテ成業ノ見込ミナキ者ハ除名シ又

不都合ノ行為アル者ハ退学ヲ命ス

第十五条 給費生ニシテ中途退学ヲ為ス者又ハ退学ヲ命

セラレタル者ハ在学中ノ授業料ノ全部又ハ一部ヲ一時

ニ償還セシム

(第一号書式)

入学志願書

私儀産婆養成所へ入学志願ニ付御許可被成下度履歴書
及戸籍謄本相添へ此段相願ヒ候也

年 月 日

本籍 (戸主ナラサレハ戸主トノ続柄)

住所

氏名

年 月 日生

前書ノ者品行方正ニシテ家事ニ係累ナキコト拙者ニ於
テ保証候也

本籍

住所

職業

父兄又ハ戸主

氏名

年 月 日生

北海道帝国大学医学部附属医院長宛

(第二号書式)

誓約書

私儀今般産婆養成所へ入学御許可ヲ得候ニ就テハ御規
則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿論御命令ニ違背仕間敷此段誓
約候也

年 月 日

本籍 (戸主ナラサレハ戸主トノ続柄)

住所

氏名

年 月 日生

右者今般貴院産婆養成所へ入学御許可ヲ得候ニ就テハ
本人誓約ノ通り堅ク相守ラセ可申同人一身上ニ関スル
一切ノ事項ハ拙者ニ於テ引受ケ其責ニ任スヘク且ツ弁
償義務ハ代リテ履行可致此段保証候也

本籍

住所

職業

保証人

氏名 印

年 月 日 生

北海道帝国大学医学部附属医院長宛

注意 保証人死亡又ハ其資格ヲ失ヒタルトキハ後

継者ニ於テ誓約書ヲ差出スヘシ

保証人転籍住所変更改氏名ノ際ハ遲滞ナク

届出ツヘシ

三一〇四四

法文理学部設置並に女子教育問題

一九二三年四月二日

『北海タイムス』

法文理学部設置並に女子教育問題

佐藤総長帰来談

北大総長佐藤昌介氏は事務打合せの為上京中の処一昨朝
帰学往訪の記者に語りて曰く「時代の進運に伴つて我国
に於ける高等教育機関の拡張は着々実行の途に就てゐる
が従つて本道に於ても多年の懸案として道民の声であつ
た本大学に法文理学部を増設して総合大学の完成を期す
る事並に高等学校を新設する事の建議案は両方無事に通
過したのは本道として誠に幸な事で然あるべき事である
今後は道民の努力に依つて是非早く之が実現を期したい
ものである而して法文理学部を増設すると之に伴つて其
予科を置く考へである若予科を置かない時には各大学を
歴史的に或は地理的に觀察し又は実例に徴すると東京帝

大に高等学校の卒業生が集まる傾向がある斯ては折角本
大学に法文学部を設けても決して優良なる学生を得る
事は不可能である現に九州の農学部や新潟岡山の両単科
医大を見ても志願者が数人に過ぎない位で惨めな感がす
る之に反して東京帝大の法工両学部の如きは本年は選抜
試験の結果多くの学生が入学の出来ないやうな状態であ
る故に高等学校も無論必要であるが予科は是非設けなけ
ればならぬと思ふ尚本年度の本学入学志願者の数を見て
も約千五百人中五百人は本道中学の出身者であるが中学
が増加するに従つて本道の出身の志願者が増加する事は
火を見るよりも明瞭であるから此意味に於ても本道青年
子弟の為に本大学を早く完全なる総合大学とする事が急
務である寧ろ本大学に法文学部を今日になつて置く事
は遅きに失する憾みがある従来農学校時代に於てすら幾
多の有名なる文学者地理学者宗教家等を出だせるに見て
も如何に本道の自然が此種人物を培ふに足るべきかを語
るものではあるまいか嘗て牧野氏の如きは本大学に文科
を設ける事の必要を説いた事もあつた次に考へなければ

ならぬ事は女子教育の振興と云ふ事である近時大分女子
が自覺して来て女子の教育の程度が高まつて来たやうで
あるが之に対しては或程度迄大学に於ては女子に対して
門戸を開放する主義を執りたいものである本大学に於て
も数年前より試験的に之を行つてゐるが其の成績は良く
別に何等の支障を来す事もないやうである尚本大学附属
の水産専門部の事に就ても当局に於て相當に理解を有つ
て居るから多分近き将来に於て良好なる結果を齎す事と
思ふ」云々

科学研究従事者に対する補助の件

一九三二年六月十九日

「予算 大正十一年度 会計課 (帝大／二〇一九／〇四四〇)」

「前略」

医学部	
補助金額	研究者官職 氏名
金千五百円	教授 宮崎彪之助
	研究事項
	生物現象ニ熱力学第二法則ノ適用可否

○

農学部	
補助金額	研究者官職 氏名
金千円	教授 新島善直 助教授 木下栄次郎
金貳千円	全教授 南鷹次郎 明峰正夫
金千円	教授 半沢洵
金千円	教授 三宅康次 助手 足立仁
	研究事項
	森林保護学上金亀子ノ研究
	北日本ニ於ケル重要作物ノ改良
	亜麻茎浸水ニ関スル細菌学的研究
	作物ノ耐病性品種ト罹病性品種トノ化学的成分 性質ト之カ病原菌及病原ニ対スル関係

三一〇四六

科学研究従事者に対する補助金追加交付の件

一九三二年七月三十一日

「予算 大正十一年度 会計課」(帝大／二〇一九

／〇四四〇)

〔前略〕

記

補助金額	研究者官職氏名	研究事項
金千円	農学部 助教授 市川厚一	牛ノ地方病血尿症ニ関スル 研究

三一〇四七

大学院規程改正の件

学位記用紙の様式に関する件

一九三二年十月三日

「評議会議事録」(〇〇〇一一三)

十月三日(火曜)午後一時半ヨリ総長室ニ於テ開会
〔中略〕

議題

一、大学院規程改正ノ件

二、学位記用紙ノ様式ニ関スル件

以上

先ツ議題二、ヲ附議セラレ次ノ通決定ス

従来文部省ニテ授与セルモノヲ範トシ専門家ニ託シ意

匠ヲ施サシムルコト

用紙ノ大サハ九州大学ノモノト同様ニスルコト

右合議ノ序ヲ以テ学位記授与式及番号、日付等ニ関シ左

記ノ通協定ス

学位記授与式ニハ学部長ノ外指導教官又ハ提出論文ノ主査タリシ教官列席ノコト（指導教官ト主査タリシ教官ト別人ナル場合ハ何レモ列席スルコト但シ其ノ不在ナル時ハ学部長ノミ列席スルコト）

位記ノ番号ハ通シ番号トシ其ノ順序ハ大臣ノ許可通知書ノ発番号ノ順ニヨルコト

位記ノ日付ハ大臣ノ許可書ノ日付トスルコト

次ニ

議題一、ヲ附議セラレ左記原案ニツキ逐条審議ヲナシ三読会省略朱書セル通可決確定ス

北海道帝国大学大学院規程

第一条 各学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ〔注一〕総長ニ願出ツヘ

シ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

第二条 前条ノ規定以外ノ者ニシテ大学院ニ入学ヲ志願スル者アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ其学力ヲ検定シテ之ヲ許可ス

前項ノ志願者ハ入学検定料金十五円ヲ前納スヘシ但シ

既納ノ検定料ハ之ヲ返付セス

第三条 大学院学生ノ在学期間ハ二箇年以上五箇年以内トス

第四条 大学院学生ノ指導者ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ総長之ヲ定ム

第五条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但シ在学十箇年ヲ経過シタル後評議会ニ於テ研究上必要ト認メタルトキ若クハ兵役ニ服スル場合ハ此限ニ在ラス

第六条 大学院学生ハ各学部ニ於ケル教官又ハ小講師ノ承認ヲ経テ其講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得〔注二〕

第七条 大学院学生ハ毎半年ノ終ニ於テ其ノ研究事項ヲ指導者ニ報告スヘシ〔注三〕

第八条 大学院学生ニシテ研究ノ実ナシト認め小キ者ハ総長ハ教授会ノ議ヲ経テ之ニ退学ヲ命ス〔注四〕

第九条 大学院ニ在リテ相当ノ研究ヲ為シタルト認め小キ者ニハ総長ハ証明書ヲ授与スルコトアルヘシ〔注五〕

第十条 大学院学生ノ研究料ハ一箇年〔注六〕 円トシ之

ヲ前納セシム

大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ニハ研究料ヲ免除ス
但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第十一条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ニハ評
議会ノ議ヲ経テ前条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要ス
ル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第十二条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者
ハ之ヲ除名ス

第十三条 大学院学生中学力優秀志操堅実ナル者ニハ特
ニ研究料ヲ免除シ且学資ヲ給与シ之ヲ特選給費学生ト
ス

第十四条 特選給費学生タルニ適當ナル者アルトキハ当
該学部教授会ノ議ヲ経テ学部長之ヲ推薦シ総長ハ評議
会ノ議ヲ経テ之ヲ命ス

第十五条 特選給費生〔学生〕タル期間ハ一箇年トシ一人月額
五〔注〕十円以内ノ学資ヲ給ス但シ必要アル場合ニ於テハ

評議会ノ議ヲ経テ更ニ之ヲ継続スルコトヲ得

第十六条 特選給費学生ニシテ兵役ニ服シ又ハ其ノ資格

ニ欠クル者アルトキハ当該学部長ノ申請ニ依リ総長ハ
評議会ノ議ヲ経テ之ヲ免ス

午後三時半閉会

〔注一〕 朱書きで「者」を「トキ」に訂正。

〔注二〕 朱書きで「総長」の前に「当該学部長ノ手ヲ経テ」
を挿入。

〔注三〕 朱書きで「在学一箇年ヲ経過シタル後」を削除。

〔注四〕 朱書きで「各学部」の前に「指導者ノ許可ヲ得」を挿入。

〔注五〕 朱書きで「又ハ講師」を削除。

〔注六〕 朱書きで「学」を「一」に訂正。

〔注七〕 朱書きで「事項」を「成績」に訂正。

〔注八〕 朱書きで「ヘキ者」を「ル時」に訂正。

〔注九〕 朱書きで「金」の後の二字分の空欄に「五十」と挿入。

〔注十〕 朱書きで「五十」を「七十五」に訂正。

三一〇四八

理学部創設に関する協議

一九二三年十二月一日

「評議会議事録」(〇〇〇一—四)

議セシメ其ノ結果ヲ待テ決定スルコトニ協定
又

医学部開学式ハ明年九月中旬頃挙行スルコトニ協定

午後三時半閉会

十二月一日(金曜)午後一時半ヨリ総長室ニ於テ開会

〔中略〕

以上議題ノ外

理学部創立ニ関シ協議スル所アリ

右ハ従来ノ如ク各学部各学科等ニ物理化学等ノ実験室
ヲ存シ各々割拠スルカ如キコトヲ廢シインスチチュ
ート式ニ依リテ各学科共通ノ宏大ニシテ設備完全ノ建物
ヲ營造スル方授業実験実習等ニ便利ナルト共ニ經費ヲ
節約スルノ利アレハ理学部ノ創立ニ際シ先以テ之ヲ実
行スルコト、シ協議ノ末

動物学、植物学、物理学、化学、地質学

ノ建物ヲ第一期ニ营造スル為メ関係各学科ノ教授全部
ヲ委員トシ其ノ建築及設備等ニ関シ同委員会ニ於テ協

三一〇四九

理学部増設に関する件

専門部昇格に関する件（水産専門部）

大学予科生募集に関する件

一九二三年四月二十五日

「評議会議事録」（〇〇〇一—〇五）

四月廿五日（水）午後一時半ヨリ総長室ニ於テ開催

〔中略〕

諮問案

〔中略〕

二、理学部増設ニ関スル件

右ハ農理学部トシテ農学部ニ議會設置スルコト、シ

大正十四年ヨリ之レカ予科生徒ヲ募集シ全十七年四

月ヨリ開始スル見込ヲ以テ十三年度ヨリ予科教室ト

共ニ本科ノ教室（物理、化学、動植物学等ノ順序）

ヲ増築スルタメ予算ヲ作ルコトニ決ス

〔中略〕

四、専門部昇格ニ関スル件

右ハ水産専門部ヲ昇格シテ農学部ニ水産学科ヲ置キ

漁撈養殖製造ヲ通シ定員十五人ヲ收容スルコト、シ

水産専門部ハ之ヲ廃止スルコトニ協定ス

〔中略〕

七、大学予科生徒募集ニ関スル件

右ハ大学予科生ニシテ農学部進入希望者中ノ独語学

級ヲ廃シテ英語学級ト為スコト（林学科希望少キ

為）ニ決定

午後五時十分閉会

三一〇五〇

北大に理学部を

一九二三年四月二十九日

『北海タイムス』

北大に理学部を 総合大学の完成に向つて

佐藤北大総長談

農学部を核心とし医学部を加へ更に工学部を設置し名実共に総合大学の完成に近づきつゝある北大にては目下同学本部に於て大正十三年度予算編纂に関する評議中なるが夫に就き佐藤総長は語る、「来る大正十三年度の予算中明年度に於て実現したいと思ふ重要問題は多々あるが就中理学部の増設の如きは総合大学の完成に向つては極めて重要な問題で、差向き理科学及生産学を置いて理学部を設立する事にしたいと考へて居る併し此等の諸学科を新設する事にしても数ヶ年の歳月を要する事であるから先づ手つ取り早く農学部の内に理学的学科を設置し追つて諸学科の完成を待ち理学部を独立せしむる事が適

当の順序であらうと考へる特に生物学科の如きは農学部の中に生物学科があるから理学部の新設に当つてはそれをインスティテュート主義に依つて同学科の改善を図り農学部にも理学部にも共通する設備をなすのが一等利口な方法だと思はれる其他水産の大学教育並に此れに伴ふ水産専門部の改善や工学部開始に伴ふ土木専門部の改善や或は大学の拡張に正比例する予科の拡張問題等も残つて居る事故今回の予算編纂^{〔マ〕}は從來にない大予算を立てなければならぬと思つて居るが都合のいゝ事にはこの予算の編纂迄に文部省會計課長窪田氏も見える筈だし尚本年の九月の医学部開学式には文部大臣始め局長連も出張さるゝ事として本学の諸問題に就ては充分の了解を得る便宜もあると期待して居る云々

三一〇五一

臨時休業の件

医学部開学式無期延期の件

震災救済の件

一九二三年九月六日

「評議会議事録」(〇〇〇一—〇七)

右了テ午後三時二十分閉会

今回ノ大震災罹災者救済之為メ本学職員ハ雇員以上
ヨリ約千円ノ義捐金ヲ醸出スルコトシ職員有志ノ
名称ニテ道庁又ハ市役所ノ手ヲ経テ義捐スルコトニ
協定(各自俸給ノ部合ハ会計課ニ於テ算出スルコ
ト)

九月六日(本)午後一時半総長室ニ於テ開会(臨時会)

〔中略〕

協議事項

一、臨時休業ノ件

本年九月一日関東地方大震災之為夏期休業後ノ授業

開始期迄ニ不参ノ学生尠カラサルヘキヲ以テ農学部

医学部共九月十一日ヨリ全十七日迄ハ授業ヲ休止シ

テ自由研究ヲ為サシムルコトニ協定

二、医学部開学式無期延期ノ件

右ハ総長代理宮部教授ヨリ報告ノ上事後承諾ヲ得

三、震災救済之件

三一〇五二

学生監の職務に関する件

寄宿舎の使用に関する件

一九二四年二月十五日

〔評議会議事録〕（〇〇〇一—〇八）

二月十五日（金曜）午後一時半中央講堂総長室ニ於テ開
催

〔中略〕

議題

一、学生監ノ職務ニ関スル件

右ハ在来ノ学生々徒監部ヲ学生監部ト生徒監部トニ
分チ学生監部ニ主任ヲ置キ共通ノ事務ハ該主任ヲシ
テ処理セシムルコトニ大体協定セルモ尚右分離ノコ
トハ総長ヨリ予科及専門部主事ニ諮問ノ上決定スベ
キコトニ協議済

諮問事項

〔中略〕

四、寄宿舎ノ使用ニ関スル件

本学寄宿舎ハ会則ニ依レハ学生及予科生ヲ收容スル
ヲ原則トシ他科生徒モ入舎セシムルコトアルヘキ旨
規定シアレトモ逐年予科生増加ノ為目下予科生ノミ
ヲ收容セリ而モ訓育上本年新学年ヨリハ予科一年生
ノミヲ收容スルコト、シ会則ヲ改正セントスルニ在
リ右ハ議題ノ学生監ノ職務ニ関スル件ニ関連シテ大
体協定ナリシモ尚予科主事ノ意見ヲ徴シテ決定スル
コトニ決ス

〔後略〕

三一〇五三

敷地に関する件

祝日に関する件

大正十四年度概算に関する件

一九二四年五月三日

「評議会議事録」(〇〇〇一—〇九)

大正十三年五月三日

中央講堂総長室ニ於テ開催左ノ議員出席

〔中略〕

二、敷地ニ関スル件

将来学部増設ノ場合ハ理学部ハ運動場法文学部ハ旧
果樹園用地ヲ使用スルコトニ敷地委員会決議案ヲ提
案セルニ今後ハ農林専門部教室、理学部法文学部予
科教室其他経済学部等アルニヨリ再度案ヲ敷地委員
ニ送付ノ上敷地委員ノ協議ヲ俟チ次回ノ評議員会ニ
於テ決定スルコト

一、祝日ニ関スル件

本学ノ前身タル札幌農学校ハ明治九年八月十五日開

校ニ付明後年ヲ以テ滿五十年ニ相当ス各学部及専門

部ニ於テ右祝賀ノ意味ヲ以テ紀念ノ事業ヲナスコト

(論文出版教室実験室ノ開放等) 各教授会ノ決議事項

ニヨリ再度評議員会ノ決議ニ由ルコト

一、十四年度概算ニ関スル件

十四年度ノ概算ニハ従来要求シツ、アルモノ、外農
林実科ヲ専門部組織ニ改メ普通教室丈新築ノコトニ
要求スルコト而シテ実験室ハ従来通り大学ノ実験室
ヲ使用スルコト

尚名称ヲ農林専門部トスルコト

以上

協議ノ結果大体原案通り可決セリ

以上

三一〇五四

農林専門部設置に関する件

一九二四年五月九日

〔農学部教授会議事録〕（〇〇〇四—四四）

〔後略〕

二、之レガ為メ学部ノ定員ニ成ルヘク異動ナカラ
コトヲ要ス

五月九日（金）午後三時四十分於事務所楼上開催

〔中略〕

一、農林専門部設立ニ関スル件

南部長ヨリ学部ニ附属セル農学実科及林学実科
ヲ合シテ大学附属ノ専門部トナサンスルモノニ
シテ既ニ全科在學生及卒業者ノ請願モアリ從來
学部ニ於テモ実科ニ於テモ教授上不便ヲ認メ居
リタルコトナレバ此際独立セシメ以テ教育上遺
憾ナカラシメントスルモノナリト説明ス

右ニ対シ宮部教授ヨリ学部定員ニ異動ノ有無講堂
新設ノ有無等ニ就キ質問アリ種々議論ノ後左ノ如
ク決議セリ

一、専門部ニ改ムルコトハ異議ナシ

「学科は自由選択」工学部の新方針

一九二四年七月二十六日

『北海タイムス』

「学科は自由選択」工学部の新方針

昨日来札した 吉町太郎一氏談

北大工学部長たるべき吉町太郎一氏を北大中央講堂に訪へば氏は今しがた工学部を巡回して帰つたばかりであつた、〔矮小〕倭少な体軀はがつしりして穏和な顔は親み深い「何もお話するやうな事はないが、同工学部の建物を見せて貰つたが却々立派に出来てゐる、然し自分の注文として見れば今一步進めて鉄筋コンクリートにしてほしいのであるが文部省には金がないので之も仕方がない、最近大学の火災が頻々として起るのに殊に工学部は火災の起りやすい性質を多量に有してゐるから心配だ、勿論自分は化学とか薬品室などの危険の多い建物は別に造る考へである。外国に行つたのは一には自分の専門たる橋梁の研

究と二には各大学の様子を見て来たやうなものだが日本の現在の大学に比して頭の点に於ては大して優れてゐると思はなかつた只設備の点に於ては彼の独逸にしてさへ仲々日本の及ぶ所でない、米国などは殆ど全部民間の寄附でやつてゐるが完備せる点に於て羨ましいものが可成りあつた明年此処の大学で取敢ず開かれる科は土木、採鉄、機械、電氣だけであるが追々には建築、応用化学其他の科も設置する考へである、学生と教育方針としては最近欧米各国でも問題となつてゐるが今迄の様式を幾分改革しなくてはならぬと考へてゐる、これは目下外国に行つてゐる教授の帰つた後で相談して決定するのではあるが自分だけの考へでは学生が成るだけ自由科目を選択する様にしたいと思ふ、然し大学に這入つたばかりの学生にどんな科目を選んだらよいかは仲々解らないから出来るだけ其れを指導して例へば鉄道方面に進むには此の学科を選ぶのがよいと一々教た上で学生の志望によつて出来るだけ自由に勉強さしたいと思つてゐる然し一方には工学士といふ一定の称号がある以上は工学

部としては非学ばねばならぬ学科もある此辺も採択して

先づ中康を進んで行きたいと思つてゐる、これは何処の大学でも問題になつてゐるが東京大学では最近やゝ此の方針に近づいてゐる今の処九大が一番進歩してゐると思ふ、明年任命される教授は二十五名で二十名だけは決定してゐる、その内十七名は洋行してゐるが此の秋から年末にかけてはつゞ帰つて来る予定である、それに助教授二十五名助手五十名も新に任命せねばならないのであるが仲々ないのに弱つてゐる、それに其等の職員が来るに就ては住宅の事も心配しなくてはならない、総長にも話して官舎でも造つたらと思ふが何しろ第一金だから……」氏が青森県の出生だが幼少から南国に育つた事とて北海の冬は甚だしく恐れてゐる、記者が「北海道の冬と天引するやうな何物かゞ北海道にないでせうか」と質せば氏は大笑してのんびりしてゐると云ふた

〔後略〕

三—〇五六

教授停年制に関する件

一九二四年十月十日

「農学部教授會議事録」(〇〇〇四—五二)

大正十三年十月十日(金) 午后四時十分農学部長室ニ於テ委員会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一、教授停年制ニ関スル件

教授停年制ハ左記ノ理由年齢及条件ニ依リ施行ノ必要ヲ認ム

一、理由

一、大学内ノ空氣ヲ更新スル為メ

二、後進ノ道ヲ拓ク為メ

二、年齢

一、停年六十八未タ有為ノ人ヲ退カシムル傾アリ尚早ノ輿論ニ依リ少シク延長ノ必要アリ

二、農学部ハ學問ノ性質上多年ノ經驗ヲ要スルニ依

リ他学部ヨリ延長スル必要アリ

三、司法官ノ例アリ

右三ヶ条ニ依リ六十三ヲ停年トス

但六十以上ニシテ退職スルハ本人ノ意志ニ任シ

其場合ハ停年ヲ以テ取扱フ

三、条件

一、退職教授ヲシテ継続研究ヲ為シ得ル様出来得ル

限リノ便宜ヲ与フコト

二、退職ノ際他ノ帝国大学以上ノ待遇ヲ与フルコト

以上

午後六時二十分閉会

三一〇五七

工学部教授会（第二回）

一九二四年十二月三日

「工学部教授会議事録」（〇〇〇一—〇二）

第一回教授会

一 大正十三年十二月三日午前十一時開会同十二時閉会

一 出席者

吉町学部長、古藤教授、清水教授、井伊谷教授ノ四

名

一 評議員互選手續ニ関スル件

評議員互選手續（案）

第一条 評議員ノ互選ハ学部長管理ノ下ニ之ヲ行フ

第二条 評議員ノ互選ハ無記名投票トス

第三条 互選当日病氣其他ノ事故ニ依リ選挙場ニ出

席スルコト能ハサルモノ投票ヲ為サント欲

スルトキハ其ノ投票ヲ封緘シテ之ヲ欠席届

書ニ添ヘテ管理者ニ送附スルコトヲ得但シ

開票ノ後ニ到達シタル投票ハ無効トス

第四条 投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トス

投票同数ナルトキハ官等順ニ依リ同官等ナルトキハ先任順ニ依ル

第五条 当選人ハ左記各号ノ一ニ該当スル事由アル

ニアラサレハ之ヲ辞スルコトヲ得ス

(一) 他官庁ヨリ兼任ノ者

(二) 疾病其ノ任ニ堪ヘサル者

(三) 学部ニ於テ止ムヲ得サル事故アリト認

メタル者

第六条 当選人第五条ノ理由ニ依リ当選ヲ辞スルト

キハ一周間以内ニ於テ更ニ投票ヲ行フヘシ

前記原案ニ就キテ討議ノ結果

一、 第三条ノ「欠席届書ヲ添ヘテ」ヲ除ク

二、 第四条ヲ「第六条」ニ第五条ヲ「第七条」ニ第六

条ヲ「第八条」ニ改メ第三条ノ次ニ左ノ条項ヲ加

フ

第四条 学部長ハ投票ニ加ハルモノトス

三、 第四条「当選人」ヲ「当選者」ニ「先任順」ヲ「任

官順」ニ改ム

四、 第五条「当選人」ヲ「当選者」ニ改ム

五、 第六条「当選人」ヲ「当選者」ニ「一周間以内」

ヲ「二週間以内」ニ「第五条」ヲ「第七条」ニ「投

票ヲ行フヘシ」ヲ「互選ヲ行フモノトス」ニ改ム

第三条但書ノ開票トハ開票ヲ宣告シタル時ヲ云ヒ

第八条ノ更ニ互選ヲ行フモノトスハ更ニ補欠選挙

ヲ行フノ意義ナリ

以上

三一〇五八

音楽部報告（音楽部設立）

一九二四年十二月二十日

『文武会々報』第九十五号

音楽部報告

主任幹事 土田明広

六月一日（設立記念日）

〔中略〕

本部設立願書を出したのが五月二十日。發起人三十七名、賛成者六十五名、かくして自然も人も永い雪の世界から遁れて微笑えむ北国の春も半に、我が音楽部の設立を見たのである。此の幸ある記念日を忘れずに、年毎に監大なる音楽会を催したいものではないか。六月一日の晩には吾々と同じく牧場に春を歎びあふパン達にも招待券を出すことお忘れなきやう部員諸君へ予めお願いして置きませう。

末筆ながら音楽部設立に就て御多忙中の所御尽力下され

た香宗我部教授に深く感謝したひと思ふ。

〔中略〕

七月二十六日

午後六時半より中央講堂に於て札幌音楽協会の招聘により来札中の田辺尚雄氏に交渉快諾を得て、音楽講演会を開く。

演題「近世音楽に於ける旋律と和声」

突然の交渉であり、休暇中のことゝて仲々多忙を極めたが、幸ひ本部事務員諸君の御援助少なからず、非常な盛会を見るに至つた。開会に当り部長の挨拶があつた。江口事務官種々御便宜を取り計らひ下された事に対し感謝する。

〔中略〕

十月三十一日

第一回音楽演奏会中央講堂に於て開く、午後七時開会九時半非常なる盛会裡に閉会した、プログラム次の如し。

第一部

開会の辞

幹事主任

1 マンドリン オーケストラ……プロフミ・オリエン

ターリ ベルレンギイ作

2 合唱……故郷へ パイク作

3 ピアノ独奏……1 リイテル オーネ ヴオルテ……

メンデルスゾーン作

2 ワルツ……シヨパン作

4 絃楽四重奏……1 輝ケル太陽ヨ……シユーベルト作

2 メヌエツト……デツテルスドルフ作

5 マンドリン三部……タランテラ……カラチエ

6 セロ独奏……1 タの星……ウグナー作

2 オリエンタルダンス……クイ作

休憩 十五分

休憩中に部長挨拶あり。

第二部

1 合唱……黄昏ノ歌……クーラウ作

2 北光トリオ……1 メヌエツト……シユーベルト作

2 メルウェダンス……グリーク作

3 プレクトラム三部……セレナーデ……カンブリア作

4 男声四重唱……親シキ友……ジルヘル作

5 フリユート独奏……

1 子守歌……ブラームス作

2 「シヨパン」の夜曲……マルセリイ編

6 マンドリン オーケストラ……ヨランダ……プロヴェラ

君が代合唱

閉会の辞

幹事主任

勿論無理もないことであるが、部員の演奏せるものに特に印象に残る程のものもなかつたが、非常な失敗もなかつたのは幸ひである。第一回にしてあれ程の出来栄えならば将来刮目して俟つ可きものがある。一層部員の努力を望む。

セロ独奏の飯田氏、ピアノ独奏クーラ夫人、フリユート独奏の石井氏並びに北光トリオ諸氏が奮つて賛助出演されたことは吾人の感謝に堪えざる所である。

心附いた儘に一言云つて居きたいが、学校当局の方も、もう少し音楽部に対して理解して頂きたい、と云ふのは、誰も当夜意外に思はれたと見えて質問さへ発せられた人

があつたが、セロ独奏やトリオの際に於けるピアノの位置、何と云ふ滑稽だつたらふ。吾々はピアノはあの角より一寸たりとも動かすことはならぬとの厳命で致方もなかつたが、何とも云へない淋しい感情に捕はれた。ピアノを僅か五寸動かす自由さへも与へられて居らない。それで文武会の音楽部、自分はあるの嬉しいるべき盛会の夜、賛助出演者に対して面目なく、弁解の言葉さへ云ふ氣がなかつた。所謂生れ出る悩みと云ふ奴か。

十一月九日

第一回札幌市小学校連合音楽会を北海タイムス後援の下に大通小学校に於て開催。午前九時、午後二時の二回に分ち、午前中は八校の小生徒、午後は一般招待者その他の四校、全部で二千三百余名の来会者あり、非常な盛会裡に午後三時半閉会した。大馬の労を惜まれず、東奔西走された声楽部員の村井、網島、坂下の諸君に感謝する。プログラム次の如し。

第一部

開会の辞

幹事主任(午前)部長(午後)

君が代……………全員

1 斉唱 イ、可愛相な松虫 大通尋五女子 二十五名
口、昼のお月さん……………

2 独唱 子守歌……………豊水高一 柴田きよ

3 童謡踊 てるてる坊主……………山鼻 二名

4 独唱 十五夜お月さん……………豊水尋五 角ひさ

5 動作唱歌 おとぎばこ……………東尋一 女子二十四名

6 斉唱 舌切雀……………西創成 十名

7 独唱 人魚の琴……………中央創成尋五 島口浩

休憩 二十分

第二部

1 動作唱歌 雀……………北光尋二 女子八名

2 独唱 お月さん……………豊水尋六 鶴巻光子

3 童謡踊 からこん……………山鼻 二名

4 独唱 故郷の廃家……………北九条高二 梁田東子

5 童謡踊 星の子供……………中央尋二男女 二十名

6 斉唱 銀の月夜……………北光尋六女子 三名

7 ハーモニカ合奏 大胡船……………中央高一男子三十一名

閉会の辞

幹事主任

初めての催であり随分心配もし、多忙を極めた。

第一は会場の問題で、中央講堂でやる積りだったのが、講室は借すことが出来ぬとの事で実に困つて了つた。小学校の運動場では音響の上から云つても音楽会に適して居らず、それに土間で、ステージはなし、出演者は子供のことであり風邪になつたらなどと考へ心配に切りがない。師範か中学の講堂を借りたらと云ふ説も出たが、自分の講堂でやらないで、他の講堂借せとは云へない。仕方なく運動場に開くことにした。

此の大会の前日迄は暴雨雷鳴、凄じいものであつたが、当日は幸いに晴れ^{「マ」}上り、流石広い会場も聴衆で満たされた。第一部より非常な緊張で何れも無難、相当の出来であつた。全体として、まとまりもあり、上首尾に行つたのは、東尋一女子に二十四名のおとぎばこと、中央尋二男子二十名、星の子供、独唱としては中央創成尋五島口浩君、などである。此の大会に当り多大の厚意を持たれた大通小学校長並びに各小学校の其の任に当られ御尽

力下された方々に深く感謝の意を表する。

此の大会終了後大通小学校の一室を借りて小学校代表者と単簡な茶話会をやり、最後に所望により「海原の歌」を部員で合唱して分れた。

〔中略〕

○

音楽部練習場及日割

管絃楽部 医学部事務室二階（金曜日午後六時—九時）

マンドリン楽部 同 （火曜日午後六時—九時）

声楽部 医学部第二講堂（火曜日午後六時半—八時
日曜日午後六時半—八時）

○

音楽部役員

指揮者

音楽部長 香宗我部寿

幹事主任 土田明広

幹事 前川徳次郎

山科清三

斎藤義太郎

神島辰雄

町田三郎

露木格

顧問

石井春省

管絃楽部指揮者

飯田実

マンドリン部指揮者

石井春省

声楽部指揮者

土田明広

○

音楽部設立以来各方面から演奏会に関する交渉を受ける。基金としてはなし、会費をとつては講堂の使用厳禁、みすみす好期を逸するばかりだ、町の劇場かりて三百円五百円とられてはやりきれぬ、左に掲げたのは何れも恨めしやとでも云いたい所だ。

1、提琴家

レオポルド・プレミスラフ氏夫妻

2、ピアノスー^{〔ト〕}

ア・エム・ルーチン教授

3、提琴家

デンバリスト

4、提琴家

ウエクズラー

これからの人々を招いでミューズの神殿に遊ぶ日の一日

も早からんことを望んで止まない。
尚我部々則は巻末にあり。

三一〇五九

医学部附属医院長の職務

一九二五年二月二十八日制定

「一般例規 医学部」(医学部ノ二〇一三ノ〇〇〇二)

医院長ノ職務

大正十四年二月廿八日

一、医院ニ専属スル職員ノ身分ニ関シテハ教職ニ在ルモノヲ除クノ外ハ、医院長ヨリ直接総長ニ上申スルト(医員、藥局員、事務員、看護婦、雇傭員)

二、医院ニ関スル令達及通牒ハ総長ヨリ直接医院長ニ配布セラルベキコト

三、医院ニ関スル委任事項ハ総長ヨリ直接医院長ニ令達セラルベキコト

四、臨床学科ノ校費ハ学部長ヨリ医院長ニ交附セラルベキモ医院費ハ総長ヨリ直接医院長ニ交附セラルベキコト

三一〇六〇

農学部長補職選挙内規原案審議

一九二五年三月二十五日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇四一六八)

大正十四年三月二十五日午後一時三十分於部長室学部長補職選挙内規ニ関スル委員会開催出席者左ノ如シ

南部長 宮部教授 小出教授 高岡教授 時任教授
三宅教授 高松教授 葛西教授

南部長ヨリ各大学ニ於ケル状況報告アリ

委員長ニハ宮部教授当選ス

高岡教授ヨリ原案提出委員長ハ該案ニ就キテ討議センコトヲ提議満場賛成逐条審議ノ結果多少修正左表ノ如ク可決セリ午后三時終了ス

農学部長補職選挙内規

一、学部長ハ専任教授ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
二、学部長ノ任期ハ式ケ年トス

但シ一回ヲ限り再選スル事ヲ得

三、学部長ノ選挙ハ専任教授四分之三以上出席スルニアラザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

但シ外国旅行中ノ者ヲ除ク

四、学部長ノ選挙ハ無記名投票トス

五、投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

六、投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多数ノ投票ヲ得タル者式人ニ就キ決選投票ヲ行フ同数者式人以上アルトキハ年長者ヲ取り同年月ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

七、決選投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選者トス同数ナル時ハ年長者ヲ取り同年月ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

八、当選者ニシテ当選ヲ辞スル時ハ更ニ選挙ヲ行フ

九、学部長ハ植物園長・農場長・演習林長ヲ兼ヌルコトヲ得ス

十、本内規ハ専任教授四分之三以上ノ出席者アリ過半数ノ賛成アルニアサレバ之ヲ変更スルコトヲ得ス

以上

三一〇六一

学部長補職選挙内規に関する件

一九二五年三月二十七日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇四―六九)

大正十四年三月二十七日午前九時於事務所楼上開催
出席者左ノ如シ

〔中略〕

右ニ引続キ協議会開催左ノ件ヲ協議セリ

一、学部長補職選挙内規ニ関スル委員会報告

宮部委員長ヨリ委員会ノ状況及決議ヲ報告ス

種々ノ質問及意見アリタリ

右ニ引続キ教授会開催ス出席者前ノ通り

議題

一、学部長補職選挙内規ニ関スル件

右件ニ関スル委員会ノ決議ヲ原案トシテ可否ヲ決セントス

右ニ対シ修正動議アリタルモ成立セス原案ノ

通り可決セリ

次テ部長ヨリ内規ノ効力發生時期ヲ今日（大正十四年三月二十七日）トスルコトヲ提案異議ナク可決セリ

午後零時四十分終了ス

三一〇六二

和歌山演習林設置認可申請書

一九二五年三月三十一日

『北海道大学所属国有財産沿革 天塩第二演習林、

和歌山演習林、桧山演習林、海岸林造成試験地』

北大農第二四号

大正十四年三月五日

北海道帝国大学総長 佐藤昌介

文部大臣 殿

当大学大正拾参年度追加予算ヲ以テ許可相成居候演習林購入ノ件ハ予テ和歌山県下ニ於テ買入ノ見込ヲ以テ候補地調査中ノ処東牟婁郡七川村大字平井所在別紙表示ノ山林ハ位置、地勢、地味、氣候、林相等本学ノ希望ニ近ク交通モ亦便利ニシテ演習林トシテ適當ナルノミナラス価格モ相当ト被認候ニ付右購入致度尚該山林中ニハ建物敷地並苗圃地ニ充当スヘキ適地ナキヲ以テ同大字地内ニ於テ田畑合計反別五段四畝参歩（耕作面積四反六畝参歩

畦畔八畝歩）ヲ同時ニ購入ノ上演習林ノ経営上遺憾ナキ
様致度候条御認可相成度別紙土地評価書土地壳渡承諾書
写村会決議書及監督官庁許可書写並図面相添此段及申請
候也

成候和歌山演習林土地立木購入ノ件ハ大正十四年三月
三十一日ヲ以テ別紙ノ通受人ヲ了シ候ニ付絵図面添付此
段及報告候也

〔中略〕

札大会一六号

北海道帝国大学

三月五日付北大農第二四号稟請和歌山県ニ於ケル演習林
用土地立木購入ノ件認可ス

大正十四年三月二十六日

文部大臣 岡田良平

北大第三八六号

大正十四年五月四日

北海道帝国大学総長 佐藤昌介

文部大臣 殿

土地立木購入受入報告ノ件

大正十四年三月二十六日附札大会十六号ヲ以テ御認可相

土地立木購入受入調書

北海道帝国大学

所在地	土地種目	名称	数量		価格		備考
和歌山県東牟婁郡七川 村大字平井字成井谷	演習林敷地	和歌山演習林	一二九二、五六五	坪	四九、三〇六	円	大正一四、三、三一 登記済
同県同郡同村 大字平井字上地平	〃苗圃地敷地	〃苗圃地	八三一		七六六	円	
同県同郡同村 大字平井字中地平	演習林派出所及 苗圃地敷地	派出所及苗圃地	七九二		一、四五	一	
和歌山県東牟婁郡七川 村大字平井字成井谷	演習林敷地	立木	三八、〇〇〇	石	一九、〇〇〇		
同上	同	同	三四二	石	三、〇〇〇		
計			七三、五二四		八八〇		

大正十四年三月三十一日新営区裁所三尾川出張所ニ於テ
土地所有権移転登記済

三一〇六三

祝賀紀念式挙行に関する件

一九二五年四月十五日

「評議會議事録」(〇〇〇一一—一二三)

四月十五日(水) 午後一時半ヨリ中央講堂総長室ニ於テ

開催

〔中略〕

二、本学祝賀紀念式挙行ニ關スル件

札幌農学校設立以来来年ヲ以テ滿五十年ニ相当スルヲ以テ祝賀紀念式ヲ挙行スルノ議農学部ニ於テ起リ其ノ内容ヲ江口事務官説述シ之ニ対シ帝国大学創設(大正七年) 医学部開学式(大正十二年大震災ノ為メ中止) 及ヒ工学部開学式ヲ合シテ此際挙行スルコトニ決定シ各学部長ノ外ニ各学部ヨリ老名宛ノ委員ヲ選出シテ委員会ニ於テ実施要項ヲ詳議スルコトニ決定セリ

〔後略〕

三一〇六四

学部長選挙に関する件

一九二五年四月二十二日

「農学部教授會議事録」(〇〇〇四—七〇)

大正十四年四月二十二日(水) 午後三時半ヨリ事務所楼上ニ於テ開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

七、学部長選挙ニ關スル件

曩ニ決定セル内規ニ基キ部長ノ選挙ヲ行ハントス投票ニ付ス開票ノ結果左ノ如シ
総票二十三票

南教授 二十点

宮部教授 一点

松村教授 一点

高岡教授 一点

右ニ依リ南教授当选ニ決セリ

〔後略〕

三一〇六五

十五年度予算編成に関する件（理学部創立）

一九二五年五月十五日

「評議会議事録」（〇〇〇一—一四）

五月十五日（金）午後二時半於 本部会議室

〔中略〕

一、十五年度予算編成ニ関スル件

理学部創立ニ関スル件

(イ) 理学部創立ニ当テ先ツ必要ナル学科

(ロ) 農学部ニ於ケル既設講座ニシテ理学部ニ共通シ

得ルモノノ抽出

各大学ノ理学部内容ヲ参照シ種々協議ノ上

各学科ヲ設クルトキハ之ニ分配セラルヘキ講座ハ勢ヒ薄弱ナラサルヲ得サルヲ以テ寧ロ本学ニ理学部ヲ設クル以上ハ特色アルモノタルヲ期スヘク而シテ本学ノ既設学部ノ關係上地質鉱物学ハ工学部ニ将来新設シ生物学ニ重キヲ置クノ趣旨ニヨリ次ノ如ク協議決定シタリ

学科 講座数 提供シ得ルモノ

数学科 四 / 四

代数、幾何、解析学一般、函数論

物理学科 五 一（工二） 四

「理論、実験、実用、地球、認識論及X線応用物性学」

化学科 五 二（工農二） 三

有機、無機、分析、「生物、物理

生物科 六 二（農二） 四

植物分類、組織、「生理

動物分類、組織、生理及発生

計 二〇 五 一五

数学ハ三トスルモ可、地質鉱物ハ工学部ニ於テ新設

生物ニ重点ヲ置ク趣旨

一五〇〇、〇〇〇円ノ見当トシ内訳

設備 七五〇、〇〇〇

建築 七五〇、〇〇〇

三ヶ年継続ノ予定トスルコト

午後五時半散会

三一〇六六

工学部教授会内規に関する件

一九二五年五月二十一日

「工学部教授会議事録」(〇〇〇一—三五)

第二十五回教授会

- 一、大正十四年五月二十一日午後一時四十分開会全五時
二十分閉会

〔中略〕

六、北海道帝国大学工学部教授会内規ニ關スル件

別紙原案ニ就キ審議ノ結果原案一ノ次ニ一項ヲ加ヘ
之ヲ二トシ原案ノ二以下ヲ順次繰下クルコトトシ並
ニ原案四ノ「出席員」トアルヲ「出席教授」ト修正
ノ上可決、而シテ原案三ノ「在職教授ノ半数以上」
及全四ノ「出席教授ノ過半数」ノ解釈トシテハ「議
長モ亦教授トシテ其数ニ加ハルモノトス」ニ決定
其可決シタル全文左ノ如シ

北海道帝国大学工学部教授会内規

- 一、教授会ハ学部部長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ教授二
名以上ノ要求アリタルトキニ之ヲ開ク

- 二、教授会ハ大学令第九条ニ揭示セル事項ノ外北海道帝
国大学工学部ニ於ケル教官ノ進退並ニ授業、施設其
他ニ關スル枢要ノ事項ニ就キ審議ス

- 三、教授会ノ議ニ附スル事項ハ学部部長予メ之ヲ通知スヘ
シ但シ止ムヲ得サル場合ハ此限ニアラス

- 四、教授会ハ在職教授ノ半数以上出席スルニアラサレハ
之ヲ開クコトヲ得ス但シ休職教授及在外国教授ハ之
ヲ加算セス

- 五、教授会ノ決議ハ特ニ定ムル場合ノ外出席教授ノ過半
数ニ依リテ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ決ス
ル所ニ依ル

- 六、議事ノ要項ハ毎回議事録ニ登載ス

- 七、議事録ハ教授会々員以外ノ者ニ閲覧セシムルコトヲ
得ス但シ学部部長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ許可
スルコトアルヘシ

- 八、本内規ハ大正十四年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

以上五月二十八日報告済

三一〇六七

美術部報告（大正十四年度）

一九二五年十二月三十日

『文武会々報』第九十六号

美術部報告（大正十四年度）

主任^{〔監〕}幼事 久木田重雄

昨年六月以来、設立請願の運動を継続して、今春漸く其設立を得たことは一重に、設立発起者として御尽力を賜はりし諸先生の御蔭に依るものと吾々部員一同感謝に堪えない次第です。

設立の理由、それは、今こゝに、事新しく述べる迄もないことと思ひます。美しい自然にかこまれた北海道、その文化の源泉であらねばならぬ北大の学園に今迄、美術部が無かつたのが不思議な位です。勿論、従前より黒白^{〔白〕}合会は有りましたけれど、それは単に、年一度の展覧会に各自の作品を持ち寄る程度のものでしたから、それを学園内のみならず対社会的の事業をなすため、又、部

員相互の意志疏通^(四)を図るため、もつと組織立つたものと
し、同時にある程度の経済上の基礎を得るために美術部
が設立された訳でございます。

吾々は何れの芸術に於ても認めらるゝ様に、アマチュ
アとしての強味を自覺して北方造形美術のため、い
さゝかなりとも貢献をなし同時にその力となり、又先駆
者たるべき覺悟が必要と思ひます。

九月十七日学生集会所にて美術部設立總會を開く。小
熊先生に部長になつて戴き、今先生、佐々木先生、枋内
先生、西村先生、酒井先生、中根先生、土佐林先生、種々
御指導を仰ぐこととし、附記細則通り学生委員、事業等
を決す、同時に設立に至る迄の経過を報告す。

十月九日より十八日まで、第十九回黒白合会美術展覽^(五)
会を中島公園育兒園にて美術部主催にて開く。前例を破
り十日間の開場のこととて結果を心配してゐましたが、
あの不良な天候にも拘らず十日間の入場者約千人に達し
ました。十一日午後六時より当会場にて作品合評会を開
きました、出席者約二十人、御互の意見を忌憚なく発表

して甚だ盛会でした。これによつて各自御互に非常に益
する所多かつた事を信じます。

出品目録〔略〕

この外小熊博士の滞欧コレクション二十八点ありまし
たので量に於ても如何に盛会だつたかが思はれます。こ
の展覽会開催中種々と御尽力下された育兒園主に深く感
謝します。

尚今年度の事業として、作品合評会、写真展覽会、尚
毎週一回デッサンの研究会も開く事になつてゐますか
ら、此際真に美術を愛好さるる諸君は奮つて入会下され
吾々と共に美術部のため努力して戴きたいと思つてゐま
す。

美術部役員

部長 小熊捍

主任 久木田重雄

委員 服部光平 奥田寅之助 三野外良雄

近藤進 伊藤義輝 中村了 外山卯三郎

荻野馨 森岡史朗 高木精一

三一〇六八

工学部職員

一九二六年二月十二日

『北海道帝国大学一覽 自大正十四年至大正十五年』

工学部職員（同職中ノ氏名ハ
就職ノ順ニ掲グ）

学部長

教授 工学博士工学士 吉町太郎一

土木工学教室

教授

橋梁学講座担任

（橋梁理論製作架設）

工学博士工学士 吉町太郎一

鐵道学第一講座担任

（鐵道及軌道）

工学士 古藤猛哉

水工学第一講座担任

（港湾）

工学博士工学士 倉塚良夫

混凝土工学講座担任

（混凝土鉄筋混凝土及石工）

工学士 小川敬次郎

水工学第二講座担任

（河川水力）

工学博士工学士 山田陽清

助教授

道路及街路

工学士 大坪喜久太郎

講師

土木工学

工学士 新郷高一

土木工学

工学士 林猛雄

土木工学

工学士 真井耕象

金属材料

工学士 菰田成亮

助手

工学得業士 庄司儀夫

工学得業士 井関延雄

並木久二

川畑篤

鉱山工学教室

教授

鉱山学第一講座担任

(試錐鑿岩石油採鉱)

工学士 三浦勝

応用地質学講座担任

(金属鉱床学及非金属鉱床学)

理学士 福富忠男

鉱山機械学講座担任

(鉱山機械材料運搬及原動所設計)

工学士 山田紹之介

鉱山学第二講座担任

(通気爆発其他)

工学士 佐山総平

助教授

鉱物学

理学士 上床国夫

鉱山工学

工学士 道家欽

鉱山工学

工学士 西島直己

講師

岩石学

助手

(在外研究中)

工学士 高桑健

理学士 大平安

佐々木源太郎

豊沢義隆

広島倉之助

高橋哲弥

機械工学教室

教授

原動機学第二講座担任

(内燃機及動力瓦斯發生炉)

工学士 井伊谷春平

原動機学第一講座担任

(熱力学熱機関概論及蒸汽機関)

工学士 大賀憲二

助教授

機械材料及工作学

工学士 久次米三夫

講師

機械製図

工学士 久野陸夫

機械製図

工学士 吉原英夫

助手

大久保敬三

工学得業士
小川盛

電気工学教室

教授

電気機械学第一講座担任

(電気機械器具理論)

工学博士工学士
清水義一

電力及電力応用学第一講座担任

(電力送達分配及電力応用)

工学士
小串孝治

電気磁気学講座担任

(電気磁気学及交流理論)

工学士
浅見義弘

助教授

電気工学

工学士
宗宮知行

講師

電気工学

工学士
俣野麻太郎

電気工学

工学士
山上孝

助手

笹田助三郎

丸山喜一郎

太田英三

松本常好

市村豊

共通学科教室

教授

応用力学第一講座担任

(応用力学機構学機械力学)

工学士 阿久津国造

応用力学第二講座担任

(構造力学)

工学博士工学士 鷹部屋福平

理学第二講座担任

(物理学、数学及力学)

理学士 池田芳郎

理学第一講座担任

(物理化学及工業化学)

工学士 堀義路

応用力学第三講座担任

(流体力学)

工学士 佐野新三郎

助教授

力学

工学士 児島茂

工業化学

工学士 多和田寛

講師

物理学

理学士 伊藤直

助手

金城紀典

工学得業士 矢野諭理男

古橋陳一

長岡格

事務室

書記

兼子清則

安達敬造

桐越信雄

北海道帝国大学工学部学則

一九二六年二月十二日
『北海道帝国大学一覽 自大正十四年至大正十五年』

北海道帝国大学工学部学則

第一章 学年、学期、休業

第一条 学年ハ四月一日ニ初マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

第一学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二学期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第三条 学年中定期休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同七日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日及左ノ祭祝日

秋季皇靈祭

秋分日

神嘗祭 十月十七日

天長節祝日 十月三十一日

新嘗祭 十一月二十三日

北海道帝国大学祝日 二月六日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

第二章 授業科目及授業

第四条 本学部ニ於テ授業スル科目及其ノ標準時間數ハ第一表ニ依ル

第五条 学生ハ前条ノ授業科目ヲ自由ニ選択シテ学修ス

ルコトヲ得但シ特定ムル科目ハ之ヲ修メントスル前
予メ必要ナル他ノ一定ノ科目ヲ学修シ若クハ之ト同時
ニ学修スルコトヲ要ス

第六条 学生ハ授業開始前ニ其ノ修メントスル科目ヲ当
該科目担任教官ニ申出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ本学部ヨリ交附スル修学簿
ニ所定ノ証明ヲ受クヘシ

第七条 実験実習及製図ノ科目ハ一定ノ人員ヲ限り之ヲ

学修セシム若シ学修希望者数定員ヲ超過スルトキハ当該科目担任教官ニ於テ適宜ノ方法ニ依リ学修者ヲ決定ス

第三章 入学、在学、休学、退学

第八条 入学ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス但シ学年開始前ニ入学ヲ許可スルコトヲ妨ケス

収容スヘキ学生ノ予定数ハ其都度之ヲ定ム

第九条 本学部ニ入学セシムル者ハ本学部ニ進入スヘキ本学予科修了者トス

第十条 前条ノ者ヲ収容シ尚ホ欠員アルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可ス

一 学士ノ資格ヲ有スル者

二 高等学校及学習院ノ高等科理科ヲ卒業シタル者

第十一条 第九条及第十条ノ資格者ヲ収容シ尚ホ欠員アルトキハ左ニ掲クル者ニ入学ヲ許可ス

一 高等学校及学習院ノ高等科文科ヲ卒業シタル者

二 専門学校程度ノ工業学校卒業者高等師範学校本科理科卒業者及其他専門学校卒業者中適當ノ学力ア

リト認メタル者ニシテ学部ニ於テ施行スル検定試験ニ合格シタル者

第十二条 検定試験ハ本学予科ノ学科目ニ付其修了程度ニ於テ之ヲ行フ但シ本学予科ニ委託シテ之ヲ行フコトアルヘシ

第十三条 他ノ帝国大学々生ニシテ当該大学々部長ノ承認ヲ得テ本学部ニ転学ヲ出願スルトキハ詮議ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四条 本学予科ヨリ入学スル者ハ二月十五日迄ニ左ノ區別ニ従ヒ第一志望第二志望第三志望ノ学科ヲ申出テ許可ヲ受クヘシ

土木工学科

鉱山工学科

機械工学科

電気工学科

第十五条 本学予科修了者以外ノ入学志望者ハ別ニ定ムル書式ニ依リ前条ノ期日迄ニ願出ツヘシ

前項ノ願書ニハ履歷書及体格検査書ヲ添附シ出身学校

ヲ経テ差出スヘシ

第十六条 第十四条及第十五条ノ期日以後ニ於テ提出セラレタル学科志望願書又ハ入学願書ハ授業上差支ナキ限り之ヲ受理スルコトアルヘシ

但シ此場合ニ於テハ第九条第十条及第十一条ノ入学順位ヲ適用セス

第十七条 第十一条第二号ニ依ル検定試験ヲ要スルモノハ予メ受験料金拾円ヲ納付スヘシ

既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ還附セス

第十八条 入学志望者ノ数各学科ノ予定収容人員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行ヒ入学者ヲ定ム

但シ場合ニ依リ考查ノ上之ヲ定ムルコトアルヘシ

第十九条 本学予科修了者以外ノ者ハ入学許可ノ日より

十日以内ニ入学料金拾円ヲ納付スヘシ

入学料ヲ納付セサルトキハ除名ス

第二十条 疾病ニ依リ二月上修学スルコト能ハサル者ハ医師ノ診断書ヲ添ヘテ願出テ学部長ノ許可ヲ得テ一

年以内ノ休学ヲナスコトヲ得

休学期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ復学スルコトヲ得

第二十一条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ召集中学部長ノ許可ヲ得テ休学ヲ為スコトヲ得

第二十二条 退学セントスル者ハ其ノ理由ヲ具シテ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 在学六年ヲ超ユル者ハ退学シタルモノトス但シ休学期間ハ之ヲ算入セス

第二十四条 前条ノ期間内ト雖モ成業ノ見込ナシト認メタルトキハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第二十五条 教育上必要ト認メタルトキハ学生ニ懲戒ヲ加フルコトアルヘシ

第四章 試験

第二十六条 学生其ノ学修シタル科目ニ就キ試験ヲ受ケントスルトキハ毎年二月十日迄ニ担任教官ニ申出ツヘシ

第二十七条 試験ハ毎年三月期間ヲ定メテ之ヲ行フ但シ

場合ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルヘシ此試験ノ受験申請期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第二十八条 実験実習製図等ノ科目ハ試験ヲ行ハスシテ其ノ成績ヲ考查スルコトアルヘシ

第二十九条 実験ノ成績ハ各科目ニ就キ合格不合格ノ二トス

第三十条 合格シタル科目ニ対シテハ希望ニ依リ証明ヲ与フルコトアルヘシ

第五章 学士試験

第三十一条 大学令第十条ニ依リ学士ノ称号ヲ得ントスル者ノ為メニ学士試験ヲ行フ

第三十二条 学士試験ハ左ノ四学科ノ一二就キ之ヲ行フ

土木工学科

鉱山工学科

機械工学科

電気工学科

第三十三条 学士試験ヲ受ケントスル者ハ前条ノ学科ヲ

選定シ予メ学部長ニ申請スヘシ

第三十四条 学士試験ハ教官ノ承認ヲ得タル特別ノ問題

ニ就キ学生ノ提出シタル論文ノ審査及口頭試問トス

第三十五条 学士試験ヲ受クルニハ所選ノ学科ニ属スル

第二表ノ試験科目ニ合格シ且別ニ定ムル所ノ実地見学及演習ヲ修了スルコトヲ要ス

第三十六条 学士試験ハ毎年三月之ヲ行フモノトス但シ在学三年ヲ超ユルモノニ対シテハ隨時之ヲ行フコトアルヘシ

第三十七条 学士試験ノ成績ハ合格不合格ノ二トス

第三十八条 第二表ニ規定セル以外別ニ試験科目ヲ編成シ学士試験ヲ受ケントスル者アルトキハ教授会ノ決議ヲ経テ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十九条 学士試験ニ合格シタル者ハ工学士ト称スルコトヲ得

第六章 授業料

第四十条 授業料ハ一年金百円トシ左ノ三期ニ分チテ之ヲ徴収ス

第一期（自四月至七月） 金參拾五円

第二期（自九月至十二月） 金参拾五円

第三期（自一月至三月） 金参拾円

授業料ハ別ニ定メタル期日ニ於テ之ヲ納付セシム

前項ノ期日以後ニ入学シタル者ハ入学許可ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ納ムルモノトス

第四十一条 休学又ハ停学中ノ者ト雖モ其ノ授業料ハ仍

ホ之ヲ徴収ス但シ兵役ノ為メ休学シタルモノハ此限り

ニアラス

退学ノ場合ニ於テハ其ノ期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第四十二条 授業料ヲ定日内ニ納付セサル者アルトキハ

催告ヲ為シ猶ホ納付セサルトキハ退学ヲ命ス

第七章 聴講生

第四十三条 授業科目中一科目若クハ数科目ヲ選ヒ聴講

セントスル者ニシテ相当学力アリト認ムルトキハ聴講

生トシテ収容スルコトアルヘシ

第四十四条 聴講生ハ聴講セントスル科目ヲ各学期ノ始

ニ願出ツヘシ

第四十五条 聴講生ノ聴講料ハ毎学期一科目ニ付キ金拾

円トシ之ヲ前納セシム

既納ノ聴講料ハ之ヲ還附セス

第八章 専攻生

第四十六条 本学部授業担任者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニツキ攻究セントスルモノハ専攻生トシテ収容スルコトアルヘシ

第四十七条 専攻生タルコトヲ得ルモノハ左ノ各号ノ一

ニ該当スルコトヲ要ス

一 大学令ニ依ル大学及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業

シタル者

二 授業担任者ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者

第四十八条 専攻生タラントスル者ハ願書ニ攻究事項ヲ

具シ履歴書ヲ添ヘ学部長ニ願出ツヘシ

第四十九条 専攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ其ノ

許可ノ日ヨリ十日以内ニ入学料トシテ金拾円ヲ納付ス

ヘシ

第五十条 専攻生ノ攻究費ハ之ヲ自弁トス

第五十一条 専攻生退学セントスルトキハ学部長ニ願出

ツヘシ

附則

本學則ハ大正十四年二月十二日ヨリ之ヲ施行ス

第一表 授業科目及標準時間數		(一) 印ハ実習実験又ハ製図	
科目番号	科目名	第一學期 每週	第二學期 每週
一	数学第一	三	三
二	数学第二	二	二
三	数学力学応用力学	二	二
四	力学	〇	三
五	物理学第一	二	〇
六	物理学第二	〇	二
七	物理学実験第一	(二)	(二)
八	物理学実験第二	(六)	(〇)
九	物理学実験第三	(〇)	隔(三)
一〇	物理化学	二	〇
一一	電気化学	三	〇
		第五条但書ニ依ル準備科目 (×印ヲ附シタルモノハ同時ニ修ムル事ヲ得ルモノ)	
		数学第一 数学第一×	

二八	鉱物学実験	(二)	(二)	
二九	岩石学	一	二	物理学第一× 物理学実験第三×
三〇	岩石学実験	(二)	(二)	
三一	測量第一	三	〇	測量第一
三二	測量第二	〇	三	
三三	測地学	〇	二	数学第一 物理学第一
三四	測量実習製図(甲)	(六)(七)	(〇)(六)	
三五	測量実習製図(乙)	(三)	(〇)	測量第一
三六	鉱山測量	〇	二	
三七	鉱山測量実習	隔(三)	(〇)	
三八	建築構造(甲)	二	二	
三九	建築構造(甲) 設計製図	四	(〇)	
四〇	建築構造(乙)	二	〇	
四一	土木工学大意	二	二	
四二	電気工学大意第一	二	二	
四三	電気工学大意第二	三	三	電気工学大意第一

四四	電氣工学大意実験第一	(〇)	(六)
四五	電氣工学大意実験第二	(三)	(〇)
四六	電氣工学大意実験第三	(〇)	隔(三)
四七	工業經濟	〇	二
四八	財政及金融	〇	二
四九	学外実習		
五〇	土木材料及施工法	二	二
五一	土木材料及施工法実験	(二)	(〇)
五二	道路及街路	〇	二
五三	混凝土工学	二	二
五四	混凝土工学設計及演習	(二)	四
五五	橋梁学	四〇	三二
五六	橋梁学設計及製図	(六)四	(〇)五
五七	鐵道工学第一(甲)	三二	〇二
五八	鐵道工学第一(甲)設計及製図	(〇)二	(〇)二
五九	鐵道工学第一(乙)	二	二
		構造力学×	
		構造力学×	

七五	地震学	二	〇	
七四	衛生工学	二	二	流体力学×
七三	水工学第二(乙) 設計及製図	(〇)	(一)	
七二	水工学第二(乙)	二	二	流体力学×
七一	水工学第二(甲) 設計及製図	二	(一)(一)	
七〇	水工学第二(甲)	二	〇二	流体力学×
六九	水工学第一(乙) 設計及製図	(〇)	(一)	
六八	水工学第一(乙)	二	二	流体力学×
六七	水工学第一(甲) 設計及製図	二	(〇)(一)	
六六	水工学第一(甲)	二	〇二	流体力学×
六五	隧道	二	〇	
六四	鉄道工学第二(乙) 設計及製図	(〇)	(一)	
六三	鉄道工学第二(乙)	二	二	
六二	鉄道工学第二(甲) 設計及製図	二	(〇)(一)	
六一	鉄道工学第二(甲)	二	〇二	
六〇	鉄道工学第一(乙) 設計及製図	(〇)	(一)	

七六	土木行政法	二	〇
七七	実験機械工学	一	〇
七八	実験機械工学実習	(〇)	隔(三)
七九	金属工学	二	二
八〇	金属材料	〇	二
八一	採鉱学第一	三	三
八二	採鉱学第二	三	三
八三	採鉱学実験	(〇)	隔(三)
八四	選鉱学	三	三
八五	团鉱学	〇	一
八六	選鉱学及团鉱学実験	(三)	(〇)
八七	鉱山機械学	三	三
八八	材料運搬法	〇	二
八九	鉱床学	二	三
九〇	鉱床学実験	(〇)	(二)
九一	火薬学及実験	隔三	〇
〔化学分析(定性)×× 〔化学分析定量及定性 瓦斯分析実習 〔物理学第一 物理学実験第三 〔化学分析定性及定量× 試金実習× 数学力学応用力学 〔地質学第一 地質学第二 鉱物学 岩石学 〔数学力学応用力学 熱機関大意			

九二	試金実習	(〇)	隔(三)
九三	瓦斯分析	(〇)	隔(三)
九四	驗熱実験	(二)	(〇)
九五	鉦山工学計画及製図第一	(六)	機械設計法×
九六	鉦山工学計画及製図第二	(九)	鉦山工学計画及製図第一
九七	鉦山衛生	一	〇
九八	鉦山労働	一	〇
九九	鉦山保安	〇	一
一〇〇	鉦山法律	二	〇
一〇一	鉦山管理	一	〇
一〇二	鉦山工学特別講義		
一〇三	鉦山工学特別実験		
一〇四	機構学	一	一
一〇五	水力機第一	二	二
一〇六	水力機第二	二〇	〇一
一〇七	機械材料及工作学	四	二

一〇八	機械材料特論	一	一	機械材料及工作学
一〇九	機械工作法	〇	二	
一一〇	熱力学	二	一	数学第一×
一一一	熱機関大意	二	二	
一二二	熱機関第一	三	三	
一二三	熱機関第二	二	二	熱機関大意
一二四	熱機関第三	二	二	
一二五	熱機関第四	二	〇	熱機関第一 熱機関第二
一二六	燃料学	一	二	熱機関大意
一二七	機械設計法	一	一	
一二八	機械製図第一(甲)	(一〇)	(一〇)	機械設計法×
一二九	機械製図第一(乙)	(九)	(〇)	機械設計法×
一二〇	機械製図第二	(九)	(九)	機械製図第一
一二一	機械製図第三	(四)	(〇)	機械製図第二
一二二	機械工学実験第一	(六)(〇)	(三)(三)	物理学第一×
一二三	機械工学実験第二	(九)	(〇)	物理学第二×
				機械工学実験第一

一二四	工場実習	(三)	機械材料及工作学
一二五	工場管理	〇	〔力学応用力学 水力機第一〕
一二六	操重機	二	熱力学熱機関第一×
一二七	気体圧縮機	〇	熱力学
一二八	煖房換気	二	熱力学
一二九	冷凍冷蔵	〇	〔熱力学 熱機関第一〕×
一三〇	製紙機械	二	機構学
一三一	紡織機械	三	機構学
一三二	船用機械	二	〔熱機関第一 熱機関第二〕
一三三	送風機	二	水力機第二
一三四	工作機械	一	機械材料及工作学×
一三五	鉄道車輛及機関車	二	熱機関大意
一三六	自動車	二	熱機関第二×
一三七	原動所設計	二	熱機関大意
一三八	電気磁気学	三	電気磁気学×
一三九	電気磁気学演習	(〇)	

一四〇	電気磁気測定法	二	〇
一四一	電気機械第一	〇	三
一四二	電気機械第二	四	四
一四三	電気機械第三	三	〇
一四四	交流理論	三	三
一四五	送電及配電	三	三
一四六	電灯及照明	三	〇
一四七	電力応用	〇	三
一四八	電気計器	二	〇
一四九	電気器具	二	〇
一五〇	電信電話	三	〇
一五一	電気鉄道	三	〇
一五二	過渡現象論	〇	二
一五三	電気法規	一	〇
一五四	高周波工学	〇	三
一五五	電気機械設計法	〇	三

科目番号		科目名		土木工学科	
一	数 ^(学) 第一	第一年	第一学期	三	
二	数学第二	第一年	第二学期	三	
	力学	第二年	第一学期		
	物理学第一	第二年	第二学期		
五	物理学実験第三	第三年	第一学期	二	
九	物理学	第三年	第二学期	二	
二〇	構造力学				
二一	構造力学演習製図				

一五六	電機製図第一	(〇)	(六)	電機製図第一
一五七	電機製図第二	(九)	(九)	電機製図第一
一五八	電機製図第三	(九)	(九)	電機製図第二
一五九	電気実験第一	(〇)	(九)	電気磁気測定法
一六〇	電気実験第二	(九)	(九)	電気実験第一
一六一	電気実験第三	(六)	(〇)	電気実験第二

五九	(ロ) 鉄道工学第一 (乙)								
六〇	(ロ) 鉄道工学第一 (乙) 設計及製図								
六一	(イ) 鉄道工学第二 (甲)								
六二	(イ) 鉄道工学第二 (甲) 設計及製図								
六三	(ロ) 鉄道工学第二 (乙)								
六四	(ロ) 鉄道工学第二 (乙) 設計及製図								
六五	隧道								
六六	(ロ) 水工学第一 (甲)								
六七	(ロ) 水工学第一 (甲) 設計及製図								
六八	(イ) 水工学第一 (乙)								
六九	(イ) 水工学第一 (乙) 設計及製図								
七〇	(ロ) 水工学第二 (甲)								
七一	(ロ) 水工学第二 (甲) 設計及製図								
七二	(イ) 水工学第二 (乙)								
七三	(イ) 水工学第二 (乙) 設計及製図								
七四	衛生工学								
七五	地震学								
七六	土木行政法								
八〇	金属材料								
一〇四	機構学								
一〇五	水力機第一								
一一一	熱機関大意								
一三五	(イ) × 鉄道車輛及機関車								

科目番号	科目名	第一年	第二年	第三年
三	数学力学応用力学	二		
五	物理学第一	二		
九	物理学実験第三	隔 三		
一〇	×物理化学			二
一二	工業化学		二	
一三	化学分析(定性)	三		二
一四	化学分析(定量)		三	
二二	流体力学	二		
二三	地質学第一	二		
二四	地質学第二	〇		
二五	実用地質学	一		
二六	実用地質学実習		二	
二七	鉱物学	一	三	
二八	鉱物学実験	一		
二九	岩石学	二		
三〇	岩石学実験	二		
三一	測量第一	三		

[illegible]

一	科目番号			機械工学科											
数学第一	科目名			一四七	一一七	一一六	一一一	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六
				×電力応用	機械設計法	燃料学	熱機関大意	鉱山工学特別実験	鉱山工学特別講義	鉱山管理	鉱山法律	鉱山保安	鉱山労働	鉱山衛生	鉱山工学計画及製図第二
三	第一学期	第一年			一	二									九五
三	第二学期				一	二									九四
	第一学期	第二年			一										九三
	第二学期					二									九二
	第一学期	第三年		〇							一	二	〇	一	九一
	第二学期			三							〇	〇	一	〇	九〇

一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	七九	四九	四七	四四	四三	四二	四〇	三一	二二	一九	一七	一六	一五	七	六	五	四	二
機械材料特論	機械材料及工作學	水力機第二	水力機第一	機構學	金屬工學	學外演習	工業經濟	電氣工學大意實驗第一	電氣工學大意第二	電氣工學大意第一	×建築構造(乙)	×測量第一	流體力學	機械力學	応用力學(甲) 實驗	応用力學(甲) 演習	応用力學(甲)	物理學實驗第一	物理學第二	物理學第一	力學	數學第二
				一						二		二			(三)	(三)	三	(三)	〇	二	〇	
二				一					二			一			(三)	(〇)	三	(三)	二	〇	三	
一	〇	二	二					(〇)	三				一			二						二
一	一	二	二					(六)	三				一			二						二
	二						〇			二	三											
	〇						二			〇	〇											

科目番号	科目名	第一年		第二年		第三年	
		第一学期	第二学期	第一学期	第二学期	第一学期	第二学期
一	数学第一	三	三	二	二		
二	数学第二	〇	三				
三	力学	二	〇				
四	物理学第一	〇	二				
五	物理学第二	二	〇				
六	物理学実験第二	二	〇				
八	電気化学	二	二			三	〇
一一	応用力学(乙)	二	一				
一二	流体力学	二	〇				
三一	測量第一	三	〇				
三五	測量(乙) 実習製図	(三)	〇				
四〇	建築構造(乙)					二	〇
四一	土木工学大意					二	二
四七	工業経済					〇	三
電氣工学科		第一年		第二年		第三年	
備考 括弧ヲ付セル科目(一二六乃至一三七)ノ内任意三科目ヲ選修スヘシ							
一三五	鉄道車輛及機関車					二	〇
一三六	自動車					二	〇
一三七	原動所設計					二	〇
一四七	×電力応用					〇	三

學外実習	八〇	學外実習	二
金属材料	一〇四	金属材料	〇
機構学	一〇五	機構学	二
水力機第一	一〇九	水力機第一	二
機械工作法	一一一	機械工作法	二
熱機関大意	一一四	熱機関大意	二
熱機関第三	一一六	熱機関第三	二
(イ) 燃料学	一一七	(イ) 燃料学	一
機械設計法	一二九	機械設計法	一
機械製図第一 (乙)	一三七	機械製図第一 (乙)	一
原動所設計	一三八	原動所設計	一
電氣磁氣字	一三九	電氣磁氣字	一
電氣磁氣字演習	一四〇	電氣磁氣字演習	一
電氣磁氣測定法	一四一	電氣磁氣測定法	一
電氣機械第一	一四二	電氣機械第一	一
電氣機械第二	一四三	電氣機械第二	一
電氣機械第三	一四四	電氣機械第三	一
交流理論	一四五	交流理論	一
送電及配電	一四六	送電及配電	一
電灯及照明	一四七	電灯及照明	一
電力応用	一四八	電力応用	一
電氣計器	一四九	電氣計器	一
電氣器具		電氣器具	一

一五〇	電信電話						三	〇
一五一	電気鉄道						三	〇
一五二	過渡現象論						〇	二
一五三	電気法規						一	〇
一五四	(ロ)高周波工学						〇	三
一五五	(ハ)電気機械設計法						〇	三
一五六	電気製図第一		(〇)					
一五七	電気製図第二			(六)				
一五八	電気製図第三			(九)				
一五九	電気実験第一				(九)			
一六〇	電気実験第二		(〇)					
一六一	電気実験第三			(九)		(六)	(〇)	
備考 (イ)(ロ)(ハ)ノ内任意一科目ヲ選修スヘシ								

一号（本学予科修了者）

年 月 日

学科志望願書

北海道帝国大学予科三年英語 組生

私儀工学部入学ノ上ハ左記ノ学科志望ニ付御許可相成

度此段相願候也

年 月 日 何 某 印 生

志望学科

- 第一
- 第二
- 第三

北海道帝国大学工学部長殿

二号（検定試験ヲ要セサルモノ）

入学願書

私儀某高等学校某科卒業ノ上ハ北海道帝国大学工学部へ入学志望ニ付御許可相成度別紙履歴書及体格検査書相添此段相願候也

志望学科
第一
第二
第三

年月日

宿所

本籍地（戸主トノ続柄）

何某印

年月日生

北海道帝国大学工学部長殿

三号（検定試験ヲ要スルモノ）

入学願書

私儀北海道帝国大学工学部へ入学志望ニ付御許可相成度別紙履歴書体格検査書及（卒業証アラバ其ノ証書写在学中ナラバ在学証明書添付）受験

料金拾円相添此段相願候也

志望学科
第一
第二
第三

年月日

宿所

本籍地（戸主トノ続柄）

何某印

年月日生

北海道帝国大学工学部長殿

三一〇七〇

宮部金吾宛て大島正健書簡

一九二六年五月一日

宮部金吾旧藏書簡

拝啓今回の創立五十年記念祝賀は誠に目出度事にて学校より御招待に与り謝し居る所に有之候クラーク先生胸像除幕式には大に異論ありて出席致さぬ事と定め居り候処伊藤兄より一身の事情是非代りくれと懇願せられ又同窓の人たちより勧告せられ独立教会のクラーク先生記念運動も心にかゝり我を折りて時期晚れ候へども伊藤の代として出席する由学校へ申し入れ置き候

出札の上は又々貴兄御宅に御厄介になるべき由金沢君より通知あり恐縮の次第に候金沢君へは十日当地出発十二日夜札幌着と申上置きしが一日遅れ十一日発十二日着と改め候間左様金沢君へも御通知御願申し候学校へも一日延び候事御報告願したく候

序幕式の式辞は伊藤に代り小生朗読の役を務むべく就い

て別紙小生一流の文を草し候間相当の形を備へて式辞の体を為す様御地にて清書被下度候

旅行券は果たして割引となるべく候や若し其事成り候はゞ小生にも一枚御恵送を仰ぎたく出発前手に入る様御周旋を仰ぎ候

教会にもプログラムの定まり居り候事なるべく御役に立ち候事ならば何事にも応じ候て苦しからず候

五月一日

大島正健

宮部金吾様

三一〇七一

宮部金吾宛て内村鑑三書簡

一九二六年五月六日

宮部金吾旧蔵書簡

拝啓、御平安を賀します。さて小樽新聞社より今回の北大五十年祭に関し小生の感想を徴せられ、善き感謝なき故に再三断りましたが、聞き入れず強いて乞はれましたから止むを得ず小生今日の感想を忌憚なく伝へて置きました。それが紙上に現はるゝ時には、貴兄始め他の貴地諸君より多くの悪感を受くる事と思ひますが、正直なる感想を述べた事であります故に止むを得ません、小生は如何なる詰責をも受けます。然し乍ら事は公事でありて私事でありません故に、御詰責は公然新聞紙上にて受けます。此旨予め御承知を願ひます。小生一人としては札幌との絶縁を覚悟して居ます。政略としては、いくら問はれても答へなかつた方が善かた乎も知れませんが、然しそれでは自己を偽はるやうに成ります。小生は

茲に明白に自分が思ふ所を述べて人をも己をも偽はらざるが男らしき道であると思ひました。生涯の終りに近づくいて旧友と全く異なりたる途を独りで歩まねばならぬ事を悲しみます。然し神の定め給ひし途であれば止むを得ません。言ふまでもなく個人としては君に対し渝らざる友愛を懐きます。天国の Bliss を共に享有せんことを祈り且つ信じます。勿々

大正十五年五月六日夜

宮部金吾君

内村鑑三

三一〇七二

創基五十周年記念式式辭（佐藤昌介総長）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

時維レ大正十五年五月十四日本学創基五十周年記念式ヲ挙行スルニ当リ畏クモ 宣仁親王殿下ノ御差遣ヲ蒙リタルハ本学無上ノ光荣ニシテ聖恩ノ洪大ナル恐懼感激ニ堪ヘヌ所デ御座リマス且当局大臣ヲ初メ朝野貴賓ノ臨席ヲ辱ウセルコトハ感謝ニ堪ヘマセヌ厚ク御礼ヲ申上マス
伏シテ惟ルニ王政維新ノ初

先帝陛下万機ヲ親ラシタマフニ当リ蝦夷地開拓ノ宏謨ヲ立テサセラレ是ニ由ツテ北海ノ宝库ヲ開キ北門ノ鎖鑰ヲ固ウセラレ富国安民ノ基礎茲ニ確立セラレマシタ尋テ黒田開拓次官 大命ヲ奉シテ米國ニ赴キ親シク国内ノ政治ヲ視察シテ帰朝後拓地植民ノ大策ヲ樹ソルニ当リ開國ノ要諦ハ賢才ヲ挙グルニ在リトシテ明治五年以来人材教育ノ道ヲ講ジ農工ニ関スル技芸ノ練習ヤ医育ノ端緒ヲ開

キマシタガ明治九年ニ至リクラーク博士ヲ米國ヨリ招聘シテ之ニ託スルニ先ヅ農學ニ関スル高等ノ教育ヲ組織スルノ重任ヲ以テシ同年八月札幌農學校ヲ開設致シマシタ是レ即チ本学ノ創基デアリマス蓋シ農事教育ヲ第一トセルハ拓殖ノ中心ハ農業ノ振興ヲ以テ要務ト致ス主意カラデアリマス偶々明治九年八月 先帝陛下東北御巡幸ノコトアリ函館ニ御駐蹕ノ折柄三条太政大臣ヲ札幌ニ御差遣ニナリ拓地植民ノ実狀ヲ視察セシメラレ我札幌農學校ノ開校直後ニ於テ親シク之ニ臨マレ學事御奨励ノ御盛意ノアル所ヲ奉戴セルコトハ寔ニ光荣ノ至リデ札幌農學校ノ前途ハ洋々トシテ春海ノ如クデアツタコトガ思ハレマス
明治十三年始メテ新農學士ヲ出スニ至リマシタガ翌十四年ニハ

先帝陛下龍駕ヲ本道ニ枉ゲサセタマヒ親シク開拓ノ実況ヲ嚮ハセラレ且我札幌農學校ニ 臨御遊バサレ農場ニ於テ農事實験ノ狀況ヲモ 御巡覽ニ相成リマシタコトハ寔ニ恐レ多キコトヲ當時 天顏ニ咫尺シ奉リタル者ノ感泣措ク能ハザル所デアリマシタ

教育ハ永遠ニ亘ル生命ヲ有スルモノニシテ一時ノ政策ノ波動ニ依ツテ消長ヲ来タスベキモノデ御座リマセヌ其レ故廢使置県トナリ三県分治ノ時代ニ於テモ札幌農学校ノ教育事業ヲ繼續シテ明治十九年ニ及ンダノデアリマス明治十九年更ニ廢置県ニナリマシテ新タニ設ケラレタル北海道庁ハ所謂第二ノ開拓使ニシテ北海道ニ於ケル拓地植民ノ事業ヲ管理スルコト、ナリ當時ノ岩村長官ハ銳意事ニ膺リ人材教育ノ要ヲ認メテ札幌農学校ノ学制ヲ改新シ其ノ發展ヲ図ラレマシタ然レドモ文政ノ統一ハ我国維新以來ノ国是デアリマスカラ明治二十八年文部大臣ノ直轄トナリマシタコトハ当然デアツテ其後益々其擴張ヲ図ルコトヲ得ルニ至ツタコトハ本学ノ改革上ノ一ノ回轉期デアリマシタ

戊辰以降帝国ノ国運ハ十年ヲ一期トシテ進展致シマシテ就中第三期第四期ヲ通シテ外ハ国威ヲ宣揚シ内ハ文治ヲ普及スルニ至ツタコトデアリマシタ殊ニ文運ハ最モ隆々トシテ揚ツタノデアリマシテ本道ニ此際帝国大学ヲ設立スルノ要望モ起ツタノデアリマス而シテ札幌農学校

ハ明治四十年ニ於テ東北帝国大学ノ農科大学トシテ其制度ニ変更ヲ見マシタガ之ハ創基以來其實質アツテ名ナカリシモノヲ顕ハシタニ過ギナカツタノデアリマシタケレドモ農科大学ヲ中心トシテ将来益々其發展ヲ図ルコトニ至ツタ訳デアリマシタ是レ即チ政府当局ガ明治初年ニ於テ不毛未開ノ本道ニ一ノ高等教育機關ヲ設置セシハ独リ農科ニ関スルモノニ非ズシテ将来諸般ノ學術ニ渉ル専門教育ヲ施サントセル理想ヲ今ヤ實現スベキ時世ニ進ミ来ツタノデアリマス而シテ明治四十四年ニ至リ

今上殿下ガ 東宮御時代ニ本学ニ 台臨ヲ賜ハリ本学ハ其施設經營ヲ 台覽ニ供スル光榮ヲ有シタノデアリマス當時ヨリ三十年前 明治天皇陛下ヲ御迎へ申上ゲタル時ヨリハ稍其面目ヲ改ムルモノガアリマシタケレドモ本道ノ拓殖モ昔日ノ比ニ非スシテ物産ハ興リ人口ハ増シ随ツテ教育ノ振興ヲ図ルベキモノ多クナツタノデアリマス是ニ於テ平文政当局ノ施設ト道民ノ輿望トニ因ツテ大正七年ニ至リ北海道帝国大学ヲ創立セラル、ニ至ツタコトハ帝国ノ文政史上特筆スベキコトデアルト思ヒマス幸ニ

北海道庁長官及ヒ富豪諸氏ノ後援モアリ先ツ医学部創立準備ヲ進メタノデアリマス蓋シ本道ノ如キ植民地ニ於テハ衛生診療ヲ最モ重ンズベキ理由ガアルカラデアリマス而シテ大正十一年ニ至リ授業ヲ開始スルニ及ヒミシタガ同年 摂政殿下ヲ奉迎スルコトヲ得マシタコトハ本学ニ於ケル最近ノ大ナル光榮デアリマス而シテ大正十四年ニ至リ年来道民ガ工業振興上要望セル工学部ガ高等諸学校創立及拡張案ノ予算ニ基ツキ其新營及ヒ組織成ツテ同年授業ヲ開始シ今ヤ医工両学部ハ各学部長ニ依ツテ開学ノ報告ヲ為スコトニ至リマシタコトハ本学ノ光榮トスル所デアリマス

本学ハ総合大学トシテ現今以上ノ農医工ノ三学部ヲ其主要部ト致シテ居リマスガ外ニ大学令ニ依ル大学予科ヲ有シ附設学科トシテ土木水産ノ兩専門部アリ農学部ニハ又農学林学ノ兩実科ヲ持ツテ居リマシテ創基以来各種ノ卒業生約四千名御座リマスガ現今在学ノ学生生徒ハ總計二千百余名ニ及ンテ居リマス

回顧致シマスルト明治ノ初年六千方里ノ本道ハ人煙極

メテ稀少榛莽天ヲ蔽フノ当時ニ於テ高等学府ヲ札幌ニ設置セラレタルハ政府当局ノ一大英斷ト思ヒマス蓋シ明治維新 御誓文ノ五条ノ一ニ「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」トノ 大御心ニ副ヒ奉リ日進月歩ノ學術ヲ応用シテ北海ノ宝库ヲ開キ国力ヲ増進シテ皇基ヲ振作スル宏猷ニ献替スル精神ニ出テタルモノト信ズルノデアリマス過去五十年間ニ於テ世界ノ學術ハ駁々トシテ進ンデ居リマス思フニ学理ハ世界共通ノモノニシテ自然ノ真理ハ学者ノ手ニ依ツテ闡明スルモノデアリマスカラ自後益我北海道帝国大学ハ学界ノ權威トシテ立チ帝国ノ文化ト世界ノ学界トニ貢獻セント欲スレバ既設学部ノ外ニ尚理法文等ノ学部ヲ速カニ増設シテ最高学府ノ完成ヲ図ル所ナケレハナラヌト思ヒマス

本日ヲトシ創基五十周年記念式ヲ挙クルニ当リ辱クモ宮殿下ノ御前ニ於テ当局大臣及朝野貴賓ノ御参会ヲ辱クシ茲ニ聊カ鄙懷ヲ抒ヘテ式辞ト致スコトハ昌介ノ最モ光榮ト存スル所テ御座リマス

北海道帝国大学総長 佐藤昌介

医学部開学報告（今裕医学部長）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

医学部開学報告

曩ニ本学医学部授業ヲ開始シ附属医院モ亦一部成ヲ告
 ゲ将ニ開学ノ式典ヲ举行セントスルニ当リマシテ大正
 十二年九月帝都不測ノ黄災ニ際会シ終ニ開学式ヲ無期ニ
 延期スルノ止ムナキニ至リ以テ今日ニ及ンダノデアリマ
 ス本道ニ於ケル医学教育機関設置ノコトハ本道人士ノ久
 シク熱望スル所デアリマシタガ大正八年二月六日勅令第
 十三号ヲ以テ本学ニ医学部設置ノコトガ公布セラレ多年
 ノ希望茲ニ実現ヲ見ルニ至ツタノデアリマス是レヨリ先
 大正七年文部省ハ創立委員トシテ東京帝国大学教授中ヨ
 リ青山胤通隈川宗雄佐藤三吉小金井良精永井潜長与又郎
 諸氏札幌市立病院ヨリ石原弘秦勉造両氏ヲ囑託シテ着々
 校舎ノ設計ト造営トヲ進メタノデアリマスガ大正十年四

月ニ至リ医学部附属医院設置セラレ同月内科学外科学解
 剖学生理学医化学病理学講座ノ新設ヲ見五月二十七日初
 メテ教授ノ任命アリ教授秦勉造氏学部長ニ有馬英二氏附
 属医院長ニ補セラレ医院本館ノ落成ト共二十月ニ至リ先
 ツ患者ノ診療ヲ開始シ翌十一年四月初メテ学生六十七名
 ヲ收容シテ授業ヲ始ムルノ運ニ至ツタノデアリマス爾來
 星霜ヲ閱スルコト正二四年建築施設漸次其ノ歩ヲ進メ講
 座モ亦隨時増設セラレテ本年三月已ニ第一回卒業生六十
 余名ヲ出スニ至ツタノデアリマス

現在本学医学部講座總數二十五教授十八名助教教授講師
 ヲ併セテ二十三名学生總數二百八十四名ニ及ンデ居リマ
 ス建設ノ事業基礎医学ニ於テ略ホ完了シ附属医院ニ於テ
 ハ病棟已ニ竣工セルモノ七棟入院患者現在病床總數五百
 近キ将来ニ於テ建築セラルベキ病棟五ヲ以テ一先完了ヲ
 告グル予定デアリマス

大正十四年度ニ於ケル入院患者延人員十一万一千四百
 九十三名外来患者數八万八千四百二十二名之レヲ前年ニ
 比シテ漸次増加ノ傾向ヲ示シテ居ルノデアリマス本学部

創立日尚ホ浅ク内外共ニ将来ニ充実スベキモノ多々アル
ノデアリマスガ本学創基五十年ノ祝奠ヲ挙行スルニ当リ
医学部設置ノ沿革ト現況トヲ報告シテ開学ノ辞ト致シマ
ス

大正十五年五月十四日

北海道帝国大学医学部長 今裕

三一〇七四

工学部開学報告（吉町太郎一工学部長）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

工学部開学報告

北海道帝国大学工学部ハ大正十三年九月勅令第二百一十四号ヲ以テ開設セラレ翌十四年四月第一期学生ヲ收容シテ授業ヲ開始致シタノデアリマス是ヨリ先キ大正七年政府高等諸学校拡張ノ議決スルヤ本学部ノ創立モ亦其ノ内ニ含マレテ居リマシタノデ本学ハ其ノ準備トシテ大正八年先以テ予科ノ拡張ニ着手致シタノデアリマス同十年文部省ハ故工学博士寺野精一故工学博士柴田畦作工学博士鳳秀太郎工学博士加藤正雄工学博士舟橋了助諸氏ヲ挙ケテ創立委員トシ学部組織ノ一般方針ニ関スル審議協定及教官候補者ノ選択ニ当ラシメタノデアリマス不肖又後ニ至リテ其ノ席末ニ列シ議ニ参加スルコト、ナリマシタ翌十一年本学予科ハ工学部ニ進入スヘキ最初ノ生徒ヲ収

容シ一方文部省ハ学部建築ノ工ヲ董シ着々其ノ歩ヲ進メ
予定ノ如ク昨年ヲ以テ第一期ノ進入生ヲ收容スルニ支障
ナキヲ得セシメタノデアリマス而テ現在ニ於テハ本年収
容セル第二期生ト共ニ合計百八十五名ノ就学者ヲ見ルニ
至リマシタ

講座ノ数ハ大正十三年度ニ於テ六講座十四年度ニ於テ
十三講座ノ設置ヲ見マシタカ更ニ本年度ニ於テハ近々六
講座増設ノ発表ヲ見ル運ニナツテ居リマシテ之ヲ以テ予
定ノ二十五講座ハ完備サルハノデアリマス講座ノ種類ハ
主トシテ土木鉱山機械電気ノ四学科及之ニ伴フ基礎学科
ニ関スルモノデアリマシテ本道拓殖上密接ノ関係ヲ有ス
ル者カ先以テ設置セラレマシタコトハ申スマデモアリマ
セン設備費総額八九十七万五千円デアカリマス其ノ内
七万五千円ハ予科ノ拡張ニ又十萬円ハ学部ノ建築費ニ流
用致シマシタノテ学部ニ対スル純設備費ハ八十萬円デア
リマス之ヲ以テ二十五講座ニ授業設備ト同時ニ研究機關
ノ完備ヲ計ルコトハ到底期待出来マセンカ国家ノ財政上
止ムヲ得ヌ所デアリマシタ其ノ不足ニ対シテハ今後逐次

補充ニ努ムルコトニ致度イト思ヒマス

授業ハ時勢ノ進運ニ鑑ミ科目制度ヲ採用シ学生ヲシテ
其ノ好ム所ニ從ヒ自由ニ選択履習スルコトヲ得セシムル
ノ方針デアリマス唯実験実習ニ至リテハ器具機械ノ設備
ニ制限アルヲ以テ無数ノ志望者ヲ收容スルコトカ出来兼
ネマス故ニ四学科ニ分チ各学科ニ定員ヲ定メ定員内ノ学
生ハ支障ナク履習セシムルト同時ニ定員外ノ学生ニモ成
ルヘク其ノ希望ニ応シテ履習ノ機会ヲ与フルコトヲ期シ
テ居リマス

惟フニ輓近国家ノ急務ハ産業ノ振興ニ如クナキハ万人
ノ認ムル所トナリマシタ而モ原料資本ニ於テ必シモ豊富
ナリト云フコト能ハサル我邦ニ於テハ之ヲ補フニ優秀ナ
ル技術ヲ以テセネハナリマセン我国ハ此点ニ於テモ先進
諸国ニ比シテ未タ遙カニ遜色アルハ遺憾ナカラ事実デア
リマス乍去之ヲ過去五十年ノ進歩ノ迹ニ徴スレハ早晚彼
等ニ比肩シ得ヘキ時代ノ来ルコトハ疑ナキノミナラス吾
人ハ技術ニ於テハ寧ロ独特ノ長所ヲ有スルヲ以テ今後不
断ノ切磋琢磨ニ依リ其ノ技能ヲ助長スレハ必スヤ優越ナ

ル地歩ヲ占ムルニ至ルコトハ期シテ俟ツコトヲ得ルト信
シマス

本学部ノ増設モ人材ノ養成モ其ノ目的蓋シ爰ニ在ルコ
トヲ考ヘマスト吾人前途ノ使命ノ重且大ナルヲ痛切ニ感
スルモノデアリマスガ願クハ一同協力シテ以上ノ目的ニ
邁進シテ国家ノ要望ニ副ハンコトヲ期スルノデアリマス

大正十五年五月十四日

北海道帝国大学工学部長 吉町太郎一

三一〇七五

クラーク先生胸像除幕式式辞（南鷹次郎）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

式辞

大正十五年五月十四日北海道帝国大学創基五十周年記
念式典ノ日ヲ選ビ茲ニクラーク先生ノ胸像除幕式ヲ挙行
スルニ至リシハ誠ニ欣幸トスル所ナリ

クラーク先生ハ明治九年我が政府ノ招聘ヲ受ケ札幌農
学校ノ創業経営ノ任ニ当ルヤ遠大ナル抱負ノ下ニ絶倫ノ
努力ヲ払ツテ其基礎ヲ築キ智徳体三育ノ調和並進ヲ以テ
学生訓育ノ理想トナシ就中人格ノ陶冶ニ最モ意ヲ注ギ親
シク身ヲ以テ教訓ヲ垂ル是ニ於テカ衆生一同発奮自省シ
札幌農学校ノ学風蔚然トシテ勃興ス爾来今ニ至ル五十星
霜其遺訓ハ絶エズ我が学生ヲ風化シ随ツテ志操堅実ニシ
テ進取ノ氣象ニ富メル有為ノ出身者ヲ社会ニ送レリ先生
ノ人格ノ崇高ニシテ其感化ノ偉大ナル洵ニ景仰措ク能ハ

ザル所ナリ

先生ノ徳風ヲ慕フ我等多数ノ者相謀リ本日ヲ絶好ノ機会トシ記念胸像ヲ建立シテ大学ニ寄贈シ以テ其徳沢遺芳ヲ永ク後世ニ伝フルト共ニ聊カ感恩ノ微衷ヲ表セントス今正ニ生ケルガ如キ先生ノ温容ニ対シ歎喜極マル所ヲ知ラズ若シ夫レコノ一基ノ鑄像其微妙ノ力能ク本学ヲ祝福スルト共ニ北方文化ヲ指導シ益々其特色ヲシテ發揮セシムルヲ得バ吾人ノ本懷之ニ過ギタルハナシ一言燕辞ヲ列ネテ式辞ト為ス

クラーク先生胸像建立委員長 南鷹次郎

三一〇七六

クラーク先生胸像除幕式祝辞（佐藤昌介）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

祝辞

クラーク先生ノ胸像工成リ本日ヲトシテ除幕式ヲ挙ク洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ仰キ見レハ温平タル眉目儼平タル威容悉ク備ハリ恰モ生前ノ先生ニ接スルノ思ヲ為シ転タ今昔ノ感ニ堪ヘサルモノアリ

惟フニ先生カ本大学創基當時ニ於ケル功勞偉大ナルモノアリ本大学ノ先生ニ負フ所ノモノ片言隻語ノ能ク尽スヘキ所ニ非ス先生去テ五十年其遺風ヲ追慕スルノ念ハ年ト共ニ弥々深ク偉人ノ一言ハ真ニ百世ノ師タル感ヲ起サシム是豈ニ先生ノ高德ヨリ出ツル混々タル泉ニ非スシテ何ソヤ

本学ハ創基五十年ニシテ帝国大学ノ一トシテ学界ニ其權威ヲ占ムルニ至レリ向後ノ五十年ニ於テハ又益々其光

彩ヲ發揮シテ世界ノ大学中ニ於テ其權威ヲ認メラルヽニ至ルヘキコト、信ス

今ヤ校庭將ニ春色ヲ帶ヒントスルノ時亭々タル喬木ノ下ニ凜然タル先生ノ胸像ヲ見ルハ寔ニ欣懷ニ堪ヘサル所ナリ希クハ先生ノ威靈長ヘニ亘リテ本大学後進者ノ渴仰スル所トナランコトヲ終リニ臨ミ札幌同窓会ノ胸像寄附ノ美舉ニ対シ深厚ノ謝意ヲ表ス

大正十五年五月十四日

北海道帝国大学総長 佐藤昌介

三一〇七七

クラーク先生胸像除幕式祝辞（大島正健）

一九二六年五月十四日

『北海道帝国大学創基五十周年記念祝典報告』

祝辞

先生曾テ札幌農学校開校ノ時ニ際シ祝辞ニ附シテ述ヘラレタル其意見猶存シテ耳ニ在リ「国ニシテ人無クンバ何カ有ラン人ニシテ心無クンバ何カ有ラン心ニシテ開發セザレバ有レドモ無キカ如キモノナリトハ先人ノ説キシ所ナリ佳イカナ言ヤ」トハ其演辭ノ冒頭ノ語ナリ今日五十星霜ノ歲月ヲ経テ先生ノ其基礎ヲ据エ其経営ヲ施スニ力ヲ致サレタル学校ノ大イニ發展シテ独リ農科大学ノミナラズ廣ク総合大学ノ形ヲ備ヘントスル隆盛ヲ見ルニ至リ先生ノ高名ト共ニ永ク世ニ伝ヘラルヲ知り先生ノ像ヲ拝スル者誰レカ先生ノ精神ヲ追想セザル者アランヤ學術研究ノ要ハ国家ノ發達ヲ計リ社会ノ幸福ヲ長シ人生ノ患苦ヲ除キ主トシテ国利民福ヲ以テ目的トスルハ恰

ク人ノ承認スル所ナリ然レドモ學術ハ専ラ応用ヲ事トスルノミニテ其根本ノ真理ヲ探求スルニ非サレバ自ラ卑俗ニ走リテ源流枯渴シ遂ニ荒漠トシテ其妙味ヲ失ヒ其真価ヲ墜スニ至ルベシ

學術ノ真理ヲ研究スル者ハ其精神ノ崇高ナル者ニシテ始メテ能ク天地自然ノ美妙ナル靈力ニ感通シ其ノ未驗ノ法則ヲ窺ヒ之ヲ實現ノ世界ニ運用スルコトヲ得ルナリ學者ニシテ此精神ヲ欠クトキハ知ラズ識ラズ空シク物質文明ノ奴隸ト成リ了ルヘシ諸般ノ學術ヲ攻研スルニ当リ之ヲ統御スル精神ノ崇高ナル人物ヲ養成スルハ大學教育ノ要旨ニシテ其根本ノ大業ナリ開發セザル精神ハ微力ナリトハ先生ノ意ニ此ニ在リタルカ如シ先生ノ平生指導セラレタル教訓ト行動トヲ以テ我等親シク先生ニ接シタル門下生ノ此意ヲ体シテ心ニ銘シ常ニ深く記憶ニ存セシメタル所ナリ

凡ソ學校ノ盛衰ハ外形ノ完備ニ非ズシテ内容ノ充實ニ歸ス而シテ職員及學生ノ精神之ニ関スルコト最モ大ナリ今ヤ先生ノ像ハ北方ニ向ツテ拡張セラレントスル此大學

ニ面シ眼光炯々トシテ學風ノ興廢ヲ監視セラル、ニ似タリ今日先生ノ昔日ノ尊影ヲ拝シ重ネテ溫容ト威嚴トヲ仰キ忽チ其教訓耳底ニ透徹シ其行動眼前ニ活躍スルヲ覺ユ更ニ翻ツテ往時ヲ懷想シ又進ンテ將來ヲ考慮シ万感胸ニ逼リテ禁スルコト能ハス幸ニシテ先生ノ胸像除幕式ノ好機會ニ遭遇スルコトヲ得聊力茲ニ蕪言ヲ陳ヘテ祝辭ト為ス

大正十五年五月十四日

札幌農學校第一期卒業生總代 大島正健

三一〇七八

クラーク博士胸像製作苦心談 田嶋碩郎氏談

一九二六年五月十四日

『小樽新聞』

クラーク博士胸像製作苦心談

田嶋碩郎氏談

クラーク博士の胸像を製作した彫刻家田嶋碩郎氏はその苦心談を記者に語ってくれた

始め美術学校の正木現校長から作ってくれと依頼されたが実際異国人の彫刻には芸術家が常に苦心するもので其内容の面倒さはお話にならぬ支那人ならば支那人日本人ならば日本人の彫刻なれば何ともなく一種の国民性ともいふべきであるが異国人を彫刻する時には異国人の気分にならなければ駄目だ自分は異国人を彫刻した経験はもつて居るがその出来栄については世間から可なり好い評判を受けたが自分自身は不愉快で決して結構とは思つてゐなかつた、かうした経験があるか

らこん度もクラーク博士の胸像を頼まれてお断りしやうと思つた事は一度や二度ではなかつた、殊に怪しげな写真を頼つたり伝記を読んだりして似顔を作り上げやうとする事はとても六ヶ敷い事である兎に角やりつづけたものゝ写真一つでは頼りなく心もとないこと限りない、それでクラーク博士に似た顔をと探し廻つて見たが容易に見つからなかつた、東京や横浜を物色して歩き廻つてゐるうち図らずもよく似たと思はれる一人の異国人に出会つたからあらましの事情を訴へて是非モデルになつてくれと頼み込んだところその人は早稲田大学の教授でポーランド人であつたゝめ快く応じてくれたその時は飛立つばかりにうれしかつた、そして一時間を限つて田端の自宅に来て貰つて写真とつき合はして苦心に苦心を重ね作り上げたが出来上つて見ると自分としては全く会心の作だと思はれた正木校長に見て頂いた時も大変賞められたので更に念の為め札幌農学校の先輩伊藤一隆氏や大島正憲氏等(註)にも見て貰つたが同じく大変ほめられたやうな次第である、とうし

でも作り上げねばならぬと思ひ込んで熱心になればかうした恵みが天から授けられるものと思ふ目下浅羽靖氏や小樽の梅屋の爺さんの胸像をもお引受けして製作に努めてゐる云々

三一〇七九

クラーク博士の精神いま何処 内村鑑三氏談

一九二六年五月十四日

『小樽新聞』

クラーク博士の精神いま何処

それが解る時……精神的革命起らん

私の見たる札幌 内村鑑三氏談

私は明治十年に旧札幌農学校に入学を許され、同十四年に第二期卒業生の一人として、該校を出た者であります。同十六年に札幌を離れて今日に至つた者であります。札幌と私との関係は至つて微弱なるものであります。私は北海道に於て少数の友人を有する外、他に何者をも有しません。北海道は私の奉仕を要しませんでした。故に私も自北海道とは縁の遠いものとなりました。

明治の初年に於て私共が北海道に就て懷いた理想は甚だ高いものであります。

其の第一は 北海道を浄土と化し、之を以て日本全国

を浄化せんとすることでありました。

其の第二は 札幌を「北方の雅典」と成し、北英のエジンバラが英国第一の智識の淵源であるが如くに、札幌を日本第一の智識の取得地並に、精神の修養地となさん事でありました。然し乍ら今日に至つて、事実如何と觀察しますれば、理想は何れも裏切られたのであります。北海道は日本を浄化するどころか反つて内地俗化するところとなりました。今や日本中で北海道ほど俗人の跋扈するところはないと思ひます。また札幌が大学の所在地となつた事は事実でありますが、然し乍ら札幌の地が、果して学生を養成するに最も好き地である乎、今は大なる疑問であります。天然的に最も恵まれたる札幌は今官僚化され、商人化されて、学生を送るには甚だ悪いところとなりました。論より証拠であります。札幌は今日まで多くの役人、または実業家、または小数の学者を出しましたが、一人の人物を出しません、また学者としても一人の世界的大学者を出しません。出したものは多数の従順なる官吏、利欲に長けたる実業家、または温良の

紳士であります。然れども、正義に燃え、真理を熱愛し社会人類の爲めに犠牲たらんとの人物は一人も出しません。札幌出身は悪事をなさなかつたといふが関の山であります。進んで善事を及ぼさんと致しません。主として消極的の人物であります、積極的の大人物ではありません。実に歎かましい事であります。

私はクラーク先生の精神は札幌に残つてゐると思ひます。残つてゐるのは先生の名であります。そして今度先生の銅像が出たとのことであります。併しそれだけではありません。先生の自由の精神、キリストの信仰、それは今は札幌にありません。札幌は先生の BOYS BE AMBITIOUS 深い広い意味に於て之を知りま^{せん}。クラーク先生の精神が解かる時は札幌に精神的革命が始まる時であります。札幌の今日の精神的情態を見て先生は、天に在りて泣いて居られることゝ信じます。

五十年記念祭が行はれ、人が悦ぶ時に斯んな悲しいことを述べたてゝ濟みません、而し乍ら札幌と北海道を愛すればこそ斯んな苦言が出るのであります。

三一〇八〇

宮部金吾宛て新渡戸稲造書簡

一九二六年六月三十日

宮部金吾旧藏書簡

久々の手紙うれしく見た、又ガンキ老人と一郎の写真を見て両君の丈夫の有様殊ニ君の髪の毛の黒いのニハ驚き且つ浦山敷思ツた、

新聞ニよると札幌の五十祭、嗚呼モ一五十年か!!!御互ヨクも生きて居るものだ、Most impressionable time of lifeを北海道の田舎で送ったことハ今更難有思ふ、夫れニ君等始め良友を得て事ハたゞ天ニ謝するのみだ、来年帰朝の節ハ是非御地ニ行くヨ、御馳走の準備今から頼むヨ

佐藤氏ハ男爵位ニする話がないか、He deserves it most justly. 原敬氏ハ居たら其位の事か出来たらう二、

僕も今年一杯で満七年奉職した、エライ事もせぬ代り太

した失敗もなく此の風変りの役所ニ勤め、兎ニ角あまり馬鹿ニもされずに日本の為めニ高位をふさへて居た、明春ハ歸りて全国を廻ハリ度い、遠方から見ると我邦の足らぬ点が見得てならぬ

ドレ／＼今日ハ少しゆつくり書く積りの所、又々夕飯ニ招がれた、コレカラ行ハねバならぬ、其地各位ニ呉れ／＼宜敷伝言たのむ

宮部兄

1926.
6. 30.

新渡戸

一昨日、Miss Hartshorne 来着、明日出立。前田家皆無事

弟の植物学者も来た当地ニ居る

三一〇八一

クラーク先生胸像建立事業

一九二六年十二月十日

『札幌同窓会第四十八回報告』

クラーク先生胸像建立事業

大正十四年一月二十四日本会評議員会に於て、明年舉行せらるゝ北海道帝国大学創基五十週年記念祝賀の爲適當なる記念事業を行はんと議起り、之れを同月三十日の總會の議に附したるに全員異議なく之に賛成し、記念事業の種類其實行方法を役員に一任せられたり。於茲役員は評議員会を開き協議を重ねたる結果六月一日に至り、右記念事業として本学並に附属実科専門部卒業生、教職員、学生々徒より寄附金を集め、本学創基の大恩人クラーク先生の胸像を校庭内に建立し記念式當日之れを大会に寄贈することを以て最も時宜に適したるものとし、之れが実行に着手する爲めに本会々長南鷹次郎氏を委員長に推し、幹事、評議員を実行委員とし、共他三十

余名の委員を挙げたり。爾來事業は順調に進み、予期の如く其工を竣り、去る五月十四日大学記念式典當日之れが除幕式を挙行して之を大学に寄贈せり。

胸像仕様書梗概左の如し。

一、胸像 銅製 高キ二尺三寸。

田嶋碩朗氏ノ作。

一、胴石 福島県産紅御影、高サ六尺一寸、巾

二尺三寸角、加工ハ艶磨仕上ゲ。

正面ハ彫刻セル W.S. Clark ハ先生

ノ自署、BOYS, BE AMBITIOUS ハ先

生ノ遺訓、模様ハ先生ガ嘗テ倫敦市

外ノ「キウ」植物園ニ於テ満開ノ花

ヲ見テ靈感ニ打タレタリト云フ植物

「ビキトリア、レヂヤ」ヲ図案化

シタルモノ。

一、台座石 福島県産紅御影、高サ一尺、巾三尺

六寸五分角、加工ハ艶磨仕上ゲ。

一、周囲敷石 茨城県稲田産花崗、二十四枚ヨリ成

リ、其面積十六尺二寸平方ニシテ之
ノ石材二百四十立方尺、加工ハ三度
小叩トス。

以上地上高約一丈

三一〇八二
工学部規則説明

「教授会原案 大正十五年度 北海道帝国大学工学部」

一九二六年

工学部規則説明

一、学生収容 本学部ニ於テハ左ノ部類ニ分チ学生ノ収
容予定数ヲ定ム

第一部類 土木工学ヲ主トスルモノ（第二項ノI、

II、III、IV、其他）

第二部類 鉱山工学ヲ主トスルモノ（第二項ノV、

VI、VII、VIII、其他）

第三部類 機械工学ヲ主トスルモノ（第二項ノIX、

X、XI、XVI、其他）

第四部類 電気工学ヲ主トスルモノ（第二項ノXII、

XIII、XIV、XV、XVII、其他）

二、標準課程 学生ハ授業科目ヲ自由ニ選択シテ学修ス
ルコトヲ得レトモ下記ノ標準課程ノ内其一ニ準拠ス

ルヲ便トス

三一〇八三

I 鉄道工学

北海道帝国大学工学部長選挙内規

II 水工学

一九二六年

III 構造工学

「教授会原案 大正十五年度 北海道帝国大学工学部」

IV 発電水力

V 鉱山工学

北海道帝国大学工学部長選挙内規

VI 採鉱学

第一条 学部長ハ工学部勤務ノ教授ノ選挙ニ依リ之ヲ推

VII 選鉱学

薦ス

VIII 鉱山地質学

第二条 学部長ノ任期ハ二ケ年トス

IX 鉱山機械学

第三条 任期ノ満了スル約一ケ月以前ニ学部長ハ教授会

X 原動機

ヲ召集シ学部長選挙ノ管理ヲナス

XI 機械材料及工作

前項教授会ノ日時ハ一週間前ニ文書ヲ以テ各教

XII 電力及電力応用

授ニ通知スヘシ

XIII 電気機械

第四条 学部長選挙ノ教授会ハ出席教授総数ノ四分ノ三

XIV 弱電流工学

ニ達セサル時ハ開会スルヲ得ス

XV 発電原動機

第五条 学部長ノ選挙ハ单記無記名投票ノ方法ニ依ル

XVI 工学物理第一（機械ヲ主トスルモノ）

投票総数ノ過半数ノ得票者ヲ以テ当选者トス

XVII 工学物理第二（電気ヲ主トスルモノ）

第六条 前条第二項ノ得票者ナキ時ハ得票多数ナル者三

〔後略〕

名ニツキ直ニ決選投票ヲナス但シ第三位ノ得票者二名以上アル時ハ何レモ決選投票ノ選ニ入ル資格ヲ有スルモノトス

第七条

決選投票ハ単記無記名トシ最高点得票者ヲ以テ当選者トス

最高点得票者二名以上アル時ハ年長者ヲ以テ当選者トス

第八条

学部長ニ当選セルモノハ之ヲ辞スルヲ得ス但シ特別ノ事由アル者ハ此ノ限ニアラス

当選者辞退シタル時ハ一週間以内ニ再選挙ヲナスヘシ

第九条

本内規ハ教授総数ノ四分ノ三以上ノ出席アル教授会ニ於テ過半数ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ変更スルヲ得ス

第十条

本内規ハ昭和二年四月十六日ヨリ之ヲ実施ス

備考

一、教授ニハ兼任ノ教授又ハ海外旅行中ノ教授ヲ含マス

二、任期ノ満了セサル学部長辞職セル時ハ本内規ニ準シテ選挙ヲ行ヒ当選者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ残任期間六ヶ月以内ナル時ハ次回ノ改選期ニ於テ選挙ヲ行ハス引續キ在職セシム

三一〇八四

本学部入学者決定に関する件

一九二七年三月二十八日

「工学部教授会議事録」(〇〇〇二―二三)

第八拾六回教授会

一、昭和二年三月二十八日午前十時半開会午後四時閉会

〔中略〕

二、本学部入学者決定ニ関スル件

議長ヨリ先以テ收容スヘキ定員ヲ各二十五名宛トスヘ

キヤ否ヤヲ諮リ

小川教授ハ約二十五名トシタシト希望シ

倉塚教授ハ特別ノ事情アル場合ハ別ニ詮議スルコトト

シ主旨トシテ本年ハ正確ニ二十五名ト決定シタシト述

ヘ

山田陽清教授ハ土木科ニ於テハ此ノ場合二十五名ト決

定スルモ結局土木志望者ノ殆ント全部ヲ收容シ其ノ結

果反ツテ繁累ヲ招クニ至ルヘク又新規程ノ主旨ヨリス

ルトキハ設備上支障ナキ範圍内ニ於テ其ノ志望学科ヘ

編入スルヲ至当ナリト考ヘラル、ヲ以テ寧ロ此際設備

ノ許ス限り志望者ヲ收容スルコトトシ度シト述ヘ

仍テ小川案ト倉塚案トハ主旨ニ相違アルモ実行ノ点ニ

於テ大差ナキカ故大体両案ヲ斟酌シテ詮議スルコトト

為シタリ

次ニ編入考查ノ方法ニ関シ浅見教授ヨリ質問アリタル

ヲ以テ之ヲ審議セルニ

堀教授ハ三ヶ年間ノ成績ヲ參考トシタシト述ヘ

阿久津教授ハ前年ノ例ニ依リ三年目ノ成績ヲ基トシタ

シト述ヘ仍テ予科ヨリ提出ニ係ル別紙原案記載ノ採点

方法ヲ訊ネタルニ予科ニ於テハ本年ハ一、二年ヲ各標

準一トシ三年ヲ一、五トシテ算出シタルモノナルコト

ヲ明ニシタルヲ以テ本年ノ本学考查ハ大体予科ト全様

ノ成績順ニヨリ決定スルコトトシ即チ土木ハ別紙原案

中第一席次ヨリ第四十席次ニ至ル土木ヲ第一志望トス

ル二十六名、電気ハ第三席次ヨリ第六十席次ニ至ル電

気ヲ第一志望トスル二十五名

機械ハ第五十席次ヨリ第九十九席次ニ至ル機械ヲ第一志望トスル二十二名及第五十九、第六十一、第六十三席次ノ機械ヲ第二志望トスル三名ヲ合シテ二十五名、鉾山ハ第四十二、第四十六、第七十二、第八十一席次ノ鉾山ヲ第一志望トスル四名及第六十四、六十九、七十、七十一、七十九、八十四、八十九並ニ谷藤、高井ノ十三名トシ

第六十五、第七十四、第八十三、第九十四ノ四名ハ何レモ鉾山ヲ志望シ居ラサルヲ以テ此際考查セラル、資格ヲ失スルモノトシ若シ後日鉾山ヲ志願シ来リタル場合ハ先願順ニヨリ入学ヲ許可スルコトアルヘキモ他ニ志望者アリタル場合予科出身者ノ故ヲ以テ優先権ヲ与ヘサルコトニ決定シ併テ其ノ旨予科ニ通告スルコトトシテ正午一先散会

午後一時半再会 倉塚教授、佐野教授欠席

検定試験ニ関スル別紙原案ヲ附議シ古藤委員長、福富佐山両委員ヨリ各委員会ノ経過ヲ報告シ審議ノ結果受検番号第七、第一〇、第八、第六、第九ハ共ニ委員会

ノ意見ト同様之ヲ不合格トシ第三、第一、第五ハ共ニ之ヲ合格ト認ムルニ異議ナク唯第十一番ハ委員会ニ於テ之ヲ決定ヲ教授会議ノ決議ニ俟ツコトシタルモノナルカ故之ニ就キ審議ヲ重ネ大体合格トスヘシトスル意見多数ナリシモ地鉾ノ成績不良ニシテ前年採決ノ規定ニ達セズ結局福富委員ノ再審査ノ上之ヲ合格ト認定シ以上四名ハ之ヲ鉾山科ニ編入スルコトニ決定

次ニ他学部ニ転出スヘカリシ斉藤鶴雄ヨリ再入学志願ニ付其ノ可否ヲ諮リタルニ尚欠員ノ存スルヲ以テ之ヲ許可シ鉾山科ヘ編入スルコトトセリ仍テ鉾山科新入生合計十八名ト決定

次ニ右編入通知ノ方法ニ就キ新規定認可ノ見込ヲ以テ部類名ヲ用フヘキ乎又ハ旧学則ニ依リ学科名ヲ以テ通告ヲ発スヘキ乎ニ就キ審議ヲ遂ケタルモ決定ニ至ラス但シ可成多少日時ノ遅延スルコトアルモ新規定ニ依リ度キ希望多数ニ付新規定認可ノ大体ノ日取ニ就キ上京中ノ学部長ニ照電ヲ発スルコトトシ其ノ後ノ処置ニ就キテハ部長代理ニ一任方ヲ希望シ異議ナク依テ散会セ

以上四月七日報告済

三一〇八五

北海道帝国大学通則

一九二七年四月一日施行

『官報』(一九二七年七月二十一日)

北海道帝国大学通則

第一章 学年休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年中定期休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

春期休業 四月一日ヨリ同七日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日及左ノ祭日祝日

天長節 四月二十九日

秋季皇霊祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

北海道帝国大学記念日 二月六日

紀元節 二月十一日

春季皇霊祭 春分日

第三条 学年ヲ学期ニ分ツハ各学部規程ノ定ムル所ニ依ル

第二章 学部

第一節 学生

第二項 入学、在学、休学、退学、転学、懲

戒

第四条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス但シ学年開始前ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

入学願書ノ提出期限ハ各学部規程ノ定ムル所ニ依ル

第五条 学部ニ入学セシムル者ハ本学予科修了者トシ予

科入学ノ際其ノ志望シタル学部ニ進入セシム

前項ノ志望者ハ各学部ノ定ムル書式ニ依リ二月十五日

迄ニ其ノ志望願書ヲ当該学部ニ提出スヘシ

第一項ノ志望者ヲ收容シ仍欠員アル学部ハ銓衡ノ上予

科入学ノ際他ノ学部ヲ志望シタル者ノ進入ヲ認ムルコ

トアルヘシ

第六条 前条ノ志望者ヲ收容シ仍欠員アルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可ス但シ志望者欠員ノ数ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

一、高等学校高等科理科及学習院高等科理科ヲ卒業シタル者

二、高等学校高等科文科及学習院高等科文科ヲ卒業シタル者

三、各学部ニ於テ施行スル検定試験ニ及第シタル者

第七条 学士ノ資格ヲ有スル者ハ前条ノ順位ニ依ラス銓衡ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第八条 左ニ掲クル者ハ欠員アル場合ニ限り入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一、他ノ官立ノ大学ノ学生ニシテ相当スル学部ニ転学ヲ志願スル者

二、半途退学者ニシテ更ニ同一学部ニ入学ヲ志願スル者

第九条 入学志願者ハ各学部ニ於テ別ニ定ムル所ノ書式

ニ依リ願出ツヘシ

第十条 学部ニ於ケル検定試験ヲ受ケントスル者ハ検定料金拾円ヲ前納スヘシ

第十一条 第六条第七条及第八条ニ依リ入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科金拾円ヲ納付スヘシ入学後出席セシテ入学ヲ取消サレタル者ニハ之ヲ免ス

第十二条 既納ノ検定料入学科ハ之ヲ還付セス

第十三条 疾病ニ依リ二箇月以上修学スルコト能ハサル者ハ願書ニ医師ノ診断書ヲ添付シテ学部長ノ許可ヲ得一年以内ノ休学ヲナスコトヲ得

第十四条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ召集期間休学届出ノ手續ヲナスヘシ

第十五条 前二条ノ休学期間内ニ於テ其ノ事情止ミタルトキハ其ノ旨届出テ学部長ノ許可ヲ得テ出席スルコトヲ得

第十六条 農学部及工学部ニ於テハ在学六年医学部ニ於テハ在学八年ヲ超ユル者ハ退学シタルモノトス但シ休学期間ハ之ヲ算入セス

第十七条 前条ノ期間内ト雖モ成業ノ見込ナシト認メタルトキハ学部長ハ之ニ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第十八条 第八条ノ規定ニ依リ入学ヲ許可セラレタル者ニシテ既二一年以上其ノ学部ノ学科目ヲ学修シタル者ト同等以上ノ学力アリト認定セラレタル者ハ在学年数ノ計算ニ就テハ学部規程ノ定ムル所ニ依リ既二一年以上其ノ学部ニ在学シタル者ト看做スコトヲ得

前項ノ認定ヲ為スニ当リ必要アルトキハ学部規程ノ定ムル所ニ依リ学部ニ於テ試験ヲ行フ

第十九条 退学又ハ転学セントスル者ハ事由ヲ具シ書面ヲ以テ其ノ旨学部長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十条 学生ニシテ其ノ本分ニ悖リタル行為アルトキハ総長之ヲ懲戒ニ付ス

前項ノ規定ハ専攻生選科生及聴講生ニ之ヲ準用ス
懲戒ハ譴責、停学及放学ノ三種トス

第二項 試験及学士称号

第二十一条 学士試験ハ学生ノ願出ニ依リ学部ニ於テ之ヲ行フ

第二十二條 試験規程ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム

第二十三條 第二十一條ノ試験ニ合格シタル者ニハ学士

試験合格証書ヲ授与ス

第二十四條 前条ノ合格者ハ左ノ区分ニ從ヒ称号ヲ用フルコトヲ得

農学部 農学士又ハ林学士

医学部 医学士

工学部 工学士

第三項 授業料

第二十五條 授業料ハ一学年金百円トス

第二十六條 授業料ハ左ノ三回ニ分チテ之ヲ徴収ス

第一回 四月 金參拾五円

第二回 九月 金參拾五円

第三回 一月 金參拾円

第二十七條 休学中ノ授業料ハ之ヲ徴収セス

第二十八條 学生停学ヲ命セラレタルトキハ其ノ期間中

ト雖モ授業料ヲ徴収ス

第二十九條 授業料ハ所定ノ期間内ニ納付スヘシ其ノ後

ニ入学シタル者ハ入学許可ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ納付スルモノトス

既納ノ授業料ハ之ヲ還付セス

第三十條 授業料ヲ所定ノ期間内ニ納付セサルトキハ催告シ仍納付ヲ怠ルトキハ学部長之ヲ除籍ス

第四項 服裝

第三十一條 学生ハ別ニ定ムル所ノ制服制帽ヲ着用スヘシ

第二節 外国学生

第三十二條 外国人ニシテ第二章ノ規定ニ依ラスシテ学部ニ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省

令第十五号ノ定ムル所ニ依リ定員外ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十三條 外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格

シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ檢定シ大学予科修了ト同等以上ト認メタルトキハ合格証書ヲ付与スルコ

トアルヘシ

第三十四條 外国学生ニハ本学学生ニ関スル規定ヲ準用

ス

第三節 専攻生、選科生及聴講生

第二項 専攻生

第三十五条 本学学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限り専攻生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六条 専攻生タルコトヲ得ルモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトヲ要ス

一、大学令ニ依ル大学及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業シタル者

二、当該学部長ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

第三十七条 専攻生タラントスル者ハ入学願書ニ研究事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ当該学部長ニ願出ツヘシ

第三十八条 専攻生ハ入学ヲ許可セラレタル日より十日以内ニ入学料金拾円ヲ納付スヘシ

第三十九条 専攻生ノ授業料ハ一年金七拾五円トシ在学

第一年ニ於テハ入学ノ際ニ第二年以後ニ於テハ入学ノ月ニ相当スル月ノ末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

ス

第四十条 専攻生ハ研究ニ要スル費用ヲ負担スルモノト

第四十一条 専攻生ハ毎年一回以上其ノ研究成績ヲ指導者ヲ経テ当該学部長ニ報告スヘシ

第四十二条 専攻生ニシテ相当ノ研究ヲナシタリト認ムヘキ者ニハ本人ノ願出ニ依リ当該学部長ハ証明書ヲ与フルコトアルヘシ

第四十三条 専攻生退学セントスルトキハ学部長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十四条 専攻生授業料納付ノ義務ヲ履行セス又ハ研究ノ実ナシト認ムルトキハ学部長ハ之ヲ除籍ス

第四十五条 既納ノ入学料及授業料ハ之ヲ還付セス

第二項 選科生及聴講生

第四十六条 選科生及聴講生ニ就テハ各学部ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第三章 大学院

第一節 大学院学生

第四十七条 本学ニ於ケル学士試験合格者ニシテ大学院

ニ入ラントスルトキハ研究事項ヲ具シ当該学部長ヲ經テ総長ニ願出ツヘシ

総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

第四十八条 前条ノ規定以外ノ者ニシテ大学院ニ入学ヲ志願スル者アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經其ノ学力ヲ檢定シテ之ヲ許可ス

前項ノ志願者ハ入学檢定料金ニ拾円ヲ前納スヘシ但シ既納ノ檢定料ハ之ヲ還付セス

第四十九条 大学院学生ノ在学期間ハ二年以上五年以内トス但シ兵役ニ服スル場合ハ其ノ期間ヲ算入セス

第五十条 大学院学生ノ指導者ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ総長之ヲ定ム

第五十一条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但シ願出ニ依リ評議会ニ於テ研究上必要ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十二条 大学院学生ハ指導者ノ許可ヲ得各学部ニ於ケル教官ノ承認ヲ得テ其ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第五十三条 大学院学生ノ授業料ハ一年金七拾五円トシ

在学第一年ニ於テハ入学ノ際ニ第二年以後ニ於テハ入学ノ月ニ相当スル月ノ末日迄ニ之ヲ納付スヘシ既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第五十四条 大学院学生ハ研究ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス

第五十五条 大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ハ服役期間授業料ヲ免除ス

第五十六条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ニハ評議会ノ議ヲ經テ前条ノ授業料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第五十七条 大学院学生ハ毎年一年ノ終ニ於テ其ノ研究成績ヲ指導者ヲ經テ当該学部長ニ報告スヘシ

第五十八条 大学院学生ニシテ授業料納付ノ義務ヲ履行セサルトキハ之ヲ除籍ス

第五十九条 大学院学生ニシテ其ノ本分ニ悖リ又ハ研究ノ実ナシト認ムヘキ者アルトキハ総長ハ之ニ退学ヲ命ス

第六十条 大学院ニ在リテ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムヘキ者ニハ総長ハ証明書ヲ与フルコトアルヘシ

第二節 特選給費学生

第六十一条 大学院学生中学力優秀志操堅実ナル者ハ特選給費学生トナシ授業料ヲ免除シ且學費ヲ給与ス

第六十二条 特選給費学生タルニ適當ナル者アルトキハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ学部長之ヲ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ命ス

第六十三条 特選給費学生タル期間ハ一年トシ一人月額七拾五円以内ノ學費ヲ給ス但シ必要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ經テ更ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

第六十四条 特選給費学生ニシテ兵役ニ服シ又ハ其ノ資格ニ欠クル者アルトキハ当該学部長ノ報告ニ依リ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第四章 奨学貸費学生

第六十五条 奨学貸費資金ハ指定ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第六十六条 奨学貸費金ハ成績可良品行方正ニシテ學資

ノ支弁困難ナル学生ニ貸付ス

第六十七条 奨学貸費学生タラントスル者ハ毎年四月中其ノ事情ヲ具シ保証人連署ノ上学部長ヲ經テ総長ニ願出ツヘシ

第六十八条 貸費学生ハ学部長ノ推薦ニ依リ一年以内ヲ限り総長之ヲ選定ス

第六十九条 貸費学生タルノ許可ヲ得タル者ハ所定ノ書式ニ依リ誓約証書ヲ差出スヘシ

第七十条 奨学貸費ヲ受ケタル者ハ学士試験合格後一年ヲ經過シタル月ヨリ其ノ貸費ヲ受ケタル月数ニ二倍スル期間内ニ之ヲ月賦返納スヘシ但シ兵役ニ服シ又ハ他ノ学校ニ入学セルトキハ証明書ヲ添付シ延納ヲ願出ツルコトヲ得

第七十一条 奨学貸費ヲ受ケタル者死亡シタル時ハ其ノ返納ヲ免除ス但シ死亡前ニ於テ返納スヘキモノニ対シテハ此ノ限ニ在ラス

第七十二条 貸費学生休学シタルトキハ其ノ月ヨリ貸費ヲ罷ム

第七十三条 奨学貸費ヲ受クル者懲戒ヲ受ケタルトキハ

其ノ月ヨリ貸費ヲ罷メ其ノ受ケタル貸費金全額ヲ即時

返納セシム

第七十四条 奨学貸費ヲ受ケタル者退学スルトキハ其ノ

受ケタル貸費金額ハ之ヲ即時返納セシム

附則

本通則ハ昭和二年四月一日ヨリ施行ス

三一〇八六

工学部協議会内規案

一九二七年四月二十八日

「教授会原案 自昭和二年度至昭和六年度 北海道
帝国大学工学部」

工学部協議会内規案（昭和二年四月二十八日制定）

第一条 工学部ニ協議会ヲ置き学部長及教授六人ヲ以テ
之ヲ組織ス

第二条 協議員ノ選定ハ鉄道、水工、構造ノ三研究室ヨ
リ二人

採鉱、選鉱、鉱山機械、応用地質、熱機関、水
力機、機械材料及材料力学、燃料ノ八研究室ヨ
リ三人

電気機械、電力及電力応用、応用電気磁気ノ三
研究室ヨリ一人

理学第一及第二ノ二研究室ヨリ一人ノ割合ヲ以
テ関係研究室ノ互選ニヨル

第三条 協議員ノ任期ハ一ケ年トス

第四条 学部長ハ協議会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第五条 協議会ハ教授会ノ議ヲ經ルヲ要セスト認メラレ

タル輕微ノ事項ニツキ審議決定ス

第六条 評議員ハ隨時協議会ニ出席スル事ヲ得但シ議事

ノ裁決ニ加ハラサルモノトス

第七条 協議会ニ於テ決議シ若シクハ処理シタル事項ハ

総テ教授会ニ報告スルモノトス

三一〇八七

国際オリムピック出場選手決定す

一九二七年十月十八日

『北海道帝国大学新聞』

国際オリムピック出場選手決定す

本学から三名

来年二月瑞西サンモリッツで開かれる国際オリムピック
冬期大会に日本スキー連盟から選手を派遣する事に決定
し、去る八月銓衡委員会はその選手名を発表したが、本
学スキー部から三名出場することになった
選手名をあぐれば

監督兼ジャムプ

広田戸七郎（本学医出）

ジャムプ 伴素彦（本学農）

競走 岡村源太郎（本学医）

高橋昂（早大出）

競走 矢沢武雄（早大）

竹節作太（早大）

補欠 小林辰雄（本学医）

永田実（早大）

文武会スキーも愈々国際的になつた訳である。正に日本のスキー界文武会スキー部の画時代的快事である。

陸上競技の鷺山氏、水泳の内田氏を国際競技に送つてより暫く沈黙してゐた文武会も又その名を海外に知られるのである。選手の持ち帰る収獲は大であらう。

スキー部では今回の発表にはジャムプに選手少く且つ複合競技の選手なきを遺憾として、今一人の選手をスキー部より見学として同行せしめんとしてゐる。

それに就いては、今回の派遣には政府の補助金も未だ決定せず、多額の費用を要するを以て一般から寄附を仰ぐべく今種々準備中である、その節は文武会員諸兄の熱烈なる応援を希望する。

三一〇八八

文武会選挙内規定る

一九二七年十一月二十一日

『北海道帝国大学新聞』

選挙内規定る 十二日の委員会で

去る十二日委員会で文武会委員の選挙に関する内規左の如く定めらる

一、各科より選出せしむべき委員数は左の如し（会則第十四条）

各学部より三名宛（内一名は翌年四月予科より学部に入入すへきものを以て宛つ）

予科より六名

各実科専門部より各二名宛

二、選挙は単記無記名法による

三、開票は本部に於て委員長副委員長立会の上之を行ふ
四、学生生徒にして休学せるものは凡て選挙権及被選挙権を有す

五、選挙には別に定める一定の用紙を用ふるものにして用紙以外のものは無効とす

六、立候補せんとするものは選挙期日五日前までに科氏名を本部に届出づるものとす

七、候補者を推薦せんとするときは推薦者代表者は候補者の科氏名を前項と同一期日内に届出づべし

八、「六」、「七」の届書には届者の捺印を要す

九、委員長に於て不正なる選挙運動をなし当選せられたりと認めたるときは之を無効とし次点者をして之に充つ

十、其他選挙に関する一切の事項は委員長に於て之を決す

三一〇八九

在学生の福音 徴兵令の改正

一九二八年四月十六日

『北海道帝国大学新聞』

在学生の福音 徴兵令の改正

徴集延期と学校で簡閲点呼

今回徴兵令が改正され学生修学に対して非常に便宜を得ることになった即ち本年度から徴兵検査適齢に達した学生は、本年に限り五月十五日までに在学証明書を添附して本籍地の兵事係を通して連隊区司令官宛に徴集延期願を差出せば廿七才までは在学の故を以て徴兵検査の延期が許されるのである。在学証明書は、各学部、農学実科、林学実科は本部の学生監督室にて交附し、水産専門部、土木専門部は本部の教務係にて、予科は予科事務所にて交附する由、若しこれを怠ると本年直ちに入営しなければならぬ事になるから注意せられたい

次に従来本籍地で行はれてゐた簡閲点呼は本年から各学

校の配属将校がその学校にて点呼をする事になつたから
学生は願出によつて学校で点呼を済ませる事が出来る、
但し本籍地で受ける方が都合のいゝ学生はそれでも差支
へはない由而して学校で受ける者も軍事教練に出席して
成績良好の者に限るから、一般学生生徒諸君は軍教に出
席して居られた方が都合がいゝ、当局としても今回の点
呼の改正は軍教の一般化が眼目なのである、因に本学に
於ける本年度の点呼は予科生徒を五月中旬頃に行ふ筈で
この時学内全部の者をも済ませたいつもりであるが未だ
確定しない

三一〇九〇

水産学科新設に関する件

一九二八年五月二十一日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇五―五〇)

五月廿一日(月曜) 午後三時半ヨリ中央講堂ニ於テ開催

〔中略〕

一、水産学科新設ニ関スル件

右ニ関シ委員長新島教授ヨリ委員会経過報告アリ
タリ講座及学科ニ関シテハ水産生物学第一講座ノ
動物発生学ヲ水産動物学ト改メラレタキ意見出テ
タルノミニテ大体原案可決

〔貼り紙〕

農学部水産学科講座及学科目

(五月七日委員会決議)

講座

水産生物学第一講座

(動物発生学並ニ養殖学
全実験)

全 第二講座（水産植物学
全 実験）

全 第三講座（水族生態学並ニ浮游生物学
全 実験）

水産化学科第一講座（水産物理化学
全 実験）

全 第二講座（水産食料化学
全 実験）

全 第三講座（水産工業化学
全 実験）

水産経済学講座（漁業経済学及全演習
漁業経営学及全演習）

講座外学科（農学部現存学科）

動物生理学及全実験 動物組織学及全実験 遺伝学

有機化学 生物化学 生物化学研究法

応用菌学 食品化学 農産製造学

経済学原論 経済学史 財政学

民法 憲法 商法

行政法 民刑事訴訟法

講座外学科（新設ノ学科）

漁業史 国際法 漁撈学

海洋気象学 海洋学及湖沼学 水産製造機械学

水産法律学 魚病学及全実験

〔後略〕

三一〇九一

文武会委員総辞職の経過報告会

一九二八年五月二十一日

『北海道帝国大学新聞』

委員総辞職の経過報告会が俄然学生大会に

委員会 of 自主化以下八項を決議

去る五月十四日を卜して新入生歓迎の為に盛大に挙行される筈であつた文武会の大園遊会に僅か二合のビールを用ふるといふ委員会の決議が、突如会頭佐藤総長の拒否する所となり、それによつて中島文武会委員長は、既に江口学生監よりビール使用の許可を得て居ると云ひ、江口学生監は許可を与へたる覚えなしといふ水かけ論となり為に中島委員長は立場を失ひ之に憤激したる委員二十三名は遂に五月十四日次の如き声明書を發して総辞職を決行するに至つた。

声明書

昨秋の委員公選を転機として我が文武会は従来の沈滞

を排し最も若々しく最も充実したる会合として各方面に新生命を開くべき機運に際会した（中略）四月二十八日の委員会は花馨り緑葉萌ゆる五月十四日茲に新会員を迎へて一大園遊会を開催せんことを決議し次いで園遊会挙行に就いては会頭に、又ビール使用に關しては江口、時任両学生監に夫々許可を得たので手続上何等間然する処なく着々準備を急ぎつゝあつた。

然るに会頭は本月十一日突如評議員会を開き委員會の決議を否認するに及んだ為、委員一同は一つは會員諸君の信頼に答へ一つはその決議の慎重さを重んじ敢て総辭職を執行する事となつたのである（以下略）

次いで翌十五日午後三時半より委員會に、それが經過報告会を中央講堂に開き井上庶務主任は、如上声明書にあらはれた如き事實を詳細に亘つて報告し、今回に於ける江口学生監の態度を難じ、今後の解決は二千の會員諸君に一任する旨を以て報告を終りその後二三の委員の批判慷慨の演説あつて此の報告会は終らんとした。然し此の報告会は何等かの形式に於て当然学生大会に發展すべき

ものである事を意欲した全学生の期待は、遂に凝つて提案となり、満場異議なく、臨席の時任学生監の許可を得てこゝに本学始つて以来嚆矢の学生大会となつたのである。井上君満場より推されて議長となり、井上君は「自分は之れ以上実行運動には携りたくない、唯今日一日の議長なら引受ける」旨をのべて議長席に着くや、一学生によつて

一、文武会委員會の自主化

一、旧委員會の決定したる文武會委員會の再選期日を認めず

の二案提出され、第一の提案に対しては、速かに「文武会を解体すべし」との論も出たが、決をとつた結果、遂に提出案「文武會委員會の自主化」に決議、尚「旧委員會の決定したる文武會委員會の再選期日を認めず」については、十四日の最後の本部委員會に於て、廿六日に次の委員の選挙を行ふ旨決議した事に対する反対で自主化された文武会にならない以上は委員を出す必要がないと認められるからで満場異議なく決議、次に一学生の提案

一、旧本部委員の辞職を承認す

一、江口重国氏の辞職を要求す

を可決、第二の提案に対しては、時任学生監より若し決をとるなれば解散を命ずるとの注意あり、為に場内混乱を来したが遂に可決、次に

一、集会の自由を要求す

一、言論の自由を要求す

も満場異議なく

一、藤原生徒監の責任を問ふ

は、先般予科桜星会の新入生歓迎会場に於て、一生徒が現行試験制度の批判を演説した折に、中止を命じ生徒監一個の職権を以て、即刻退学を命じた事に対する、責任を問ふもので、学生監より事文武会以外の事に及ぶのを禁ずる旨の注意があつたが、遂に可決

一、新聞部の独立及検閲制度の撤廃

についても満場異議無く、緊急動議として、

文武会学生大会に対しての各提案者及実行委員を大学当局が理に外れたる圧迫をなさば北大全学生々徒は之

等学生々徒を極力擁護す

との決議をなし全学生大会実行委員を各学部より三名宛実科専門部より二名予科九人都合二十六人を推薦して、午後七時半、第一回学生大会は散会した。実行委員は散会に引続き直ちに学生集会場に集合して対策を凝した。

実行委員会の提案

尚又実行委員会は次の如き提案を全学生に出してゐる

一、文武会に対する大学補助金の増額（東大は五万円、京大一万円、北大一千元と称せらる）

一、文武会ホール（各部に室を存せしむる如き）の即時建設

一、水泳プールの設置

一、各運動部に対して演武場運動場（グラウンド）を設置する件

三一〇九二

文武会の会則改正に關し學生大會議長放學処分件

一九二八年十二月一日

「農学部教授會議事録」(〇〇〇五—六〇)

十二月一日(土曜) 午後一時半ヨリ中央講堂ニ於テ開催
「中略」

本年五月文武会ノ会則改正ニ關シ學生ヨリノ提出要求
(自主化) ニ對シ評議員中ノ委員ト學生委員トノ折衝ノ
結果學生側ノ意志ト相容レザル処アリトナシ遂ニ決裂シ
十一月三十日事ノ經過ヲ報告スベク中央講堂横ニ學生ヲ
集メ學生主事ノ命ジタル解散ヲ拒ミテ學生大會ト為シ議
長トナツテ左ノ

一、文武会ヲ解散スル件

一、學生主事ノ横暴ニ對スル抗議ヲナス件

一、出版集會言論ノ自由

決議シ若シ容レザル時ハストライキヲ為スノ決議ヲ
致セル工學部學生前田英彦ニ對シ同日評議會ヲ開キ同人

平素ノ思想狀態等ヲ根拠ニ審議ノ結果放學ノ処分ヲナセ
リ

右ハ其ノ処分ノ甚ダ急ヲ要スルヲ認メタルニ依ルモ今後
万一ニモ本學部學生ニシテ右同様処置ヲ要スル場合アリ
タルトキハ可成教授會ノ議ヲ經ントスルモ今回ノ如ク甚
ダ急ヲ要スル場合ハ或ハ教授會ノ議ヲ俟タザルヤモ知レ
ズ但シ其ノ場合ニ於テモ本學部ヨリノ評議員トハ必ズ協
議ヲ了スル心組ナリ。ト右ノ了解ト求メラム

尚明峰教授ヨリ其ノ処分ノ理由及其ノ急ヲ要セル理由
ノ質問アリ部長ヨリ其ノ応答アリテ閉會

三一〇九三

文武会問題の件

一九二八年十二月五日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇五―六二)

協議会

十二月五日(水曜) 午后一時ヨリ中央講堂ニ於テ開催

〔中略〕

本日教授会ノ筈ナリシモ高岡部長出席サレザルヲ以テ之ヲ中止シ協議会トナス旨新島教授ヨリ申述ラレ、時任教授ヨリノ今回ノ経過報告アリタリ

十二月四日午后零時半ノ集合即チ前田英彦ノ復学決議ヨリ本日午前九時半ノグラントニ於ケル集合解散迄ノ

経過報告

意見

一、今回ノ文武会問題ニ悪キ分子(左傾思想)ノ働キ居ルトノ^推惟察ハ誤レル見方ナラザルヤ

一、文武会問題ト今回ノ挙トヲ切離シテ考ヘラレタキ

コト

一、西条、山田、東ノ処分ハ少シク早過ギザリシヤ
一、一般ニ対シ今回当局ノ採リタル処置ニ関シ声明スルノ必要ナキヤ

ストライキニ関スル対策

一、各教室主任ト其ノ科ノ代表ト接見シテ説得シ更ニ代表者ヲ立テ、予科ニ迄其ノ解除方ヲ勧誘セシムル様力ムルコト

以上

盟休事件経過 文武会問題に絡はり本学未曾有の紛糾

一九二九年一月二日

『北海道帝国大学新聞』

盟休事件経過

文武会問題に絡はり本学未曾有の紛糾

数名の放學処分から遂に全學同盟休學を惹起

昨年五月十五日の學生大會に於て決議せる例の文武會々則改正問題は其の後學校側の須田教授を委員長とする起草委員と學生側實行委員との間に種々折衝を重ねる事六ヶ月最近兩者の意見殆ど一致し愈々新會則決定の段取に迄進行した然るに十一月二十八日開かれた文武會評議員會は歸學早々の佐藤總長を中心に協議する所あり結局は起草委員の案を大改修を加へ大体に於て旧來の會則を採用する事に略決定し總長は翌二十九日夜行で上京したが學校側委員中島、山田兩教授は二十九日實行委員と會見し其の旨を明示したが實行委員會は緊急協議の結果毫

も妥協の余地なくこれ以上の交渉は無益と認めその旨を決議し中島山田兩教授に伝へ此処に全く交渉は決裂するに至つた。次いで實行委員は経過報告會を開き総辭職せんとし學生主事に報告會開催の許可を求めたるに主事は報告會は勿論他の形式の報告をも嚴禁した。實行委員は止むを得ず翌三十日クラーク的^[2]胸像前に報告會を開き報告會は學生大會に変更され「文武會の解散」外二項を決議し散會したが學校当局は其日夜に至り報告者前田英彦君を放學処分に附したかくて平和なる學園は頓に緊張し遂に本学未曾有の盟休事件を惹起し更に三名の放學除名、及び二名の停學犠牲者を出し紛糾は何時迄続くかと見えたが十二月十三日問題は幸ひに一段落を告げたされど農工予の學生生徒の盟休解除の決議にある如く犠牲者復學を要求し又文武會問題は尚未解決の状態である

文武會解散を決議

實行委員一名は放學処分

交渉決裂後殆んど総ゆる形式の報告を嚴禁せられて窮地

に陥つた実行委員は翌日三十日午後零時半より中央講堂前に於て報告会を開き学生主事団の監視の中に経過の詳細なる報告をなし之を以つて実行委員は総辞職したき旨を述べ次いで学生大会に変更され

△文武会の解散

△学生主事の横暴に対する抗議

△言論集会報告等の自由

を決議し悲壮の空氣裡に散会したが一方学校当局では急遽大学の評議員を招集し夜に入り当時の報告者工学部三年目前田英彦君の放学処分を發表した。

〔中略〕

愈々盟休行動

更に三名の犠牲者を出す

五日午前九時半学生は新設グラウンドに殺到したが学校当局は更に農学部経済学科二年生山田真人君同一年生西条寛六君を放学に同三年生東弘君を停学処分に發表した学生は続々グラウンドに集合午前十時愈々大会に移らんとしたが当局は急遽馳付け学生を制し又警官は解散を連

呼しつゝ群集内に割り入り各処にせり合ひを演ずる等一時少しく混乱に陥つたが議事を進行せしめ愈々十二月一杯ストライキを断行する事に決議し「都ぞ弥生」を合唱して十二時散会した。此の間、自動車に分乗し続々駆けつけた警官隊は学生主事団と共に大会を監視する等学内稀に見る現象を呈したが午後からは学内は森閑として唯本部のみは当番幹部の出入頻繁を極めてゐた。

漸く持久状態

当局もホールを閉鎖し対策を練る

愈々盟休状態となつた六日朝各クラス当番委員は九時半より学生集会所が閉鎖の爲め止むを得ず本部前の積雪上に参集し結束方法を議し散会したが学生一同は各宿所に於てクラス大会を開き結束を固めたが医科の一部は軟化した模様であつた、一方当局に於ては本部にて盟休対策を協議し一方予科にては理由なくして八日迄出席せぬ者は盟休加盟者と見做す旨警告を發したが七日に至り朝本部前に集合したクラス代表者は声明書を發表する事を決

議し同日夕刻一の声明書を發表した

同窓生も憂慮

帰学を急ぐ佐藤総長

紛糾は尚継続状態を持し全く解決の見込つかず学校側の通告に拘はらず八日も依然登校者なく学生側は結束を固めつゝあつたが一方当局は更に予科医学部進入三年芳野俊行君を除名に同農学部進入三年淡谷忠一君を停学処分
に附した此の時に当り本学名誉教授橋本左五郎氏外数氏の同窓生は事件の成行を憂へ当局を訪問し更に学生側クラス代表者に会見を申込み意見を聴取したが在京の佐藤総長は事件の意外の変化に驚き七日夜急遽帰札の途に就いた

三日間の休学

佐藤総長帰学後の形勢

盟休の依然継続されてるのに憂慮して佐藤本学総長は急遽九日午前七時帰学したが日曜日にも拘はらず直ちに大

学に向ひ中央講堂に於て高岡農学部長及び学生主事等より詳細に事件の経過を聴取し引続き善後対策を協議した結果一先づ三日間の休学を發表して学生生徒の反省を促す事に決したらしく翌十日に至り該休学を發表すると同時に別項の如き訓示を各学生に配布した。此の間学生側は依然強硬な態度を続け農学部三年は八日同二年は九日強硬なる決議をなし

〔4〕

大学の緩和運動に足並乱れる

農科、予科は依然結束

十日より三日間休学を宣した学校側に於ては休暇あけ十三日迄に必ず登校を促すべく極力努力し水産医学部及び予科恵迪寮に向つては最も力を尽した模様で又十日農学部代表者も高岡部長に招かれたが当初より中間的態度を持してゐた医学部二年目に於ては突如十日に至り盟休脱退の声明書を發表したかくて医学部一般の空気は一年目を除き登校に決した模様となつた

続々脱退結束総崩れ

農科単独行動の形勢

かくの如く学生側の一致の行動上不利な形勢に転じたる処更に十一日に至り恵迪寮では帰省学生を除く全部が教育に関する御沙汰書に頗る感奮して登校する事に決議したので予科に於ても大いに動揺し其の日深更協議も意見纏まらず散会したが農学部には高岡部長は総長の訓辞に基き訓諭する処あり三時半より学生大会を経済学科講堂に開きて協議し、学校当局の誠意ある回答ある迄は断然盟休を継続する事に決議し委員をあげ高岡部長に会见する事にして六時半散会したが外の各学部には硬軟両派に分れ一致の行動は漸く乱れた所強硬を伝えられてゐた医学一年目も午後四時より同学初卒業生と会見し盟休を解き一切を卒業生に委せる事とした

遂に盟休を解く

更に他の形式で目的達成

医工水の各科及び予科の一部が夫々理由を掲げ出校する

事に決したので大勢は全く四分五裂の有様となつた。かくて最後迄結束を固めて来た農学部では学生三百名経済教室に参集学生大会を開き昨日の委員は高岡部長との会见顛末を報告し次いで善後策協議にうつり詳細討議数時間に^(五)互り意見まとまらなかつたが遂に左の如き決議をなし今後の運動委員を挙げ審議未了のものは委員附託となし八時半散会した。一方予科でも同様五時より経済教室別室にてクラス代表委員参集し会議の上農学部と行動を共にする事になり同様の決議をなし九時散会した

決議

我々は同盟休校に於て所期の効果を挙げ得ざりし故に他の形式に依らん事を期し茲に同盟休校を解く

北海道帝国大学

農学部学生一同

予科生徒一同

かくて文武会問題の犠牲者復学要求貫徹の爲め敢行した空前の盟休事件も遂に目的を達成せず五日より八日間九日目に至り総登校する事になつた

復学運動に歎願書提出

一九二九年三月四日

『北海道帝国大学新聞』

復学運動に歎願書提出

農学部全学生の署名

先般処分せられた学生々々の復学運動はその後何等全般
的に行はれなかつたが、去る二月十三日以来前の盟休解
除の際挙げられた農学部学生委員は農学部全学生の署名
を求め、左の如き歎願書を作成し、十九日午後右歎願書
を携へて委員代表四名は中央講堂に総長と面会し、是れ
を手交し尚口頭をもつて歎願したが総長もその事に対し
て、前の農経学生の歎願書も提出されてゐることで充分
学生の意思は了知してゐるが何れ農学部長が帰学され
たら何とか処置するだらうから余りそんな運動等をされぬ
様にされたい旨を述べるところあり、学生代表等は尚も、
一日も早く復学せしめられることを熱望してゐる事を述べ

辞したが是れが結果は相当好意ある当局の処置あるもの
と見られてゐる。

因に文武会問題に絡まる犠牲者復学運動は、昨年の盟休
事件解除の際農学部学生予科生徒一同が大会の決議とし
て他の形式に依り運動する事を期し、委員を挙げたる事
は既報の通りであるが、その後委員会は何等の処置も講
ずる処なかつたが、既に学年末も近づき、それに学校側
の文武会問題に關してとれる態度に対して学生委員側学
生側は該問題より犠牲者復学問題が先決問題となし、再
三委員を招集するところあつたが、学年末の多忙の為か
何時も協議する迄に至らず、徒らに時日を経過してゐた
が愈々去る十三日委員会を開催し前決議の範圍適用等
種々協議した結果、第一に歎願運動をするに決し農学部
及予科全体の署名運動を開始したがその後予科の委員は
一時学部と行動を共にし得ざる旨を主張しよつて農学部
のみが右の如き歎願運動をしたものである。

歎願書

先般処分せられたる前田英彦東弘山田真人西条寛六四君

の処分解除を農学部学生一同の名に於て歎願致候也

二月十九日

右 農学部学生一同

北海道帝国大学総長

男爵 佐藤昌介閣下

三一〇九六

臨時教員養成所設置に関する件

一九二九年三月二十八日

「評議会議事録」(〇〇〇一一二〇)

昭和四年

三月二十八日(月)午後一時半 於総長室

〔中略〕

一、臨時教員養成所設置ニ関スル件

右設置ノ件ニツキ文部省ヨリ万障繰合セ引受ケラレ度旨照会アリタルニヨリ承諾スルコト、シ急ヲ要スルニヨリ右規則案ヲ作成シ既ニ認可願ノ手續ヲトルニ至リタル事実ニ就キ総長ヨリ説明アリ

総長ノ指名ニ依ル委員ヲ挙ケテ右設置ニ就キ協議セシムル事ニ決定シ

総長ヨリ各学部長(医学部ハ学部長病中ニ就キ今教授)青葉予科主事ヲ委員ニ指名セラレ

三時過閉会

文武会新規則成る

一九二九年五月六日

『北海道帝国大学新聞』

文武会新規則成る

「文武会」なる一言を聞く時、我等は過ぎし一年間に惹起された幾多の事件を想ひ起す。

本部委員総辞職の報告会は遂に学生大会となり、文武会を必ず存続せしめるといふ熱意を以て実行委員は挙げられ、「文武会自主化」を挙げて賛成した。

然も佐藤会頭は文武会存続に対して根強き意志を懷き「文武会は尚ほ健在なり」との信念は文武会直接関係の諸教授を促し、学生を納得せしめて文武会中央部の構成を図らんとしたが、学生実行委員は既に辞任を届けてあり、従つて学校側が交渉すべき学生代表者の涙ぐまじき尽力は続けられたが、学校側对学生間の意志疎通を欠く憾みを残して、学生代表は学生としての万策尽きて潔

く学生代表たることを辞任したがその間当局の忌諱に触れるところあり悲しくも全学盟休事件にまで問題は波及した。こゝに至つて文武会問題は最早や絶望と信ぜられ、存続に奔走せし学生は、凡てを抛棄せんと決心し、遂に文武会解散の声となつた。在来の文武会が運動部のみのために存在するかのおく思はれ、年々四円宛の会費は各部のため献上され、通常会員たるものゝ不利益を歎じて居た多数の学生は、決然と解散に双手を挙げて賛成した。

然も佐藤会頭は文武会存続に対して強き意志を有し、「文武会は尚ほ健在なり」との信念は、文武会直接関係の諸教授を動かし文武会再興のための機運を作つたが、学生側代表者を失つた学校側は交渉すべき学生代表の招集に第一の困難を感じた。去る二月、各部長、科主事の招きのまゝ出席したクラス代表者は、突然文武会問題の交渉委員として待遇され、大いに驚き、何等クラスの代表権なきを主張して物別れとなつた。こゝに至つて学校側は益々問題解決の困難を知り、学生側の冷淡さに反して如何にかして文武会を作り上げんと努力し、徒らに昭

和三年度は過ぎて新学期は到来した。

各クラスの代表権を持ち来るやう論され各代表者は、兎に角代表権を有する代表者として、新学期早々第一回の会議を開き、殆んど問題はなく、学校側の改正原案を認めるらしき曙光が見出されたのであつた。次いで五月三日学生代表者のみが会合して、代表者の一致意見を纏め、翌四日学校側委員と会合し、別項の如き修正規則案が一瀉千里に解決したことは一年間の紛争の後のこととして少しく呆気なくさへ思はれるが何れにしても文武会にとつては芽出度いことである。唯此の如くに去年早くも決定してゐたならばと残念に思ふのみである。

さて修正された新規則を見るに新たに共済部、及び從來本部委員の直属であつた新聞部が独立された。又本部委員は理事と改称されたがこれは唯偉さうに聞える丈であつてもとの委員なる名称で何等差支へない、然も理事が旧委員の仕事と何等変るところないに於てをやである。次に旧評議員が協議員と改称され、理事長の手に負へぬ様な問題ある時は、理事会に出席して理事長を助ける

ことになった。旧評議員は単に会頭の諮問機関で、事実あまり大した役割を演じてゐなかつたが、今後協議員が屢々理事会に出席することになるかも知れぬ。即ち理事長は理事会の決議を執行する最高のものといふ本規則によつては、理事長の責任重大で屢々協議員に諮るようになるのは無理もない。

最後に重大な事は、会頭と理事会との関係である。「会頭は本会を総理する」以上は理事会の決議に対して一応の権利を主張して差支へない様に思はれるが規則にその辺のことは甚だあいまいである。学生代表者諸君は果して理論的に妥当なりと信じてゐられるか。

最後に会則に明示されてはゐないが、去る三日の会議で、学生代表者諸君は文武会費前納の件を協議した。文武会費一ヶ年金四円もし大学卒業まで通算すれば六ヶ年間金廿四円、之れに入会金二円を加へて廿六円。

医学部に至つては七年間金廿八円となる。幸にも学生代表者達は裕福であるが、入学と同時に卅円近くの会費を調達すべき貧しき学生（たしかに少くはない）の身を考

へて戴きたい。細かく分納する時はさ程の苦痛を伴はないものであるが、前納となれば目立つていかぬ。あまり強請されることは好ましくない。

何れにしても文武会は健在の実を挙げた。文武会各部は安心してその発展活躍を続け得るであらう。

三一〇九八

四日代表者会議で文武会改正規則成る

一九二九年五月六日

『北海道帝国大学新聞』

四日代表者会議で文武会改正規則成る

去る四日学生代表と学校側委員との協議の結果左の如き改正案の決定を見たが、該案は学校側起草委員の提出せる改正原案を修正したるもので表中・印あるは今回修正された新規則条項である、尚この修正案は七日の評議員会に事後承諾を求め、新理事選出後理事会に於て部分的審議に持出されることになるであらう

第一章 総則

第一条 本会は之を北海道帝国大学文武会と称す

第二条 本会は会員の智徳を研修し体育を奨励し兼て会員の融和を図るを以て目的とす

第三条 本会に左の諸部を置く

文芸部、新聞部、弁論部、音楽部、美術部、共済部、

柔道部、剣道部、弓道部、角力部、陸上競技部、ア・式蹴球部、ラクビー蹴球部、水泳部、野球部、庭球部、^[44]
山岳部、スキー部、スケート部、ホッケー部

第四条 会員は各部に加入し其部員とすることを得

第二章 会員

第五条 本会々員は通常会員、特別会員、及賛助会員より成るものとす

第六条 北海道帝国大学在籍の学生生徒は必ず通常会員たるものとす

第七条 北海道帝国大学総長及教官は特別会員たるものとす

但し前項以前の北海道帝国大学職員にして入会を申出たるものは特別会員たることを得

第八条 北海道帝国大学卒業生、旧東北帝国大学農科大学卒業生旧札幌農学校卒業生及北海道帝国大学に關係

あるものは賛助会員となることを得

第三章 役員

第九条 本会に左の役員会を置く

会頭一名 理事長一名 副理事長一名 協議員若干名
理事若干名 庶務会計員若干名

第十条 北海道帝国大学総長を会頭とす

第十一条 協議員は特別会員中より各学部・科・専門部に於ては各一名宛互選により定むるものとす

第十二条 理事長は特別会員中より会頭之を指名し副理事長は特別会員中より理事之れを推薦し会頭の承認を経るものとす

理事は通常会員中より理事選挙に関する内規により選出せられたるものとす

第十三条 会頭は本会を総理す

第十四条 理事中より庶務係会計係事務を分担すべきもの四名を選出し内二名は其各係主任とす

第十五条 庶務会計員は北海道帝国大学事務員中より会頭之を囑託するものとす

第十六条 理事長は庶務会計の事務管理及理事会にて決議したる事項を執行す

第十七条 副理事長は理事長事故あるときは之を代理す

第十八条 庶務会計係は理事長の指揮に従ひ庶務会計の事務を処理す

第十九条 庶務会計員は庶務会計の事務を補佐す

第二十条 理事は任期一ヶ年とし毎年十一月末之を改選す

但し再選することを得

第二十一条 理事長副理事長及理事は各部の役員を兼ねることを得ず

第四章 理事会

第二十二条 理事会は理事長、副理事長及理事を以て組織す。但し理事長重要と認めたる時は理事長は理事会に協議員の出席を求めて協議するものとす

第二十三条 理事会は左の事項を処理する為学年の始めに於て理事長を招集す

但し必要に应じ臨時に之を招集することあるべし

一、各部の統一

一、予算の編成

一、会務の報告

一、会員の親睦に関する事項

一、本会に関する重大なる事項

第二十四条 各部の主任は其の部の事項に関し理事会に出席し意見を陳述することを得

第二十五条 会員三十名以上の賛成を得て理事会に提案することを得

第二十六条 理事会は其三分の二以上出席するにあらざれば議決をなすことを得ず

第五章 会計

第二十七条 通常会員は入会と同時に入会金として金貳円を納むるものとす

第二十八条 通常会員の会費は一ヶ年金四円とし第一期授業料と共に納むるものとす

第二十九条 特別会員は会費として毎月俸月額百五十分の一を納むるものとす

第三十条 賛助会員は毎年金壹円以上を納むるものとす但し左の事項に該当するものは会費を要せず

一、賛助会員にして一時金十円以上を納めたるもの

一、特別会員より賛助会員に転じたるもの

第三十一条 前条の金額は之を基本金に編入するものとす

第三十二条 会費は理事会に於て編成したる予算に随つて之を使用するものとす

但し会計年度は四月に始まり翌年三月に終る

第三十三条 基本金は基本財産とし利子の外使用することを得ず

第六章 附則

第三十四条 本会々則修正に関する發議は理事の過半数或は会員六十名以上の賛成を得たるに非ざれば提出することを得ず

第三十五条 本会々則に関する修正は理事会を開き五分の四以上の出席を以て三分の二以上の同意によりて決す

理事選挙に関する内規

一、通常会員より選出すべき理事数は各学部三名宛予科

六、^{〔名〕}各実科専門部二名宛とす

二、單記無記名法による

三、開票は本部に於て理事長副理事長立会の上之行ふ
四、学生生徒にて休学せざるものは凡て選挙権及被選挙権を有す

五、選挙には別に定むる一定の用紙を用ふるものにして用紙以外のものは無効とす

六、立候補せんとするものは選挙期日五日前までに科氏名を本部に届出るものとす

七、候補者を推薦せんとするときは推薦代表者は候補者の科氏名を前項と同一期日内に届出べし

八、六、七の届書は届者の捺印を要す

九、理事会に於て不正なる選挙運動をなし当選せられたりと認めたるときは之を無効とし次点者を以て之に充つ

一〇、其他選挙に関する一切の事項は理事会に於て之を決す

(但し、今年度は第二十八条の規定を適用せず会費を第一期第二期分納するものとす)

三一〇九九

大学生の生活は一と月五十円也

一九二九年十二月九日

『北海道帝国大学新聞』

大学生の生活は一と月五十円也

学生の申告に基いた生計調査の結果

過般文部省の専門学務局からの依頼で学生々徒の生計調査が学生課の手で各学部、各科から取纏められて別表の如くになったが調査されない学部や実科があつて如何にして表の如く統計されたかは不審の点もあるが兎に角面白い数字となつた。表は一人当り一年間の費用の平均額である。実験器具費は実費は実地体験を主眼とする実科、水産が一番多く、書籍購入費は医学部が最高で一年間八〇円を使ふのは洋書が多いせいらしい、被服費は水産の一四四円が最高で工科大学生の三〇円と面白い対照をなしてゐる

小遣費の最高は工学部の一七〇円で水産健児が最低の五

〇円とはおとなしいが医、農学部が工学部の半分にも達しないのは何れが本当なのか父兄にとつては大問題であらう、又遊学してゐるものにとつて第一の問題となるのは下宿費であるが押し並べて三〇〇円とは丁度手頃なところであらう、土木専門部以外に旅行費が見当らぬのは小遣の中に入つてゐるのかも知れぬ、一年間の合計高は略一定したものとなつてゐるが之で見ると一ヶ月五十円あれば大学生の生活は充分である。

次の表は各人平均額で一年間の費用、尚医学部では汽車通学者は他に五〇円を加へる（単位円）

学科名	授業料	実験器具 機械費	書籍費	文武会及 諸会費	被服費	小遣費	下宿費	旅行費	合計
農学部	一二〇	一〇	六七	一五	四二	六〇	三〇〇	—	六一四
工学部	一二〇	—	五〇	七	三〇	一七〇	三〇〇	—	六七三
医学部	一二〇	一〇	八〇	一九	六〇	八五	三〇〇	—	六七四
予科	八〇	八	七二	一二	六〇	一二〇	二三四	—	五八六
実科	八〇	二五	三〇	一八	三五	六〇	三〇〇	—	五七三
土木専 門部	八〇	—	六〇	一〇	六五	一〇〇	二六七	三五	六一七
水産専 門部	八〇	八〇	五〇	二〇	一四四	五〇	二七六	—	七〇〇

第十六臨時教員養成所規則

一九三〇年一月十五日

『北海道帝国大学一覽 昭和四年』

第一条 本所ハ師範学校中学校及高等女学校ノ教員タル
ベキ者ヲ養成スル所トス

第二章 学科、学科課程及修業年限

第二条 本所ニ左ノ学科ヲ置ク

博物科

第十六臨時教員養成所規則

第一章 目的

第三条 本所ノ修業年限ハ三箇年トス

第四条 学科課程左ノ如シ

学科目	学年	第一学年				第二学年		第三学年	
		实践倫理	教育学史	普通動物学	形態学、生理学	鉦物学	地質学	二	二
修身		一	二	三				一	二
教育					普通動物学	生理学、分類学	地質学	二	三
動物					人体生理及解剖			三	二
生理及衛生								三	二
植物								二	三
鉦物及地質								二	二

動物実験	普通動物解剖	実験二回	普通動物解剖組織	実験二回	組織学、発生学	実験二回
植物実験	形態学	〃 二回	生理学	〃 二回	分類学	〃 二回
鉱物及地質実験	鉱物学	〃 一回	地質学	〃 一回	地質学	〃 一回
英語	講読	三	講読	三	講読	三
論理	論理学	二				
心理			心理学	二		
哲学					哲学概論	二
体操	体操教練	三	体操教練	三	体操教練	三
計		実験 一九回		実験 二〇回	第一学期	実験 二一回 実験 一九回

第三章 学年、学期、休業

第五条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 学年ヲ左ノ三学期ニ分ツ

第二学期 九月一日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第三学期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七条 休業日ハ左ノ如シ

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

春期休業 四月一日ヨリ同七日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日及左ノ祭日祝日

天長節 四月二十九日

秋季皇霊祭 秋分日

神嘗祭 十月七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

北海道帝国大学記念日 二月六日

紀元節 二月十一日

春季皇霊祭 春分日

第四章 定員、入学、在学及学資

第八条 本所生徒ノ定員ハ凡ソ九十名トス、内若干名ハ

給費生トス

第九条 本所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

第十条 入学期ハ学年ノ始トス、但シ時宜ニヨリ生徒ヲ

募集セザルコトアルヘシ

第十一条 生徒ハ左ノ資格ヲ有シ出身学校長ノ薦挙ニ依

リ品行方正、身体健全、志操鞏固ニシテ将来教員タルニ適當ナリト認ムル者ニ就キ試験ノ上管理者之ヲ選拔ス

但シ第二項該当者中出身学校ヲ有セザル者ハ薦挙ヲ要セス

一、師範学校、中学校ノ卒業生

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験規程ニ合格シタル者及一般専門学校入学ニ関シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者並ニ小学校本科正教員免許狀所有者

第十一^{十二}条 入学志願者ハ左ノ書類ヲ本所ニ差出スヘシ

一、出身学校長ノ薦挙書（書式第一号）

一、入学願書（書式第二号）

一、履歷書（書式第三号）

一、戸籍謄本

一、写真（（手札型半身脱帽提出前三ヶ月以内ニ單身撮影シタルモノヲ台紙ニ貼付シ裏面ニ志望学科氏名ヲ記入スヘシ））

一、地方長官ノ承認書

（（現ニ官職ニ在ル者又ハ服務義務年限中ノ者、並ニ現ニ在学セザル学校卒業後服務義務ヲ生ズル者ニ限リ之ヲ要ス））

第十三条 入学試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ行フ

国語及漢文

英語

数学（代数、幾何）

博物（動物、植物）

第十四条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ保証人二名ヲ

定メ誓約書（書式第四号）を差出スヘシ

保証人ノ内一名ハ公民権ヲ有スル者若クハ丁年以上ノ

男子ニシテ所得税ヲ納ムルモノタルヘク其他ノ一名ハ

一戸ヲ構ヘタル丁年以上ノ男子ニシテ本人ト親族關係

アルモノタルヘシ

但シ親族ナキモノハ身許引受人ヲ以テ之ニ代フルコト

ヲ得

管理者ニ於テ前項ノ保証人ヲ不適当ナリト認ムルトキ

ハ之ヲ換ヘシムルコトアルヘシ

第十五条 保証人中死亡シ若クハ其資格ヲ失ヒタル者ア

リタルトキハ直チニ之ヲ補充シ兩保証人連署ノ上届出

ツヘシ

第十六条 族籍又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ戸籍抄本ヲ

添ヘ其旨直チニ届出ツヘシ

第十七条 病氣又ハ已ムヲ得サル事故アリテ遅刻シタル

トキ若クハ早退セントスルトキ其事由ヲ詳記シ速ニ届

出ツヘシ引続キ一週間以上欠席セントスルトキハ日数

ヲ定メ予メ届出ツヘシ

但シ疾病ニ係ルモノハ医師ノ診断書ヲ添付スルヲ要ス

第十八条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ引続キ六十

日以上修業シ能ハスト思料スルモノハ其疾病ニ係ルト

キハ医師ノ診断書、事故ニ係ルトキハ詳細ナル事由書

ヲ添ヘ願書ヲ差出スヘシ

第十九条 学資ハ生徒ノ希望ニ基キ学力及履歴ヲ考查シ

相当ト認メタル者ニ対シ年額三百円ヲ支給ス

学資支給ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 退学

第二十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、屢々遅刻早退欠席スル等出席不規律ナルトキ

二、成業ノ見込ナシト認メタルトキ

三、各学年ニ於テ成績不良ノ為メ進級シ能ハサルトキ
第二十一条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退学セン
トスルトキハ其ノ疾病ニ係ルモノハ医師ノ診断書ヲ添
ヘ事故ニ係ルモノハ事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上届出
ツヘシ

第六章 懲戒

第二十二条 本所ノ規則命令又ハ示達ニ悖戾シ若クハ風
紀ヲ紊ス等ノ行為アリタルトキハ其情状ニ依リ左ノ懲
戒ニ処ス

一、謹慎

二、停学

三、除名

第七章 卒業

第二十三条 生徒ハ第一学年ヨリ順次第三学年ニ至ル課
程ヲ履修スヘシ各学年ノ及落ハ該学年間ニ於ケル平素
ノ学業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ決定ス
但シ管理者ノ見込ニ依リ一部学科ノ試験ヲ行ハサルコ
トアルヘシ

第二十四条 卒業者ニ対シテハ卒業証書ヲ授与ス

第八章 服務義務

第二十五条 〔卒業生〕卒業ハ卒業証書受領ノ日ヨリ左ノ期間引

続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ負フ

一、学資ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半ニ相
当スル期間

二、学資ノ支給ヲ受ケサル者ハ修業年限ノ二分ノ一二
相当スル期間

右ノ内最初ノ一ケ年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職スル
義務アルモノトス

第二十六条 前条ノ外服務ニ関シテハ大正十年四月文部
省令第二十九号高等師範学校等卒業生服務規則ニ依ル
〔書式略〕

第十六臨時教員養成所職員

一九三〇年一月十五日

『北海道帝国大学一覽 昭和四年』

英語

同

広橋浩

鉱物及地質

北海道帝国大学助教授

上床国夫

心理

北海道帝国大学予科教授

清水栄長

事務嘱託

北海道帝国大学書記

渡部慶太郎

職員

管理者

北海道帝国大学総長

佐藤昌介

同

及川兵吉

主事

北海道帝国大学教授

高岡熊雄

実験補助

同

富山保治

教務主任

同

伊藤誠哉

北海道帝国大学農学部講師

林禎次郎^{二三}

生徒主事

北海道帝国大学予科教授

新庄巍

北海道帝国大学工学部副手

沢田鶴松

事務主任

北海道帝国大学事務官事務取扱

根本通美

北海道帝国大学予科助教授

山口英二

講師

動物

北海道帝国大学教授

小熊捍

北海道帝国大学雇

浅地清三

植物

同

坂村徹

教育

北海道帝国大学予科教授

羽鳥又次郎

修身

同

藤原正

動物

同

新庄巍

植物

同

鈴木限三

北海道帝国大学理学部規程

一九三〇年二月二十四日制定

『北海道帝国大学一覽 昭和五年』

学生ハ一ノ学科ニ就キ入学ヲ許可セラルルモノトス

第三条 各学科ノ学科目及毎週授業時間数、実験演習回

数左ノ如シ（（）ハ回数）

数学科

学科目

第一学期 第二学期

必修科目

微分積分学

四

四

数学攻究

不定

不定

微分積分学演習

（二）

（二）

代数特殊科目

二

二

幾何学特殊科目

二

二

解析特殊科目

二

二

選択科目（参考科目）

代数幾何学

二

二

射影幾何学及画法幾何学

三

三

代数解析

三

三

複素変数函数論

三

三

実変数函数論

三

三

理学部規程

第一章 学期

第一条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

第一学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二学期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第二章 学科課程

第二条 本学部ニ左ノ六学科ヲ置ク

数学科

物理学科

化学科

地質学鉱物学科

植物学科

動物学科

一般物理学	必修科目	物理学科	每 講義二五時間以上 週 演習四回以上	微分幾何学	四	四	物性学及熱学	三	三
				代数及整数論	四	四	光学（幾何光学ヲ含ム）	三	三
				微分方程式論	三	三	電磁気学第一	三	三
				代数幾何学演習	(一)	(一)	電磁気学第二	一	二
				射影幾何学及画法幾何学演習	(一)	(一)	力学（質点及剛体）	一	二
				代数解析演習	(一)	(一)	流体（空氣・水）力学	〇（二年） 二（二年）	〇（二年） 二（二年）
				複素変数函数論演習	(一)	(一)	弹性学及音響学	二	〇
				微分幾何学演習	(一)	(一)	数学第一（微積分）	二	二
				代数及整数論演習	(一)	(一)	数学第二（微分方程式）	二	二
				必修選択時間通算数			数学第三（偏微分方程式）	二	二
一般物理学	必修科目	物理学科	每 講義二五時間以上 週 演習四回以上	第一學期	第二學期	〇	物性学及熱学	三	三
							光学（幾何光学ヲ含ム）	三	三
							電磁気学第一	三	三
							電磁気学第二	一	二
							力学（質点及剛体）	一	二
							流体（空氣・水）力学	〇（二年） 二（二年）	〇（二年） 二（二年）
一般物理学	必修科目	物理学科	每 講義二五時間以上 週 演習四回以上	第一學期	第二學期	〇	弹性学及音響学	二	〇
							数学第一（微積分）	二	二
							数学第二（微分方程式）	二	二
							数学第三（偏微分方程式）	二	二
							数学第三（積分方程式）	二	二
							応用函数	二	二
一般物理学	必修科目	物理学科	每 講義二五時間以上 週 演習四回以上	第一學期	第二學期	〇	物性学及熱学演習	(一)	(一)
							光学演習	(一)	(一)
							電磁気学第一演習	(一)	(一)
							電磁気学第二演習	(一)	(一)
							流体力学演習	(一)	(一)

弹性学及音響学演習	(一)	(一)	輻射学及量子論 ^{〔幅〕}	○	二
数学第一演習	(一)	(一)	放射学	二	○
物理学実験第一	(二)	(二)	地球物理学	四	四
物理学実験第二	三	○	化学通論	三	三
論文輪講	(一)	(一)	応用光学	○	二
選択科目 (参考科目)			化学実験	(一)	○
複素変数函数論	三	三	必修選択時間通算数		
甲 数学第三演習	(一)	(一)	毎講義三六時間以上		
理論演習	(二)	(二)	週実験演習一六回以上		
乙 応用電気	三	三	毎講義三六時間以上		
特別実験	(五)	(五)	週実験演習一三回以上		
自然科学史	二	○	化学科		
科学概論	○	三	学科目	第一学期	第二学期
結晶学及X線	二	二	必修科目		
分光学	二	二	化学通論	三	三
電波及高周波現象	○	二	無機化学	五	五
高压電気現象及真空放電	二	○	有機化学	五	五
万有引力	一	○	物理化学	四	四

生物化学	三	三	無機化学特別講義	不定	不定
分析化学	二	二	有機化学特別講義	不定	不定
製造化学	二	二	物理化学特別講義	不定	不定
有機化学研究法	二	二	生物化学特別講義	不定	不定
生物化学研究法	二	二	一般物理学	四	〇
無機化学実験	〇	四	数学第一	二	二
分析化学実験	五	〇	数学第二	二	二
物理化学実験	三	〇	物性学及熱学	三	三
有機化学実験	二	二	放射学	二	〇
生物化学実験	〇	三	科学概論	〇	三
物理学実験	〇	一	自然科学史	二	〇
特別研究論文	(不定)	(不定)	一般植物学	二	二
選択科目 (参考科目)			一般動物学	二	二
電気化学	一	〇	鉱物学	二	二
金相学	二	二	薬理学	不定	不定
膠質化学	二	〇	数学演習	一	一
分光化学分析	〇	二	必修選択時間通算数		
分析化学特別講義	不定	不定			

学科目	地質学鉍物学科	
	毎	週
	講義三二時間以上	実験演習一五回以上
必修科目	毎	週
	講義三二時間以上	実験演習一二回以上
学科目	第一学期	第二学期
地質学	二	二
地史学	二	二
岩石学	二	二
鉍物学	二	二
地質図学及演習	(二)	○
地質学野外巡検	不定	不定
特別研究論文	不定	不定
地史学実験	(二)	(二)
岩石学実験	(二)	(二)
鉍物学実験	(二)	(二)
選択科目 (参考科目)		

甲									
化学通論	三								
一般物理学	四								
数学	三								
地球物理学	四								
岩石学特論	一								
応用地質学(金属鉍物鉍床学)	三								
結晶学及鉍物学特論	二								
化学実験	(一)								
物理学実験	○								
応用地質学(金属鉍物)実験	(一)								
結晶学実験	(一)								
岩石学特別実験	(一)								
古生物学	三								
一般動物学	二								
一般植物学	二								
植物分類学	三								
応用地質学(燃料鉍物鉍床学)	二								
水成岩論	二								
	○								
乙									

層位学	二	○	植物形態学実験	(二)	(二)
海洋学	不定	不定	植物生理学実験	(二)	(二)
古生物学実験	(二)	(二)	遺伝及進化学実験	○	(二)
応用地質学(燃料鉱物)実験	(一)	(一)	特別研究論文	(不定)	(不定)
化学実験	(一)	○	選択科目(参考科目)		
必修選択時間通算数			海藻学	二	○
毎講義二五時間以上			海藻学臨海実験	不定	○
週実験演習一五回以上			植物細胞生理学	一	二
毎講義二二時間以上			植物細胞生理学実験	(一)	(一)
週実験演習一二回以上			細菌学	一	○
植物学科			細菌学実験	(一)	○
学科目			一般動物学	二	二
必修科目			動物形態学	三	三
植物分類学	三	三	動物発生学	二	二
植物形態学	三	三	動物生理学	三	三
植物生理学	三	三	古生物学	三	三
遺伝及進化学	二	一	生物化学	三	三
植物分類学実験	(二)	(二)	一般物理学	四	○

化学通論	三	三	動物解剖実験	(二)	(二)
膠質化学	二	〇	動物形態学実験	(二)	(二)
数学	三	三	動物発生学実験	(一)	(一)
自然科学史	二	〇	動物生理学実験	(一)	(一)
化学実験	〇	(一)	特別研究論文	(不定)	(不定)
科学概論	〇	三	臨海実験	不定	不定
必修選択時間通算数			選択科目 (参考科目)		
毎講義二四時間以上			植物分類学 ^{〔類〕}	三	三
週実験演習八回以上			植物形態学	三	三
毎講義二四時間以上			植物生理学	三	三
週実験演習八回以上			一般植物学	二	二
動物学科			遺伝及進化学	不定	不定
学科目	第一学期	第二学期	一般動物学	二	二
必修科目			昆虫学	不定	不定
系統動物学	四	四	古生物学	三	三
動物形態学	三	三	地史学	二	二
動物発生学	二	二	地質学	二	二
動物生理学	三	三	自然科学史	二	〇

一般物理学

四 ○

化学通論

三 三

生化学〔物化学〕

三 三

数学

三 三

必修選択時間通算数

毎講義二四時間以上

週一実験演習八回以上

毎講義二四時間以上

週一実験演習八回以上

第四条 各学科ノ授業科目ヲ必修科目、選択科目、参考

科目ノ三種トス

第五条 学生ハ其ノ所属以外ノ学科ノ授業科目ヲモ学修

スルコトヲ得

第六条 学生ハ毎学年ノ始メニ於テ当該学年間ニ学修セ

ント欲スル科目ヲ定メ之ヲ当該教官ニ申請シ許可ヲ受

クヘシ

授業ノ開始期カ学年ノ始メニアサル科目ニアリテハ

其ノ時ニ於テ前項ノ申請ヲナスコトヲ得

第七条 一科目ニ就キ前条ノ申請ヲナス学生ノ員数学修

セシメ得ヘキ人員ヲ超過スルトキハ左ノ順位ニヨリ之

ヲ許可ス

一、当該科目ヲ必修科目トスル者

二、当該科目ヲ選択科目トスル者

三、当該科目ヲ参考科目トスル者及其ノ他ノ者

第三章 入学

第八条 本学部ニ入学ヲ許可スヘキ者並ニ入学ノ順位左

ノ如シ但シ入学志願者ノ数収容予定数ヲ超過スルトキ

ハ選抜試験ヲ行フ

一、本学予科修了者、高等学校高等科理科及学習院高

等科理科ヲ卒業シタル者

二、高等学校高等科文科及学習院高等科文科ヲ卒業シ

タル者

前二項ノ入学志望者ハ出身学校ヲ經由シ二月十五日限

リ願書ヲ学部長ニ差出スヘシ

第九条 前条ノ志望者ヲ収容シ尚ホ欠員アルトキハ左ノ

順位ニ依リ入学ヲ許可ス

一、高等師範学校、女子高等師範学校ノ本科理科、理科ニ関スル専門学校及之レト同等程度以上ノ専門学校ヲ卒業シタル者ニシテ本学部ノ授業ニ堪フルト認メタル者

二、専門学校卒業者中本学部ニ於テ適當ノ学力アリト認メタルモノニシテ検定試験ニ合格シタル者、中等学校教員免許状所有者ニシテ本学部ニ於テ考查ノ上更ニ検定試験ニ合格シタル者

第十条 検定試験ハ高等学校高等科理科ノ学科目ニ就キ其ノ卒業程度ニ依リ之ヲ行フ

第四章 学士試験

第十一条 学士試験ハ本学部ニ於ケル必修科目及選択科目ニ就キ其ノ授業修了ノ際若クハ其ノ他ノ適當ナル時期ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 前条ノ学士試験ヲ受クルヲ得ル者ハ本学部学生ニシテ且ツ該科目学修ノ証明ヲ有スル者ニ限ル

第十三条 必修科目及選択科目ノ種類ニ依リテハ論文審査ニ依リ試験ニ代フルコトヲ得

第十四条 各科目ノ成績ハ優、良、不良ノ三等トシ優、良ヲ合格トス

第五章 聴講生

第十五条 本学部学科目ノ中一学科目又ハ数学科目ニ就キ聴講ヲ出願スル者アルトキハ教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルヘシ

聴講ハ学期又ハ学年毎ニ之ヲ許可ス

第十六条 聴講料ハ一学科目ニ就キ金拾円トシ之ヲ前納セシム但シ実験実習ヲ伴フ学科ニシテ実験実習ヲ合セテ出願スルトキハ之ニ要スル実費ヲ納付セシム

三一〇三

理学部会議（第三日）

一九三〇年三月十五日

「理学部教授會議事録」（〇〇〇一—〇三）

昭和五年三月十五日

會議第三日目決定事項

（三月十五日）

一、講義開始ノ時期決定ノ件

本年ニ限り講義開始時期ヲ五月五日ト定ム

但例年ノ講義開始時期ハ之ニ倣ハサルコト

〔中略〕

四、評議員ノ件

官制公布直後評議員定ムル必要アレハ今回ニ限り真

島創立委員長ニ於テ其人選ヲ為スコトニ決定其ノ氏

名左ノ如シ但任期ハ一ヶ年トナスコト

一、理学部長 二、田所教授 三、長尾囑託

以上

右合議ノ后真島委員長ヨリ共通講座ノ經過ニツキテ報

告セリ

會議出席者

真島創立委員長

田所教授

小熊教授

坂村教授

池田教授

富永囑託

杉野目囑託

犬飼助教授

長尾囑託

鈴木囑託

上床助教授

中谷囑託

河口囑託

三一〇四

北大理学部に初て咲く紅一点の栄え（吉村フジ入學）

一九三〇年四月二十二日

『北海タイムス』

エルムの学園 北大理学部に初て咲く紅一点の栄え

見事入試に合格の吉村さん

偉大なる母の力

北大理学部の入学者は別項の通り昨日発表されたがその中に紅一点本道砂川出身の吉村^{フジ}さんが見事選抜試験をパスして理学部初代学生（植物）といふ栄ある席を占むる事となつた

吉村さんは大正十二年札幌庁立高女を卒業するとその年東京女高師に入学博物館を専攻して昭和二年卒業、昨年一月から母校庁立高女の先生となつて今日に至つた父君正模氏は砂川や奈伊江等で小学校の校長を勤めた人だがシヅ^{フジ}さんがまだ尋常五年生位の時に死去し其後は二男四女といふ大勢の兄妹を母君のか弱い手一つで育て、

来たのであるがしかも今日長男英太氏は弘前高等学校の教授（数学）次男克二氏は^{「フジ」}シヅさんが高師を出た同年北大農学部（農芸化学）を卒業して大学に止まつて研究をつづけ今年庁立女学校を出られた妹さんもあるといふわけで六十三才の老の身でいま此の多勢の子供達の揃ひも揃つた立派な成人ぶりを見る母君の満悦はさこそと思はれ母性の力の偉大さを今更に感ぜさせられるはにかむ吉村さんは無理にカメラに入つて貰つて後で静かに語る

女学校を出ました時なんでも好きな事をやりなさいと母に云はれまして女高師に入りました学校の先生も大分なれまして面白く思ひますがそれにつけてももつと研究を深くしたいと思ひまして理学部のこちらに出来ましたのを幸ひ志望したわけでございました丁度私と同じクラスでもう一人東京の文理科大学に入学致しました

授業始め当日の順序に関する件

一九三〇年五月二日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇一—〇六)

五月二日 会議決定事項(第一日目)

出席者(小熊教授欠席ノ外) 全部

午後一時半開議

議題

一、授業始め当日ノ順序ニ関スル件

五月五日授業始め当日ノ順序左記ニ依リ行フコトニ

決定

(1) 学部長ノ訓示

当日午前九時半ヨリ三階北講義室(N三〇八号)ニ

於テ真島部長ヨリ新入学生(教官ノ列席ニテ)ニ対

シ授業始めニ関スル訓示

(2) 学校教練ニ関スル配属将校ノ講話

学部長ノ訓示後引続キ配属将校人見大佐ヨリ学校教

練ニ関スル講話

(3) 各学科毎ニ教官ヨリ学生ニ指示スヘキ事項

配属将校ノ講話終了後各学科毎ニ学生ヲ其ノ講義室

ニ集メ授業上ノ注意事項ニ付指示スルコト

(イ) 選択科目ニ就テ

本学年中履修セシムル学科目中选择科目ニ就テハ

所定ノ様式(印刷シアリ) 学生ヲシテ各々届出ヲ

為サシムルコト

(ロ) 授業時間ノ始終ニ就テ

授業時間ノ始終ニ就テハ毎時間始時ヲ三十分終時

ヲ二十分トスヘキカ、始時ヲ四十分シ終時ヲ

三十分ト為スヘキカノ二説アリタルモ後説ヲ適當

ト認ムルコトニ決定

[後略]

教練要旨（配属将校人見大佐）

一九三〇年五月五日

『北海道帝国大学新聞』

北海道大学教練要旨

配属将校 人見大佐

一、大学教練ノ目的ト制度

本学生は将来国家社会の上流に位し其指導的地位に立つべきに鑑み益身心を鍛鍊して資質を向上し兼て国防能力の増進に努め以て教練の目的完成を期するにあり故に教練は兵役関係者の独占に委すべきにあらず自發的に進んで全員参加修養すべき国家の施設なり宜しく奮て参加研究を希望する所なり

二、教練研究要領

講義は一回を概ね一時三十分とし毎週一回にして一ヶ年間の研究時間は概ね三十一回（約四十六時間半）の予定にして各学部毎（都合により他学部に合

併することあり）に実施す（自己学部にて実施の際出席不能のものは他学部の実施時に出席し得）曜日、時刻は追つて示達す

三、研究課目

1 兵学に関する事項

戦争の本質、国防、現代の戦争「」、「政略と戦略、兵役法、軍紀と軍隊教育等

2 戦史

日本戦史、日清戦史、日露戦史、欧洲戦史、那翁戦史等
3 外国近情及軍政

最近に於ける露、支、米、英国等の近情及軍政

4 戦術及指揮法、統帥に就て

攻勢と守勢、戦略戦術の原則、戦術の変遷、指揮法、決心問題

5 射撃

狭窄射撃、実包射撃

其他満鮮戦跡旅行、外国旅行、軍艦便乗、陸海軍の講話、演習の見学等を行ふ

四、特典

本大学々部教練合格者は幹部候補生として別表の如く進級上の特典を有す

生補候部幹						
考備	予備役に入りてより第三年目に第一回の	召集（三週間）あり此の際一般の幹部候補生は見習士官を命ぜらるゝも大学々部合格者に限り召集以前に任官し将校としてて召集せらる	者在の進級の	月十營在		区分 目次
				の他の進級の者	進合格者の部	
			卒等二			月二十
						月一
			卒等一	卒等一	卒等一	月二
						月三
					兵等上	月四
			兵等上	兵等上		月五
					長伍	月六
				長伍	曹軍	月七
						月八
			長伍	曹軍	長曹	月九
						月十
						月一十
			曹軍			月二十

五、参加申込

又教練学生（優秀なるもの）に限り学内にて簡閲点呼を受け得るの特典を有す

研究参加希望者は成るべく速に教官室農学講堂に申込まれたし

三一〇七

学生集会に関する件

支那留学生の入学に関する件

一九三〇年五月二十日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇一—一〇)

五月廿日(火曜日)会議決定事項

〔中略〕

二、学生集会ニ関スル件

別紙学生課ノ学生ニ関スル規程ヲ鈴木教授ヨリ朗読全
員ノ了解ヲ得タリ

〔中略〕

五、支那国立大学卒業者又ハ在学者本邦大学大学院又ハ

学部学生トシテ入学ニ関スル件

本年ハ数学科一名、物理学科二名、地質学鉱物学科一
名 計四名ヲ入ルコト

但シ設備費ヲ補助セシムルコトト為シ其額ハ設備費
千百五十拾円、經常費参百五十拾円ヲ精求シ補助ナクテハ

入レ難キコトヲ回答スルコト

〔別紙〕

外務省ヨリ本学ヘ対シ支那留学生ノ收容人員希望数

農学部	一学年	十四名	計四十二名
医学部	〃	三名	計十二名
工学部	〃	四名	計十二名
理学部	〃	四名	計十二名
予科	〃	十名	計三十名
韓実科	〃	七名	計二十一名
土木専門部	〃	六名	計十八名
水産専門部	〃	四名	計十二名
計			百五十九名

〔別紙〕

北海道帝国大学社団取締規定

一、本学々生々徒カ二人以上ヨリ成ル社団ヲ組織セント
スルトキハ責任者ハ附表第一様式ノ学生社団設立許

可願ヲ学生課長ヲ経テ総長ニ提出シ許可ヲ受クヘシ
但シ学部科会、クラス会、県人会ハ此ノ限ニアラ
ズ

二、前条ノ社团設立許可ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ責
任者ハ附表第二様式ノ学生社团届（別ニ詳細ナル会
則会名簿等アラバ之ヲ添附）ヲ学生課長ニ届出ツヘ
シ

三、許可セラレタル社团ノ会則ニシテ第一条願書記載ノ
各号ノ事項ヲ変更セントスルトキハ予メ学生課長ヲ
経テ総長ニ願出テ許可ヲ受クルコトヲ要ス

但事務所ノ変更指導教官ノ変更ハ届出ヲ以テ足
変更事項ハ前条ノ規定ニヨリ届出ツヘシ

四、学生課ハ必要ト認ムルトキハ前項団体ノ状況ニ就キ
報告ヲ求ムルコトアルベシ

五、許可セラレタル社团ハ少クモ毎年一回（五月十五日
現在）役員及会員名簿（住所附記）ヲ学生課長ニ届
出ツベシ

六、許可セラレタル社团ノ主催ニ係ル一切ノ事業ハ第三

様式ニヨリ其施行五日前迄ニ学生課長ニ届出テ許可
ヲ受クヘシ

七、許可セラレタル社团ト雖モ学外諸団体ト連絡シ又ハ
其活動ニ協同参加スルニハ特ニ学生課ニ届出テ総長
ノ許可ヲ受クベシ

八、学内ニ於ケル学生々徒ノ諸集会ニハ本学職員（巡視
ヲ含ム）ハ隨時出席スルコトヲ得ルモノトス

九、総長ハ本規程ヲ遵守セサルモノ又ハ国法ニ違背シ本
学ノ綱紀ヲ乱スモノアルトキハ隨時其団体ヲ解散シ
集会ヲ禁止シ又ハ関係者ヲ処分スルコトアルベシ

附則、既設ノ社团ト雖モ亦本規程ニ準シテ許可ヲ受クル
コトヲ要ス

〔附表略〕

三一〇八

研究所に関する件

一九三〇年六月十三日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇一—一三)

六月十三日(金曜日) 會議決定事項

〔中略〕

二、研究所ニ関スル件

自然科学ノ共通の原理ヲ研究シツヽアル理学部トシテハ普ク學術ノ研究ヲ實際の方面ニ応用スルノ要アリ殊ニ本道ノ如ク天然のニ水産ノ富源ヲ擁スル土地ニ於テハ水産方面ヲ対照トスル研究所ヲ設クルコトハ真ニ意義アリトス」トノ提議ニ対シテハ本道水産ノ富源ノ開發セシムルコトハ国家ニ貢獻スル所大ナリ仍テ次回迄ニ各科ノ意見ヲ持寄り更ニ協議ヲ遂クルコトニ決定

〔後略〕

三一〇九

総長より大学後年度計画に関する要領の報告

工学部後年度拡張に関する件

一九三〇年九月十八日

「工学部教授会議事録」(〇〇〇六—〇七)

第百八拾回教授会

一、昭和五年九月十八日午後一時半開会全式時半開会

〔中略〕

・九月十二日評議會ニ於テ理学部開学ニ関スル件及本学出身者ノ連絡機關設置ニ関スル件ヲ附議シ次テ総長ヨリ大学後年度計画ニ関スル要領ノ報告アリ之ニ依レハ七年度ヨリ九年度ニ 文学部創設
十一年度ヨリ十二年度ニ 政経学部創設
十三年度ヨリ十五年度ニ 法学部創設
十六年度ヨリ十七年度ニ 中央図書館
最後ノ十八年度ニ於テ本部事務所ヲ新築シ其間ニ各部ノ改築及各学科ノ増設ヲ計ルモノニシテ之ニ関シ各部

局ニ於テモ研究セラレ度旨希望アリタリ

〔中略〕

二、工学部後年度拡張ニ関スル件

前記報告ノ総長提案ニヨリ当学部関係ノ後年度拡張ニ関シ学部長ヨリ更メテ説明スル所アリ即チ当学部創立当時ニ於テ建築科並ニ応用化学科設置ノ議アリタルモ実現ニ至ラス又現在ニ於テ助手室狹隘ヲ感スル等此際提議スヘキ事項多カルヘキニ付不取敢委員ヲ設ケ大体ノ基礎案ヲ作製スルノ可否ヲ諮リ異議ナキニ付建築及応用化学ニ就テハ小川教授、堀教授ニ調査ヲ依頼スルコトシ其ノ成案ニ就テハ更ニ協議会ヲ経テ教授会ニ提出スルコトニ決定

以上

三一 一〇

理学部開学式式辞（佐藤昌介総長）

一九三〇年十月六日

『北海道帝国大学新聞』

式辞

時維れ昭和五年九月廿七日をトして本学理学部の開学式を挙行するに当りまして文部大臣代理閣下を始め各位の御貴臨を辱うせる事は本学無上の光栄にして感激措く能はざる所であります厚く御礼を申上ます

回顧致しますれば本学は創基以来五十余年の星霜を経て居ります併し帝国大学の一として総合制の組織を立つるに至りましたのは僅に十年前の事でありまして最も後進の大学であります随つて各学部は未だ完成せられて居りませぬ、最古は農学部に次で医学部及工学部の設立を見るに至りましたが理学部は久しく欠けて居つたのであります然るに昭和二年に至り理学部予算の成立を見まして起工以来三ヶ年にして竣工を告げました内部の設備に到

つては未だ充分では御座りませんが本日爰に開学式を挙げるに到りましたことは畢竟文政当局の施設其宜しきを得ましたことと創立委員各位贊助の賜ものであります厚く感謝の意を表する次第であります。

理学部を創立するに当りましてその六学科に対する教室及実験室の配当及構造並に臨海実験場位置の選定は最も考慮を要する点で御座りましたが幸ひに創立委員各位の御意見と専門家の研究に依つて適当に之を解決することを得たのであります随つて理学部は内は堅牢無比なる構造を持つて居り外は輪奐の美を以て飾り巍然たる大廈を以てエルムの学園に臨むに至つたのであります臨海実験場の位置に付きましては候補地の比較研究を致しまして厚岸を以て最も優秀なる候補地と決定致したので御座ります幸に北海道庁より敷地の譲渡を得ましたがその断岸絶壁の地は厚岸町が多大の犠牲を払うて整地として寄附せられた事は感謝に堪へませぬ今や工事進行中でありますその規模敢て大なるものでは御座りませんが他日工成り業を始むりに至りましては世界有数の実験場たる前途^{ニ至リ}

を以て居るものと信じるのであります、

凡そ教育機関は唯に建築物内外の美観を以て其誇りとする訳には参りませぬ篤学にして研究心にとむ濟々たる多士あるを以て誇りとすべきことであります創立委員各位の内には学界の先達者あり權威者ありて候補者の選抜その宜しきを得ましたので我理学部は研究心の鬱勃たる新進氣鋭の同僚を迎ふるを得ましたことは感謝に堪へぬ次第であります、

総合制の大学に於て最も尊ぶべき事は各学部の有機的關係を保持して之を統一することであります殊に自然科学を以て立つ所の学部^{ニ至リ}に於て然りとするのであります本学の農医工の三学部は自然科学の応用を主とするものでその基礎学科は理学部に属する数、物、化、地鉉、生物の諸学科であります事は申す迄もなきことでありますされば今回本学に理学部を設立するに至つたことは即ち理学部を基礎として既設の三学部が鼎立して相頼り相扶けて学界に進出し得るに至つたのでありまして実に本学の幸慶であります、

晩近科学の進歩は駭々として止むなく宇宙自然の神秘界に入りてその真理を闡明するのでありますその結果は純理の發得斗りでなく人類の生活に即して開物成務となり利用厚生となりて人類の幸福を増進するのであります或は天来の人語を聞き或は千里外の人影を透視し或は空に飛び或は水に潜むが如き今日は常事として人の怪む所ならずと雖も何れか科学の進歩によらざるものはないのであります将来益科学の研究を進むるに至らば人類の生活を変化せしむる事大なるものあるべしと思ひます如此科学万能の時代に我理学部は学界に乗り出せるが為め何等かの新機軸を期待せらるゝものあつて責任重大なるものありと思はれます如斯本学の理学部は学界の好機運に際会致しましたが翻つて本学の全局を達觀致しますれば本学は未だ総合制大学の一半を構成せるに過ません他の一半は全然欠如致して居ります即ち自然科学に属する学部は農、医、工、理四学部を以て成立せりと雖も社会科学に属する文学、政経、法学の諸学部は未だ其成立を見ざるがその総合制大学を構成する要素の欠如せるを思つて

遺憾に堪へぬのであります併し時運は必ず到来して完全なる組織を以て本学はやがて帝国北方文化の中心たるに至ることは遠き将来にあらざるべしと信ずるのであります聊か卑懷を述べて本日の式辞と致します。

三一 一一一

理学部職員

一九三〇年十月十日

『北海道帝国大学一覽 昭和五年』

理学部職員（同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ掲ク）

学部長

兼教授

理学博士理学士

真島利行

数学科

教授

数学第三講座担任（解析学）

理学士

吉田洋一

助教授

数学第二講座担任（幾何学）

理学士

河口商次

助手

穂刈四三二

物理学科

教授

物理学第二講座担任（理論物理学）

理学博士理学士

池田芳郎

物理学第四講座担任（実験物理学）

理学博士理学士

中村儀三郎

助教授

実験物理学

講師

一般物理学

応用電気学

助手

化学科

教授

化学第三講座担任(生物化学)

化学第一講座担任(物理化学)

化学第四講座担任(有機化学)

助教授

分析化学

講師

生物化学

助手

農学博士理学博士農学士

理学博士理学士

理学士

杉野目晴貞

理学士男爵

太秦康光

農学士

吉村克二

理学士

岡本剛

理学士

中谷宇吉郎

理学士

伊藤直

工学士

森元吉

工学士

大和田秋麿

地質学鉱物学科

教授

理学士 虎石成美

理学士 佐々木弥三郎

上野清

佐々木万夫

地質学鉱物学第一講座担任（地質学及岩石学）

理学博士理学士

鈴木醇

地質学鉱物学第二講座担任（地史学及古生物学）

理学博士理学士

長尾巧

助教授

鉱物学及応用地質学

理学士

上床国夫

助手

中家郁太郎

理学士

大石三郎

理学士

佐々保雄

植物学科

教授

植物学第一講座担任（植物生理学）

理学博士農学士

坂村徹

助教授

植物分類学

助手

理学士

山田幸男

林学得業士

山口千之助

理学士

秋山茂雄

原秀雄

動物学科

教授

動物学第二講座担任（動物形態学）

動物発生及生理学

講師

（兼）

農学博士農学士
農学博士農学士

小熊捍
犬飼哲男

動物解剖学

助手

理学士

市川純彦

農学士

山口英二
牧野佐二郎

事務室

書記

富山保治

書記

築田秀一

三一 一一二

総長選挙内規に関する件

総長候補者選挙施行細則に就て

一九三〇年十月二十二日

「評議会議事録」(〇〇〇一—二六)

昭和五年十月二十二日午後一時半ヨリ中央講堂ニ於テ開
会 午後四時半終了

〔中略〕

一、総長選挙内規ニ関スル件

内規第五条ニ依レバ第一次ニ於テ総長候補者十人、
第二次ニ於テ三人、第三次ニ於テコノ三人ニ現総長
ヲ加ヘ四人トシ之ヨリ総長ヲ選挙スル規程ナルモ現
任総長ハ次ノ選挙ニ際シ候補者トナル意思ナキヲ以
テ附則ニ於テコノ旨ヲ明記シ度希望ヲ述べテ協議ニ
入り別紙ノ通り決定ス

尚

本題協議ニ際シ附議決定ヲ見タル事項左ノ如シ

イ、次ノ総長確定後コノ附則ハ不要トナルヲ以テ内
規ヨリ取り去ルコト

ロ、附則中「但シ第一回総長選挙……」ノ「第一回」
トハ第一回総長確定マデノ意味ニシテ其ノ道程
ニ行ハル、「遣リ直シ」等ハ何回之ヲ行フモ第
一回ニ包含セラル、モノト解スルコト

ハ、選挙ニ於ケル候補者ノ中途辞退ハ之ヲ認メズ最
後マデ決行スルコト

追テ右ハ現任総長ガ退官願出ト同時ニ後任総長ノ申
立ヲナス段取トナルベキモ実施ノ時期ニ就テハ追テ
評議会ニテ発表ノコトトセラル

二、総長候補者選挙施行細則ニ就テ
施行細則草案十ヶ条ヲ提出シテ協議ニ附セラレタル
ガ別紙訂正ノ通り決定

〔後略〕

〔別紙一〕

一、

総長候補者選挙内規 中

附則

本内規ハ次ノ総長選挙ヨリ之ヲ実施ス

トアルヲ

附則

本内規ハ次ノ総長選挙ヨリ之ヲ実施ス

但シ第五条第三号ノ規定ハ第十回総長選挙ヨリ適用スル

モノトネ

ト改正

但シ第一回総長選挙ニ限り第五条第三号ノ規定中現任総

長ニ関スルモノハ之ヲ適用セズ

〔別紙二〕

二、

北海道帝国大学総長候補者選挙施行細則（案）

一、投票場及開票場ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之

ヲ設ク

二、投票管理者ハ選挙ノ期日ヨリ少クトモ一週間前ニ

投票場ヲ通知スヘシ

三、投票場ハ午前九時ニ開キ午後三時ニ閉ジ（投票函閉

鎖後ハ投票ヲナスコトヲ得ズ）

四、投票用紙ハ選挙ノ当日投票場ニ於テ之ヲ選挙人ニ交

付スヘシ

五、選挙人ハ必ず投票場入口ノ受付ニ名刺ヲ差出シ引替

ニ投票用紙ヲ受取ルヘシ

六、選挙人ハ投票場ニ於テ投票用紙ニ自ラ総長候補者ノ

氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

七、投票管理者、立会人及投票ノ事務ニ従事スル者ニ非

レバ投票場ニ入ルコトヲ得ズ

八、開票管理者ハ投票管理者ヲ以テ之ニ充ツ

九、教授総会ニ於ケル選挙ノ際ニ欠席シタル者ハ投票権

ヲ抛棄シタルモノト看做ス

十、教授総会ニハ教授総数ノ三分ノ二以上出席スルヲ

要ス出席者教授総数ノ三分ノ二ニ充タサル時ハ投

票ヲナスコトヲ得ズ

〔注一〕「選挙場」の前に「教授総会ノ日時及」を挿入。

〔注二〕欄外に「投票ノ用紙ハ第一次第二次第三次ノ分ヲ一所ニ渡スコト」と朱筆で記載。

〔注三〕「選挙管理者」の前に「選挙人ノ外」を挿入。

三——一二三

総長選挙内規実施に関する件

一九三〇年十一月八日

「評議会議事録」（〇〇〇一——二七）

昭和五年十一月八日（土）午後一時ヨリ中央講堂ニ於テ
開催午後四時終了

〔中略〕

議題 総長選挙内規実施ニ関スル件

総長ヨリ本会議ハ特ニ厳秘ニ取扱ハレ度希望ヲ以テ一
言セラル——「余ハ長年月総長ノ重職ヲ恥カシメ以テ
大過ナク今日ニ至リシハコレ一重ニ各位多年ノ御援助
ノ然ラシムル所ニシテ誠ニ感謝ニ堪ヘズ余ハ既ニ五十
年祝典ノ際辞意ヲ決シ文部当局ニ申立テタルモ当時理
学部ノ予算ハ成立シ教官ノ選定其他重要事務増集シア
ルヲ以テ今暫クトテ引止メラレ且本評議会ヨリノ切ナ
ル勸モアリ今日マデ踏ミ止マリ在職スルコト前後四十
有余年ノ長キニ及ビタリ而シテ追々老境ニ入り且理學

部モ今ヤ完成ノ域ニ達シ又大学ノ後年度計画モ略成リタルヲ以テコノ機会ニ退職セントス各位之ヲ諒トシ何卒適任ナル後継者ヲ得テ円満ナル覺務ノ遂行ヲ望ム而シテ内規ニ依リ後任者ガ挙ゲラル、ト同時ニ辞表ヲ提出スル考ナリコハ今度ノ出張ニ際シテ当局ノ諒解ヲ得来リタル所ニシテ決定の事項ナリ」ト述べラレ開会四十分許ニシテ会議ハ総長ノ退出ヲ願ヒ秘密會議トナリ一時間ノ後再開会セラレタルガ辞意固ウシテ承認ノ止ムナキニ至レリ

総長ハ尚「規定ノ適用ニ就テ——選挙ハ内規第十二条ニ一ヶ月以前ニ之ヲ行フ定メナルモ今回ハ種々ノ都合ヨリ本月二十八日（金）ニ選挙ヲ施行シ十二月一日ヲ以テ辞表提出、新総長ノ上申等一切ノ手續ヲ完了シタキ希望ナリ特ニ年末ニ実施スル理由ハ新総長ガ年度前兩三ヶ月ヲ持タザレバ予算ノ經理、前年度来掛リ合ノ問題等ガ解カラズ且新年度ニ入レバ直ニ概算調査ニ取掛ルベキガ基礎ハ六年度ニ在ルヲ以テ多少研究ノ期間ヲ要スベクコノ時期ガ交代ニ最好適ナリト考ヘタルガ

故ナリ」ト説示セラレ而シテ施行細則ニ依ル日時ト場所ハ左ノ如ク協議決定セラル

十一月二十八日（金）午後一時、中央講堂

教授總會ノ牛耳ハ管理者タル総長ガ執ルコトトナリ

講堂ハ控室

二階會議室ガ選挙場

ソノ隣室ノ食堂ガ開票場

ト略決定ヲ見ルニ至レリ而シテ明後十日（月）ニハ文書ヲ以テ各学部長ニ「極秘」ヲ以テ選挙期日ヲ通知シ其部教授ニ周知シ置クコトトナル

施行上ノ細微ナル点——投票用紙ノ大サ、枚数、投票場内ノ設備、投票函等——ニ就テハ事務官ニ於テ研究考慮ヲ払フコトトナリ

尚条文中

第六条ノ三名連記トハ四名以上ノ記載ハ無効トシ二名一名ハ有効

第十五条ノ「更ニ選挙ヲ行フ」トハ次点者ヲ採ラズ遣リ直シヲナスノ意トス「後略」

三一 一四

二代目総長は南名誉教授当選

一九三〇年十二月一日

『北海道帝国大学新聞』

〔前略〕

二代目総長は南名誉教授当選

挙行された二十八日の選挙

後任総長選挙は去る二十八日午後一時半から中央講堂に於て挙行されたが本学創立以来始めての総長選挙だけに十分慎重の態度を以て中央講堂も巡視を以て見張をさせ一切の出入を禁じ、定刻には医学部山崎教授を筆頭に続々各学部の諸教授入場し全学部七十九名の教授中、宮崎、清水、福富、坂村の四氏欠席を見たのみで七十五名出席し愈々午後一時半総長選挙長の下に開会され第一次選挙に入り、三名連記投票に依り

南鷹次郎、高岡熊雄、吉町太郎一、宮部金吾、今裕、越智貞見、松村松年、山崎春雄、新島善直、時任一彦

諸教授が候補にあげられ次いで第二次選挙に移り

名誉教授南鷹次郎博士、農学部長高岡熊雄博士、工学

部長吉町太郎一博士

の三博士が選ばれ、かくて愈第三次選挙に於て次回総長の選出となつたが結局、名誉教授南鷹次郎博士が過半数を以て当選し午後三時三十五分拍手裡に意義ある選挙は終つた。開票の結果は

当選 四六票 南鷹次郎

一五票 高岡熊雄

一四票 吉町太郎一

であつた

南博士快諾 抱負を語る

後任総長南博士当選と決するや佐藤総長は直に電話を以て南博士の出席を求め後任総長の受諾を求めた所直ちに快諾されたので総長の案内で教授会室に來り快諾の旨を述べ此処に二代目総長は決定したが南博士は満面に喜びをたゞへ語つてた

唯今後任総長に選挙されましたが不肖にして且つ老齢であり、総長の重任を果し得るや否やを氣遣つてゐる訳ですが総長はじめ諸教授からの切なる御推薦で受諾する事にしました。今後大学の仕事をなすにつきましては各学部諸教授の御援助により職責を果たしたいと思ひます、尚大学の仕事をなすについては前総長の御計画に随ふは勿論ですが更に評議員会教授会の機関があるから其の審議を得て仕事を進めたいと思ふ

〔後略〕

三一 一一五

理学部長補職選挙内規制定の件

一九三〇年十二月十五日

〔例規 庶務規程 本学諸規程 雜（五の五） 自大正七年至昭和十九年〕（総務課／二〇一七／〇〇三二）

北大理秘第三八号

昭和五年十二月拾五日

理学部長真島利行

総長男爵佐藤昌介殿

理学部長補職選挙内規制定ノ件

今般本理学部ニ於テ学部長補職選挙内規別紙之通り制定候ニ付此段及御報告候也

〔別紙〕

北海道帝国大学理学部長補職選挙内規

第一条 学部長ハ本学部専任教授ノ互選ニ依リ之ヲ推薦ス

第二条 学部長ノ任期ハ滿ニケ年トス但シ再選スルコト

ヲ得

第三条 学部長ノ選挙ハ任期ノ滿了約一ヶ月前ニ現任学

部長管理ノ下ニ之ヲ行フ

第四条 学部長ノ選挙ハ専任教授三分ノ二以上ノ出席ア

ルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス当日欠席見込ノ

者ハ予メ其旨通知シ書面投票ヲ行フコト但シ外国旅

行中ノ者ヲ除ク

第五条 学部長ノ選挙ハ単記無記名投票トス

第六条 投票ノ過半数ヲ得タルモノヲ以テ当選者トス

第七条 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキハ最高点者ニ

名ニ就キ決選投票ヲ行フ最高点者二名以上ノトキハ

更ニ投票ヲ行ヒ最高点者二名ヲ定ム

第八条 決選投票ノ得票同数ナルトキハ年長者ヲ取り同

年月ナルトキハ就職ノ順位ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 学部長ハ臨海実験所長ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十条 本内規ハ専任教授四分ノ三以上ノ出席アリ過半

数ノ賛成アルニアラサレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

評議員ノ互選ニ関スル内規

大学評議員ノ互選ハ学部長選挙内規第一条、第四
条、第五条、第六条、第七条乃至第八条ヲ準用ス

附則

本内規ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

申合

一、北海道帝国大学理化学部長補職選挙内規第一条、

第四条、第十条ニ専任教授トアルハ二十五講座

完成ニ至ル迄ノ講座担任候補者タル兼任教授及

助教授ヲモ含ム

一、当選者ハ教授会ノ同意ヲ得ルニアラサレハ辞ス

ルコトヲ得ス

三一 一六

予科より本学部入学志願者の取扱に関する件

一九三一年二月十三日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇一—三六)

昭和六年 二月十三日 (金) 会議事項

〔中略〕

四、報告

(イ) 予科ヨリ本学部入学志願者ノ取扱ニ関スル件

予科ヨリ本理学部ニ入学出願者ハ高等学校出身者ト
同一ニ扱ヒ受験ノ結果ニ於テ不合格等ノ場合ハ曩ニ
進入予定シ居タル学部ニテハ当人ノ希望学科(教
室)ニ進入スル権ハ保有セシメザルモ其学部ニ進入
(或学科)ハ之ヲ認ムルコトニ申合セタレバ其意味
ニ於テ取扱ヲ可トセント報告

〔後略〕

三一 一七

寄宿舎の移転に関する件

一九三一年二月二十五日

「評議会議事録」(〇〇〇一—三〇)

昭和六年二月二十五日 (水) 午後二時ヨリ中央講堂ニ於
テ開催午後三時半終了

〔中略〕

三、寄宿舎ノ移転ニ関スル件

候補地トシテ前ニ定メラレタル地点ニ対シ恵迪寮舎生
ヨリ右ハ遠巨離ニシテ学習上不便ナリトシ現在地附近
ニ変更方「請願」アリ 種々考究セルモ
第二候補地トシテ選定セルボプラ街道ノ西方実科ノ耕
作地帯ハ農場長ヨリ提供不能ナル旨申出アリ
第三候補地タル本講堂ノ向裏林檎園トテニスコートノ
地点ハ面積狭小ニシテ且盛土、地均シテニスコートノ
移転等ノ経費問題ヲ伴ヒ、火防、通風、日光ノ照射等
ニツキ研究ノ余地亦尠カラズ見込頗ル薄シ然モ請願委

員ニノミテハ不徹底ノ嫌アルヲ以テ過日舎生一同ニ懇

説シ納得セシムベク努力シアリト

総長ヨリ本問題ニ対スル経過ノ大様ヲ一言セラル

〔後略〕

三一 一一八

新入生のための簡単な覚え書

一九三二年四月二十日

『北海道帝国大学新聞』

新入生のための簡単な覚え書

エルムの校庭に足をふみいたばかりの新入生諸君は、学内の事情に暗く、さつぱり勝手がわからないため、はじめの間は非常に困惑を感じることも思ふ。その手引きとして、こゝに簡単な覚え書をかゝげておくが、いくらかでも諸君の困惑をなだめるに役立てば幸ひである。なほ学生課ではやはり諸君の困惑を慮り、学生診療所、授業料納期文武会入会のこと、学生集会所の使用手続きその他新入生諸君の知りたい事柄が、簡単ながら網羅してある「北海道帝国大学学生生徒便覧」なる小冊子を、諸君に洩れなく配布するさうであるから、詳しいことはそのパンフレットによらしたい。

文武会、入会、

新入生諸君は、入学と同時に文武会員たる資格をもつてゐる。従つて諸君は文武会費年四円（二円づつ二期に分納）別に入会金二円都合六円を納入しなければならぬ。いま差し当つて納入の分は、入会金二円と一期分の会費二円、合計四円。これは滞納されると会計部が非常に困り、場合によれば親元請求もしかねないさうである。

文武会は現在左の二十二部から成つてゐる。中央部、新聞部、共済部、文芸部、講演部、美術部、音楽部、陸上競技部、剣道部、柔道部、野球部、庭球部、角道部、水泳部、弓道部、山岳部、ア式蹴球部、ラ式蹴球部、ホッケー部^{〔武〕}、「スキー部、スケーティング部、馬術部。現在の理事長は農学部新島教授、副理事長は医学部柳教授である。理事は学生生徒の中から選挙される。文武会は本年をもつて三十周年記念をむかへる。

北海道帝国大学新聞^{〔武〕}

新聞部は文部会の一部として設置されており、約二十名の部員が現在活躍してゐる。新聞は文武会員にすべて無料で配布されることになつてゐる。その読者網は本学教

授、学生生徒、事務員はもちろん、卒業生、在学生父兄、その他一般読者に及んでゐる。主として学内ニュースの報道をもつて任じてゐるが、諸君が言論の発表のために本紙を利用することも、喜んで歓迎する。発行は月二回、第一第三月曜日である。新聞部は本年創立五周年にあたる。

共済部売店、

数年前から学生生徒の輿論であつた共済部は、やはり文部会^{〔武〕}の一部として昨年末に誕生した。そして最初の仕事として、学生集会所一号室に売店を設け、市価より約二割格安の予定で、学生に必要な一切の商品を販売することになった。売店は今井呉服店が引きうけ、四月十日より前記の場所で販売を開始してゐる。

学生診療所、

学生診療所は、殊に本学の学生生徒の便宜のために設置されてあるもので、約半額の薬価をもつて、診察無料にて診療に應じてゐる。場所は学生集会所内にあつて、放課後にのみ左の日割で診療を行つてゐるから、利用され

たい。

▲火曜日 午後三時―五時

▲木曜日 午後三時―五時

▲土曜日 午後一時―三時

学生ホール使用手続き、

学生集会所使用願ひ出の手續きは、従来は学生課でこれを取扱つてゐたが、昨年四月以来變更されて、本部会計課用度係（窓口二番）で取扱ふことになった。使用の場合は代表者印鑑持参の上、用度係のもとまで申出られ、ばよい。集会所は、クラス会などにも、好適であらう。

図書館、

金のかゝる学校のこと故買ひたい本はたくさんあつても思ふやうに購入できない。さういふ時、諸君は図書館を利用すべきである。図書館は中央講堂西北に当る筋むかひにあり、特に新聞雑誌閲覧室も、傍らに設けてある。なほ参考までに市内の図書館として、時計台にある市立図書館と、道庁横にある庁立図書館とを挙げておく。

附属植物園、

農学部附属植物園は、北三条西九丁目にあり、一般の人には五銭の入園料を課して園内の逍遙縦覧を許してゐる。が、本学の学生生徒は正服正帽の場合に限り、たゞで園内へはいることを許してゐる。」「しかし足駄ばきは、これを禁じてある。学業に疲れた余暇などに、園内を散策したり、ローンの上に寝ころんだりするのは、いろいろ眺めもよいので、たしかに一きくの疲労恢復剤である。たゞし学科をサボつて植物園行きをし、あとで成績の悪いのを嘆じたところで、それは本文の筆者の責任ではない。

奨学資金と夏季労働、

学資に窮する学生のために、奨学資金の制度があり、また長い夏季休暇を有利に過すために、例年学生課が夏季労働の世話を焼いてきた。これは六月頃募集になる筈であるから、手遅れぬやう希望者は注意すべきである。

その他、

新入生諸君のために知らせたいことは、まだ／＼たくさんあるのであるが、スペースがないから最後に簡単な事

項を、十把一からげにして記しておく。

学内には随分食堂は多いが、諸君が利用に便利なのは、学生集会所階下の豊平館出張食堂、中央講堂裏の中央食堂、共済部売店の十銭弁当、及び湯飲み場のパンなどである。中央食堂の下には理髪店もある。

附属医院は諸君に対し特別の取扱ひをしない、諸君は一般普通の人と同じ待遇、同じ料金で取扱はれることをお含みあれ。

野球グラウンド、トラック、蹴球ホッケーグラウンド等は、すべて学園北側の第二農場に接する一角にわだかまつてゐる。

特に予科入学者のために、予科の入学者の成績について一言しておく。これは医科の生徒諸君には必要のないことであるが、予科から学部へ進む際の志望採用は予科修了の成績順による。この成績の決定は、はつきりしたことはないが大体一年の成績一、二年の成績一、三年の成績一・五の割合で決定される。従つて希望通りの科へゆきたい人は、一年のう

ちから成績をあげる必要があるわけである。

最後に学内における伝統的通用語を二三拾つておかう「コンデ」——これはいはゆる落第点、六十点未満の点数をいふ「沈没」——英語の訳語をあてられて「やつてきませんでした」と腰をおとすのが沈没である「凱旋」——二度つづけて落第すると学園を追はれる。称して凱旋といふ。凱旋將軍は毎年二人や三人は必ずある「オンチ」——精神的朦朧者とでもいふか、不足な人間、お人よしの類「代返」——他人の代りに返事すること。大教室講義には之が半ば公然と行はれるさうである。まだあるだらうが割愛する。

三一 一九

新渡戸博士来札

一九三二年五月四日

『北海道帝国大学新聞』

講演会を公会堂に於て

十八日（月）

午前十時半から十二時半迄本学中央講堂に於て講演、
題は「國際的見地より見たる日本の經濟社会問題」

午後二時半より五時半迄國際連盟支部主催懇親会兼座
談会を学生集会所にて

十九日（火）

午前十時半より十二時半予科講演会

午後七時より恵迪寮講演会

二十日（水）

午後一時半より三時半迄農学部講演会を中央講堂に於
て、主として人口問題に関する講演

午後六時より町田氏、宮部博士南総長との同期会

二十一日（木）

午後一時半より三時半迄農学部講演会

午後六時より同窓会へ出席

二十三日（金）

遠友学校觀察及び演説

榆園の春賑はふ

待ちかねて居た新渡戸博士 愈々十六日夜来札

滞在は約一週間

母校本学を訪ねて、國際連盟顧問新渡戸稻造博士は、
愈々五月三日東京を出発し、奥羽の各地を講演後、盛岡
一泊、函館一泊して、十六日青年時代の思出深き幌都に
来る事に決定した、而して翌日より市内各所で講演し
且つ歓迎会に望むとの由なるが大体に於て次の如き予定
である

十七日（日）

午後四時より佐藤男邸の晩餐会

午後七時より國際連盟学生支部及び札幌市役所共催の

其の他一中、札幌鉄道局及び小樽高商、札幌、庁立女学校、札幌市教育会、アイヌ学園等に於て講演する筈で、二十四日以後は、旭川、「函館、帯広、釧路よりの招聘あるので、約一週間の予定で道内視察並に講演を行ひ、長輪線を通して帰京する筈であるが、其の時の都合により、此等の予定は幾分変更はまぬかれないとの由である。

三―一二〇

水産学科の設置に関する件

農林専門部の設置に関する件

自然科学研究所設置の件

一九三二年五月二十日

「評議会議事録」(〇〇〇一―三三)

昭和六年五月二十日午後四時ヨリ中央講堂ニ於テ開会午後五時三十分終了

〔中略〕

五 水産学科ノ設置ニ関スル件

現在ノ水産専門部ハ本省ノ意見トシテハ高等水産専門学校トシテ函館ニ設置セラル、模様ニシテ分離ト同時ニ農学部ノ一科トシテ水産学科ヲ設置シ建物ハ其儘使用トシ三ヶ年継続二二、八千円ノ予定ナリ

六 農林専門部ノ設置ニ関スル件

現在ノ農学実科林学実科ハ農学部ニ附置セラレアリテ教官或ハ設備ノ如キ孰レモ農学部ノ流用ニシテ予算ノ

編成上常ニ苦痛トスル所ナリ而シテ名称ハ単ニ大学内ノ規程ニ存スルノミナルヲ以テ之ヲ官制上ノ実業学校トシタキ希望ヲ以テ予算二九、五千元（臨時費二、三千元、經常費七、二千元）ヲ計上シアリ彼ノ東京帝国大学農学部ニ附置セラレアル実科ノ如キモ早晚農林高等学校トシテ分離セラルベキヲ以テコノ關係ヨリ見ルモ此際是非ソノ実現ヲ期シタキ希望ナリ

以上三、四、五、六ノ回ハ何レモ明年度ノ予算ニ計上シタキ希望ヲ以テ協議セルガ資金ノ支出ニ就テハ相當ノ調査ヲ必要トシ要スレバ継続年度ノ延長ヲ計ラザルベカラザルト共ニ文部当局ノ意向ヲモ参酌スル等考究ノ余地尠カラザルヲ以テ其ノ維持支出金額及順位ニ就テハ総長ニ一任ノコトトナル

七 自然科学研究所設置ノ件

今ヤ本学モ自然科学ノ一体系ヲ成セルヲ以テ茲ニ学内一団トナリ學術振興利用厚生ノ為ニ研鑽ノ歩ヲ進メ特ニ本道ノ豊富ナル天産ヲ利用シ經濟上ノ解決機關タラントスルモノニシテ經費約一〇〇万円ヲ以テ研究所設

立ヲ提議セルガコノ主旨ニ就テハ何レモ異論ナキ処ナルモ理学部ヲ除ク三学部ハ未研究ニ属スルヲ以テ各部ヨリ六月中ニ三名宛ノ委員ヲ挙ゲ内容ノ具体的攻究ヲ遂ゲ本問題ノ研究ニ取り掛ルコトトナル

〔後略〕

演習林に関する件

一九三二年七月二十一日

「評議會議事録」(〇〇〇一—三六)

昭和六年七月二十一日(水) 午前十時ヨリ中央講堂ニ於テ開催午前十一時終了

〔中略〕

議題 演習林ニ關スル件

整理切迫セル該問題ニツキ新島林長ヨリ左ノ報告アリ
「大正十年ノ交国有財産整理委員ノ任命ヲ見陸軍省海軍省司法省等ニ渉リ不要地ノ整理ヲ行ヒシガ今次ハ未整理ナリシ文部省ノ分ニツキ決行セントスルモノニシテ時期ハ愈切迫シ来レリ 本学ハ目下道内四、樺太朝鮮台灣及和歌山ニ各一合計八演習林アリテ合計面積一萬二千町歩アリ 他大学ヲ見ルニ 東大一六萬二千町歩 京大九萬九千町歩 九大四萬四千町歩ニシテ第二回整理委員會ニ於テハ大学ノ演習林ハ大

ニ失スルヲ以テ一ヶ所一千町歩ニテ足レリトシ内閣ニ提議シ其ノ承認ヲ得昨年末ヲ以テ整理ノ完結ヲ急キツ、アリシモノ、如シ

不肖ハ七月十一日ヨリ十七日ニ亘リ本省ヨリノ電報招集ニ依リ上京セリ十三日ニ開カレタル国有財産委員會小委員會ノ準備会タル幹事会ハ各演習林ハ事業区ノ平均單位一萬一千町歩ナルヲ以テ一萬町歩ニ制限シソレ以上ハ之ヲ国有林トナスカ、整理ノ上売却スルカ、或ハ法ヲ改正シテ之ヲ基本財産トナスカノ三案ニツキ審議セラレタリ

本学ニ就テハ雨龍一萬町歩 天塩^{第二}一八不要朝鮮一萬町歩 樺太一萬町歩
和歌山、台灣、苦小牧ハ其儘トノ大体ノ意向ナリシモ現在一事業区ハ

樺太一萬三千町歩 朝鮮五千町歩 台灣三千町歩
北海道二千五百町歩 内地一萬三千町歩
ニシテ事業区ノ平均ト称セラル、一萬一千町歩ハ内地ハイザ知ラズ本道ニ於テハ到底首肯シ得ザル所ナルヲ

以テ事業区ノ基礎ニツキ特ニ充分ナル説明ヲ加ヘテ認定ヲ得タリ

幹事会ハ又第二ノ案トシテ

一、一事業区二万町歩ヲ認ムルコトトシ北海道樺太ハ

北大ニテ、本州ハ東大、京大ニテ、台湾ハ九大ニ

テ各所有スルヲ可トスベク

二、現ニ施業中ニシテ完全ニ管理経営シアルモノハ除ク

三、各大学ニ於テ相当投資セルモノハ除ク

トノ三案ヲ掲ゲタルガ二及三ニ就テハ之ヲ認メテ主張スルコトトナル

要之各大学ノ演習林ハ基本林トシテハ存在ノ理由薄ク純演習林トシテハ広大ニ過グルノ憾アリテ整理ハ到底免レ得ザル状況ニ在リ故ニ此際演習林ヨリ整理地ヲ示シテ其結末ヲ着クルニ若カズトシ八月二十日大学演習林長會議ヲ開キ具休案ヲ作成シ九月初ノ国有財産委員會ニ提出ノ申合ヲ為シタリ

而シテ本省河原會計課長ヨリハ国有財産整理小委員會

ノ準備委員會提出説明材料トシテ

一、大学演習林ノ使命

二、各大学ガ各個ニ演習林ヲ所有スル必要

三、各地ニ演習林ヲ必要トスル理由

四、演習林トシテ一事業区面積ヲ要スル理由

五、各演習林ノ今日迄実行シタル事業ノ概要

(イ)各演習林ノ事業成績

(ロ)演習林毎年収入調

(ハ)各演習林毎年支出調

(ニ)各演習林担当職員数調

(ホ)演習林ノ毎年学生実地演習人員調

以上ノ七月限り提出ノ要求アリ 一ヨリ四マデハ七月十四日各帝國大学演習林長會合協議ノ上答申文案ヲ確定東大林長ニ提出方ヲ一任セリ

要スルニ本學ニ於テハ天塩^{第二}及雨龍ガ今回整理ノ組上ニ在ルモノ、如クナルモ然モ事業及投資ヲ繼續シアリテ林地面積ニハ整理ノ余地ナキモ事情止ムヲ得ズトセバ雨龍ノ将来貸付予定農耕適地面積一、二七八丁ヲ提

供シ尚ソレ以上ノ提供ヲ余儀ナクセラル、ニ於テハ遺憾乍ラ同所ノ現在貸付農地面積一、五九二丁歩ヲ手離スノ外途ナキニ依リ予メ各位ノ御了承ヲ願ヒ度シ但シ整理地ハ開放セラル、カ或ハ売却セラル、カノ何レカナルベキガ整理金額ハ本学ノ基本金トナル見込ナリ

以上ハ本件推移ノ大体ナルガ場合ニ依リ如何ニ局面ガ転回セラル、ヤハ目下ノ処不明ナリ」

以上

北海道帝国大学農学部附属演習林所在別一覽表

演習林名	位置	設定年月	總面積（町）	林地面積（町）	現在貸付 農地面積 （町）	将来貸付予 定農耕適地 面積（町）	林外苗圃 庁舎敷地 （町）
苦小牧演習林	北海道胆振国勇払郡 苦小牧町	明治三十七年 一月	二、二七四	二、二七四	—	—	—
雨龍演習林	北海道石狩国雨竜郡 幌加内村	明治三十四年 三月	二四、五五〇	二一、六八〇	一、二七八	一、五九二	—
天塩第一 演習林	北海道天塩国中川郡 常盤村及中川村	明治三十五年 一月	一九、六五三	一九、二五〇	三三七	六六	—
天塩第二 演習林	北海道天塩国天塩郡 幌延村	大正元年 八月	二二、七四五	二二、六一三	—	一二〇	一二
樺太演習林	樺太泊居支庁管内 久春内郡三浜村	大正二年 六月	一九、九〇七	一九、六八二	—	二一八	七
朝鮮演習林	朝鮮全羅北道茂朱郡	大正二年 九月	一六、五五四	一六、五四五	—	—	九
台湾演習林	台湾台中州能高郡	大正五年 八月	六、八四七	六、八四六	—	—	一
和歌山演習林	和歌山県東牟婁郡 七川村	大正十四年 三月	四三一	四三〇	—	—	一
計	八箇所		一一二、九六一	一〇九、三二〇	一、九二九	一、六八二	三〇

三一 一二一

厚岸臨海実験所 愈々廿七日落成

一九三二年九月二十一日

『北海道帝国大学新聞』

厚岸臨海実験所 愈々廿七日落成

世界学界の喜びと小熊博士は語る

厚岸臨海実験所は愈落成して来る廿七日落成式を挙行することになった

実験所は厚岸町を距る約十町厚岸湾の東岸に面し敷地四百三十坪で建物は地形に沿ふて階段型をなし居り平面図はピストル型をして居り又側面より見れば恰も軍艦が横づけになつた様である計費は今迄の処は十万円内外で敷地は厚岸町の寄附にかゝるものである、実験所は鉄筋コンクリトの四階建て黄土色のセメントモルタル張りでシツクとモダンの混血児だ、建坪二百六四坪で地階三十二坪一階百二十四坪、「二階六十坪、三階五坪で一階は実験室、二階は寄宿室、三階は特別実験室、小使部屋

等あり四階は海水タンクとなつて居り引き入れて来た海水はここより各研究室に配付される様になつてゐる、一階二階三階は将来変更される由である、実験所は全て自給自足で厚岸町より距つてゐる關係上動力なども実験所わきに四十キロの発電所を設けて実験所全般の動力の電灯其他に宛てることになつてゐる海水引込工事は実験所の生命であるだけに非常な苦心を払ひ新機軸をこらしてゐるが地盤が岩盤であるため実に大難工事で清浄な海水を引き込んで実験に供するために海底の盤に穴を穿つために非常な苦心を払つた由で未だ附属寄宿舎は完成してゐない、尚収容人員は三十人の予定とのことである

実験所長小熊博士は語る

この実験所の竣功で本学も世間並みに実験所を有することになつたわけです日本でも最も海水の冷い処に建てられていますから魚類の種類も多く研究する余地が充分にあり将来囑望して居ります兎角寒流実験所は世界にこれ以外にないのですから当実験所の開設は世界的に学界の喜びでせうと

三一 一二三

予科専門部の廃止問題に関する件

一九三二年十月五日

「評議会議事録」(〇〇〇一—三三八)

昭和六年十月五日(月)午後三時半ヨリ中央講堂ニ於テ
開催午後四時十分終了

〔中略〕

議題 予科専門部ノ廃止問題ニ関スル件

根本事務官ヨリ題名ニ関シ電信内報アリ未ダ何等公式ニ
通報ナキニ付非公式協議トシテ開催セラレタルガ本件ノ
具体化ハ本学ニ取リテ重要ナル問題ニシテ万一此等ガ廃
止セララルニ於テハ本道子弟ノ就学上重大ナル影響アル
ニ依リ之ヲ地方問題トスルモ学内一致協力シテ対策ヲ講
ズルハ勿論本道官民ノ援助ヲ求ムルヲ得策ナリト思考セ
ラル、ヲ以テ一応上京文政当局ノ諒解ヲ得尚本道在京代
議士長官等ヲモ歴訪シテ輿論ノ喚起ニ努メ帰学ノ上更ニ
協議ヲ進メ何分ノ方策ヲ講ズルコトトナル

以上

三一 一二四

予科専門部廃止問題経過報告の件

一九三二年十月十六日

「評議会議事録」(〇〇〇一—三三九)

昭和六年十月十六日(月)午後零時半ヨリ中央講堂ニ於
テ開催午後二時終了

〔中略〕

予科専門部廃止問題経過報告ノ件

総長ノ報告セラレタル大様左ノ如シ

「七日着京 予科、専門部各主事並ニ各学部長代理須田
教授等ト共ニ直ニ文部大臣官邸ニ於テ大臣次官専門局
長ノ列席ヲ得本学ノ実状並ニ地理的干係ニ付陳述セル
ガ何レモ之ヲ諒トシ且大臣ガ本廃止案ニ対シテハ反対
ノ意向ヲ有スルヲ確カムルヲ得タリ

八日朝通信省ニ於テ小池政務次官ニ面会シ本件ガ地方
問題トシテ重要性ヲ有スルノ了解ヲ求ムルト共ニ午後
ハ小池氏ノ紹介ニ依リ大蔵大臣ニ面接シ前記事情ヲ述

ベタルニ大臣トシテノ立場ヨリ本問題ニ干スル財政整理ハ国策上止ムヲ得ザルコトナルモ相当考慮ヲ加フベキ約ヲ得テ辞去シ直ニ総理大臣ヲ訪問シテ同様ノ陳述ヲナシタルニ両大臣ノ報告ヲ待ツテ考慮ノ旨回答ヲ得タリ

九日ハ本問題ガ閣議ニ依ツテ何レカニ決定セラル、ノ日ナルヲ以テ散会後文部大臣ニ面会ヲ求メ其模様ヲ聴取セルニ文相ハ本問題ハ今回ノ財政整理案ト分離シテ別ニ文政審議会ニ附議セラル、コトトナリタル旨回答アリサレド本案ハ唯形式ヲ改メタルノミナルヲ以テ今後本問題ノ推移ニ就イテハ予断ヲ許サレザル旨特ニ注意アリタリ

尚同日専門局長ト面会時ノ談話ニ依レバ今回ノ予科専門部廃止案ニ北大ヲ加ヘタルハ全ク行財政整理委員会ノ委員ガ北大ノ特殊の立場ヲ知ラザルニ基因スル誤解ト認メラル、ヲ以テ其ノ擁護ヲ高調シテ本案ノ中止ヲ力説シ以テ充分了解ヲ得タル模様ナリ

尚本問題ハ之ヲ本道選出代議士ニモ諒解ヲ求ムルト共

ニ又長官ト相計リ飽ク迄地方問題トシテ進行スルヲ妥当ト認メラル、ヲ以テ十二日京都府官邸ニ佐上長官ヲ訪ネ此後充分ナル尽力ヲ乞フベキ諒解ヲ得タル次第ナリ

以上

特別会計の行政整理問題に関する件

一九三二年十月二十四日

「評議会議事録」(〇〇〇一—四〇)

昭和六年十月二十四日午後一時半ヨリ中央講堂ニ於テ開催午後四時半終了

〔中略〕

議題 特別会計ノ行政整理問題ニ関スル件

〔中略〕

尚本件ニ関シ会計課長ヲシテ報告セシムル所左ノ如シ

「二十一日着京時ハ整理問題ニツキ省議中ニシテ二十
二日マデ続行セラレタルガ時偶々上京中ナリシ東大
会計課長、京大医院事務官等ト共ニ会計課長室ニ招
集セラレ整理案及明年ノ予算査定案ヲ内示シ対策講
究ヲ命ゼラレ急遽帰札セル次第ナリ 要スルニ今回
ノ整理案ハ大蔵省ノ提案ニシテ其儘之ヲ大学総長ニ
回附考究セシメ本省ニ於テ取纏ノ上更ニ大蔵省ニ交

渉セントスル意向ナルガ如ク節減案ハ本年度ノ配付
予算ヲ基準トシテナスモノ、如シ

俸給ハ行政整理ニ依リテ十八万四千余円(講座俸ヲ含ム)

ヲ浮カシ農場演習林費及傭外人諸給ハ一割減其他ノ
各目ハ八分減(医院収入モ同様)ニシテ大学院ノ
給費六七二円ハ之ヲ七年度ニ整理シ此後三ケ年間ニ
全部ヲ削除シ土木及予科ニ就テハ別途ニ整理ヲ行フ
予定ナルガ如シ

本省ニ於テハ削減ハ可成最少限度ニ止メ大学ノ実状
ヲ調査ノ上復活ヲ要求シ大蔵省提示ノ半減マデハ漕
ギツケ度希望ヲ有スルモノ、如ク而シテ明年ノ理学
部予算ハ新規増トシテ考慮セラル、モノニシテ如何
ニ取扱ハル、ヤハ目下ノ処不明ナリ」

以上ノ報告ヲ終リ協議ニ入レルガ由来大学ハ定員制ニ
非ズシテ講座制ナリ 学制ノ根本改革ヲ計ラズシテ教
授人員ノ整理ヲ為サントスルハ木ニ縁リテ魚ヲ求ムル
モノニシテ不可能ニ属シ到底応ズベカラザルモノトノ
各員一致ノ意見ヲ見タリ依テ教授ノ整理ニハ絶体反対

ヲ表明スルコトナリ各学部長ヨリ之ガ整理不可ノ一般の理由並ニ空員ノ特殊の理由ヲ詳述シ今明日中ニ事務官ノ手許マデ提出ヲ乞ヒ取纏ムルコトトナル 而シテ教授以外ノ整理員ニツキテハ協議ノ便宜ヨリ本部及学部トニ分離考慮スルヲ至当ト認メ別室協議トナル而シテ教授ニ就テハ整理絶体不可能トスルハ前述ノ如ク助教授及助手ニ就テモ教授同様第一案トシテハ減員不可能トシ若シ整理ヲ余儀ナクセラル、場合ニ於テハ第二案トシテ他大学ノ振合ヲ見最少限度ニ於テ応整スルコトトシテ総長ニ一任トナル

本部関係ノ協議ニ於テモ後者ノ一、二両案ノ取扱ヲ希望シ総長一任ニ決定セリ

以上

三―一二六

行政整理問題經過報告

一九三二年十一月九日

「評議會議事録」(〇〇〇一―四二)

昭和六年十一月九日午後一時半ヨリ職員集会所ニ於テ開催午後三時十分終了

〔中略〕

一 行政整理問題經過報告

総長ヨリ報告セラル、所左ノ如シ

「拾月二十五日 協議ノ結果ヲ携ヘテ上京セリ二十七日ハ東京大総長ノ訪問ヲ受ケ 二十八日ハ東京大総長ヲ訪ネ 二十九日ハ東北大総長ト面晤シ(九大総長トハ面会ノ機ニ於テ) 本問題ノ各大学ニ於ケル学内經過ヲ聞キ親シク意見ヲ交換スルヲ得タリ 而シテ其ノ一致セル意見ハ「大学ハ行政官庁ト違ルヲ以テ同一率ヲ以テ人員整理セラル、ハ忍ビザル所ニシテ殊ニ講座ヲ廃止セザル限り人員ノ整理ハ絶体不可能ナリ 助教授ニ

對シテモ同様整理ハ困難ナリ 助手以下ニ在リテハ
 目下ノ狀勢ヨリ或幾部ノ犠牲ハ忍バザルベカラザル
 ニ非ズヤ」トナスニ在リ コノ期セズシテ一致セル
 意見ニ依リ教授ハ整理絶体反對トシ助教授モ之ニ倣
 ヒ 助手以下ノ整理ハ東大、京大、東北大何レモ約
 五分以内トシ同一歩調ヲ以テ当局ノ各要所ニ当リ
 二十九日ハ東北大総長ト共ニ大臣ト面会シ親シク意
 見ヲ開陳セリ

本件ノ取扱ニ就テハ京大、東北大総長共評議會ノ一
 任ヲ受ケテ上京シ居リ 東大ハ爾后ノ評議會ニ於テ
 承認ヲ求ムル意向ノ如シ

思フニ前回整理ノ行ハレシ大正十三年ハ剰余金ノ豊
 富ナル時代ナリシモ尚助教授助手ノ整理ヲ行ヒタル
 ガ現今ノ如ク国費ガ極度ノ窮乏ニ直面セル秋ナルヲ
 以テ原案全部ヲ返上スルハ到底大蔵省ノ承認スル所
 ニ非ズ又本省ニ於テモ助教授以下幾部ノ整理ハ致方
 ナカルベシトノ観測ナリ

本件ガ四日及七日ノ閣議ニモ上程セラレズ八日ハ九

州行幸御發輦トナルヲ以テ或ハ御還幸後ニ於テ決定
 セラル、ニ非ズヤト思考セラル、ガ大体本省ノ方針
 トシテハ各大学共定員ニ對シ同一率ヲ以テ減員整理
 案ニ応ズルモノ、如シ

今試ニ各大学助教授助手ノ教授ニ對スル定員ノ割合
 ヲ参考トシテ掲グレバ左ノ如クニシテ本学ハ大学中
 ノ最高率ヲ享受シ居ルコトナル

割合	對教授	定員		
			授	助
		234	授	教
.68	161	161	授	助
1.27	298	298	手	助
	182	182	授	教
.74	135	135	授	助
1.30	238	238	手	助
	118	118	授	教
.72	85	85	授	助
1.20	142	142	手	助
	140	140	授	教
.65	91	91	授	助
1.27	179	179	手	助
	101	101	授	教
.89	90	90	授	助
1.93	195	195	手	助
	24	24	授	教
.95	23	23	授	助
2.58	62	62	手	助

大阪帝大ハ医学部ノミニ新設ナル
 ヲ以テ對等ニ比較スルヲ得ズ

而シテ整理案ヲ内示セラレタルハ大学ノミニ限ラレ
 単科大学直轄学校等ハ与リ知ラザル所ニシテ又予科

専門部ハ他ノ直轄専門ト同一率ニ取扱ハルル模様ナリ

尚本報告后附議セル事項左ノ如シ

一 教授有志委員会ノ件

上京中ノ総長代理タリシ新島教授ヨリ「総長上京中本件ニ関シ教授有志ノ会合アリシガ今尚不安ヲ有スル向アルヲ以テ此際教授会ニ関係ナク非公式ニ総長ヨリ茶話会ヲ開催シ一応成行ノ大体ヲ示達セラレタキ」希望アリ各員ノ賛同ヲ得テ学内全部ノ教授ヲ十日午後三時半ヨリ医学部会議室ニ招待シ其ノ経過ヲ伝ヘ団円会散ヲ期スルコトナル

〔後略〕

三一 一二七

行政整理に関する件

一九三二年十二月十八日

「評議会議事録」(〇〇〇一—四二)

昭和六年十二月十八日午後一時五十分ヨリ本部総長室ニ於テ開催午後三時終了

〔中略〕

一 行政整理ニ関スル件

整理人員ハ各室員ノ一割見当ニシテ教授ハ絶対不能、助教授ニ対シテモ整理困難、判任官以下ハ此際幾部ノ犠牲ヲ払ハザルベカラズトノ意向ナリシハ前回報告ノ通りナルガ過日事務官上京ノ際当局ヨリ内示セラレタル人員ハ左ノ如ク

助教授 三 助手 一二 書記 二

薬剤手 一 看護長 一 予科助教授 一

ニシテコハ不日公文ヲ以テ通知シ来ル筈ナルモ未ダ何等ノ沙汰ナシ 然レドモ整理関係書類ノ示ス所ニ依リ

之ニ応ズベキ準備ヲナス必要アリ 即チ今茲ニ協議セ
ントスルハ

一 減少人員ノ各学部ヘノ振当方法

二 退職希望者(定員ノ減少トハ別個)ノ取扱方法
ノ二点ナリ

一二就テハ即決ハ困難ナルベキヲ以テ次回マデ御考慮
ヲ願ヒ為参考本学現在ノ助教授助手ノ定員及現員ヲ示
セバ左ノ如シ

助教授

助手

	定員	現員	定員	現員
農	二四	二四	四九	四九
		(二九) 定員外トモ		
医	二五	一八	六三	五四
工	二四	二二	四九	三五
理	一七	七	三四	二七

而シテ二二就テハ事務官関係秘密書類ニ依リ内容ノ要
点ヲ説明スル所アリ各部ニ於テ候補者ヲ物色シテ其ノ
意向ヲ確カメ希望者ノ略歴ヲ添付シ至急上申スルコト
トナル

但シ希望者多数アル場合ニ於テハ素ヨリ其希望ヲ達成
スルコト困難ナルベキヲ以テ予メ了承ノ上凡テ厳秘ノ
取扱ヲナスコトニ申合成ル

〔後略〕

三―一二八

一人一職の選挙内規に関する件

一九三二年二月十九日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇六―六六)

二月十九日(金曜日) 午後三時半ヨリ中央講堂ニ於テ教授会開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一、一人一職ノ選挙内規ニ關スル件

前回ニ引續キ委員会ニテ作製ニ案ニ対シ再ビ逐条審議ノ結果左記ノ通り決定ヲ見タリ

評議員、農場長、演習林長、植物園長 学生主事及実科主任ノ選挙内規

一、評議員、農場長、演習林長、植物園長 学生主事及実科主任ハ一人一職トス

二、選挙ハ専任教授ノ互選トス

三、選挙ハ専任教授四分ノ三以上ノ出席者アルコト

ヲ要ス

四、選挙ハ無記名投票トス

五、投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当选者トス 投票同数ナルトキハ決選投票ヲ行フ

六、当选者ハ教授会ニ於テ止ムヲ得ザル事由アリト認メタルモノ、外之ヲ辞スルコトヲ得ス

七、任期ハ夫々ニケ年トス 但シ一回ヲ限り再選スルコトヲ得

附則

本内規ハ昭和七年三月一日ヨリ実施ス

閉会午後六時

三一 一二九

辻村女史が女農学博士に（辻村みちよ）

一九三二年四月十八日

『北海道帝国大学新聞』

辻村女史が女農学博士に

かつて本学に副手を勤む

かつて大正九年から十一年まで本学農学部に副手を勤めたことのある辻村みちよ女史の学位請求論文が、このほど東京帝大の教授会を通過、同女史は日本で最初の女農学博士の榮譽を勝ち得ることゝなつた、論文は緑茶に就いての研究で四部にわかれ、ほかに参考論文三つがある

辻村女史は埼玉県明治廿一年の生れで東京師範学校を経て大正二年お茶の水の女高師を卒業、その後各地の高等女学校に職を奉ずること数年大正九年本学農学部農芸化学科に副手を嘱託され同十一年まで継続したが同年東京帝大医学部に転勤するとともに本学を辞しのち理化学研究所研究員として今日に至つたものである

三一 一三〇

室蘭海藻実験所に関する件

登別温泉研究所に関する件

一九三二年五月十八日

「評議会議事録」（〇〇〇一—五二）

昭和七年五月十八日午後三時半ヨリ総長室ニ於テ開催午後五時二十分終了

〔中略〕

三、室蘭海藻実験所ニ関スル件

元北海道庁ノ水産試験場ハ過般廃止セラレタルガ其ノ土地（九三〇坪）、建物（二二〇坪）ヲ寄附シ及設備費、經常費室蘭市負担ヲ以テ海藻実験所設置方同市長（松尾）ヨリ申込アリ 田所理学部長其ノ衝ニ当リ目下交渉進行中ナルガ文部省通過マデノ一ケ年ハ室蘭市ニ於テ之ヲ管理シ尚一部ノ経費ハ道庁地方費ヨリモ補助セラル、見込ナリ

右ハ昭和八年度予算編成ノ際委細御報告申上グベキモ

一 応御含置ヲ願度シ

四、登別温泉研究所ニ関スル件

登別軌道会社々長ヨリ温泉研究所設置方交渉アリ 過
般中村医学部長実地踏査ヲ終了セルガ右ハ昭和八年度
予算ニ計上ノ見込ニシテ土地七二〇坪（地備
四〇円）、建物
三万五〇〇〇円ノ寄附ニツキ目下交渉進行中ナリ 追
テ完成後ノ經常費ハ病院經費ヲ以テ自弁ノコトト致度
シ

尚学生課ヨリ病弱学生生徒ノ収容方希望アルニ依リ是
亦御諒承ヲ得タシ

〔後略〕

三一 一三二

本学校庭の先住遺跡遺物

一九三二年六月二十一日

『北海道帝国大学新聞』

本学校庭の先住遺跡遺物

昆虫学教室 河野広道

植物園の庭内には泉あり、池あり、小川あり、先住民
の居住地としては絶好の個所である。正門を入つて本館
に通ずる路の南側と本館前に各一個の堅穴跡がある。こ
の二者は古くから知られて居る有名な堅穴でしばしば見
学者の足を留めてゐる。堅穴とは先住民の家跡で、土を
掘り、屋根を組み更にその上に土を盛つて冬の寒氣に備
へた冬家の廃趾である。

園の北方幽庭湖の湖畔一帯には私が十数年前見付けた
遺物散列地がある。散列地とは地表に先住民の使用した
器具の破片が散らばつてゐる所をいふ。遺物の中には土
器片あり、石器片あり、鉄器あり、又未だ此処以外の地

では発見されたことのない基石形土製品等の珍品もある。土器片は何れも石器時代の最後期、金石併用時代から金属期時代に亘つて使用されたもので、薄い縄紋土器や、金属期時代のものと思はれる刷毛紋のあるもの、面白い刻紋のあるもの、硬質の祝部土器等がある。基石形土製品は幾可学的遊戯に使用されたものらしく、恐らくアイヌや和人の間に古くから知られて居る「三つ並べ」の様な遊びに使つたものであらう。

本学校庭の遺跡は校内を流れるシヤクシコト二川の沿岸に存在し、殆ど全校庭に分布して居る。川の上流に近いもの即ち南方から出土する遺物は、石器、縄紋土器等即ち、石器時代後期金石併用時代のもが多く、金属期時代のものはいが、川の下流の遺跡には鉄器、祝部土器、土師、擦紋土器等金属器時代のものが多い。

農学部本部裏に営繕課を新築した時同所の地下から石を磨いて造つた斧（石斧）が一個発見され、営繕課の小原氏が高倉司書官を通じて本学図書館に寄贈された、

中央講堂附近では、私は十勝石製の鍬（矢尻）、石器片等を拾つたのみであるが、隣接の偕樂園からは土器が掘り出されたことがある。

第一農場果樹園から発見された遺物は、同農場の松本友氏が多数集めて居られる。同氏の蒐集品には完全な土器や石器等珍しいものが少くない。

第一農場試作圃の北側の泉跡の附近にも十勝石の破片が多数に散布して居る。私は此处で樺太玉と称せられて居る青色の硝子製の飾玉一個を拾得した。樺太玉とは、昔満洲から樺太を経て北海道に渡来した硝子玉のことであつて、現在アイヌの土俗品の内にも見られるものであるが、先住民が我々の想像以上に自由に大陸と交易して居たことが判る。アイヌは以前には原始共產的な自由民であつたのだが、和人の資本主義的北進と松前藩の暴圧により奴隸的被支配民族に墮したのである。

この遺物散列地のすぐ北側は第一農場畜舎の南側の道路であるが、松本友氏のお話によると、此处に電柱を建てる時に土器が数個出た由である。私もその電柱の下に盛

土の上で破片を一個拾った。更にポプラ街道の西側、琴似川の東岸にも土器片が発見された。

現在の理学部校舎の地下からも建築の際にかなり多数の遺物が発見され、土器は医学部解剖学教室の山崎教授の所に保管されて居るといふ。

スケートリンクのある泥炭地の中からはアマツポと称する「仕掛け弓」が掘り出された。松本氏が保存して居られる。アマツポといふのはアイヌが獣を獲る為に仕掛けて置く弓で、矢にブシと称するトリカブトの根からとった毒を塗つて、通行の獣を射る様に仕組んだものである。植物質の遺物は腐つて容易に残らないものであるが、泥炭地の中だから永く保存されたのである。兎に角貴重な研究資料である。

このスケートリンク横から工学部裏を廻つて北に流れる川の東岸一帯には多数の堅穴群が散在して居る。工学部南のテニスコート附近、工学部裏、工学部北の芝生、恵迪寮裏より第二農場の牧草地一帯にある。堅穴数は現存して居るものだけでも百を超える。これ等の堅穴は何

れも今春高倉新一郎、後藤寿一両氏と共に発見したもので形は四角形、長方形のものが多く、四隅が崩れて円形になったものもある。

今春五月工学部裏に土管をうめる為に溝を掘つてあつたが、その溝に堅穴の断面が二個並んでをり、その一つには、大形の幅広い鉄刀が、溝の為に中断されて、溝の一方の壁に先端の一部分を遺し他の壁に一端を遺してゐた。これは高倉君と共に掘り出して今私の所に保存してある。その直ぐ西方の小屋の南側に工学部暖房のスキームの排気溝があるが、この溝も一個の堅穴を中断して居る。そして堅穴跡は土が柔かいので強く噴出する蒸気の為に崩れ、土器片を多数露出して居た。この穴は高倉後藤両氏と共に調査して数百個の土器片と、赤色琥珀製の大形飾玉一個とを発掘した。その内約百個の土器片を後藤氏が組立てゝ原形に復したが写真に示す壺形の土器で、底径八、五糎、口径一九、五糎最大径二八糎、高さ三〇糎に達する大形なものである。

その他擦紋のある深鉢形土器一個浅鉢形の土師一個を組

立てることが出来た祝部土器片も数個発見した。これ等の土器は何れも金属期時代のものである。

第二農場牧草地の堅穴はあまり遺物を包含して居ないが附近の排水溝の断面には所々に土器片を露出して居る。

医学部第一外科建築の際にも地下から多数の土器片が掘出された由で、これは当時営繕課の某氏が某教授に保存方法を相談した所が破片は役に立たぬから棄てゝしまへとのことで、投棄した由であるが、本学博物館でも図書館でも一片の土器片と雖も大切に保存して研究材料とするさうであるから今後発見した際にはなるべく早く図書館又は博物館に寄贈して戴きたいとのことである。

第二農場堅穴群を掘つて見ると三寸位の浅い泥炭層の下に深さ一寸位の火山灰層があり、その下に又三寸位の浅い泥炭層があつて粘土となる。従つてこの泥炭層は先住民が去つて後に生じたものであり、しかも当時の遺物から先住民が既に金属期文化を有して居たことが証明されたから、第二農場堅穴附近の泥炭層は存

外新しい時代のものであることが知れる。恐らく洪水などの為に河流に変化を来し、湿地に変じたのであらう。上の火山灰層は寛文七年（二六六年前）又は元文元年（一九四年前）の樽前岳噴火の際のものと思はれる。

以上は本校校内の遺跡の大略を述べたに過ぎないが、先住民が嘗て校庭の至る処にかなり長年月に亘つて居住してゐたことが判る今校庭に立つて彼等の原始的生活を想ふ時吾等人類の祖先の相似た原始的生活が思ひ浮んで来る。翻へつて我々現在の生活を見、過去からの人類社会の変遷過程を想ふ時我々は未来を暗示する色々有益な教へを汲とる事が出来る。

三一—一三二

医学部附属医院登別分院設置に伴ふ経費

一九三三年六月二十九日

「評議会議事録」(〇〇〇一—五二)

昭和七年六月二十九日(水)午後三時半ヨリ総長室ニ於テ開催午後六時十分終了

〔中略〕

六、医学部附属医院登別分院設置ニ伴フ経費

曩ニ登別温泉軌道会社ヨリ温泉治療研究ニ資スル目的ヲ以テ寄附セラレタル建物三五〇坪ハ之ヲ病室ニ充當シ(ベット三〇ノ予定)別ニ治療室、浴室及研究室二万九千円、暖房給水電灯装置ニ三万円、医療器具機械ノ設備ニ二万円ヲ支出シテ分院ヲ成立セシムルコトトシ經常費一ヶ年二万五千円ハ全部分院ノ収入支弁トシタキ希望ナリ

〔後略〕

三一—一三三

御真影奉安所に関する件

一九三三年八月二十日

「評議会議事録」(〇〇〇一—五四)

昭和七年八月二十日(土)午前十時ヨリ総長室ニ於テ開催 午前十一時三十分終了

〔中略〕

三、御真影奉安所ニ関スル件

御真影奉安所ハ前奉安所ニ一大改造ヲ加ヘ单独建物トシテ今般漸ク出来セルニヨリ御承知ヲ願ヒタシ

〔後略〕

三一三四

留日学生別科出身者收容方便宜取計に関する件

一九三二年八月二十二日

「工学部教授会議事録」(〇〇〇八—〇七)

第貳百參拾貳回教授会

一、昭和七年八月二十二日午前十時開会全十一時閉会

〔中略〕

一、八月五日森第一高等学校長並ニ服部文部書記官来学セラレ本部ニ於テ対支文化事業ニ関シ協議ヲ為シタルカ其ノ報告ニ依レハ今日中華民國ノ要路者ニ米國大學出身者多ク我國大學出身者比較的少数ナルノ状態ナルカ右ハ從來米國ニ於テハ支那留學生ノ入学ヲ政治的ニ取扱ヒ收容シツ、アルニ反シ我國ニ於テハ其ノ取扱嚴密ニ失シ自然入学ヲ困難ナラシムル結果ニシテ返テ國策遂行上不利ヲ招キツ、アルニ鑑ミ本年ヨリ第一高等學校内ニ留日學生ノ別科ヲ設ケ從來ニ比シ大學卒業迄ノ年數ヲ一ケ年短縮スルノ計畫ヲ

立テ本年六月第一回ノ入学アリ今後其ノ出身者ニシテ本學ニ入学ノ希望アリタル場合ハ可成之ヲ收容方便宜取計アリ度キ旨懇談アリ協議ノ上具體的事実發生ノ場合ハ全趣旨ニ副フ様考慮スルコトニ決定

〔後略〕

本校未曾有の赤化事件

一九三二年十一月一日

『北海道帝国大学新聞』

本学未曾有の赤化事件 愈よ処分学生決る

放校六名、停学三十五名

春の文武会映画会の当夜暗闇に乗じて、巧妙にバラまかれたビラ事件に端を発し、道庁特高課の活動となつて、六月初旬より一ヶ月に涉つて六十余名の総検挙を見るに至つた本学創始以来未曾有の赤化事件は先に六名の起訴処分と五十余名の起訴猶予を見るに至つて一段落をみるに至つたが、学則に依る処分は既報の如く連日の教授会に依つてほゞその外郭をなすに至つたが、尚それが決定に就いては学園最高幹部よりなる評議会及び各学部長学生主事よりなる委員会に附議して協議の結果愈二十六日次の如く決定を見二十七日朝学内の各揭示場に発表された

農学部 放学二名、停学一ヶ年四名、停学六ヶ月四名、

停学三ヶ月四名、譴責一名

医学部 放学一名、停学一年一名、停学六月二名、停

学三月二名、譴責一名

工学部 放学一名、停学一年一名、停学六月一名、譴

責四名、

予科 除名二名、停学一年三名、停学六月六名、停

学三月七名、譴責一名

右発表は姓名と共に学内に発表され、一方処分学生は廿七日朝各部長各主事より夫々処分書を手交され、五ヶ月に涉つて学内に異常なセンチションを捲き起した学内赤化事件を閉幕するに至つたなほ学校当局では学内から左翼分子の一掃を期する意味で、今度の事件以前既に思想的注意人物と目されてゐた学生五名（農学部二名、工学部一名、予科二名）を極秘裡に諭旨退学に処した、なほ放学停学以外の譴責処分を受けた学生に対しては、当分の間教練の講義を受ける事を許さざる旨配属將校三橋大佐より言渡された

三一—三六

学生の指導方法に就て

思想問題に関する特別講義の件

一九三三年十二月二十四日

「評議会議事録」(〇〇〇一—五九)

昭和七年十二月二十四日午前十時ヨリ総長室ニ於テ開催
正午閉会

〔中略〕

議題

一、学生ノ指導方法ニ就テ

総長ヨリ、学生ノ指導ニ就テハ従来ノ方法ニ改正ヲ
加ヘセミナル式トシ実習実験ニ比較的多クノ時間ヲ
割キテ自修力ヲ涵養シ且教官トノ長時接触ニヨル直
接感化ノ可否ニ就キ諮問セラレタルガ一致ノ賛同ア
リ依テ四学部長及本部ニテ其ノ指導原案ヲ作成シ之
ヲ学部教授会ニ図リ更ニ評議会ノ議ニ附スルコトト
ナル

追テ原案ハ根本方針ヲ規定スルモノニシテ其ノ運用
ハ各学部ノ事情ニヨリ多少ノ変更ヲ妨ゲザルモノト
セラレ

二、思想問題ニ関スル特別講義ノ件

予科生徒ニ対シ思想問題ノ特別講義ヲ開講シ危険思
想ニ就テノ正シキ認識ヲ得シメ事前防止ニ努力スル
可否ノ諮問ニ対シテモ同様賛成ニシテ来学年適當ナ
ル時期ニ於テ国民精神文化研究所ヨリ斯道教官ノ派
遣ヲ乞ヒテ開講シ広く学部学生ヲモ聴講セシムルコ
トトナル

〔後略〕

三一 一三七

農実の昇格移転運動学生間に起る

一九三三年二月一日

『北海道帝国大学新聞』

農実の昇格移転運動学生間に起る

或は近く具体化か

昨秋創立二十五周年を迎へた農学実科では、同科を高等農林に昇格し道内適當の地に移転せしめんとする議が学生間に持ち上り、昨年暮以来卒業生に猛運動を開始し、近く具体化するのではないかと見られてゐる、農学実科は、本学農学部に附属するもので、昨年迄は控へ室すらもないといふ状態で講義には、農学部 of 空いた講義室を用ふるといふ状態に置かれてゐるもので、而も現在では本道農業發展上道内に実務的な高等農林の設立を必要とする情勢にあり、之らが、農学実科昇格運動を起さしめた原因とみられてゐる、なほ移転候補地としては、将来本道農業の中心地とみられ、又今春から市制を布かれる

帯広町が挙げられてゐる、農実昇格問題に就て同科主任の半澤教授は語る、

私には学生から未だ何とも言つて来ておりませんから一向存じません、私達の方としては実科を専門部にしたいと云ふ案はありますが、移転と云ふ事に就いては全然考へて居りません、勿論帯広に移転して高農になるのは誠に結構だと思ひますが、此の不況時には誰か献身的にやつてくれる方でも居らなかつたら一寸無理ではないかと思ひますが……現在では可成り学生に不便なこともあります、向ふに移つたところで現在のやうな設備にするには、非常に長い年月も要ると思ひますから、学生の研究の方から云つても移転後は可成不便な事を覚悟しなければなりませんまい

学生生徒の思想善導を加味せる授業案に関する件

一九三三年二月十五日

「評議会議事録」(〇〇〇一—六二)

昭和八年二月十五日(水) 午後三時半ヨリ総長室ニ於テ
開催午後五時十五分終了

「中略」

議題

一 学生生徒ノ思想善導ヲ加味セル授業案ニ関スル件

予テ研究中ナリシ学生生徒ノ思想善導ニ関シ授業上
留意スベキ諸点ヲ別紙ノ通り考案シ学部教授会ノ参
考ニ資シ度希望ヲ以テ諮問セラレタルガ第一問ニ就
テハ根本事務官ヨリ説明ヲ加ヘ各員ノ質問ニ答ヘテ
本部ノ意向ヲ示スコト左ノ如シ

1、セミナリー及自習(参考書ニ依ル)ヲ一層奨励
助長スルノ件ニ就テハ

(イ)セミナリー及自習ヲ課スルノ要ハ自習力ノ涵

養、興味ノ惹起及接近ニ依ル人格陶冶

ノ三点ニ在リト思考シ立案セリ

(ロ)費用ニ就テ

農学部経済学教室ノ如キ演習ハ多ク夜間ニシ
テ殊ニ冬期ハステームヲ要シ又理学部ニ於ケ
ル或科ノ実験ハ設備ト消耗品トヲ要スル所ナ
ルガ之ガ費用ハ目下特別支出ノ方法ナキヲ以
テ現在ノ配付予算内ニ於テ融通使用スルノ外
其途ナシ

2、試験及採点法ニ就テハ

(イ)試験ハ従来科目修了後或ハ学期末ニ於テ為シ
居レルガ更ニソノ履修ノ中途ニ於テ隨時之ヲ
課シ確實ニ自己ノ所有トナサシメタキ希望ナ
リ

(ロ)採点法ハ学部ニヨリ優、良、可、不可(農)、
或ハ優、良、不良(理)等ニ区分シアルモ単
ニ優、良ノ如ク改メ就職上ノ考慮ヲ加フルコ
トハ一面思想ノ悪化ヲ防止スル一策ナリトモ

思考シ学部教授会ノ意見ヲ徴スルモノナリ

3、定期ニ思想ニ関スル授業（課外講義）ヲ課スル

ノ件ニ就テハ

(イ) 思想ニ関スル定期授業ハ教授会ノ意見ヲ参酌

シ決定スベキモ目下ノ考ハ学ノ内外ヲ問ハズ

広ク適任者ヲ物色シタキ希望ナリ

(ロ) 学生生徒ノ出欠ハ学部ニヨリ或ハ同一学部ニ

テモ其ノ取扱区々ナルヲ以テ此ノ場合モ出欠

ヲ採ラズ自発的ニ全員ノ出席ヲ促サシムルコ

トトシタシ

以上ノ外御気附ノ点ヲ4ノ「其他」トシ御考慮ヲ願

ヒタシ

二、学生生徒ノ思想善導ニ関シ一層留意スベキ事項ハ学

生主事會議ニ於テ協議決定セルモノニシテ第一今回

様学部教授会ノ参考案トシテ提出セリ

尾崎学生課長ヨリ夫々説明ヲ加ヘタルガ一般ニ実施

上相当経費ヲ伴フモノ多シ

〔別紙〕

一、学生々徒ノ思想善導ヲ加味シ授業上更ニ一層考慮ス

ベキ点ナキヤ

左記諸項ニ付キ御意見伺度

1 セミナリー及自習（参考書ニ依ル）ヲ一層奨励助長

スルノ件

2 試験及採点法

3 定期ニ思想ニ関スル授業（課外講義）ヲ課スルノ件

4 其他

二、学生々徒ノ思想善導ニ関シ一層留意スベキ点アラバ

御意見承り度

尚左記各項ハ学生課ニ於テ実施致スコトニ決定致

シ居候モ尚御意見アラバ併セテ承り度

御参考マデニ申添フ

一、指導

1 学生々徒ヲシテ一層教官ノ人格ニ接セシムルコト

〔後略〕

2 思想善導講演ノ開催（予科専門部特別講義モ之ニ含ム）

3 思想善導上適切ナル印刷物ノ配布

4 図書館及部局ノ図書室ニ思想善導上適切ナル図書ヲ備付ケ閲覧ニ便スルコト

5 教官ト学生々徒ノ諸会合ヲ助長スルノ件

6 健実ナル娛樂及趣味ヲ与フル施設ヲナスコト

7 一層家庭トノ連絡ヲ計ルコト

8 学生々徒現住所ノ調査整理

二、監督

1 学生々徒ノ刊行スル新聞雜誌其他印刷物ノ指導檢閱（目下之ニ関スル取締規程起草中）

2 運動部弁論部等遠征ノ監督（經費）

3 休暇中ニ於ケル学生労働ノ監督

三、福利施設

1 学生集会所ノ新営又ハ増設

2 本科生ヲ收容シ以テ人格陶冶ニ資スベキ寄宿舎ノ設置

3 小寄宿制ノ奨励助長

4 食堂売店ノ新営（洗濯及裁縫場ヲ含ム）

5 貧困学生ノ救済（学資、内職及休暇労働等ノ斡旋）

6 卒業スヘキ学生ノ就職ニ関スル調査及其レニ要スル智職ノ附与

7 学生々徒宿舍ノ指導斡旋並ニ公認下宿ノ設置

四、体育衛生

1 体育館ノ新営及其他運動諸設備ノ充実

2 体育指導員ノ設置

3 体育設備費ノ増額

4 学生々徒健康相談所ノ新営及其レニ伴フ諸設備ノ増設

5 右附属ノ療養所新営

6 定期身体検査及レントゲン早期診断ノ実果ヲアグルコト

7 学生々徒ノ衛生思想普及ヲ計リ学内衛生法ノ励行ヲ期スルコト

三一—三九

学校教練に関する件

一九三三年二月十七日

「理学部教授會議事録」(〇〇〇二—二三)

昭和八年二月十七日(金) 教授會議事項

〔中略〕

一、学校教練ニ関スル件

学部長ヨリ十六日ノ委員会ノ経過ヲ報告ノ後協議ノ結

果左ノ通配属將校ニ回答スルコトニ申合

一、一週間一時間(午前ニテモ差支ナシ)ヲ学校教練時

間ニ充テルコトハ差支ナク

尚右時間ニテ不足ノ場合ハ土曜日ノ午後ヲ以テ適宜之

ニ充テル場合アルコトモ差支ナキコト

〔後略〕

三一—四〇

入学受験資格認定の件

一九三三年三月十七日

「理学部教授會議事録」(〇〇〇二—三七)

昭和八年三月十七日(金) 教授會議事項

〔中略〕

九、入学受験資格認定ノ件

今回東京女子大学長ヨリ其校数学専攻部卒業生ヲ本学

部規程第九条第一号該当入学受験資格者トシテ認定方

申請ニ対シテハ右ハ入学試験委員ニ調査ヲ御願ヒスル

コトニ申合

但入学試験委員会審議ノ結果ハ事後報告トスルコト

学校教練に関する件

一九三三年四月十九日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇二一四〇)

昭和八年四月十九日(水) 教授会記録

〔中略〕

二、学校教練ニ関スル件

本年度本学部ニ於ケル学校教練ハ別表ノ通實施致度旨
配属將校ヨリ申来リニ付係員ヨリ説明ノ後之ヲ承認ス
ルコトニ申合

〔別紙〕

昭和八年度(自四月至六月) 学部教練日次時間割表

月 四		月 日次 年目	月
年目	日次		
			月
			火
			水
農二年 工二年 (農、經、講堂)	二十日		木
			金
			土
			摘要

北海道帝国大学配属將校

月 五									
年目	日次	年目	日次	年目	日次	年目	日次	年目	日次
農一年 工一年 医一年 (工、大講堂)	二十二日								
				農二年 工二年 (工、大講堂)	九日				
		農三年 工三年 (農、経、講堂)	十七日					農三年 工三年 (工、大講堂)	二十六日
								医三、四年 (医、東講堂)	二十七日
医二年 (野外)	二十六日	理一、二、三年 (理、南、講堂)	十九日					理一、二、三年 (理、南講堂)	二十八日
		補習教育 (中央講堂)	二十日			農工理医 一年 (野外)	六日		
雨天ノト キハ医、 東講堂ニ テ講話	二十六日					六日雨天 ノトキハ 工学部大 講堂ニ於 テ講話			

月 六							
年目	日次	年目	日次	年目	日次	年目	日次
農一年工一年 (農、経、講堂)	二十日	医二年 (医、東講堂)	十三日				
				農二年 工二年 (野外)	七日		
理二、三年 (理、南講堂)	二十三日			理二、三年 (理、南講堂)	九日		
		農工理医 二、三年 (月寒射場)	十七日	医一年 医三、四年 (医、東講堂)	十日	農工理医 二年 (野外)	三日
		講堂ニテ ハ工、大 天ノトキ 十七日雨	講堂ニテ 農、経、 ノトキハ 七日雨天			講堂ニテ 工、大講 話、ニテ	三日雨天 ノトキハ

年 目	日 次	二十 九 日	二十 九 日
一、	農、工、医学部ノ教練時間ハ午後一時三十分ヨリ午後四時三十分迄トス。	農三年 工三年 (野外)	雨天ノト キハ工、 大講堂ニ テ講話
二、	補習教育ハ各学部各学年共一般授業ニ差支ヘサル限り随意出席スルモノトス。		
三、	表中(農、経、講堂)ハ農学部經濟第二講義室(工、大講堂)ハ工学部大講義室(理、南講堂ハ理學部南講堂(医、東講堂)ハ医学部東講堂ヲ示ス。		
四、	野外ニ於ケル教練ノ集合場所其他ニ就テハ其都度揭示ス。		
五、	本予定ヲ變更或ハ中止スル場合アルトキハ其都度揭示ス。		

世界唯一を誇る理学部附属海藻研究所の開所式

一九三三年六月六日

『北海道帝国大学新聞』

世界唯一を誇る理学部附属海藻研究所の開所式

二十七日室蘭で挙行

無尽蔵と称される海藻の宝庫を有する室蘭市より本学に寄贈されてゐた本学理学部附属海藻研究所の開所式は去る二十七日午前十一時から室蘭市役所で挙行され、本学よりは南総長、佐藤前総長、田所理学部長、山田同研究所長、坂村「」小熊、犬飼、内田の各教授、根本事務官、渡辺会計課長其他が出席来賓として道庁より長官、水産課長（共に代理）室蘭市長其他百三十名で盛大であつた。^{〔大〕}因みに同研究所は我国に否世界中でも唯一のものでその業績は以前から一般からも非常に期待されて居るが、同所が今回華々しく呱呱の声を挙げるに至つたのは一昨年の九月室蘭市長松尾氏が本学に同研究所設置の要

望ある事を陳情したのに端を発し、昨年四月室蘭市船見町にあつた道庁水産試験場の支場が函館市に移転されたので其の建物を其のまゝ利用して本学附属海藻研究所として本年四月上旬看板が塗り替へられ、既に本学より神田理学士が着任執務して居たものである

〔後略〕

三一 一四三

評議員に関する申合

一九三三年九月十四日改正

「一般例規 医学部」(医学部)／二〇一三／〇〇〇二

評議員二関スル申合

昭和七年三月十日改正

昭和八年九月十四日改正

評議員ノ選挙ハ医学部長及附属医院長候補者互選内規ヲ準用ス。

学部長以外ノ評議員二名ノ内、一名ハ医院長ヲ以テ之ニ充テ、他ノ一名ハ之ヲ選挙シ一ケ年ヲ以テ交代セシムルモノトス

但、部長、院長ノ改選年度ニ交代スル場合ハ部長、院長ガ評議員ニ任命セラレテヨリ二ケ月以後ニ於テスルコト尚、部長、院長何レカ重任スル場合ハコノ限りニ非ズ

三一 一四四

総長辞任表明に関する件

一九三三年十月十六日

「評議会議事録」(〇〇〇一—六六)

昭和八年十月十六日午後三時半ヨリ総長室ニ於テ開催午後五時四十分終了

〔中略〕

時任総長代理ヨリ本日ノ会合六名ハ之ヲ過半数ト認ムベキヤニ付提議アリ 協議ノ結果明峰教授海外出張中ナルヲ以テ総員十一名トナリ六名ハ過半数ト認メ得ベシトノ見解ニ基キ本日ノ会議ヲ開催セラル依テ時任教授ヨリ南総長夜来ノ御発熱ニ依リ本日出席不能ナルヲ以テ代理御伝達申上グトテ先ヅ総長ノ病況ヲ報告セラレ次イデ病軀職ニ堪ヘザルヲ理由トシ辞任ノ決意固キヲ発表セラル一同即チ慎重協議ノ結果任期半ニシテ現総長ヲ失フハ洵ニ遺憾トスル所ナルモ病氣ノ性質上ヨリ推シ強ヒテ留任ヲ懇請シ天寿ヲ損フガ如キハ却テ採ラザル所ナルヲ以テ

此際事情止ムヲ得ズト認メ表明ヲ御承認申上グルコトトナル

追テ十一月二十日頃総長候補者選挙ヲ行ヒ十二月上旬御退職ノ予定ニシテ評議会ハ各教授ニ対シ別紙ノ通知發送ヲ可決シ本日中ニ学部長ノ手ヲ経テ配付ヲ了スルコトトナル

以上

三一 一四五

日本学術振興会小委員会委員応諾の件

一九三三年十月二十五日決裁

「秘書雜件綴 昭和八年 北海道帝国大学」

(帝大ノ二〇一九ノ一〇五)

發選
第四二三号

昭和八年拾月廿五日判決

「中略」

銘件
日本学術振興会小委員応諾ノ件

案

拝復 時下秋冷ノ候益御清祥ノ段奉慶賀候

陳者本月十三日付ヲ以テ御照会ニ係ル貴会学術部「アイヌ」ノ医学的研究ニ関スル小委員会ノ委員ヲ本学有馬教授他四教授ニ御依嘱ノ件ハ差支無之候間右御了承相成度此段御回答申上候

敬具

年 月 日

総長

日本学術振興会理事長

発学振総職第三一号

昭和八年十月十三日

日本学術振興会理事長 桜井錠二

北海道帝国大学総長 南鷹次郎殿

拝啓 時下益々御清栄奉賀候陳者今般本会学術部「アイヌ」ノ医学的研究ニ関スル小委員会委員ニ貴学教授有馬英二氏、同山崎春雄氏、同児玉作左衛門氏、同井上善十郎氏、同内村祐之氏ヲ夫々御委嘱致度候処御差支無之候哉折返シ御回報相煩度此段得貴意候 敬具

三一 一四六

新本学総長に高岡教授当選

一九三三年十一月二十八日

『北海道帝国大学新聞』

新本学総長に高岡教授当選

廿五日の全学教授会で決る

次期本学総長を選挙する全学総合教授会は去る廿五日午後一時より中央講堂に於て南総長司会時任農学部部長選挙委員長の下に八十六教授（五教授欠席）出席、総長選挙規約による三次に亘る投票の結果農学部高岡教授六十票の絶対多数を以て当選した、博士は直ちにこれを受諾し、一場の挨拶の後新旧総長は握手を交すなど劇的光景を見せて、午後四時散会した、なほ新総長の正式発令は来月中旬の見込であるから、就任式は明春早々と予定される

高岡（60）吉町（20）今（6） 第三次の結果

投票の経過は次の通りである

▲第一次(三名連記)

高岡(農) 六十三、吉町(工) 五十一、今(医) 四十
二、新島(農) 廿四、時任(農) 十八、松村(農) 十
五、越智(医) 十一、宮部(名誉教授) 十一、山崎(医)
四、代藤^{〔医〕}(前総長) 三

△第二次(単記)

高岡(農) 四十二、吉町(工) 廿四、今(医) 九

△第三次投票(単記)

高岡(農) 六十
吉町(工) 二十
今(医) 六

三一 一四七

医学部七教授によってアイヌの画期的研究

一九三四年一月二十三日
『北海道帝国大学新聞』

医学部七教授によってアイヌの画期的研究

日本学術振興会の研究補助金で五ヶ年で完成の予定
謎の民族、滅びゆく民族として本道の僻地にみじめな姿
を止めてゐるアイヌ——この憐れむべき民族を医学的見
地から研究しようと云ふアイヌ研究が本学医学部のアル
バイトとして行はれることになった、即ち日本学術振興
会に二万円の研究費を仰いで今夏より五ヶ年の継続研究
とし研究課題を七分科に分ち各分科に委員を設け、この
委員長には病理学の今教授が当ることになってゐる、な
ほ大学医学部の課題及び担任教授は次の通りである

アイヌの解剖学的研究 山崎教授 玉児^{〔児玉〕}教授

アイヌの精神病学的研究 内村教授

アイヌの衛生学的研究 井上教授

アイヌの結核病の研究

有馬教授

アイヌのトラホームの研究

越智教授

アイヌの寄生虫の研究

今 教授

三一 一四八

今裕「細胞の銀反応の研究」に対する帝国学士院賞授賞
審査要旨

一九三四年五月十一日

「授賞審査要旨」（帝国学士院）

医学博士今裕君の細胞の銀反応の研究に対する授賞
審査要旨

従来、動物実験上、生体染色法、超生体染色法に由り
て、検出せらるゝ細胞原形質内顆粒を、著者は一九一八
年、アンモニア性銀液を用ひ、剖検材料に就ても亦能く
証明し得たり『鍍銀法に依る細胞内顆粒の検査に就て』
——日本病理学会々誌大正七年、八年）。

爾来、十五年間、著者は之に関する研究を重ね、各階
級の動物体に就き、諸般の臓器組織の細胞に於て、精
緻なる実験と周密なる観察を重ねたり。其成績を録し
たる著者の論文、並に著者指導の下に成りたるものは、
其数約六十に及べり。今回刊行に係る『細胞の銀反応』

は畢竟、其結論と見做す可きものなり。

(一) 著者研究の方法に就きて見るに、従来の組織検査上の銀液反応はアドレナリン検出法を除けば、必ず先づ、一定の固定液にて組織の固定を行ひ、而る後之に銀液を作用せしめ、次で還元剤を働かすことを以て原則とせり。而して、著者は此の固定法に際し、細胞内物質が多く固定液中に溶解せらるべきを予想したるを以て、一方に於て、非固定組織に直接銀液を作用せしめ、之と対照せしめたり。之に由り、銀を還元、若くは之と結合する細胞内物質は、細胞の種類の間と共に其性状を異にし、又既知の各種細胞顆粒は、各々別種の銀還元性物質と結合することを明にし、且之を分類し得たり。

甲、新鮮組織をアンモニア銀液にて処置する場合に於ては、神経節細胞、胃腺壁細胞、脾ランゲルハンス氏島細胞、辜丸セルトリ氏細胞及間細胞、脳下垂体のクロモフィール細胞、副腎髓質及皮質細胞、甲状腺細胞、網状織内皮細胞、組織球、卵巢上皮性細胞、気管支及

腸粘膜上皮、唾液腺排泄管上皮、腎細胞アルトマン顆粒に於て銀顆粒を現はす。

乙、アルコール固定に於ては、多数の組織、銀及応陰性なるに拘らず、副腎皮質、脾のランゲルハンス氏島、甲状腺細胞、エオジン嗜好性白血球等は顕著に陽性を示せり。此際、腎臓にては、アルトマン顆粒は陰性となり、超生体染色顆粒、生体染色顆粒に却て強陽性に発現す。

丙、最^{〔も〕}普通なる固定液、フォルモールを以てしたる場合には、大部分、陰性を呈し、腎肝臓生体染色顆粒が独り陽性に現はる。

(二) 各臓器に於ける機能と銀反応との関係。脳神経節細胞、胃腺細胞、殊に各内分泌腺細胞に於て、顆粒の発現が、其細胞機能^{〔細力〕}の消長と密接関係あること確められたり。細胞機能の検査には、従来、オキシターゼ、ゴルヂー装置に拠るもの等あれども、本法に由るものは、特に内分泌腺の機能に関する形態学的研究上、最も重要視すべき新知見なり。

例之。

甲、脳に於ける神経核に就きて検するに、各神経核は其顆粒発現の狀態に異同あり。麻醉薬の応用によつて顆粒減退を來たし、瘰癧毒によりて顆粒の発現著しく昂進す。

乙、胃腺に於ては、各種の分泌昂進試験に際し、壁細胞の顆粒消失し、静止時には充実す。且、之に由りて、主細胞、壁細胞分布の關係を明かにし得たり。

丙、内分泌腺細胞が何れも皆、銀反応陽性なることは、其興味ある事實なり。

(イ) 副腎髓質のことに就いては、緒方、クチエラ両氏既に之を闡明せるが、今や更に多くの事實、知悉せらるゝに至れり。即ち皮質に於て、顆粒の発現あり、妊娠時、其経過と共に此顆粒発現昂進し、分娩後に之れ減退すること。去勢後、甲状腺剔除後、又は一側副腎剔除後に於て、一定期間、昂進を示すこと。全飢餓及び部分的飢餓に於て、顆粒は著しく減少を來たすこと。皮質常成分なるコレステリン・

エステル飼養に由つて、初期には昂進し、晩期コレステリン沈着と共に銀顆粒減退すること。又ヂフテリー毒素にて之れ亦減退を示すこと、等。

(ロ) 脾臓ランゲルハンス氏島にては、専ら、アルファ細胞に此反応現はるゝものなるが、飢餓及びアチドージズにて著しく昂進すること。

(ハ) 胸腺にては、甲状腺剔除、飢餓、実験的アチドージスの場合に減退し、去勢、妊娠の際には、一定度の昂進を來たす。

(ニ) 脳下垂体にては、妊娠時に於て、昂進し、副腎髓質破壊に依りて減退すること。去勢に際してエオジン嗜好細胞反応増大すること。又甲状腺剔除に際して、漸次減少の傾向を示すこと。ヂフテリー毒素にて、初期に昂進を示し、後に減退すること。

(ホ) 甲状腺に於ては、一側剔除、睾丸剔除、妊娠時に際して昂進すること。又上頸神経節の刺激によりて、反応の強盛を來たすこと。

即ち、従来、単に臓器、細胞の容積大小に由つて判断

を下し来りし機能の消長を、今や、組織学的或は組織化学的に立証し得たるものなり。而かも是等の検査に際しては、人類哺乳類以下、爬虫類、両棲類の各階級に亘れる多数動物を用ひ、且、其種々の發育期に於て之れが研究を重ねたり。之に抛り、反応強弱は細胞分化の程度と関係あることを知り、之に就て起述せり。

(三) 著者は又本反応を人体病理解剖学検査に応用し、病理の闡明に資せしところ尠からず。

其中、特記に値するもの左の如し。

甲、胃癌の組織発生学関係を明かにしたること。胃癌の三十五例を検し、内、三例は明白に胃腺主細胞より発生したる癌腫なることを確かめ得たり。

乙、肝臓癌の細胞に於て、健態肝細胞に現はるゝ銀顆粒と同様なる顆粒現はれ、而かも、癌細胞の分化程度に応じて、之に消長あることを明にしたり。

丙、辜丸大円形細胞肉腫は、此反応の適用によりて、間細胞由来のこと明瞭となり、多年の疑問を氷解せしめたり。

丁、甲状腺肥大に際しては、之を構成する腺細胞が、各個、其機能の昂進を來たせることを確かめ得たり。戊、所謂、モノチーテン性白血病は、本法に由つて観るも、淋球形性に非ざる事を確めたり。

三一四九

学士院新会員に高岡総長当選す

一九三四年五月二十一日

『北海道帝国大学新聞』

学士院新会員に高岡総長当選す

燦！学究最高の栄誉

本学高岡総長は去る十二日上野の帝国学士院に於いて開催された同院定例総会における故新渡戸博士の逝去に伴ふ補欠選挙の結果第一部会員に当選した、本学関係に於いて同院会員に当選したのは故新渡戸博士宮部名誉教授のあるのみで今回の高岡総長の輝やかしき当選は恩師故新渡戸博士の愛弟子としてその後を継いで新会員となったものであり、既報医学部の今教授の学士院賞授賞と相並んで本邦学者最高の栄誉を授与されたことは学界に於ける本学の価値を一段と向上せしめた訳で唯に同博士のみの栄誉でなく本学として慶賀すべき誇りである

総長は農博、法博の両学位を有し本邦に於ける農政学

及び殖民学の第一人者であり殊に「人口問題」に關しての学殖は夙に斯界の最高權威として知られ、現在本学総長として縦横に手腕を振ひつつ全学内の敬慕を一身に集めて居る、因みに同院は国家に功勞のあつた学者を以て組織された名誉の団体で各部門に分れ、その各部の定員に欠員の生ずる毎に本邦各学界の最高權威の中より嚴選を極めた選挙を行ひ勅裁を経て新会員を決定するものである

多忙な総長を総長室に訪れば快く次の如く語る

学士院会員には当選したさうだが勅裁を経ねばならぬ事だし、自分の処には未だ通知が来て居らぬ、学士院の事については自分は余りよく知らぬが会員になつて居られる宮部博士がよく御存知だらう

〔後略〕

三一 一五〇

帝国大学総長会議に関する件

軍事教練に関する件

一九三四年五月三十日

「評議会議事録」(〇〇〇一—七四)

昭和九年五月三十日(水)午後三時半ヨリ本部会議室ニ於テ開催午後四時三十分終了

〔中略〕

二、帝国大学総長会議ニ関スル件

五月二十二、二十三日ノ両日帝国大学総長会議ヲ首相官邸ニ於テ開催セラレタルガ大阪ヲ除キ五帝国大学総長出席シ第一日ハ正午ヨリ午後四時半マデ第二日ハ午前九時ヨリ午後五時迄会議ヲ続行セリ

右ノ主ナル目的ハ文相ガ大学ノ実状ヲ聴取セントスル為ニシテ兼テ教育問題思想問題等ニ関シ文部当局ト各大学トノ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲタリ

尚第二日正午ニハ特ニ宮中ニ於テ御陪食ヲ仰付ラレ

且本学ニ対スル御下問ニ奉答スルノ光荣ニ浴スルヲ得タリ

三、軍事教練ニ関スル件

総長会議ノ懇談会席上ニ於テ文部当局ヨリ這般陸軍省ヨリ大学ニ於テモ軍事教練(從來ハ戦史等ニ限ラレ居タルモ之ニ野外教練ヲ加フルノ意)施行方交渉アリトシ各大学ノ意見ヲ徴セラレタルガ不日意見ヲ携行報告スルコトトセラル

本件ハ単ニ教練実施ニ対スル意見ヲ徴セラル、モノニシテ経費、兵器、配当時間、資格ノ特典等ニ関シテハ未タ何等具体的提示ナシコハ素ヨリ各学部ニ於テモ意見ノ存スル所ナルベキヲ以テ教授会ニテ御相談ノ上御回答ヲ願ヒタシ
追テ各大学ノ教練時間數ヲ調査シ参考トシテ各学部ニ通知スルコトナル

以上

三一—一五一

北大に於ける低温研究実験について

一九三四年六月一日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇二—一五八)

昭和九年六月一日(金) 教授会記録

〔中略〕

一、評議会報告

〔中略〕

(二) 先般上京ノ節陸軍科学研所長ヲ訪問シタル結果内
密ナルモ北大ニ於ケル低温研究実験ヲスルナラバ
一ヶ年最高二万円位出セルト思フト云フ件ニ付総
長並各学部長モ賛成サレタコト及設備小設備ニテ
足ルコト及前記經常費補充ハ永久性ノモノナルコ
トヲ報告

〔後略〕

三一—一五二

学部の軍事教練に関する件

一九三四年六月十八日

「評議会議事録」(〇〇〇一—一七五)

昭和九年六月十八日(月) 午後三時半ヨリ本部会議室ニ
於テ開催午後四時十五分終了

〔中略〕

二、学部ノ軍事教練ニ関スル件

前回学部ノ野外教練ノ採否ニツキ御考慮ヲ煩シ居リ
タルガ本学ニ於テハ昨年ヨリ実施シ居リ今年モ前年
ノ例ニ倣ヒ第一次ハ七月一日ヨリ四日マデ島松ニ於
テ、第二次ハ九月六日ヨリ九日マデ旭川近文練兵場
附近ニ於テ行フベク計画セラレツヽアリ(昨年ハ一回ナ
リシモ本年ハ二
回トシ一次ニ於テ不可能ナル者ハ二次ニ於テ可能ヲシムル
様計画セラレ目下一次希望者一〇八名二次希望者一〇二名アリ)而シテ演習
ニ際シテハ分隊、中隊、各個ノ各教練並ニ各兵種ト
ノ連合演習等ヲ行フ由ナルガ今又各大学ノ教練時間
数取調ノ結果ニヨリ他大学ニ於テモ既ニ術科教練ヲ

課シ居ルコト判明セリ

即チ本学ノ配当時間ハ一ヶ年四十時間ニシテ一年ハ
講堂教練二八時間、執銃教練九時間、射撃三時間、
外ニ野營一回、旅行二回（随意）、二、三、四年ハ講
堂教練二八時間、射撃六時間、野外演習六時間、野
營一回

東大ハ一ヶ年四〇時間、希望者ニハ休暇又ハ適當ノ
時期ニ於テ戰跡見学旅行、野營軍艦便乗陸海軍官衙
学校軍隊見学実習ヲ行ヒ

京大ハ学科二二時間、術科二二時間

東北大ハ学科四八時間、術科ハ野營七日間滿鮮戰跡
見学旅行ハ隔年実施

九大ハ学科五〇時間 術科ハ希望者ニ野營見学実施
阪大ハ学科四六時間乃至六四時間 術科ハ現地講
話、見学、衛生隊演習見学

京城大 学科毎週一時間乃至二時間 術科ナシ

台北大 学科毎週四時間 補講トシテ五、六日ノ兵
營宿泊ヲ行ヒツ、アリ

以上ノ如ク術科ヲ課セザルハ八帝国大学中京城大一
校ノミニシテ過般総長懇談会席上ノ談合トハ相違ア
リ而シテ今回ノ野外演習計画ハ未タ決裁ヲ得ザルニ
先チ既ニ揭示シ其ノ申込ヲ收受セルモノ、如シ依テ
其ノ取扱ニツキ協議セルガ手續上ノ遺憾アルモ万端
ノ準備ヲ整ヘタル今日之ヲ取消スガ如キハ配属將校
ノ威信ニモ關スベキヲ以テ本年ハ此儘之ヲ許可スル
コトトシ尚引続キ本件ニツキ御考究ヲ願フト共ニ文
部当局ノ意向ヲ確カムルコトトナル

以上

三一—一五三

北海道帝国大学医学部教授会内規

一九三四年九月十四日改正

二 般例規 医学部〔医学部／二〇一三／〇〇〇二〕

北海道帝国大学医学部教授会内規

大正十一年二月二日制定

昭和九年九月十四日改正

第一条 本会ハ帝国大学令第八条ニヨリ之ヲ設置ス。

第二条 本会ハ帝国大学令第九条ニ揭示セラル、事項ノ

外北海道帝国大学医学部ニ於ケル教授上及ビ施設上ノ事項並ニ教授、助教授及ビ講師ノ進退ニ關スル事項ヲ議ス。

第三条 医学部長ハ帝国大学令第八条ニヨリ医学部教授

会ニ於テ其議長トナル、医学部長差支アル時ハ列席者中ノ先任者之ヲ代理ス。

第四条 定会ハ毎月二回トシ、第二及第四木曜日之ヲ開ク但シ臨時緊急ノ必要アル時ハ臨時会ヲ開ク。

第五条 教授会ハ教授三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ

議決ヲ為スコトヲ得ズ。

議決ハ出席教授ノ過半数ヲ以テス、可否同数ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル。

但、在外教授ハ之ヲ第一項ノ定数ニ算入セズ。

尚、学部長、医院長、評議員及教授候補者ノ選定、并ニ学位審査ニ關スル内規ハ別ニ之ヲ定ム。

第六条 教授会ニ於テ投票ニヨリ採決スル場合ハ総テ無

記名投票トス。

第七条 議決ハ絶体^{〔対カ〕}ニ之ヲ尊重シ、濫リニ変更スルコト

ヲ得ズ。

第八条 議決ハ任意ニ之ヲ発表スルコトヲ得ズ。

第九条 決議事項ハ之ヲ議事録ニ止ム。

第十条 議事録ハ教授以外ノ者ニ閲覧セシムルコトヲ得

ズ。】

但、学部長ニ於テ必要ト認ムル時ハ此限りニアラズ。

第十一条 會議ハ之ヲ公開セズ。

第十二条 北海道帝国大学事務官ハ本会ニ列席セシムル

コトヲ得「。」

但、決議ニ与ラザルモノトス。

第十三条 本会ニ書記一名ヲ置キ、医学部書記中ヨリ学

部長之ヲ命ジ、記録其他一切ノ事務ヲ処理セシム。

第十四条 内規ノ制定及変更ニハ教授会ノ議決ヲ要ス。

第十五条 総テ内規運用上疑義アル時ハ其都度出席教授過半数ノ意見ニヨリ決スルモノトス。

三一 一五四

低温研究所設置に関する予算

一九三四年十月十二日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇二一六二)

昭和九年十月十二日教授会記録

〔中略〕

一、低温研究所設置ニ関スル予算文部省ヲ通過シタル由
尚右ニ関連シ過日田所理学部長陸軍科学研究所ノ

囑託トナリタルコト

〔後略〕

三一—一五五

デスモスチルスの全貌を得る

一九三四年十月十五日

『北海道帝国大学新聞』

二百万年前の河馬デスモスの全貌を得る

樺太で長尾教授の大収獲

本理学部の地史学及古生物学講座担当長尾巧教授は八月末より去月中頃にかけて樺太国境地方に出張したが、同教授は昨秋に次いで古代大動物の一であるデスモスチルス (Desmostylus) の化石の発掘に当り昨秋は右前肢及胸部を得今年は腹腰部より後肢にかけての化石を得て帰学した、地点は国境より南へ七里幌内川の支流気屯川の又支流である所の初雪沢であつて、同地方の人より頭部発見の報を得て昨秋先づその残部の搜索に向つたものである、この頭部は今迄に北米に一、日本の美濃に一発見せられこの長尾教授の入手したのは第三番目に当るものである其他嘗て北樺太で肩胛骨の一破片が発見せられた

ことがあるのみで、今回の如く殆ど全身（尾骨及左前肢を除いた）を得たのは世界で初めてである、同教授を訪ふて発掘したデスモスに付いて聞けば次の如く語る

これは計算する人に依つて違ひますが約二百万年位前のものでせう、これの発掘せられた地質は第三紀層の中新期に属するもので、これと一緒に貝類及海草様の植物及陸上植物の化石となつたのが発掘せられて居りますから海岸辺に生棲して居たものでせう、元来樺太は海が隆起して出来たのですから現在の地点が相当の山の中でもこれらが発掘せられるのは不思議ではないのです、これは海牛類に属するものだらうと言はれてゐるのですが、海牛類は後肢が退化してたゞ痕跡を残すのみなのですがこれで見ると立派に後肢もあり充分活動してゐたものでせう、猶この形から想像するに齒から見て草食動物であつたことが判り牙が四本二個宛両側にあつてこれで海辺を掘り海草を喰べてゐたものゝ様です、又骨格から見て今の馬よりもつと顔が長く約一米あり肢の短い胴の長い約三米位の丁度河馬

様のものだらうといふ事が考へられます、生活も亦今の河馬様に海陸両方に生棲した哺乳動物と言へます、この種類の古代動物は北太平洋地方に限られて居る様で北米の西海岸、樺太及日本内地にのみ発見せられてゐるに過ぎません、今は只掘り出して来た丈でそれから周囲の石をとつて骨格丈にするのですがすつかり整理してこれに筋肉などをつけた形を作る迄には二年かゝるか三年かゝるか一寸見当がつきませんね云々

三一 一五六

日本學術振興會第八小委員會名簿

一九三五年一月一日

『日本學術振興會名簿 昭和十年一月現在』

第八小委員會委員(アイヌ人ノ医学的民族生物学的研究)

一名

委員長 東京帝国大学教授 医博 永井潜

北海道帝国大学教授 医博 有馬英二

同 医博 井上善十郎

同 医博 内村祐之

同 医博 越智貞見

同 医博 児玉作左衛門

金沢医科大学教授 古屋芳雄

北海道帝国大学教授 医博 今祐（寛）

同 助教授 医博 高橋信吉

東京帝国大学名誉教授 医博 林春雄

北海道帝国大学教授 山崎春雄

水産専門部送別の辞（高岡熊雄総長）

一九三五年二月十九日

『北海道帝国大学新聞』

送別の辞

総長 高岡熊雄

由來我國は四面海に圍繞せられ魚貝藻類の豊富なることは世界有数の國に數へられ他に其の多くの比を見ざるどころにして、此の天与の富源に恵ぐまれたる我國の水産業は前途有望なるは言を俟たざるところなり。

輓近水産學研究の發達に伴ひ魚族の栄養眞価を認められ、國民必須の食料品として其の需要日に々々増加しつつあり。從て之が増収及利用は愈重要視せらるゝに至れり。然れば水産國としての我國は益その水産製造業の進歩改善を計り、現時深刻化せる食糧問題の解決に資せんことは刻下の最大急務と謂はざるべからず。然るに本邦水産業はその進歩甚だ遅々たるものにして、他の各種

生産業に比し大いに遜色あるは洵に遺憾に堪へざるなり。是一に遠洋漁業の経験尚浅く業者の素質向上せず、且魚族の棲息繁殖状態海洋氣象等の觀測調査、並に漁撈養殖製造の學理の応用未だ十分ならざるに起因するものありと謂はざるべからず。

惟ふに水産業の發展を期せんには、有為の人材養成と相俟つて科學的研究の必要を一大要素とす。本學は夙に之が重要性に着眼し、明治四十年其前身たる元札幌農學校に水産學科を新設し、學理に實地に著々その成績を挙げ來れり。茲に歳を閱みすること二十有八年の星霜を得て、益その實力と声価とを顕揚し以て今日の隆盛を見るに至れるは、實に此の間の指導教官の宜しきを得たるに外ならず。爾來多くの人材を養成し優秀なる技術当を分布し、學界に官界に或ひは實業界に斯界の枢衡に活躍して、水産學科設立の主旨を貫徹する上に於て大に効果あらしめたるは、獨り本學の名声を博したるに止まらず、實に邦家のため欣幸に堪へざるところなり。

然るに時勢の機運は更に進みて獨立せる高等水産學校の

必要を痛感し、一般社会の輿論となり地方官民一致協力この実現に努力しつゝありしところ、当局も之が設置要望の重要なるを認め幾多の紆余曲折を経て、遂に本道函館市にその設立を見るに至れるは洵に同慶に堪へざる次第なり。而も世界三大漁場の一と称せらるゝ我が北海道に本邦最初の水産学校が設置せらるゝは、蓋し是地の利を得たる当然の帰結と謂ふべし。

愈来る四月一日より新設学校の授業開始と共に、本学附属水産専門部の生徒は函館高等水産学校生徒として編入せらるゝならん。然らば本学とは切らんとしめて切ることの出来ざる血縁に在り、恰も分家して一家を成せるが如し。従つて新設の学校は過去三十年間エルムの学園に育まれたる、北大特有の質実剛健の氣風をそのまゝ水産精神として之を發揮し、宜しく学理の示すところに依り、又能く実験の導く所に従ひて、益奮励努力し以て本邦最初的高等水産学校の名を天下に成さしめ、前途洋々たる我国の水産界の進捗發展に貢献寄与せられんことの益多きを信じ、且之を切望して已まざるなり。

終りに臨み、余は本学水産専門部に於て職務に従事せられつゝある各位、及び嘗てその職に在りたる諸氏に対し、深甚の感謝と敬意を表するものなり。

三一五八

函館高等水産学校規程

一九三五年四月一日公布

文部省令第十三号 『官報』

函館高等水産学校規程

第一条 本校ノ修業年限ハ三年トス

第二条 本校ノ学科ハ漁撈学科、製造学科及養殖学科ト
ス

第三条 各学科ノ学科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ必要
アル場合ニ於テハ各学科ノ每週授業時数ヲ増減シ又ハ
休業中実験及実習ヲ課シ若ハ特別講義ヲ聴カシムルコ
トアルベシ

漁撈学科

講義ノ部（毎週授業時数）

経済学	海洋学	気象学	水産通論	水産化学	物理学	数学	第二外国語 (独、露、支那語)	第一外国語 (英語)	体操	修身	学 科 目	
											学 期	学 年
	二	一	三	二	三	三	二	二	二	一	学 期 第一	第一学年
	二	一		二	三	三	二	二	二	一	学 期 第二	
	二	一		二	三	三	二	二	二	一	学 期 第三	
二							二	二	二	一	学 期 第一	第二学年
二							二	二	二	一	学 期 第二	
二							二	二	二	一	学 期 第三	
							二	二	二	一	学 期 第一	第三学年
							二	二	二	一	学 期 第二	
							二	二	二	一	学 期 第三	

水產經濟學	法學通論	水產法規	動物學	水產動物學	植物學	水產植物學	浮游生物學	機械學	水產機械學	水產製造學	水產蕃殖學	漁撈學原論	漁具論	漁場及漁況論	漁法論	運用學
			三		二							二				
				三		二				二	二		一			一
				三		二					二		一			一
	二						二	三					一	一	二	三
	二						二	三					一	一	二	三
	二						二	三					一	一	二	三
二		二							三				一	九		
二										三			三			
二													三			

計	特別講義	簿記	水産商品学	測量学	行政法	水産金融論	魚市場論	漁港論	水族保護論	電気工学	救急療法	船舶理論	船舶構造論	航用測器学	航海学
不定時 三〇	不定時														二
不定時 三一	不定時														二
不定時 三一	不定時														二
不定時 三〇	不定時												三	一	三
不定時 三〇	不定時												三	一	三
不定時 三〇	不定時												三	一	三
不定時 二四	不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)		二			
不定時 二六	不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	一	三			
不定時 二四	不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	一	三			

実験及実習ノ部（毎週授業時数）

漁船製図	機械学実験及実習	船舶工学実験及実習	航海学、運用学、航海測器学実験及実習	漁撈実習	物理学実験	海洋学実験	気象学実験	水産化学実験	浮游生物学実験	水産植物学実験	水産動物学実験	学科目	学年
												学期	学年
				二	不定時	不定時	不定時	三		三	三	学期第一	第一学年
				二	不定時	不定時	不定時	三		三	三	学期第二	
				二	不定時	不定時	不定時	三		三	三	学期第三	
			三	五					三			学期第一	第二学年
			三	五					三			学期第二	
			三	五					三			学期第三	
六	不定時	不定時	不定時	六					一			学期第一	第三学年
六	不定時	不定時	不定時	六					一			学期第二	
六	不定時	不定時	不定時	六					一			学期第三	

計	特別実験実習	水産経済調査	遠洋航海練習	漁撈調査及実習	海洋湖沼観測実習	遠洋漁業及漁船運用実習	操艇実習及水泳	水産経済学演習	測量実習
不定時							不定時		
不定時							不定時		
不定時									
不定時				不定時	不定時	不定時			
不定時				不定時	不定時	不定時			
不定時				不定時	不定時	不定時			
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時

製造学科

講義ノ部（毎週授業時数）

生物化学	水産化学	有機化学	無機化学	物理学	数学	第二外国語 （独、露、支那語）	第一外国語（英語）	体操	修身	学 科 目	
										学 期	学 年
			三	三	三	二	二	二	一	学 期 第 一	第一学年
			三	三	三	二	二	二	一	学 期 第 二	
			三	三	三	二	二	二	一	学 期 第 三	
		四				二	二	二	一	学 期 第 一	第二学年
二	二					二	二	二	一	学 期 第 二	
二	二					二	二	二	一	学 期 第 三	
						二	二	二	一	学 期 第 一	第三学年
						二	二	二	一	学 期 第 二	
						二	二	二	一	学 期 第 三	

漁撈学	細菌学	水産機械学	機械学	水産植物学	植物学	水産動物学	動物学	水産法規	法学通論	水産経済学	経済学	海洋学	気象学	水産通論	栄養及食品化学	分析化学
					二		三					二	一	三		一
二				二		三						二	一			一
二				二		三						二	一			一
	二		三						二		二					一
	二		三						二		二					一
	二		三						二		二					一
		三						二		二					三	
		三						二		二					三	
		三						二		二					三	

理論化学	行政法	水産金融論	魚市場論	水産貿易論	水族保護論	水産工用品利用論	食品貯蔵学	電気工学	水産商品学	商業通論	水産工用品製造論	水産食品製造論	缶詰論	冷凍論	水産製造学原論	水産蕃殖学
															二	
															二	二
															二	二
										二	一	二	二	二		
										二	一	二	二	二		
										二	一	二	二			
(二)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	二		二	二				
(二)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	二		二	二				
(二)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	二		二	二				

定 量 分 析 実 験	定 性 分 析 実 験	細 菌 学 実 験	水 産 植 物 学 実 験	水 産 動 物 学 実 験	学 科 目	
					学 期	学 年
	三		三	三	学 期 第 一	第 一 学 年
	三		三	三	学 期 第 二	
	三		三	三	学 期 第 三	
六		三			学 期 第 一	第 二 学 年
六		三			学 期 第 二	
六		三			学 期 第 三	
六					学 期 第 一	第 三 学 年
六					学 期 第 二	
六					学 期 第 三	

実験及実習ノ部（毎週授業時数）

計	特 別 講 義	簿 記
不 定 時	三 〇	不 定 時
不 定 時	三 一	不 定 時
不 定 時	三 一	不 定 時
不 定 時	三 〇	不 定 時
不 定 時	三 〇	不 定 時
不 定 時	二 八	不 定 時
不 定 時 ($\frac{二}{四}$)	二 三	不 定 時 (-)
不 定 時 ($\frac{二}{四}$)	二 三	不 定 時 (-)
不 定 時 ($\frac{二}{四}$)	二 三	不 定 時 (-)

計	特別実験実習	水産経済調査	水産製造調査及実習	工場実習	操艇実習及水泳	水産経済学演習	水産工用品製造実習	水産食品製造実習	機械製図	機械学実験及実習	物理学実験	海洋学実験	気象学実験
不定時九	不定時			不定時	不定時		不定時	不定時			不定時	不定時	不定時
不定時九	不定時			不定時	不定時		不定時	不定時			不定時	不定時	不定時
不定時九	不定時			不定時			不定時	不定時			不定時	不定時	不定時
不定時一二	不定時		不定時	不定時			不定時	三		不定時			
不定時一二	不定時		不定時	不定時			不定時	三		不定時			
不定時一二	不定時		不定時	不定時			不定時	三		不定時			
不定時一五	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三	六	不定時			
不定時一五	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三	六	不定時			
不定時一五	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三	六	不定時			

養殖学科

講義ノ部(毎週授業時数)

水産通論	水産化学	生物化学	有機化学	無機化学	物理学	数学	第二外国語 (独、露、支那語)	第一外国語 (英語)	体操	修身	学 科 目	
											学 期	学 年
三				三	三	三	二	二	二	一	学期第一	第一学年
				三	三	三	二	二	二	一	学期第二	
				三	三	三	二	二	二	一	学期第三	
	二	二	四				二	二	二	一	学期第一	第二学年
							二	二	二	一	学期第二	
							二	二	二	一	学期第三	
							二	二	二	一	学期第一	第三学年
							二	二	二	一	学期第二	
							二	二	二	一	学期第三	

細菌学	遺伝学	浮游生物学	水産植物学	植物学	動物生理学	動物発生学	魚学	水産動物学	動物学	水産法規	法学通論	水産経済学	経済学	湖沼学	海洋学	気象学
				二					三						二	一
				二					三						二	一
				二					三						二	一
二 二	一		三				二 二	二 二			二		二			
二 二	一		三				二 二	二 二			二		二			
二 二	一		三				二 二	二 二			二		二			
		二			二	二				二		二		一		
		二			二	二				二		二		一		
		二			二	二				二		二		一		

特別講義	簿記	行政法	水産金融論	水産商品学	魚市場論	測量学	土木工学	水族保護論	水族病理学	餌料論	水質論	淡水養殖論	鹹水養殖論	水産製造学	漁撈学	水産機械学
不定時													三			
不定時													三	二	二	
不定時													三	二	二	
不定時											二					
不定時										二						
不定時												二				
不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	一				二				二
不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	一	二			二				
不定時	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(一)	(一)	一	二			二				

細菌学実験	浮游生物学実験	水産植物学実験	植物学実験	魚学実験	動物組織学実験	動物生理学実験	動物発生学実験	水産動物学実験	動物学実験	学 科 目	
										学 期	学 年
			三						三	学期第一	第一学年
			三						三	学期第二	
			三						三	学期第三	
三		三		二	三			三		学期第一	第二学年
三		三		二	三			三		学期第二	
三		三		二	三			三		学期第三	
	三					三	三			学期第一	第三学年
	三					三	三			学期第二	
	三					三	三			学期第三	

実験及実習ノ部（毎週授業時数）

計	
不定時	三〇
不定時	三一
不定時	三一
不定時	二七
不定時	二七
不定時	二七
不定時 ^(九)	二三
不定時 ^(九)	二三
不定時 ^(九)	二三

特別実験実習	水産経済調査	水産繁殖調査及実習	人工孵化実習	海洋湖沼観測実習	臨海湖生物実験	操艇実習及水泳	水産経済学演習	測量実習	水産繁殖学実験及実習	物理学実験	湖沼学実験	海洋学実験	気象学実験	定量分析実験	定性分析実験
不定時						不定時			不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		三
不定時						不定時			不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		三
不定時									不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		三
不定時		不定時		不定時	不定時				不定時						
不定時		不定時		不定時	不定時				不定時						
不定時		不定時		不定時	不定時				不定時						
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三					三	
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三					三	
不定時	不定時	不定時	不定時	不定時	不定時		不定時	不定時	三					三	

計	
不定時	九
不定時	九
不定時	九
不定時	一四
不定時	一四
不定時	一四
不定時	一五
不定時	一五
不定時	一五

備考

附則

一、毎週授業時数中括弧()ヲ附シタルモノハ選択科目ノ時数トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

目ノ時数トス

本令施行ノ際第二學年以上ニ在學スル生徒ニ課スベキ學

二、選択科目中漁撈學科及養殖學科ニ在リテハ二科目以上ヲ選択スルモノトス

科課程ハ元北海道帝國大學附屬水產專門部ノ學科課程

製造學科ニ在リテハ三科目以上ヲ選択シ其ノ中

ト本學科課程トヲ斟酌シテ學校長之ヲ定ム

食品貯藏學又ハ水產工用品利用論ノ孰力其ノ一

ヲ選択必修スルモノトス

三、第二外國語ハ獨語、露語、支那語ノ中其ノ一ヲ

選択必修スルモノトス

第四條 本校卒業者又ハ他ノ實業專門學校卒業者若ハ之

ト同等以上ノ學力アリト認メラルル者ニシテ本校所定

ノ學科目ニ關シ更ニ研究セントスル者ハ研究生トシテ

二年以內在學セシムルコトヲ得

第五條 各學科中ノ一學科目若ハ數學科目ヲ選擇學修セ

ントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得

床しき同郷の集ひ―各種学寮を巡る

一九三五年四月十六日

『北海道帝国大学新聞』

床しき同郷の集ひ―各種学寮を巡る

恵迪寮を始め十三寮

本学教授が主となつて異郷に在る後輩を善導し其温かき家庭たらしめる為に寮を設けるもの十三多くは旧藩別になつてゐる

次に各寮に就いて古い順に其特色を拾つて見よう (A は一ヶ月の費用 B 収容数)

恵迪寮 北溟唯一の高校寮として既に自炊制、購買自営を敢行し完璧の自治を誇る恵迪寮には工学部の北方楡に囲まれた静寂の裡に二百有余の予科生が青春の血潮をたぎらしてゐる (A 約十九円 B 二四〇)

青年寄宿舎 植物園の北平屋の落つた寮之が宮部名誉教授を会長に持つ青年寄宿舎で、舎生は禁酒禁煙を旨

としてゐるが宗教は自由 (A 二〇円 B 十三)

尚志社 桑園の中程に在る北海尚志舎之ぞ旺んな信州氣質の溢れてゐる若人の静かな住みである、舎長は先輩の犬飼教授 (A 二〇円 B 九)

庄内寮 大学南門の近くに居を占め、星野教授を理事長に頂く (A 二〇円 B 十五)

YMCA 基督教青年会寄宿舎と云ふ名の通り此処は基督教求道者の集まりで自然禁酒禁煙は不文律のとこと、舎長は新島名誉教授で毎朝礼拝を行つてゐる (A 二〇円 B 十四)

武曠寮 Y M C A に隣つて埼玉武曠寮がある、武蔵野の広い平原に育つた此処の寮生は小人数ながら覇気が溢れてゐる (A 十九円 B 十九)

進修学舎 尚志舎の西に南葵育英会北海道支部第三進修学舎がある、南葵育英会から補助を受けて旧紀州藩出身の子弟を収容 (A 二〇円 B 十六)

秋田寮 田所教授の奔走によつて大正十二年に建てられた秋田北盟寮、秋田弁に偲ぶこの寮は寮母石橋女史の

慈愛の手に育まれたもの（A二〇円 B三〇）

仙台寮 秋田寮の東に並んで仙台学寮がある、寮長半澤教授一家の育みの裡に遠く青葉城を偲んでゐる（A二十二円 B二四）

巖鷲寮 岩手県人の巖鷲寮は佐藤男を顧問に頂き葛西理事長の下に昭和二年創立されたものでその文化的衛生設備はその建物と共に寮生の誇りとする所である（A二十二円 B二〇）

米沢寮 魔の踏切を越えて右手に米沢寮即ち米沢有為会支部興譲館がある、旧藩主上杉鷹山公を慕ふ学生の集ひで須田名誉教授を館長に、毎年天長節には鷹山公の遥拝式を挙げてゐる（A十六、七円 B十^{「十九カ」}C九）

会津寮 秋田寮の裏手にある会津寮は会津藩を憶ふ若人の住居で会長には岡村事務官を頂き、小人数が全く家族的に暮してゐる（A二〇円 B十）

新潟寮 一昨年の冬伊藤教授の尽力に依り設立された新潟寮は鉄北の一隅北十四西二に在る、全体緑色の特に気持のいい寮で収容数四十と云ふ大世帯であるが理事

長の指導の下によく融け合つてゐる（A約二十一円 B四十）

国体明徴に関する件

一九三五年十月二十四日

〔評議会議事録〕（〇〇〇二一〇七）

〔後略〕

ト

（四）適當ノ時期ニ適當ノ人ニ帝国憲法ニ關スル講演会

開催スルヤウニ致度コト

昭和十年十月二十四日（木）評議会記録

〔中略〕

二、国体明徴ニ關スルコト

今回内閣書記官長通牒国体ノ明徴ニ關スル政府声明ノ周知徹底方本省ヨリ移牒アリタルニ付如何ナル方法ニ依リ学内ニ周知徹底セシムベキカニ付キ協議、即チ

（一）学内各教科ニ対シテハ本省ヨリ移牒ノ趣旨ヲ移牒シ之カ周知方依頼スルコト

（二）兼任学生主事ニハ学生課ヨリ右ノ趣ヲ依牒ノコト

（三）学内一般ニ対シテハ曩ニ本省ヨリ配布アリタル金子堅太郎子爵ノ講筵ノ趣旨（曩ニ高等官全部ニ配布）ヲ印刷シ高等官以外ノ職員学生ニ配布スルコ

本学最初の御進講（伊藤誠哉教授）

一九三五年十一月五日

『北海道帝国大学新聞』

農業に対し畏き聖慮―栄誉に輝く伊藤教授

本学最初の御進講 「稲熱病と其防除」 に就て

本邦に於ける農業界は昭和六年来経済界の不況に加へて連年の凶作に全く萎縮しその好対策が要望されて居り、殊に主要農作物たる稲作の改良には広く全国各地の学者に依つて各種の研究が行はれてゐるが、本学農学部農学生物学教室伊藤誠哉教授は本紙前々号（一五一号）所載の如く稲作に対し恐るべき悪影響を与へる稲熱病の研究に努め今やその防除法は全く完成を見るに至り本邦農業に於ける革新的研究としてその功績を讃えられてゐる

その折柄本邦農業について御平常深く聖慮を垂れさせ給ふ聖上陛下には畏くも去る十月二十一日午後二時から宮中御学問所に同伊藤博士を召されて「稲熱病と其

防除」についての御進講を約一時間に亘つて御聴取遊ばされ、牧野内大臣、湯浅宮相、鈴木侍従長、服部御用掛（理博）以下側近の御陪聴を差許された

伊藤博士は御進講申上げた後、同席上に於て茶菓を賜はり御下問にお答へ申上げて午後四時過ぎ学究として無上の光栄に感激して退下した、かく御前講演の栄を賜はつたことは本学から今回が始めてのことであり且又植物病理学に関して御進講申上げたことも従来全国にその例を見ぬ所で、本学当局では独り伊藤教授の光栄のみに非ずとして総長始めいたく恐懼感激してゐる

植物病理学の大功績 宮部名誉教授談

伊藤教授の恩師宮部名誉教授は愛弟子が今回御進講の栄を賜はつたことを心から喜びながら次の如く語る

稲の病害の中で最も被害の甚しいものはいもち病であつて、その絶対に完全な防除法を案出されたのは伊藤教授であり之は植物病理学上の一大功績と云はねばならぬ、この総合防除に関しては曩に農学賞を受け今又

御前御進講の御下命を蒙つて首尾よく其大任を果され
たことは同教授の光栄且この上もない名誉として同慶
にたえぬ次第である云々

この光栄も恩師の賜

大任を果して伊藤教授語る

光栄の御進講を終えて去る二十七日帰学した伊藤教授は
その光栄に感激しながら左の如く語つた

何分にも全く此様な有難い経験を持たなかつたので
唯々過ちのない様に苦心してゐたが、幸に侍従長及び
服部博士の非常に親切な御取計ひによつて大過なく大
任を果すことが出来た

今回御進講申上げたことは別に自分の研究といふ様な
ことではなくて、稲の最も恐ろしいもち病の性質並
に實際に本道に於て官民合同一致で防除してゐる実況
を申上げたのだが

陛下にあらせられては絶えず非常に御熱心に御聴き取り
になり、御下問等も真に国民の上を御軫念遊ばされて

種々御下問あらせられた又産業に御熱心であり博物に対
し御趣味をおもち遊ばされことを拝承して唯々感激の至
りにたえません、自分がこの光栄に浴し得たのも全く自
分の恩師の賜であり、又同僚並に本道官民の相和してこ
とを行つた賜と思つてゐる、今後益不肖ながらも奉公の
念を尽したいと思ふ云々

三一 一六二

医学部長及附属医院長候補者互選内規

一九三五年十一月二十四日改正

二 般例規 医学部（医学部／二〇一三／〇〇〇二）

医学部長及附属医院長候補者互選内規

大正十四年二月十九日制定

昭和二年一月十三日改正

昭和八年九月十四日改正

昭和十年一月卅一日改正

昭和十年十一月廿四日改正

第一条 学部長及医院長候補者ハ教授之ヲ教授中ヨリ選

挙ス。

第二条 選挙ハ改選年度ノ十一月終リニ於テ行ヒ十二月

中ニ発令ス。

第三条 選挙ハ学部長ヨリ一週間以前ニ予告スルモノト

ス。

第四条 選挙ハ教授四分ノ三以上出席スルニ非ザレバ之

ヲ挙行スルコトヲ得ズ。

但、在外教授ハ之ヲ定数ニ算入セズ。

第五条

選挙ハ無記名単記投票トシ、得票出席教授ノ過

半数ニ達シタル者ヲ以テ当选トス。

過半数ノ得票者ナキ時ハ比較多数ノ得票者二名

ニツキ決選投票ヲ行ヒ、多数ヲ得タルモノヲ以

テ当选トス。

若シ同点者多数ナル時ハ同点者ノミニ付単記無

記名投票ヲ行ヒ順位ヲ決定ス。然ル後決選投票

ヲ行フ。決選投票ノ結果得票同数ナル時ハ年長

第六条 任期ハ二ケ年トシ再選ノミヲ許ス

第七条 当選者辞退シタル時ハ再選挙ヲ行フモノトス

第八条 就任中ノ者任期満了前辞任セシ場合ハ臨時選挙

ヲ行フ

第九条 前条ニヨル当選者ノ任期ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、前任者ノ残余任期六ヶ月以下ノ場合ハ次回改選期

ニ更メテ選挙ヲ行ハズ引續キ在職セシム。

二、前任者ノ残余任期六ヶ月以上ノ場合ハ次回改選期
ニ更メテ選舉ヲ行フ。

第十条 医院長候補者ノ選舉ハ学部部長候補者決定ノ上之

ヲ行フ

但、学部長、医院長兼任ヲ許サズ

第十一条 本内規ハ教授四分ノ三以上ノ出席アリ、過半

数ノ賛成アルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得

ズ

三一 一六三

医学部附属医院登別分院規程

一九三五年十一月制定

『北海道帝国大学一覽 昭和十一年』

医学部附属医院登別分院規程(昭和十年十一月制定)

第一条 本分院ヲ北海道帝国大学医学部附属医院登別分

院ト称ス

第二条 本分院ハ温泉氣候学ノ学理及治療の応用ニ関ス

ル研究ヲ為スヲ以テ目的トス

第三条 本分院ニ研究部並ニ診療部ヲ置キ研究部ハ主ト

シテ学理ノ研究ニ診療部ハ患者ノ診療ニ当ルモノトス

第四条 本分院ニ分院主任ヲ置ク

分院主任ハ医院長監督ノ下ニ其ノ事務ヲ掌理ス

第五条 医学部ニ属スル教授ハ研究部並ニ診療部ノ指導

ニ任スルモノトス

第六条 本規程及特ニ定ムルモノ、外ハ總テ本学処務規

程並ニ附属医院ノ諸規則ヲ準用スルモノトス

三一 一六四

本学に行幸を仰ぐ場合の準備に関する件

常時低温研究室規程に関する件

一九三六年二月十九日

「評議会議事録」(〇〇〇二—〇九)

昭和十一年二月十九日(水) 評議会議録

〔中略〕

一、本学ニ行幸ヲ仰グ場合ノ準備ニ關スル件

本秋九月末ヨリ十月初旬ニ亘リ陸軍特別大演習施行

セラル、コトニ決定セラレタル趣ニ就テハ其際 聖

上陛下本道ノ産業並ニ文化ニ付親シク御巡幸遊サル

ルコトニ拝承スレバ本学ニ於テモ行幸ヲ迎^仰ギ奉リ本

学ニ於ケル諸種ノ學術研究ヲ天覽ニ供シ奉リ又献上

品等ヲ上リ度キ希望ニ就テハ各学部ニ於テモ天覽ニ

供スル學術研究並ニ其ノ準備(印刷、陳列等)ニツ

キ御考慮願置カラルヤウニ申合

二 常時低温研究室規程ニ關スル件

〔後略〕

常時低温研究室ハ予ネテ四学部ヨリ設置希望アリテ
建設中ノ処今回研究開始ノ運ニ至リタリ 本研究室
ハ本部直屬ノモノトシテ各学部研究ニ資セントスル
モノニシテ研究室規程別案ニ依ラントス 別案規程
ニ付キ穂積庶務課長ヨリ研究室ノ名称、目的、組織、
施行方法ニ付説明ノ後本規程ハ原案ノ通り決定

北海道帝国大学常時低温研究室規程

一九三六年二月二十一日施行

『北海道帝国大学一覽 昭和十一年』

北海道帝国大学常時低温研究室規程

(昭和十一年二月制定)

第一条 本学ニ常時低温研究室ヲ置ク

第二条 本研究室ハ理化学及生物学ノ低温時ニ於ケル実験並ニ応用ニ関スル研究ヲ為スヲ以テ目的トス

第三条 本研究室ニ研究室主任ヲ置ク

研究室主任ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ事務ヲ掌理ス

第四条 本研究室ノ管理、使用等ニ関シ商議スル為委員若干名ヲ置ク

第五条 本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十一年二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

三一 一六六

函館高等水産学校職員

一九三六年三月十三日

『函館高等水産学校一覽 自昭和十年四月至昭和十一年三月』

職員

校長

正四位勲三等 農学士 佐々茂雄（北海道）

教授

修身 食品製造論、缶詰論

（兼）校長 佐々茂雄（北海道）

漁撈学

庶務課長

正五位勲五等 水産学得業士 村山佐太郎（北海道）

分析化学、生物化学、水産化学定量
分析実験、水産化学実験

図書館長

從五位勲六等 農学博士農学士 大島幸吉（北海道）

水産通論、商業通論、水産経済学、簿記

從五位 農学士 今田清二（北海道）

航海学、航用測器学

生徒主事、生徒課長、
漁撈学科主任

正六位 水産学得業士 山本清内（山形）

動物発生学、漁学、水産動物学、
水産動物学実験、魚学実験

正六位勲五等 疋田豊治（山形）

水産植物学、植物学、水産植物学実
験、植物学実験

教務課長

從六位 農学士 時田郁（神奈川）

機械学、水産機械学、機械製図

從六位 工学士 佐々木栄一（東京）

栄養及食品化学、細菌学、細菌学実験

修身、経済学

運用学、航海学、運用学実習

淡水養殖論、水産蕃殖学、水産蕃殖学実験

工用品利用論、工用品製造論

英語

動物学、遺伝学、動物学実験、動物生理学、動物生理学実験、餌料論

食品製造論

水産法規、法学通論

水産病理学、鹹水養殖論

配属将校

助教授

無機化学、定性分析実験、分析化学、定性分析実験

船舶構造論、土木工学、船舶理論、漁船製図、測量学

浮游生物学、浮游生物学実験、水産生理学

缶詰論、食品製造論

生徒主事

練習船々長

養殖学科主任

生徒主事

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從七位

從六位 農学士 武田志麻之輔（北海道）

正七位 文学士 大竹義雄（福島）

正七位 水産学得業士 大垣光平（栃木）

從七位 水産学得業士 渡辺宗重（福島）

從七位 工学士 高野政吉（北海道）

從七位 文学士 中村太郎（東京）

從七位 理学士 小林佐太郎（京都）

從七位 農学士 吉村克二（北海道）

從七位 農学士 服部喜作（静岡）

從七位 農学士 村山三郎（兵庫）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

從七位 農学士 陸軍歩兵少佐 正六位勲四等 林英雄（和歌山）

水産商品学、水産製造学

生徒主事補、製造学科主任

正八位 水産学得業士 越智通秋（大阪）

漁撈学、漁撈実習

生徒主事補

水産学得業士 川崎毅一（岡山）

水産蕃殖学実験

水産学得業士 田村正（新潟）

漁撈学、漁撈実習

正八位 水産学得業士 黄田武夫（徳島）

製造学原論

正八位 水産学得業士 橋上宗一（北海道）

漁撈学、漁撈実習

（兼）技手

正八位 水産学得業士 池田九八（北海道）

助手

定量分析実験

板谷真一（石川）

動物発生学実験

藤井桂之助（秋田）

技手

（兼）

助教授 池田九八（北海道）

漁撈実習、操艇実習

出口豊吉（神奈川）

講師

数学、物理学

理学士 井上直一（新潟）

独逸語

法学士文学士経済学士 橋本俊彦（福井）

工用品利用論、工用品製造論

農学士 鈴木昇（北海道）

教練

陸軍歩兵中佐 正五位勲五等 京極闇（宮城）

教練

陸軍歩兵少尉 正八位勲六等 新藤利平（北海道）

露西亜語

庁立函館師範学校教員 正六位勲五等 山口一郎（青森）

海上衝突予防法

札幌通信局技師兼地方海員審判所理事 正六位 富永広（福井）

缶詰機械学

野沢弘幸（愛媛）

救急療法

市立函館病院院長 医学博士 山脇正次（東京）

浮游生物学

東北帝国大学助教授 理学博士 從五位勲五等 小久保清治（埼玉）

海洋学、気象学、湖沼学

中央気象台福岡支台長 從五位勲六等 理学士 須田皖次（群馬）

書記

練習船事務長

（兼）助教授 水産学得業士 梅野万里（東京）

會計課

會計課長

鈴木栄（東京）

庶務課

坂本公雄（長野）

教務課

西山富治（新潟）

會計課

平尾益雄（香川）

囑託

練習船機関長

田鍋伊三郎（香川） 練習船三等運転士 鍛冶久安（北海道）

練習船一等運転士

古崎良吉（富山） 會計課勤務

練習船二等運転士

山崎為蔵（北海道） 庶務課勤務 勲八等 大塚護（北海道）

生徒課勤務

小川龍（島根） 生徒課勤務 戸塚運平（東京）

練習船無電局長

勲七等 三平米松（東京）

雇員

医員

図書課兼会計課勤務

坂本武雄（北海道）

市立函館病院副
医長、医学士 飯田俊治（山口）

会計課勤務

武田良一（北海道）

学級主任

化学教室勤務

菅原辰郎（北海道）

漁撈学科第一学年 教授 今田清二

会計課勤務

小林武秀（長野）

製造学科第一学年 助教授 佐々木衛

同

鷺野照（北海道）

養殖学科第一学年 教授 小林佐太郎

同

稲田実（岡山）

漁撈学科第二学年 助教授 黄田武夫

植物教室勤務

野村虎一（北海道）

製造学科第二学年 教授 高野政吉

図書課勤務

奥村正三（青森）

養殖学科第二学年 教授 渡辺宗重

同

喜瀬正夫（北海道）

漁撈学科第三学年 教授 大垣光平

生徒課勤務

高屋清一（北海道）

製造学科第三学年 教授 武田志麻之輔

細菌学教室勤務

佐々陽（北海道）

養殖学科第三学年 助教授 田村正

教務課勤務

佐藤金吾（北海道）

会計課勤務

野尻文隆（富山）

同

吉田得太郎（千葉）

武道教師

剣道

大塚護（北海道）

柔道

河野辰五郎（北海道）

三一 一六七

函館高等水産学校生徒心得

一九三六年三月十三日

『函館高等水産学校一覽 自昭和十年四月至十一年三月』

一、生徒心得

綱領

第一 本校生徒ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉体シ邦家ノ重要産業ニ奉仕スヘキ自覺ヲ深メ海洋日本ノ發展ニ貢獻スルヲ以テ理想トス

第二 本校生徒ハ水産界ニ於ケル本校独自ノ地位ト使命トヲ省慮シ新日本ヲ担当スヘキ人材タラン抱負ノ下ニ學術技芸ニ精励ス

第三 本校生徒ハ学徒トシテノ本分ヲ正シク認識シ質実ニシテ淳美ナル校風ノ樹立顕揚ニ努ム

第四 本校生徒ハ犠牲心ヲ中核トスル協同団結ヲ尚ヒ特ニ恩師並ニ先輩ト一体ノ意誠ヲ深メ友愛自治ノ精神ヲ涵養ス

第五 本校生徒ハ青年ノ意氣ヲ発輝シ本校ノ理想ト各自

ノ職責トニ鑑ミ特ニ左ノ諸徳ノ修練ニ努ム

勤勉力行

明朗剛健

沈着果斷

細則

第一条 常ニ自律的ニ行動ヲ反省シ本校生徒タルノ体面ヲ毀損スル虞アル場所ニ出入スヘカラス

第二条 本校ノ出入ニハ所定ノ服装ヲ着用スヘシ若シ疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ所定ノ服装ヲ着用スルコト能ハサ「ル」トキハ生徒課ヨリ略装着用ノ許可ヲ受クヘシ

第三条 外出ノ際ハ制服又ハ和服ニ袴ヲ着用スヘシ但シ帽子ハ制帽トス

第四条 近火其ノ他非常事變アルトキハ直ニ出校シ職員ノ指揮ヲ受クヘシ

第五条 願、伺、届等ノ書類ハ總テ学校長宛トシ生徒課

ニ差出スヘシ但簡單輕易ナル事項又ハ急速ヲ要スル場合ハ口頭ヲ以テ為スコトヲ得

第六条 通學生ハ毎学年始メニ宿所ヲ生徒課ニ届出テ其ノ許可ヲ受クヘシ爾後移動アリタルトキ亦同シ

第七条 生徒ノ同宿者又ハ附近居住者伝染病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキハ速ニ生徒課ニ届出ツヘシ

第八条 生徒及保証人ノ本籍住所氏名族籍其ノ他身分上ニ変更ヲ生シタルトキ又ハ改印等ノ場合ハ直チニ生徒課ニ届出ツヘシ

第九条 欠席又ハ欠課シタルトキハ事由ヲ記シ三日以内ニ届出ツヘシ病氣欠席七日以上ニ及フトキ又ハ試験中欠席欠課セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十条 登校学習中疾病又ハ事故ニ依リ欠席又ハ欠課セントスルトキハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ

第十一条 左記ノ事由ニ依ル欠席又ハ欠課ハ之レヲ欠席日数又ハ欠課時間数ニ算入セス

一、一等親ノ喪ニ服シタルトキハ七日以内
二、二等親ノ喪ニ服シタルトキハ五日以内

三、三等親ノ喪ニ服シタルトキハ三日以内

四、級代表科総代又ハ生徒ノ一部又ハ全部ノ代表者タルコトヲ命セラレタル者公務ノ為他ニ在ルトキハ其ノ指定期間

五、徴兵検査又ハ召集及簡閲点呼ノ期間並ニ以上ニ要スル旅行ノ日数

第十二条 授業担当教官始業時限後十分ヲ經過スルモ臨室ナキトキハ級代表又ハ科総代ハ之ヲ教務課並ニ生徒課ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第十三条 教官事故ニ依リ臨時欠講ノ場合ハ其ノ時間ヲ実験、実習、演習、製図又ハ補講ニ充ツ

第十四条 実験、実習、製図、自習其ノ他ノ為ニ定時間外ニ本校ニ早出居残りヲナサントスルトキハ予メ所属教官並ニ生徒課ニ申出テ許可ヲ受クヘシ

第十五条 校ノ内外ヲ問ハス左記ノ事項ヲ行ハントスルトキハ生徒課ニ申出テ予メ其ノ許可ヲ受クヘシ

一、掲示ヲナスコト
二、図書印刷物ヲ作製シ又ハ配付スルコト

三、団体ヲ組織スルコト

四、金銭物品ヲ募集スルコト

五、各種競技ニ参加スルコト

六、常用ヲ許可サレタル以外ノ体育用具ヲ使用スルコト

七、集会ヲ催スコト

八、校内ニ於テ許可サレタル場所以外ノ箇所ニ出入スルコト

九、報酬ヲ受クルト否トニ拘ハラス各種ノ事業ニ従事スルコト

第十六条 校ノ内外ヲ問ハス集会ヲ為サントスル時ハ其ノ代表者ヲ定メ集会目的、日時、場所、員数、費用等ヲ詳記シ前日迄ニ生徒課ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十七条 言論ニ関スル集会ニ出席シ又ハ出演セントスルトキハ集会ノ目的、日時、場所、主催者並ニ演題及其ノ内容ノ概要ヲ所属学級主任又ハ学科主任教官ニ提示シテ其ノ承認ヲ受ケ且ツ生徒課ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十八条 校外ノ団体ニ加入セントスルトキハ其ノ名称、目的、組織、費用等ヲ詳記シ生徒課ヲ經テ学校長

ノ認可ヲ受クヘシ

第十九条 学校ノ掲示ハ掲示ノ当日ヨリ一般ニ之ヲ諒知シタルモノト認ム

第二十条 前各条ノ外不明ノ点ハ生徒課ニ就キ承知スヘシ

三一 一六八

苦節十年の本間女史学位論文通過（本間ヤス）

一九三六年四月七日

『北海道帝国大学新聞』

新農博三氏

苦節十年の本間女史学位論文通過

“ウドンコ菌”の研究で

去る三月十日の農学部教授会に於て台北帝大専門部教授
野田幸猪、農業生物学教室副手本間ヤス子両氏の農学博
士の学位請求論文が通過した

〔中略〕

本間ヤス 新農博は新潟の人、長岡女子師範二部から
東京女高師理科を経て大正十二年に農業生物学教室の最
初の選科修了生として学業を終へ其後暫時札幌高女に教
鞭をとつたが再び同教室伊藤教授の下に戻りその指導を
受けながら過去十数ヶ年を「ウドンコ菌」の研究に寧日
なかつたもので婦人で農学博士号を授与されたものは本

間女史が第二番目である

主論文（英文）

[Erysphaea of Japan]（日本産ウドンコ菌科）

他参考論文として英文七篇、和文五篇、（主査は伊藤、
半澤、栃内の三教授）

〔後略〕

三——一六九

大本営候補箇所に関する件

学生の健康診断並種痘及ワクチン注射の件

一九三六年五月二十一日

「評議会議事録」(〇〇〇二——一五)

昭和十一年五月二十一日(木) 協議会記録

〔中略〕

初メニ本会ハ之ヲ協議会ト為スヘキコトニ申合ノ上協議
ニ入ル

先ツ高岡総長ヨリ大本営候補箇所ニ関スル件御説明アリ
予テ農学部新館ハ本秋陸軍特別大演習ノ折ノ大本営候
補箇所ニ内定ノ模様ナルモ未ダ内命ニ接セサルモ是迄
ノ経過ニ付詳細ニ亘リテ述べラル

本年四月十八日上京不在中参謀本部ノ将校農学部新館
並ニ校庭等ヲ視察セラレ種々調査ヲ為ス所アリシ由
次テ五月十五日宮内省行幸主務官水池書記官、大金待^侍
従、塩原秘書官ノ一行本学ヲ訪問、同日午後一時半ヨ

リ六時迄約四時間半ニ亘リ農学部新館ニ付室割ヲ作り
大体ノ方針ヲ指示サレタリ

即チ三階ガ主トシテ 陛下ノ御座所ニ御使用ノ見込其
他二階、一階ノ各室ヲ側近奉仕者並宮内官其他ニ使用
セラルベク、三階総長ノ研究室ガ 御座所ノ予定ノヤ
ウ承ル

一、農学部ガ大本営トナルコトニ決定ノ上ハ授業關係ノ
取扱方如何ニ就テハ農学部長ハ学部關係教室ト相談
シ夏体^{ヤスミ}ノ間ニ授業ヲ繰上ゲ行ヒ之ヲ取カヘスヤウ
致度旨ナリシヲ以テ上京ノ折本省専門学務局長ニモ
右ノ趣話シタルトコロ同意アリタリキ

二、大本営トシテ使用スル場合ハ仮設物ヲ作ルニ至ル
ベク即チ自動車庫、厩舎(第一農場ノ附近ヘ 馬
二十三頭) 調理場等ヲ設クルニ至ル模様ナリ、而シ
テ大本営ノ区域トナルベキハ中央講堂ヲ中央トシテ
西ノ方農学部ノ建物一円トナルベク又農学部新館ハ
四十日位前ヨリ之ヲ空クルコトヲ要スル由、農芸化
学、生物、昆虫教室等ハ九月ニ入りテモ授業差支ナ

カルベシ

大本営ノ中ニ 天覧室ヲ三室作り本道海陸ノ生産物ヲ陳列シ 天覧ニ供シ奉ルコトナリ、本学ヨリモ

天覧学術品ヲ出品シ 天覧ニ供シ奉ルニ至ルヘシ

猶ホ 大演習ノ前後ニ於テ行幸アラセラル、御予定ノ由 而シテ 陛下札幌ニ御駐輦在ラセラル、ハ八日間若シクハ九日間ノ御予定ニ洩レ承ル又本学ガ行在所ト御決定ノ上モ親シク本学ヘモ御巡幸アラセラルヘク又学内各部ニモ 御徒歩ニテ御出デ遊スヤウノコトアルヤモ知レズソノ節ハ二階又ハ三階ニ御案内申上ゲ奉ルコトハ避ケラレ度キコト

イヅレ詳細ハ次第二分明ノ上報告スベキモ次ノ点ニ付テハ御了承願度シ

(一) 本学トシテ行幸ニ関スル事務分掌規程ヲ作り各位ノ御尽力ヲ願上ゲタキコト

(二) 行幸ニツイテ衛生上特ニ種痘及チブスノ予防注射ヲ行フコトハ本来ハ市ニ於テ之ヲ行フ筈ノ処本学ノ如キ(大学病院ヲ擁スル)大キナ団体ヲ為ス箇

二、

所ニ於テハ大学ニテ前記ノ種痘並ワクチン注射ヲ行フヤウニ致度旨市ヨリ申越ノ義モアレバ之ニツイテモ各位ノ御尽力ヲ煩シ度シ

学生ノ健康診断並種痘及ワクチン注射ノ件

尾崎学生課長ヨリ学内ノ衛生委員会ノ議ニ基ク学生ノ種痘並ワクチン注射ノ実施予定表(別表)ニツイテ詳細説明ノ後本件実施上ニ付尚一応医院長トモ打合ノ上実施相成度希望アリテ学生々徒ノ身体検査ハ六月一日ヨリ別表ノ通、ワクチン注射ハ六月十一日ヨリ実施ノ旨報告

次テ職員関係ハ人員二二六五名(辞令ヲ用ヒサル者ニテモ日常働キ居ルモノモ)ニ対スル種痘ヲ六月八日ヨリ四日間別紙予定表ノ通ナルベク各各科ニ対シ場所的ノ便宜ヲ考慮ノ上施行スル件庶務課長ヨリ詳細ニ亘リ説明スル所アリ

又学内建物ノ消毒ハ各学部ニ於テセラル、ヤウ致度先般ハ水ノ検査ヲ為シ其ノ結果ハ參謀本部ヘ報告シ在ル所ナルモ各局部ニ於テモ御注意アリ度ク

次ニ門柵ノ新設 從來ノモノヨリ一間半内側へ建テ
ル(都市計画ニ依ル道路拡張ノ為メ) ニツキテハ模
型ニツキ落藤営繕課長ヨリ詳細ニ説明スル所アリタ
リ

三一 一七〇

入学試験委員会協議事項の件

一九三六年五月二十二日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇三一〇)

第百五拾六回教授会記録

(昭和十一年五月二十二日開会)

〔中略〕

一、入学試験委員会協議事項ノ件

五月十日入学試験委員会ヲ開キ協議シタル結果ニ基キ
高等学校出身者ヲ集ムル方法トシテ学部長ヨリ次ノ通
取計フコトニ致度旨ヲ述ベテ賛成ヲ得タリ

第一、予科ヘ工作スルコト

新ニ予科ヲ置クコトニ関シ文部省ニ行キ調査ヲ
依頼シタルニ高等学校ニ於テ定員ヲ減ジ居ル折
柄不可能ニシテ見込ナキ由、仍テ現在予科ノ収
容定員各学部ノ定員ヨリ多キヲ以テ其ノ多キ部
分ヲ集メテ一組ヲ作り理学部ヘ向ケラル、コ

ト、スルモノニシテ其ノ経費トシテハ臨時費トシテ教室新當費一七、五〇〇円、經常費トシテ教授六名分一九、九〇〇円ヲ要スルモ經常費ノ方ハ助手副手等ヲ兼務セシメテ授業ヲナセバ約三分ノ一ニテ足リルコト、思ハル、理学部予科トシテ工類ノ二十名ヲ数物化ノ学科ニ、農類ノ一〇名及医類ノ一〇名ヲ博物系統ノ学科ニ振向クルコト、シ四十名ヲ定員トシテ募集スルコト

第二、高等学校長會議ニ出席シテ各高等学校長ノ諒解ヲ求ムルコト尚予科主任ノ名義ヲ以テ弘前、二

高、山形、新潟、水戸、浦和、松本ノ各高等学校長會議ヲ当地ニ開キ其ノ際出席シテ連絡ヲトルコト

第三、第二次入学試験ヲ東京ニ於テモ施行スルコトニ

関シテハ総長モ賛成ナルヲ以テ之ヲ実施スルヤ否ヤニ関シ協議シ異議ナカリシモ其ノ方法ニ関シテハ別ニ委員ヲ挙ゲテ審議スルコトニ決定

第四、教官指導ノ下ニ二年二、三回理学部会主催ノ學術

〔後略〕

講演会ヲ高等学校所在地ニ於テ開催スルコト、シ其ノ第一回ヲ九月頃実施スルコトニ関シ之ヲ諮リ右ハ費用ノ点ヲ工夫シ更ニ協議スルコトニ決定

一九三六年七月二十七日

「高岡熊雄関係資料」(F—101)

行幸準備事務打合事項

(七月二十七日於農学部長室)

質凝^疑

応答

一、大学行幸御日取ノ件

十月八日即チ御立ノ前日午后二時過キヨリ約二時間ノ予定
(但シ現在ノ所ハ参考トシテ申上ケル程度)

一、大学行幸ノ際中央講堂ニ於ケル儀式順序ノ件

単独拝謁、列立拝謁、奏上ノ順序ハ大学ノ御都合通りニテ好ロ
シイ

一、御座所ニ於テ御茶菓ヲ奉ルノ件

其ノ必要ナシ、若シ必要アラハ宮内省ニテ用意スル

一、上表奉呈ニ関スル件

大本営行在所ヲ帝国大学へ御治定ニナツタコトハ先例ノナイコ
トタカラ寧ロ奉呈シタ方ガ好ロシイ(但シ大学へ行幸ノ意味ノ
モノナラバ其ノ必要ナシ)
尚上表奉呈ノ時機ハ御着輦ノ日ナランモ追テ知ラセル

一、奏上書、上表ノ書式、体裁等ニ関スル件

一、大本営ヨリ中央講堂ニ至ル鹵簿ニ関スル件

一、扈從者ノ人員ニ関スル件

一、御座所内裝飾用ノ盆栽等ノ件

一、御厠ニ関スル件

一、御座所内ノ御調度品ニ関スル件

1、奏上書ハ別ニ形式ナク印刷デモ、タイプライターデモ要ハ札ヲ失セサル程度ナラ好イ
又之ハ宮内大臣又ハ主務官ニ後デ差出セバ好イ
2、上表ハ一ツノ儀礼デアルカラ浄書スルコト
(卒業証書ノ様ニ卷イタモノニシテ桐箱ニ納メ三宝ニ載セ奉呈スル)
尚上表ハ形式等一定セズ、大体ハ長官道会議長等ガ出スカラ打合セバ好イ

正式ノ鹵簿デナクトモ多分自動車ナラン

宮内高等官約一〇名其他(文部大臣等モ含ム)約十四、五名
(行幸事務打合要項ニ記載ノ人員ハ最大限ヲ示ス)
尚御徒歩ナラバ判任官等ノ扈從ガナイカラ人数ハ非常ニ少ナクナル

可成置カナイ方ガ好イ
但シ是非叡覽ニ供シ度イ御希望ガアレバ又別ニ相談スル

何レ現地ヲ見テカラ御願スルカモ知レヌカラ室(御用器ハ必要ナシ)ノ用意ノミ御願スル

調度品ハ総テ宮内省カラ持参スル

一、中央講堂其他ノ御先導ニ関スル件
(主トシテ自動車ノ場合)

総長ノ御先導ハ中央講堂ノミデ其他ハ総長ノ自動車ガ扨從自動車ノ後方ニ続クカラ自然学部ノ方ハ理学部長ガ御先導スルモノト
ノ見解デ居ル又理学部ノ方ハ理学部長之ニ當ル、唯建物ガ理学部ノ建
物デアアルカラ從ツテ理学部長ガ主トナツテヤルモノト考ヘテ居
ル

一、天覽品御説明ニ関スル件

各自担当者ガ夫々ノ場所ニ居テ御説明申上ゲテ差支ナイ
御説明ノ際ハ学部長カラ御紹介申上ゲルオ尋ネガナクトモ御説
明申上ケテ差支ナイ

一、御説明者ノ資格ニ関スル件

例ヘバ助手ガ其場所ニ戻ルコトハ差支ナイガ可成御説明ハ教授、
助教授ニ願ヒ度イ

一、低温研究室ヲ天覽ニ供スル件

防寒具御着用等方法ハ別ニ考ヘルコトニシテ兎ニ角御覽ヲ願フ
コトニスル

一、工学部御休憩室ニ関スル件

大学ノ方ニテ必要ガアレバ兎モ角宮内省ノ考ヘトシテハ其ノ必
要ナシト考ヘル

一、行幸ノ際ノ職員学生生徒ノ奉迎ニ関スル件

中央講堂前カラ理学部、工学部、医学部等夫々ノ場所ニテ奉迎
シテ好イ

一、左側ノ原則ニ関スル件

左側ト云フモ別ニ原則ト云フ程ノモノデハナイ。要ハ両側デ

一、奉迎送者ノ資格ニ関スル件

一、御道筋ノ道巾ニ関スル件

一、大本宮御駐輦中ノ奉送迎ニ
関スル件

一、御門鑑ニ関スル件

十、~~大本宮内ノ末覽室ニ関スル
件~~

一、温室へ出入ノ傭人等ノ取扱
ニ関スル件

モ、右側デモ其ノ所ニ依リ適宜デ好イ

傭人ト雖モ何等資格上ニ於ケル制限ハナイ（看護婦ハ白制服デ好イ）

学内ニ於テハ道巾ノコト等適宜デ好イ、（道路ノ中心ヨリ左右
ニ五メートル等ト云フ様ナコトハ考ヘル必要ナイ）
~~南学内ニ於ケル奉迎送ノ際ノ堵列ニハ警察官ヲ入レナイ方針
ナル~~

御道筋沿ヒノ教室其他ノ職員学生々徒ハ授業中デナケレバ出テ
奉迎送スル方ガ好イ
カーテンヲ下シテ置ケバ授業中ノモノハ出ルニ及バヌ
但シ之レガ為メ特ニカーテンヲ設備スル必要ハナイ

門鑑其ノ他ノコトハ野上属ガ詳細承知シテ居ルカラ其ノ方ヘ御
打合セヲ願ヒ度イ（門鑑下付要求者（給水、暖房、温室等）ヲ
宮内省ニ申出ルコト）

~~顕微鏡ヲ設備シ置クコトハ差支ナシ~~

何レ係員ノ方ヘ云ヒ付ケテ何トカ都合スル考ヘデ居ル

一、御座所ニ充テル室ノ設備ニ
関スル件

其ノ儘ニテ結構、特別ニ設備スル必要ナシ（例ヘバカーテン等
ヲ他ノ室ノ新シイ分ト取り替ヘル程度ナラバ差支ナイ）

一、献上品ニ関スル件（特ニ衛
生方面）

大学ノ方デ衛生上充分デアルト云ハレルモノナラバ其レデ結構
ダト思フ

一、救護班ニ関スル件（特ニ自
由行動ノ件）

若シ大本営ニ入ル必要ガアレバ其ノ時々ニ応シテ手續シテ来テ
モラウ様ニスル
尚学内（大本営以外）ニ於ケル行動ハ何レ道庁ノ方ト打合セヲ
シテ見ル

一、天覧品ニ関シ宮内省側ノ要
望ニ関スル件

大学ノ特殊研究ヲ主眼トスルコト
（工学部ノ鉄道工学関係ハ好イ）

一、大学ノ文武会ニ於テスキ―
ヲ天覧ニ供スル件

大学ノ天覧品ハ前記ノ通り大学ノ特殊研究ヲ主眼トスルヲ以テ
此際スキ―ハ見合セラレ度シ

一、献上品ニ関スル件（特ニ容
器、表装等）

例ヘバアルバム等ヲ桐ノ箱ニ納メル様ナコトハ御思召ニ添ハヌ
コトニナル
書籍等モ衛生上遺憾ナケレバパラピン紙ニ包ム程度ニテ結構ト
思フ

一、名誉教授ノ拝謁ニ関スル件

出来ルナラバ大学ノ方デセラレタ方ガ好イ
順位

一、御座所及御調度品ノ永久保存ニ関スル件

一、果物、蔬菜等ノ献上ニ対スル御取扱ニ関スル件（其儘其ノ所テ召シ上ガラル、ヤ又御持参ニナルヤ）

一、列立拝謁ノ際ノ待立ニ関スル件

一、奏上ノ際ノ待立ニ関スル件

一、文部次官、局長等ノ拝謁ニ関スル件

一、行幸ニ際シ大礼服ヲ用意スル件

1、名誉教授ト勅任教授ノ順位ハ宮中席次ニ依ル
2、学部長ト他ノ勅任教授トノ順位ハ宮中席次ニ依ル

何レ関係官ト協議ノ上決定シ度シ
（昭和二、三年頃迄ハ之ヲ認メタガ其後ハ認メナイ方針ニナツテ居ル）

大膳寮ノ意見ニ依リ永ク保存出来ルモノハ送り保存シ難イモノハ其ノ所デ御料ニ供スルコトガアル

宮内省側 三人
即チ侍従長、侍従武官長、宮内大臣

文部大臣ガ才出デニナレバ文部大臣ガ待立スル

大学行幸以前ニ拝謁ガアレバ大学ニ於テハ再ビ拝謁ナシ

必要ナシ
（其他ノ場合モ皆同ジ）
尚拝謁、御先導ノ作法並ニ服装其他ニ関シテハ三十一日実地検分ノ際指導スル

三一 一七二

本学前総長たりし南名譽教授薨去に付学葬の件

一九三六年八月九日

〔評議会議事録〕（〇〇〇二一八）

昭和十一年八月九日午後七時 於本部会議室

〔中略〕

一、本学前総長タリシ南名譽教授薨去ニ付学葬ノ件

予ネテ御病氣中ノ南名譽教授本日午後零時十二分薨去セラレタルハ本大学ノ損失固ヨリ国家ノ為メニモ大ナル損失ニシテ寔ニ哀惜ニ堪ヘス 博士ハ明治十四年七月札幌農学校ヲ卒業後開拓使御用掛、札幌農学校助教授ヲ經テ明治二十二年九月札幌農学校教授トナリ更に官制改正ニ依リ東北帝国大学農科大学教授、北海道帝国大学教授トナリ、在職中ハ永ク農場長トシテ本学農場ノ開発ニ尽力セラレ又農学部長ニ補セラレ学政上ニ与リ大イニ努メ昭和二年四月退官セラレ昭和五年十二月総長ニ就任 昭和八年十二月退官セラレ名譽教授ト

シテ現在ニ至リ其間凡ソ五十年ニ亘リ佐藤前々総長ヲ補佐シ札幌農学校ヨリ本学現在ニ至ル大発達ニ来スニ至テ功績ナリシモノナレバ此際同名譽教授功績ニ報ユル為メ学葬ノ礼ヲ以テシテハ如何ト高岡総長ヨリ前記ノ通詳細説明シ會議ニ諮リタルニ前例及各大学等ノ実例ニ付参考ノ意見アリ 南名譽教授ノ御葬儀ハ学葬ノ礼ヲ以テ為スベキコトニスルコトトシ

但シ本学ニハ本秋行幸アラセラル、コトナレバ学内ニ於テノ学葬ハ御遠慮スルコト（經王寺ニ於テ）此取計ニ付星野農学部長ヨリ遺族トヨク協議ノ上取計ラフコトニ申合

三一七三

記

教育勅語謄本及式日に関する件

一、教育勅語下附年月日

一九三六年九月十一日決裁

明治三十年十月廿五日

「例規 庶務規程本学諸規程 雜（五の五） 自大正七年

二、教育勅語保管ノ狀況

至昭和十九年」

教育勅語ハ御箱（木製）ニ納メ奉リ

登送
費

北大秘第四一三号

昭和十二年九月十一日判決
昭和 〃 年 〃 月 〃 日 扱済

三、式日ノ狀況

御眞影ト共ニ奉置所内奉安庫ニ嚴重保管シ奉ル

〔中略〕

銘件
教育勅語謄本及式日ニ関スル件

案

昭和十一年九月 日

総長名

文部次官宛

件名

首題ノ件ニ関シ九月二日付照專三九号ヲ以テ御来照有之
候処本学ニ於テハ左記ノ通りニ付右御了知相成度此段及
御回答候也

	一月一日 紀元節 天長節 明治節	北海道帝国 大学記念式
式	中央講堂	中央講堂
場式ノ順序	一、学生々徒着席 一、職員着席 一、開幕（最敬礼） 一、君ヶ代合唱（二回） 一、教育勅語奉読 一、両陛下万歳（三唱）	一、学生々徒着席 一、職員並卒業生着席 一、挙式ノ辞 一、君ヶ代合唱（二回） 一、教育勅語奉読 一、大学令朗読 一、総長式辞 一、両陛下万歳（三唱） 一、本学万歳（三唱） 一、閉式ノ辞 一、退場
学生々徒出席範囲	農・医・工・理各学部学生 並予科・土木専門部・農学 林学両実科生徒	農・医・工・理各学部学生 並予科・土木専門部実科生 徒
備考		

三一 一七四

行幸次第書

一九三六年九月

『行幸次第書並一般心得』（高岡熊雄關係資料）F—九八

行幸次第書

一、奉迎

中央講堂

總長ハ玄關講堂ニ向ツテ左側ニ於テ奉迎

拝謁者ハ講堂内ニ於テ御待受

本部、予科、土木専門部職員及生徒ハ正門内御通路兩

側ニ整列奉迎

各学部御巡覽ノ際ハ学部所属職員学生々徒ハ各所定ノ

位置ニ於テ奉迎

二、御先導

總長

各学部ハ学部長、常時低温研究室ハ主任

三、御座所

中央講堂 貴賓室（階上中央）

四、单独拝謁

場所 中央講堂御座所

所要時間 約十二分

總長以下勅任官及同待遇者約七十七名

五、列立拝謁

場所 中央講堂階下広間

所要時間 約二分

奏任官同待遇及宮中席次第四階乃至第六階該当者約

百五十八名

六、学務奏上

場所 中央講堂 御座所

所要時間 約五分

總長

七、研究業績並二標本天覽

1. 場所 理学部 所要時間 約三十八分

点数 約八点（理学部天覽品、理学部長室）

所要時間 約十五分

〃 約十三点（農学部天覧品、会議室）

所要時間 約二十三分

2. 場所 常時低温研究室 所要時間 約二十四分

点数 約四点（低温室天覧品）

3. 場所 工学部 会議室 所要時間 約二十三分

点数 約十点（工学部天覧品）

4. 場所 医学部 組織実習室 所要時間 約二十三分

点数 約十五点（医学部天覧品）

八、奉送

総長ハ中央講堂ニ於テ奉送ノ後ハ扈從

学部所属ノ職員学生生徒ハ各所定ノ位置ニ於テ奉送

其他ノ職員及生徒ハ理学部前ニ於テ奉送

以上 所要時間 約二時間十四分

尚ホ前記四、五、六、七、八ノ所要時間ノ外 御座所及御

巡覽御道筋ノ所要時間九分ヲ含ム

御道筋順序及予定時間割（中央講堂 着御ヨリ医学部ノ御巡覽ヲ
終ラセラルル迄所要時間二時間十四分）

〔図略〕

〔後略〕

三一 一七五

奉迎心得

一九三六年九月

『奉迎心得』（高岡熊雄関係資料）F—九八

奉迎心得

近ク 聖駕ヲ奉迎致スニ当リ御駐輦中ハ勿論其前後ヲ通
ジ左記告諭並ニ奉迎心得ヲ遵守シ赤誠ヲ披瀝シ寸毫ノ過
誤ナカラムコトヲ期セラレタシ

昭和十一年九月 日

北海道帝国大学

告諭

明治維新の大業成るや、明治大帝は、北地の開発に深
く宸襟を悩ませ給ひ、早くも明治元年の始め、北地経営
に関する方策に就きて、有司に御下問の事あり、越えて
明治十四年には、当時交通極めて不便なりし本道に、聖
駕を枉げさせ給ひたり。其の際畏くも陛下には、本学

の前身たる札幌農学校に行幸を賜ひ、親しく学生の授業を嚮せられたるは、本学無上の光栄とする所なりき。爾来時変り星移り、歳を閲みすること茲に五十有五年本年の秋季には、本道に於て始めて陸軍特別大演習を挙行せられ、大元帥陛下を本道に御迎へすることゝなれり。

是れ実に千載の一遇にして、三百万道民の欣喜雀躍、其の日の一日も早く来らんことを俟ちつゝあるは固より当然なり。此の秋に際し、図らずも大本營及行在所を本大学内に置かせ給ふ恩命を拝受し、併せて札幌市御駐輦中畏くも本大学に行幸あらせらるゝ旨仰出されたるは、光栄之に過ぐるものなく、小官の只管恐惶措く能はざる所なり。顧みるに陸軍特別大演習は、既に回を重ねること三十三回に及ぶと雖も、帝国大学を以て大本營と定め給ひしことは、未だ曾て之れあらず。然るに今回本大学が此の光栄に浴したるは、実に本大学関係者一同の恐懼感激する所なり。

本大学職員並に学生生徒諸氏は、益々拮据勉強、以て大
学本来の目的遂行に精進し、進んで本大学の特殊重大使

命たる北地の開発と北方文化の發展に力を尽し、聖恩の万分の一に報い奉るべき覚悟をなすと共に、今回の恩命に対しては宜敷く一致協力、誠心誠意各其の任務に従事し、以て有終の美を修めんことを切に希望して止まざるものなり。

昭和十一年七月十三日

北海道帝国大学総長 高岡熊雄

職員学生々徒奉迎心得

一、一般奉迎者心得ハ昭和十一年九月一日北海道庁告示

ニ依ルコト

一、御着輦（十月一日）本学行幸（十月八日）還御（十

月九日）等特ニ堵列奉迎送ヲ行フニ際シテハ指揮者

ノ指示ニ拠リ行動スルコト

詳細ハ追テ告示ス

一、職員ハ必ズ職員章ヲ佩用スルコト

但シ期間ハ

自九月廿三日
至十月九日

トス

一、火ノ元ハ特ニ注意スルコト

一、学内ノ通用門及通路ノ一部ハ制限アルベキニ付注意
スルコト

制限事項ニ就テハ其都度告示ス

一、学内ニ於テ自警自戒ノ目的ヲ以テ警備及学生々徒係
ヲ設置セルニ付（本部ハ学生課内ニ置ク）其ノ指示
ニ従フコト

一、学ノ内外ヲ問ハス配備セラレタル官憲並ニ係員ノ指
示ニ従フコト

一、学内ニ於テ救護ノ目的ヲ以テ大学救護係ヲ設置セル
ニ付（本部ハ健康相談所内ニ置キ出張所ハ林学講堂
内ニ設置ス）救護ヲ要スル場合ハ其ノ指示ヲ受クル
コト

一、学生々徒ハ其ノ本分ヲ守リ特ニ下記事項ニ留意スル
コト

(イ) 登校ノ際ハ必ず制服制帽着用穿靴ノ上身分証明書
ヲ携帯スルコト

但シ身分証明書携帯時期ハ自九月廿三日
至十月九日トス

(ロ) 静粛ヲ旨トシ放歌高声ヲ発シ喧噪ニ亘ルガ如キ行

為ヲナサザルコト

(ハ) 態度ヲ厳正ニシ異様ノ風態ヲナシ不敬ニ涉ラザル
様注意スルコト

(ニ) 止ムヲ得ザル用件ナキ限り夜間ノ外出ハ成ルベク
差控フルコト

(ホ) 摂生ヲ重シ特ニ疾病ニ罹ラザル様注意スルコト
附

奉迎送、御親閲拝受及大演習、観兵式拝観、提灯
行列参加等ニ就テハ追テ詳細告示ス

〔後略〕

三一七六

昭和天皇行幸時の高岡熊雄手記

一九三六年十月一〜十五日

「高岡熊雄関係資料」(F―九八)

昭和十一年 十月一日 〃 十五日 日記

高岡熊雄手記

吾人か待ちに待った日は遂に来った

昭和十一年十月一日前日来の雨は晴れ上り 天皇日より
となつた。此の日は午前八時半登学、午前十時陸軍大
臣寺内大將本学総長室に來訪せられ星野農学部長に依頼
学内(農場と植物園)を案内す、午後〇時十四分東久邇
宮殿下御着札、停車場に御迎し直ちに御旅館に御機嫌奉
伺す(大滝甚太郎宅) 午後二時朝香大宮殿下の御旅館に
御機嫌奉伺す(拓銀頭取宅)

午後式時五十分出發札幌駅に御出迎に行し、今回の大演
習に関し統監部は小生を特に「親任官並親補職」として
取扱ひ自動車に「青の銃」のマークを又陪觀証を

午後三時三十分フームに整列し御着駅を御待ち申し上げ
小生の位置は次図「図略」の通り最初列車着のときは北
面し御降車のときより西面して御迎へ申し上げたり。

陛下は次図の通り御通行御乗車被遊、小生は……の線を通りて停車場を出て自動車に佐藤男と同車第二列外となる(十二番)。停車場通りを南進し北一条通りにて右折し更に西四丁目にて右折し北進して後大本營に入御、小生は大本營門前にて下車徒歩にて大本營に伺候す、二階中央の応接室にて親任官連と休憩す、寺内陸相、潮内相、前田鉄相、財部、大^西 奈良、阿部、小磯、ヒシカリ^{菱刈}、荒木光行檢事総長等十数名の將校連、暫らくして 陛下に単独拝謁あり親任官、道庁長官、陪觀將校連の順序にて、而して小生にも最後に特に単独拝謁を許された。再び応接室にて待ち居る内宮内官の案内にて親任官室にて松平宮相に本大学の上表書の伝達を乞ふ、「今回本大学を大本營並行在所に御治定になりましたとは本学の無上の光榮であります御礼を上表致し度と存じますので宜しく御取計を乞ふ」旨述べ宮相は可然取計ふ旨を答へらる、

室を出づる処で侍従長宇佐美侍従武官長松平宮相と挨拶し、御礼の記帳をなして退き夫れより午後九時まで本部に在りて学内を巡視して帰宅す。

此の日天気晴朗

陛下御入御の際は大学職員及学生は正門内、予科等職員及生徒は林学講堂前にて奉迎す、体度シセイ申し分なかりし。

此れに曩き九月二十九日閑院宮總裁殿下大本営を御見分小生及農学部部長御出迎へ小生皇族室に御先導御案内す小生及農学部部長に単独拝謁を賜はる其の際「今回大本営となり色々御危介になると御丁寧なる御挨拶ありたり、夫れより親任官室、幕僚室（以上二階）御在所御寢室、統監室、単独拝謁室（以上三階）を御案内した。殿下は賜饌場御見分故農学部部長に御供をなし同処にて御見送り申し上げた。

十月二日 快晴

午前九時お愛と共に天機奉伺をなす。御車寄まで自動車、奉伺候お愛は帰宅小生は登庁、十一時八紘学院に行く是

れ前晚財部大將の伝言とて柳教授より今日数名の将官来園せらるるを以て暇あれば来院さる様との知らせありたる為め大角、奈良、菱刈「」荒木、財部等の將軍あり園内の作業を見物園生徒の手料理の御馳走になり小生は一時退場帰学した。

午前献上品目録を呈上す（総務主任及副主任）

午後七時四十分御着の三笠宮殿下を駅に御出迎し直に御宿舎（円山斎藤甚之助方）に星野教授と伺候す、其の帰り再び本部に來り三笠宮殿下の大本営へ御出てを迎へ御歸りを奉送して帰宅す時に八時五十分、晚警備中央部會計課、庶務課を見廻る

十月三日 雨

朝八時星野教授と登学、本部前にて九時十五分御出門を御見送り申し上げ、本日より陸軍特別大演習を親しく御統監被遊。

七日午後六時三十分より御饌食の招待状本日受取る

午後四時五十五分御還御被遊本部前にて御奉迎申し上げ、此日終日雨降る

午後七時大金待從^傳よりの電話に依り大本宮に同氏を訪問

す、明日午後二時半頃より大本宮内に在る本学天覽品中
長尾、山田及び川口三教授の説明を聞きたしと然し統監
の爲め御多忙中故或は説明中止せらるゝやも知れず又
全然説明を中止さるゝやも知れず予め了承を乞ふとのこ
と、退宮後穂積事務官に命じ三教授へ手筈をなす 九時
帰宅す。

十月四日

昨夜晴れたるも今朝より暴風雨となり 午前九時御出門
御統監を御差止めとなつた。学内の被害は主として樹木
の枝の折れや倒れたるものなり、御通路は直ちに整理す。
八時十五分登学。九時十五分大本宮に天氣奉伺。
昼頃風雨軽くなる。午後学内を視察す。

閑院宮大宮殿下の御参入を奉迎す（本部前にて）

昨晚穂積事務官小池事務官を大本宮に訪問したるとき本
日総長か雨中にも拘はらず奉送迎をなしたる謝し居りた
りと

十月五日

天機奉伺

前九時五十二分御還御 後一時御出門 同四時五十分還
御を夫々学内にて奉送迎す。

秩父宮殿下（八王子俱樂部）朝香宮殿下（関谷篤三宅）
に伺候

午後〇時十四分着の伊東局長午后七時四十分着の平生大
臣を出迎ふ、局長は阿部旅館大臣は定山園に止宿
午後伊東局長来学大学を縦覧す

大演習の陪観は御辞退す、若し風邪にでも罹ると此の後
の大任を果すに差支を生ずる恐あるが故なり

十月六日

午前愛子汎子道夫と同車にて八時三十分までに飛行場を
以て当てたる観兵式場に到着、親任官と同様の取扱を受
く

陛下には午前八時四十五分御出門同八時五十七分御着御
観兵式を陪観す。小生始めての陪観であつた。

式終り陛下には前^{「ヤ」}十^{「ヤ」}時五十五分発御^{「ヤ」}所在所に御帰りに
なりたるを以て小生は家族のものと直ちに大学本部に帰

り小生丈け其の儘御賜饌控室たる工学部の親任官及同待遇者の控室にて休憩、将官連と同室。

午前十一時五十分御賜饌場に参入す 陛下には正午着御四十〇分御発御被遊はさる。此の時も以て大本營は所在所となる

天機奉伺

午後三時公会堂に於ける参謀総長の宮の御招待に参上、宮殿下の御言葉を賜はり之に対し広田首相の答辞かあつた。

殿下の御言葉

「現下非常の時局に際し

大元帥陛下大轟を北辺の地に進めさせられ親しく練武を統べさせ給ひしは洵に恐懼感激に堪へざるところなり

今次の演習は其の規模大ならずと雖幾多重要な演練事項を有し且地方万般の業務に亘り多大の協力を要するものありしが連日の風雨に拘らず将兵の奮励と官民諸子の熱誠とに依り良好なる成果を収め得たるは洵に欣幸とするところにして深く其の労を多とす

尚此機会に於て諸外国武官が終始熱心に陪觀せられ相互の親善に倚与せられたるに對し謝意を表す」

所在所に天機奉伺

午後九時十七分広田首相の出発帰京を送る

十月七日（水）午前八時半御出門学内ニテ御奉送、官幣大社拝賀

天機奉伺 神社控訴院道庁に御巡幸

午前十時三十二分札幌野幌林業試験場へ御成を奉送す

午後三時十三分札幌野幌御着を御奉迎す

午前九時五十分閑院宮殿下、午後四時五十五分三笠宮殿下

「午後九時五十分朝香宮殿下札幌御帰京を夫々〳〵見送る。

午後五時三十分所在所二出頭スル様宮内省より通知あり

穂積庶務課長を随へ参殿す、松下宮内大臣より本学へ御

紋章入銀製鉢、本学関係者一同へ金一封（三百円）水道

関係者へ金一封星野農学部長白帛（一緞）小生へ白帛一

匹御下賜ありたり。

六時三十分ヨリ御陪食「席次の図略」

上記の如き席次を賜はり真に恐縮でありました。陛下には主として陸相文相鉄相等と御談話ありたり。其の主なるものは

一、本道の資源は豊なること 一、陸相文相等に何度本道ニ来りしや 一、star fishに就くのEpisode 一、陸相は常山溪小樽間の白樺林の案外少なりしこと 陸相は小生に総長閣下と呼び度々御話をなした。其の度毎に陛下には体を前に出して小生の方を御覧になりました。食後喫茶室にて陛下御臨席の下に御召のものの全部集まり茶菓の御饗応「席次の図略」

小生等は一々陛下の面前に出で自から自己紹介にて拝謁、其の際陛下には小生に

「今回大学には色々御世話になつた」との難有御言葉を直接賜はり真に恐縮致シタ次第であつて小生及本学の光栄及名譽之れに過ぐるものはない。御礼記帳して退所す。七日午前平生文部大臣札幌神社参拝後來学直ちに大本営ニ至リ天機奉伺、後本部着総長室にて大学概況を説明し大学々部を縦覧し「グラントホテル」にて職員有志と共

に午餐会を開催す大臣政務次官（山本）、伊東専門局長等出席ス

十月八日（木曜日）

此日天気快晴

午前九時五分 陛下の琴似へ御成ヲ駅に奉送す。行在所

二天機奉伺す

午前十一時二十分陛下琴似ヨリ御帰リヲ駅ニテ奉迎ス

午後一時行在所御発御親閲場に御成リヲ学内にて奉送ス
本学御巡幸

午後二時六分御親閲場より直チニ中央講堂ニ御成リ小生

は玄関ニテ御迎へシ階上御行在室ニ御案内申し上グ

单独拝謁、平生文部大臣の次キニ小生其の以下有資格者、

階下ノ大広間ニテ奏任官其の他有資格者ニ列立拝謁、「」

拝謁後小生ハ御前ニ進ミ文部大臣、内大臣宮内大臣、侍

従長、侍従武官長の立会ノ下ニ本学の状況ヲ言上ス

陛下御少憩ノ後小生案内ニテ車寄マテ御送リス小生ハ佐

藤男ト同乗ニテ扈從シ先ハ理学部講堂ニ御成リ田所理學

部長ノ御案内ニテ階上理学部成績品御展覽^天、終つて星野

農学部長の御案内にて農学部教授の研究成績品を御展覧^{〔天〕}ノ上御退堂、次は常時低温研究室ニ御成り田所主任ノ御案内にて研究成績御展覧^{〔天〕}御更衣ノ後低温室ニ御成り御展覧^{〔天〕}

工学部に御成り倉塚部長ノ御案内にて御展覧^{〔天〕}、後医学部に御成り大野学部長ノ御案内にて御展覧^{〔天〕}、後ち御機嫌口はしく御行在所ニ御帰御被遊、直ちに行在所ニ到り御礼ノ記帳をなして帰へる 夜十時まで本部に在り学内を歴巡して帰宅す。

「聞く所に依りますと本夕所在所^{〔天〕}に於ける御陪食の際畏れ多くも陛下には列席の重臣に「大学の研究は余程進んで居るね」との御話がありたりと真に恐惶の至りであります。

御親閲後直ちに本学に御巡幸となりしを以て時間の関係上小生は御親閲ニ陪観すること出来ず宍戸教授を代理トせり。本学々生々徒の閲兵は非常に好評を博した

十月九日（金） 晴

陛下御登御の日、朝八時三十分大本営に参殿控室にて

御出御を俟つ、午前九時三十分行在所御出門札幌駅ニ向ハセラル、小生ハ佐藤男ト同乗扈從第二列外先頭車（十二番）ニテ札幌駅に扈從申し上グ同駅ニテ奉送 九時三十七分札幌駅御発車

同日午後一時二十八分小樽港ニテ軍艦比叡ニ御乗艦ト同時ニ「行在所」の門を取り除く

午後佐藤男及南家を訪問し無事相済ミタルコトヲ報告し御在職中の礼ヲ述ブ

斯くして今回の重大なる責務は少しの滞りもなく無事に修了致したことは 一は天祐に依ると共に二には職員学生々徒が一致団結して各其の職務を完全に遂行したためである。

十月十二日

朝星野農学部長の来宅を求め関連職員一同に金一封を贈る（金五百円）、正午陛下無事宮城に御還幸。

午後一時札幌神社に於ける御還幸奉告祭に列席す。

陛下御還幸被遊れたるを以て御喜びを執奏方宮内大臣に、上奏方皇后大夫皇大宮大夫に電報を發す。

十月十三日 雨

正午池田長官の招待夕餐に列す、(ホテルに於て)

午後一時半より中央講堂に於て職員学生々徒相会し御下賜品奉戴式を挙行す、集まるもの二千余名

式は (一)開式 (二)国歌合唱 (三)総長式辞 (四)両陛下万歳(総長首唱) (五)閉式 御下賜品を奉戴し一同に拝觀せしむ

午後四時五十五分御礼言上の為め上京の途に就く鎌田書記隨行

十四日

午後七時五分上野駅着学士会館に投宿す

十月十五日

朝九時より鎌田書記を随へ御礼廻りをなす。

御機嫌奉伺をなしたる御殿は閑院宮、秩父宮、三笠宮、

青山大御所、東久邇宮、朝香宮

御礼に伺ひしは寺内陸軍大臣、參謀本部に西尾次長飯田少將、次に宮内省に松平宮内大臣を尋ね大本營行在所の御治定大学御行幸に就き御礼言上し執奏を乞ひ後水池書記官を尋ね同氏の案内にて白根次官、小倉侍從、鈴木侍

從長宇佐美侍從武官長を尋ね御礼を述べ、宮中にて御菓子を賜はる、宮中にて天機奉伺御機嫌奉伺をなして退城す。大金侍從にも面会する積りなりしも御前にて過般大本營に於ける天覽品中よりの御買ひ上げ品を説明中とのこと故面会せず。陛下が御買ひ上げ品に付き斯くまで御留意あることを聞き感激しました。宮内大臣に丈け御礼言上なす考へなりしに御奥にまで案内され侍從長、侍從武官長にまで案内され面会し其の上御上より菓子^{〔戴〕}を載きましたことは非常に光榮でありました。初めて大奥に參殿す。西北の車寄とて皇族方御參殿のときの入口よりす。

話の内の一二

“陛下には大学の行幸に付き非常に御満足にあつたと”

大本營は教室実験室にて定めし御不自由でありしならんと申したれば松平宮相は陛下は慣れて御出であり又御質素故御満足であつたと。鈴木侍從長曰く大本營に就き何れも満足し居りたり。侍從武官長は陛下の大演習御統裁中は大本營内に宿り地方行幸となりて山形屋に宿泊した

るも山形屋よりは大本営内の方が宜しかりしと話し居りたりと。侍従武官長も之を肯定す。

正午退殿す。

午後文部省に山本政務次官、秘書官、菊池普通学務局長、会計課を訪ふ、幡ヶ谷を尋ぬ

〔注〕欄外に「御下賜品御礼記帳」と書き込みあり。

三一 一七七

昭和天皇行幸に際し献上品及び天覧品

一九三六年十月三十一日

『北大時報』第六十六号

○本月二日 聖上陛下ニ対シ奉リ本学謹製ノ写真帖及大
学一覽各一冊並ニ学術研究業績一五九冊ヲ献上セリ

○大本営行在所内天覧室並ニ本学行幸ノ際各学部及常時
低温研究室ニ於テ觀覽ニ供シタル品目左ノ如シ

○大本営行在所天覧室

明治天皇北海道行幸資料

北海道地図ノ変遷

『デスモスチルス』ノ骨格標本

北海道産ヒドロゾア類

北海道近海産海藻

ポリプロイド蚕ノ研究

北大農具標本

稚泊連絡船重庭丸模型

北海道産白金屬ニ就テ

○各学部天覽室

理学部

純鉄單結晶

Acanthodiaptomus yamanecensis Brehm (浮游橈脚類

(甲殼類)ノ一種)ノ色素

北海道産特殊鉍物

重水素ニテ置換セル有機物ノ性質

農学部

北海道農業ノ特異の変遷

作物ノ連作ニ関スル試験

「リンゴモニリア」病ノ研究

桜桃実割レニ関スル研究

水稻萎縮病

害虫ノ寄生蜂ニツキテノ研究

燕麦ノ化学的研究

「ゲルンジー」及「ホルスタイン」乳脂中ノ「カロチン」

並ニ「ビタミン」A効力ニ就テ

馬ノ死流産ニ関スル研究

「エゾマツ」・「アカエゾマツ」並ニ「シラカバ」樹皮

ノ研究

常時低温研究室

低温ノ生体ニ及ボス影響ニ就テノ実験的研究

雪ノ結晶ノ研究

不凍油ニ関スル研究

帆布ノ凍結試験

工学部

北海道ニ於ケル鉄道ノ特殊狀況

定電圧変圧器

高周波電氣振動發生裝置ト其ノ応用

正弦波交流發電機

電荷図

高層建築ノ理論の研究ニ就テ

重水ノ工業的製造法ニ関スル研究

北海道産金鉍ニ就イテ

北海道産石炭ニ就イテ

医学部

牛痘病原体ノ純粹分離ニ就テ

空氣「イオン」ニ関スル研究

北海道「アイヌ」ノ衛生学的研究

治療用水蒸氣噴霧「イオン」發生器（「イオニザトール」）

硅肺（塵肺）ノ「レントゲン」写真

炭肺及硅肺

細胞ノ銀反応ニ関スル研究

類脂肪質飼養ニヨル実験の動脈硬変症及腫瘍發生ニ関

スル研究

「アイヌ」ノ頭蓋骨

「アイヌ」ノ生体写真

癌腫ノ血清学的診斷

氣道及食道ノ異物

腎臟結核ノ剔出標本

各種皮膚病ノ蠟製模型

脳内透写法（エンツェファログラフキ）

三一 一七八

大本營及び行在所記念室設置・巡幸記念碑建立について

一九三六年十一月二十四日

「評議會議事録」（〇〇〇二二三）

昭和十一年十一月二十四日（火）評議會議録

〔中略〕

総長ヨリ左ノ件ニ付本会ニ御図リスル所アリタリ

本秋 聖上陛下本道ニ蹕ヲ進メサセラルルニ方リ本大

学ヲ以テ大本營及行在所ニ御治定相成リタルコトハ本

学ノ最モ光榮トスル所ニシテ其御跡ハ永久ニ保存致シ

コレニヨリ大本營及行在所記念室ヲ作り学生生徒ノ訓

育ノ資ニ供シ度ク

尚過般九州へ出張ノ砌宮崎高等農林学校ヲ視察セル際

曩ニ陛下同校ニ御巡幸アラセラルタル記念碑ヲ建立シ

アルヲ見タリ恰モ本学ニモ同様ノモノヲ建立致度考へ

居リタル所ナレハ此記念碑ノ建立ノ義本会ニ図リタル

ニ全員賛意ヲ表シ場所其他ハ尚研究スルコトニ申合

三一七九

燃料学第二講座設置に関する件

一九三六年十一月二十六日

「工学部教授会議事録」(〇〇一二—〇九)

[後略]

ルモノニシテ昭和四年以来初メテノコトニ属スル由

第三百十回教授会

一、昭和十一年十一月二十六日(木)午後一時半開会全
四時五分閉会

[中略]

十三、十一月二十四日評議會事項報告ノ件

総長ヨリ左ノ報告アリタリ

本学ヨリ提出セル明年度予算ニシテ十月二十日文部

大蔵両省ニ於テ協議成立通過セルモノ左ノ如シ

但シ未ダ大蔵省ノ省議ナク閣議モナキヲ以テ項目、

数字ニ変更アルヤモ知レズ

經常費

工学部燃料学第二講座 政府支出

右ハ国策遂行ノ波ニ乘リ政府支弁ヲ以テ認メラレタ

三一 一八〇

予科に関する件

数学教室に於ける講座新設の件

一九三七年一月二十六日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇三一二)

昭和十二年一月二十六日

教授会記録(第百六十七回)

〔中略〕

◎報告

一、予科ニ関スル件

兼而委員会ニテ協議シタル事項ニ付キ総長ノ意向ヲ問ヒタルトコロ、他学部長ノ参集ヲ求メ会談ノ結果左ノ如キ意見アリタリ、即チ

農学部ニテハ将来水産学科ノ増設アルベキヲ予想シ、該科ニ進入サスベキ予科生トシテノ定員増加ヲ希望シ居リ、又一方医学部ニ於テハ以前ヨリ予科医類ノ定員増加ヲ考ヘツ、アリ、而カモ文部当局ニ於テハ学部学

生ノ定員増加ニ関シテハ、予科ノ其レヲ増スカ、或ハ高校ノ出身者ヲ入学セシムルカノ点ニツイテ未ダ方針ノ決定ヲミルニ至ラズ 従テ本学部ニ於テ希望スルガ如キ理類トシテノ予科設置ノ件ハ当分留保ノ形勢ニアリ、而シテ孰レニシテモ予科入学ノ際理学部ヲ目指シテ一札ヲ取ルコトハ廃止スルコトヲ総長ヨリ話シアリタリ

一、数学教室ニ於ケル講座新設ノ件

右ノ件ニ関シ総長ニ対シ其ノ後ノ情勢ヲ問ヒタルトコロ左ノ如キ回答アリタリ

即チ文部省ノ議ハ経タルモ大蔵省ニ於テ削減ヲ見ルニ至レリ、ソノ理由トシテハ昨年六月四相会議ニテ決定セシ燃料国策ニヨルモノデ、本年独特ノ場合ト考ヘラル、ニヨリ、総長ノ意見トシテハ次年度ニ於テモ亦右ノ如キ情勢ヲ見ル場合ニ於テハ何等力新タナル工作ヲ考慮スルノ必要ヲ痛憾シ居レリ。

◎以上ニ関スル杉野目教授ノ意見

現下何々国策ナル言ヲ多ク聞クノ際、凡テノ産業ノ

基礎タルベキ學術研究ノ隆盛ハ必要不可欠ノ重点ナリ、依テ国策ヲ云々スル場合ニハ學術振興コソ国策中ノ国策トシテ第一次ニ実現ヲ計ルベキモノナルヲ以テ各帝国大学総長ノ連名ヲ以テ、學術振興ヲバ国策中ノ一項目トスルコトニツキ文部当局ニ進言スベキコト必要ナリ、右総長宛提案致サレタシ。

〔後略〕

三一 一八一

御講書始の御儀に宮部博士・奉仕（宮部金吾）

一九三七年一月二十六日

『北海道帝国大学新聞』

御講書始の御儀に宮部博士・奉仕

『グレーの業績』と題して 廿二日洋書を御進講

宮中御恒例の御講書始は去る二十二日午前十時から宮中鳳凰の間に於てとり行はせられたが本学名誉教授、帝国学士院会員宮部金吾博士はその御儀に洋書を御進講申上げるの光栄を担った、宮部老博士は昨年は御講書始奉仕者の控を仰せつけられたものであるが本年は奉仕者を命ぜられて「グレーの業績―殊に東亜と北米大西洋沿岸地方との植物分布に関する学説」と題して御進講申上げたのである、老博士は明治十四年札幌農学校を南総長、新渡戸博士、内村鑑三氏等と同期に卒業した人で明治十九年から二ヶ年間に米国に留学。ハーバート大学に於て今回その業績を御進講申上げたグレー教授の指導を受けて研

鑽をつみ帰国、直に札幌農学校教授に任命され昭和二年停年制により惜しまれつつ退官して名誉教授となり本年七十八歳の高齢に達してゐる、尚宮部博士は現在日本植物学会々長の任に在り昭和五年には帝国学士院会員となつた植物学界の最高峰に位する本学の至宝だが本学教授の職にある間明治二十八年以来昭和二年まで植物園長を勤め附属植物園を今日の豪華版にもち来つたといふ札幌市民にも忘れられぬ人である

十九世紀を代表する植物学者グレー

伊藤誠哉教授談

宮部老博士が御講書始めの御儀に其業績を御進講申し上げたエー・サー・グレーとその研究につき農学部植物学教室の伊藤誠哉教授は左の如く紹介を試みた

エー・サー・グレーは十九世紀を代表する植物学者として有名な人米国の植物を精査研究したがいちには北米と東亜との植物地理的関係については非常に興味を以て研究してゐる、グレーの研究は一八三四年から一八八四

年に亘つて發表されたが論文は三五四に上り之に小論文を加へると七七〇種以上を数へるその間四六年間ハーバート大学の教授として育英の業に當ると共に同大学内に植物^園搾葉室の完成をして居り非常な努力家として驚異的となつてゐた人である

米国の植物の著書の他彼には日本の植物の研究としてペリー提督が来航した時にモロー・ウイリアムスが採集した標本及び安政二年にチャールス・ライトが集めた標本等を詳しく調べて「東亜の植物は米国大西洋のものと似て居る関係にある」と推論してゐる、之がグレーの植物分布に対する論文としては非常に有名なもので学界にも大なる名声を馳せるに至つたのであるがその理由として次の如く挙げてゐる

〔中略〕

グレーと宮部博士との関係は宮部博士が最初に洋行した時グレーの許に留つて指導をうけ千島植物誌といふドクトル論文を著したといふ師弟関係にある

三一八二

理研仁科研究室朝永振一郎理学士本学無給講師嘱託方依
頼越に関する件

一九三七年二月十九日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇三一三)

教授会記録(第百六十九回)

昭和十二年二月十九日開催

〔中略〕

一、理研仁科研究室朝永振一郎理学士本学無給講師嘱託
方依頼越ニ関スル件

近カク独逸国ハイゼンベルグ教授ノ許へ留学ノ予定ナ
ル朝永氏ヲ本学無給講師トシテ嘱託致サレ度キ旨理研
ヨリ池田教授宛依頼有之、右ハ在外研究上官職名ヲ持
ツコト何彼ト便宜ナルニヨルモノ、如シ、池田教授ハ、
同人在外研究中、金属ノ量子学ニ関スル情報ヲ梅田教
授宛速報スルコトヲ交換条件ト致度旨説明スルトコロ
アリタリ

右ニヨリ学部長ヨリ総長ノ意向ヲタバシタルトコロ

講師トナスコトニ依テ本学部物理学科ガ学問上便宜
ヲ得ルモノナルトキハ考慮致度シ

トノ総長トノ意見ナルヲ以テ前記情報速報ノ条件ニ基
キ実現シ得ルト被存、教授会トシテハ右ニテ無給講師
トナスコトニ異議ナク一致ヲ見タリ

◎履歴

朝永振一郎 明治三十七年三月生

京都帝大理学部物理学科卒業

理化研究所仁科研究室在勤

金属ノ量子学専攻

〔後略〕

金属化学研究室委員推薦の件

一九三七年二月二十六日

〔理学部教授会議事録〕（〇〇〇三一—二四）

教授会記録（第百七十回）

昭和十二年二月二十六日開催

〔中略〕

議題

一、金属化学研究室委員推薦ノ件

●研究室設立ニ到リタル経過

本件ハ理工両学部長ノ連名ヲ以テ提案セルモノニシテ、最近ソノ緒ニ付ク、両学部共ニ金相学ニ関する専門家ヲ有セズ講義上ニモ不便アリ、毎年両学部別箇ニ臨時講師ヲ招聘シ居ル現状ナルヲ以テ右ノ欠陥ヲ除クタメノ目的ナリ

●設立予算

約四万二千円^{〔注〕}

●經常費及設備費

住友其他ヨリ応分ノ援助アルコトニ纏リ居ル由

右条項学部長ヨリ説明ノ上、設立ニ関スル委員会ヲ設ケラレ度キ旨本部ヨリノ提言モアルヲ以テ理、工両学部ヨリ委員ヲ推薦スルコト、ナリタルヲ以テ右ヲ諮リタルトコロ左記ノ如ク決定ヲ見タリ

記

金属化学研究室委員推薦

学部長トシテ 田所教授

化学ヨリ 柴田教授

物理ヨリ 茅教授

地鉱ヨリ 未定（長尾教授帰学後決定）

〔後略〕

〔注〕以下、次の文を削除。

「（内一万円余大学本部ヨリ、三万円余ハ寄附）右ノ寄附ハ住友鴻ノ舞鉱山ヨリ略々承諾ノ返事ヲ受ケ居リ、他ハ目下交渉中ニテ成功スルモノト思惟サル」

三一八四

理学部海藻研究所規程

一九三七年六月二十二日施行

『北海道帝国大学一覽 昭和十二年』

理学部海藻研究所規程（昭和十二年六月制定）

第一条 本学理学部ニ海藻研究所ヲ置ク

第二条 本研究所以海藻ノ分類学的、發生学的、生理学的、生態学的等ノ研究ヲナスヲ以テ目的トス

第三条 本研究所以研究主任ヲ置ク

研究所主任ハ学部長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ事務ヲ掌理ス

第四条 本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十二年六月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

三一八五

御眞影拝戴及式日に関する件

一九三七年七月三十日決裁

「例規 庶務規程 本学諸規程 雜（五の五） 自大正七年至昭和十九年」

^{發送}
北大秘第四二〇号

昭和拾貳年七月卅日判決
昭和拾貳年七月卅日扱済

〔中略〕

^{銘件}
御眞影拝戴及式日ニ關スル件

案

昭和拾貳年七月卅日

総長名

文部次官宛

件名

首題ノ件ニ關シ七月十二日付照專四六号ヲ以テ御来照有之候処本学ニ於テハ左記ノ通りニ付右御了知相成度此段及御回答候也

記

一、御真影

(一) 拝戴年月日

昭和六年二月五日

(二) 奉護ノ情況

御真影奉置所ハ煉瓦造ノ不燃質建造物ニシテ内

部ニ金屬性奉安庫ヲ設ケ此ノ奉安庫ニ嚴重奉護

申上グ

(三) 奉拝 (奉拝ノ式日)

一月一日

紀元節

天長節

明治節

二、式日

一月一日		紀元節		天長節	
中央講堂					
式場		式ノ順序			
挙式ノ概況		一、御真影奉戴 （御真影ハ式開始一時間 前ニ式場ヘ奉置ス） 一、学生々徒着席 一、職員着席 一、開幕（最敬礼） 一、君ヶ代合唱（二回） 一、教育勅語奉読 一、両陛下万歳（三唱） 一、閉幕（最敬礼） 一、退場			
教職員・学生々徒 出席範圍		・全教職員 （本部・農・医・工・土・理各学部及予科・土木専門部） ・全学生々徒 （農・医・工・理各学部学生并予科・農学部・林学両実科生徒）			
備考					

（明治節ハ上記ノ挙式次第ニ依リ挙行ノ予定ニ候）

以上

〔後略〕

本学行幸記念日の件

一九三七年九月二十一日

〔評議会議事録〕（〇〇〇二二二七）

昭和十二年九月二十一日（月）評議会記録

〔中略〕

一、本学行幸記念日ノ件

昨秋本道ニ於テ陸軍特別大演習御挙行ノ御砌本学ハ大本営及行在所ニ御治定ノ恩命ニ浴シ又畏クモ十月八日本学ニ行幸仰出サレ親シク學術研究業績ヲ御覧遊ハサレシコトハ本学無上ノ光榮トスル所ナリ 仍テコノ十月八日ヲ本学行幸記念日ト定メ学内丈ケニテ左記ニ依リ式典及行事ヲ致度旨総長ヨリ本会ニ諮リ

記

記念式次第（午前九時ヨリ中央講堂ニテ）

一、挙式ノ辞

一、君ヶ代 合唱

一、勅語奉読

一、総長式辞

一、両陛下万歳 三唱

一、閉式ノ辞

右終テ引続キ記念學術講演（二人一時間見当ニテ二人ヲ催シ其後御座所御跡拝觀

猶ホ當時ヲ追憶シ奉ル為メ左記ノ通会食スルコト

イ 高等官及講師ハ職員集会所ニテ

ロ 判任官及囑託、雇員等ハ学生集会所

右協議ノ結果前記案ニ依リ記念式及行事ヲ行フコト、シ記念講演者ニ付キテハ四学部長ニ於テ協議決定スルコトニ可決

〔後略〕

三一 一八七

北方文化研究室に関する件

一九三七年十月十一日

「評議会議事録」(〇〇〇二—二八)

昭和十二年十月十一日(月) 評議会記録

〔中略〕

一、北方文化研究室ニ関スル件

別紙上原、犬飼、児玉ノ三教授ヨリ上申ニ係ル北方文化研究室設立上申書ヲ朗読ノ後高岡総長ヨリ北方ニ位置スル本学ハ科学的ニ北方文化ノ研究ヲ遂グル必要アルコトハ素ヨリ現ニ北方文化ニ関スル研究資料ヲ有シ地理的ニハ本道ノミニ止ラズ樺太及亜細亜北方ノ文化研究ヲモ遂グル好個ノ便宜アルヲ以テ上記研究資料ノ蒐集並ニ各学部ノ関係者ヲ網羅シタル総合的研究ヲ為シ其ノ研究発表ヲナス等ノ為メニハ、北方文化研究室ノ名ニ於テ為スルハ頗ル便宜ナルベキコトノ点等本研究室設立趣旨ヲ御説明(但シ研究実施予算ハ本学現在

ノ予算ニ於テ)

右審議ノ結果本学ニ北方文化研究室ヲ設立スルコトニ

可決

〔後略〕

〔別紙〕

北方文化研究室設立に就き上申〔略〕

北方文化研究題目(差当リ)

- 一 北方文化ニ関スル文献並ニ資料ノ蒐集及整理
- 二 アイヌノ社会文化史
- 三 北海道ノ経済史
- 四 北方植民史
- 五 アイヌ及北方民族ノ人類学的研究
- 六 アイヌ及北方民族ノ医学的研究
- 七 アイヌ及北方民族ノ民俗学的及考古学的研究
- 八 北方文化ニ関スル特殊自然物ノ研究

〔別紙規程案略〕

北方文化研究室規程

一九三七年十月十三日制定

『北海道帝国大学一覽 昭和十三年』

北方文化研究室規程 昭和十二年十月十三日制定

第一条 本学ニ北方文化研究室ヲ置ク

第二条 本研究室ハ北方文化ニ関スル研究ヲ為スヲ以テ

目的トス

第三条 本研究室ニ研究主任ヲ置ク

第四条 研究室主任ハ総長監督ノ下ニ於テ事務ヲ掌理ス

第五条 本研究室ニ委員若干名ヲ置キ研究事項ヲ分担ス

第六条 本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十二年十月十三日ヨリ之ヲ施行ス

全学の興望を担ふ次期総長は今教授（今裕）

一九三七年十一月九日

『北海道帝国大学新聞』

全学の興望を担ふ次期総長は今教授

本学に一時期を画す

学内の視聴を集めてゐた次期総長選挙は昨八日午後一時より中央講堂に施行されたが教授八十二名参集し投票を行つた結果医学部病理学今裕教授が絶対多数を以て次期総長に当選した茲に本学総長は佐藤男爵、故南鷹次郎博士、現総長と代々札幌農学校出を以て占められてゐた慣習を破つたのみならず全国大学にも類例を見ざる一画期を作つたのである、事變の余波を受けて幾分沈滞氣味を見せてゐた自然科学探究の総合殿堂である本学に今や新総長今裕教授を迎へ清新の氣漲り全学内は今教授の方針に對し異常な関心を払つてゐる

投票は予定より稍遅れ午後二時開始、各教授は緊張裡に

一票、又一票を投ずる、やがて第一回開票すれば今教授
四三票の大多数次いで農学部星野教授一二票、工学部倉
塚教授七票、吉町名誉教授四票農三宅教授五票、宮部名
誉教授六票伊藤、田所、越智各教授一票医大野教授無く
十名の候補者が選ばれた、かくて最後の決選投票には今
教授四八票、高岡総長二十八票、星野教授四票、倉塚教
授二票で今教授は茲に新総長として登場した訳である、
右正式発令は来月十日頃見る筈で現総長との交迭も同時
期に行はれるものとみられてゐる

〔後略〕

三一 一九〇

昭和十二年度在外研究員に関する件

一九三七年十一月十二日

〔評議会議事録〕（〇〇〇二一三〇）

昭和十二年十一月十二日（金）評議会記録

〔中略〕

一、高岡総長ヨリ本日ノ評議会ノ議題ハ昭和十二年度在
外研究員ニ関スル件ニ付御審議ヲ願度キ旨ヲ述ヘラレ
即チ今回本省専門学務局長ヨリ別紙ノ通（別紙朗読）
此際取敢ヘス本学ヨリ右候補者二名ヲ極秘裡ニ選定相
成度尚ホ右候補者ハ時局柄軍事又ハ資源関係ノ如キ重
要学科研究者ニ限り詮衡セラルコトト思ハル旨申
越ニ付本件選定ハ特ニ極秘裡ニテ取扱方曩ニ評議会ニ
先タチ各学部長ニ御話申上ゲタルモノニ付御了知願度
就テハ各学部ヨリ順次候補者推薦理由ヲ説明シテ戴キ
度シト図リ

(一)星野農学部部長ヨリ農学部候補者トシテ林学科福山助教授、畜産二部ノ平戸助教授ヲ推薦致度シト述べ

第一ニ福山助教授ノ経歴、業績、本人ノ研究ハ林産物ノ化学工業の利用ニ関スルモノヲ主目的トシ

(イ)木材ノ「パルプ」化(紙、人絹、ステープルファイバー等ノ製造)

(ロ)木材ノ乾留(木炭、木瓦斯、木槽、酢酸等ノ製造)

(ハ)木材ノ糖化(砂糖若クハ酒精ノ製造)

(ニ)林産草木ヨリ特殊成分ノ採取(單寧、油類染料等

ノ抽出採取)等ニシテ以上ノ研究ハ直チニ資源

ノ開發ニ応用セラレ又軍事ニ關係ヲ有スル場合

極メテ大ナル点ニ付詳細ニ亘リ説明

次テ畜産二部平戸助教授ノ経歴、業績、同人研究ノ家

畜衛生学ノ研究、鼻疽病ノ研究、馬ノ流産ニ関スル

研究ハ軍事上必要ナルモノト認メラルコトヲ説明

次ニ大野医学部長ヨリ医学部候補者細菌学教室梅田助

教授ノ経歴、業績、本人ノ研究主題目ハ瓦斯壞疽ニ

シテ平時ニ於テハ勿論特ニ戰時ニ於テハ傷兵、軍馬

等ノ創傷伝染病トシテ恐ルベキモノナルコトヲ歐洲大戦ニ於ケルフランスノ報告等ヲ引例瓦斯壞疽病原ノ檢索並ニ治療及ビ予防ニ関スル研究ハ今日最モ重要且緊急問題ナルコトヲ詳細ニ亘リ説明

次ニ倉塚工学部部長ヨリ工学部候補者熱機関研究室吉原助教授ノ経歴、同人(研究)ハ熱機関ノ一部トシテ

原動機ノ研究ヲ主トスルモノニシテ近時航空機力有カナル兵器タルノミナス新タニ交通上ノ分野ヲ開拓シ更ニ漁業、農業、測量等ニ適用セラレ經濟上、

図リ知レヌ未来性ヲ持チ其ノ技術の進歩ト応用ノ範

囲ノ拡大トハ因果關係ヲ有シ近年著シク發達ヲ遂ケ

飛行機々体ハ我国独自ノ製作ヲ為スニ至リタルモ原

動機ノ設計、製作技術ハ未タ獨創のノ境界地ヲ開ク

ニ至ラス外国ノ模倣ニ依ルモノナレバ之力独自のノ

研究必要ナルモノニシテ本学ニ於テモ時勢ノ順応シ

タル研究ヲ遂ケ以テ北辺ノ国防並ニ北海道樺太ノ航

空路ノ開拓ニ資セントスル旨等ニ付詳細ニ説明

次テ理学部鈴木評議員ヨリ理学部ノ候補者物理学科ノ

四手井助教授ノ経歴業績、同人ノ研究ハ光学、赤外線通信ニ関スルモノニテ特ニ軍事ニ関係多キ点ヲ説明

以上各学部候補者ノ推薦理由説明アリテ種々協議ヲ遂ケタル後本件決定ハ総長ニ御一任シ総長ニ於テ適当ナル方ト御相談決定セラルルヤウニ御願ヒスルコトニ申合

以上

三一 一九一

防護規程制定の件

一九三七年十一月十六日

「評議会議事録」(〇〇〇二一三二)

昭和十二年十一月十六日(火) 評議会記録

〔中略〕

一、防護規程制定ノ件

係員ヨリ仮規程ノ朗読並説明アリ次デ配属将校岸川大佐ヨリ防護法ト防護ノ重要性ニ関シ一場ノ講演アリタリ

右終ツテ仮規程ニ付審議ノ結果大体別紙ノ通り其ノ儘之ヲ承認シテ直チニ実行ニ移スコトニ申合セタリ但シ本仮規程中字句ノ点ニ付テハ本部係員ニ於テ今一応検討スルコト、ナル

〔別紙〕

北海道帝国大学防護仮規程

第一章 総則

第一条 本規程ハ非常、変災又ハ戦時、事変ニ際シ北海道帝国大学防護ノ万全ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 前条ノ防護トハ非常、変災又ハ戦時、事変ノ際本学ノ主要ナル物件ヲ警護シ又ハ敵航空機来襲ノ警報伝達、灯火管制ノ実施、消火、交通整理、防毒、避難各種ノ工作、諸物件ノ配給等ニ関スル必要ナル行動ヲ總称ス

第三条 前条防護ノ目的ヲ達スル為メ本学ニ防護委員会並ニ防護団ヲ置ク

第二章 防護委員会

第四条 防護委員会ハ本学防護ニ関スル重要ナル事項ニ付之ヲ審議ス

第五条 防護委員会ニ会長、委員、相談役及幹事ヲ置ク

第六条 会長ハ総長之ニ当リ会務全般ヲ統理ス

第七条 委員ハ学部長、評議員、農場長、演習林長、植物園長、医院長「、」予科主任、専門部主任、実科主任、図書館長之ニ当リ会長ノ諮問ニ応ス

第八条 相談役ハ配属将校トシ会長之ヲ囑託ス

会長ノ諮問ニ応シ委員会ニ出席スルコトヲ得

第九条 幹事ハ課長、専任学生主事、薬局長、医院事務官之ニ当リ委員会ニ諮問スヘキ事項ノ調査立案ニ任ス

第十条 庶務課長ノ職ニ在ル幹事ハ他官衙及諸団体トノ連絡協調ノ任ニ当ル

第十一条 書記ハ会長之ヲ命シ庶務ニ従事セシム

第十二条 会長ハ随時委員会ヲ召集ス

第十三条 会長事故アルトキハ会長ノ指名シタル委員之ヲ代行ス

第十四条 幹事ノ分掌事項左ノ如シ

一、庶務

委員会ノ召集及議事ニ関スル事項

一般官公衙及諸団体トノ連絡ニ関スル事項

部内ノ連絡、通知等ニ関スル事項

他ノ部ニ属セサル事項

二、計画

諸般ノ防護計画ニ関スル事項

防護ニ関スル諸般ノ調査事項

三、指導

学生生徒ノ防護指導ニ関スル事項

流言蜚言、各種悪宣伝ノ防止及対策ニ関スル事項

灯火管制、防毒、消火、避難等ノ指導ニ関スル事項

項

災害及防護ノ状況等周報ニ関スル事項

部外ノ防護状況調査ニ関スル事項

四、工営

営造物及附帯工作物調査ニ関スル事項

通信機関ノ整備統一ニ関スル事項

各種図面ノ作製ニ関スル事項

五、警衛

営造物及工作物並ニ構内警備ニ関スル事項

火気及危険物ノ取締ニ関スル事項

防火及消防施設ノ整備ニ関スル事項

其他警備ニ関スル一切ノ事項

六、経理

各種防衛器具ノ調整ニ関スル事項

給養ニ関スル事項

其他一般経理ニ関スル事項

第三章 防護団

第十五条 防護団ハ防護委員会ニ於テ議定シタル方針ニ

基キ諸般事項ノ実行ニ当ル

第十六条 防護団ハ団本部及支部ヨリ成ル

団本部ハ団長ノ直属トス

第十七条 支部ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一部 大学本部

第二部 農学部

第三部 医学部

第四部 工学部

第五部 理学部

第六部 予科

第七部 土木専門部

第八部 大学寄宿舎

第九部 第一農場、常時低温研究室、金属化

学研究室

第十部 第二農場

第十一部 演習林

第十二部 植物園、博物館

第十三部 附属医院

第十四部 図書館

第十八条 団本部ニ左ノ十係ヲ置キ関係部課ノ主管ニ属セシム

庶務係 庶務課

警報係 全

警護係 学生課

配給係 会計課

消防係 全

避難所管理係 営繕課

避難整理係 学生課

防毒係 医院

救護係 全

工作係 営繕課

第十九条 庶務係ハ他官庁其他外部トノ連絡並ニ団一般ノ庶務ニ当ル

第二十条 警報係ハ警報伝達及灯火管制ニ際シ関係各官衙ト密接ナル連絡通報ニ当ル

第二十一条 警護係ハ治安ノ維持、火災、盗難ノ予防、主要施設物件ノ警護ニ当ル

第二十二条 配給係ハ諸物資ノ管理及配給ニ当ル

第二十三条 消防係ハ火災予防並ニ消火ノ任ニ当ル

第二十四条 避難所管理係ハ避難所ヲ設定シ避難者ノ出入、取締ニ当ル

第二十五条 避難整理係ハ交通整理並ニ避難者誘導ニ当ル

第二十六条 防毒係ハ瓦斯ノ防毒作業ニ当ル

第二十七条 救護係ハ傷病者ノ救護ニ当ル

第二十八条 工作係ハ建設物ノ補強及応急作業並ニ偽装遮蔽等ニ当ル

第二十九条 各支部ニ班ヲ置ク各部ハ第十九条乃至第二十八条ノ実行ニ当ル

第三十条 防護団長ハ総長之二当リ団務ヲ総理ス

五、本仮規程ハ昭和十二年十一月十七日より施行ス

第三十一条 支部ニ支部長ヲ置ク当該部局長之二当ル但シ他ノ部長ヲ兼務スルコトヲ妨ケス

第三十二条 支部長ハ団長ノ命ヲ承ケ管理区域内ノ防護ニ当ル

第三十三条 係又ハ班ニ各主任ヲ置ク 支部長ヲ經テ団長之ヲ命ス

但シ他ノ係又ハ班ノ主任ヲ兼務セシムルコトアルヘシ
第三十四条 係主任又ハ班主任ハ上司ノ命ヲ承ケ各其ノ分担事務ニ服ス

附則

一、本規程ハ防空演習ノ実跡ニ依リ改訂スヘキ見込ヲ以テ之ヲ仮規程トス

二、本規程ノ適用ハ戒嚴ノ宣告又ハ布告アリタル時ハ戒嚴司令官又ハ防衛司令官ノ令下ニ從フ

三、本規程ハ前条ノ外關係各官衙固有ノ權限ニ抵触セサル範圍内ニ於テ適用ス

四、本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

三一 一九二

農林実科に関する件

一九三八年三月二日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇八一三二)

三月二日(水曜日) 午後二時開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

協議事項

一、農林実科ニ関スル件

農、林学実科ニ関シテハ従来大学ノ専門部ニセントスルノ意向アリタルモ近時其ノ独立説アリ之ニ対スル本学部教授ノ賛否ノ意向伺ヒタシ

右ニ関シテハ全員独立ヲ希望スルノ意向ヲ確メタルヲ以テ其旨総長ニ申出ヅル事ニ決定セリ

〔後略〕

三一 一九三

金属化学研究室規程

一九三八年五月一日制定

『北海道帝国大学一覽 昭和十三年』

金属化学研究室規程 昭和十三年五月一日制定

第一条 本学ニ金属化学研究室ヲ置ク

第二条 本研究室ハ金属並ニ其ノ精鍊ニ関スル化学的研究ヲ為スヲ以テ目的トス

第三条 本研究室ニ委員若干名ヲ置ク

第四条 研究室主任ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ事務ヲ掌理ス

第五条 委員ハ本研究室ノ運営並ニ經理ニ関スル事項ヲ審議ス

第六条 本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

三一 一九四

学生の集団勤労に関する件

一九三八年六月二十八日

「評議会議事録」(〇〇〇三—〇五)

昭和十三年六月二十八日(火) 評議会議録

〔中略〕

議題

一、学生ノ集団勤労ニ関スル件

本件ニ関スル大学ノ方針ニ付大要左ノ如ク総長ノ説明

アリ

一、本件ニ関スル実施方法ハ学生課ニ於テ立案スル

一、時期ハ九月一日ヨリ五日間ノ予定(雨天順延)

一、参加学生ハ最高学年ノ者ヲ除ク

一、旅費、滞在費ヲ要スル時ハ各部局ニ於テ負担スル

コト

一、各学部毎ニ班ヲ組織シ各班ノ指導者ハ教官之ニ当
ル

一、学生ニハ之ガ実施ニ際シ各自ノ希望ニ任セス特ニ^{〔注一〕}

参加ヲ命ズルコト

一、労働ニ要スル器具ハ本部会計課ニ於テ準備スルコ

ト

一、労働時間ハ大体一日五時間(午前三時間 午后二

時間)ノ予定

以上

右総長ノ説明ニ対シ協議ノ結果本会ハ之ヲ承認スルコ

トニ可決

〔後略〕

〔注一〕「二」を削除。

〔注二〕「特ニ」を「総テ」に訂正。

三一 一九五

集団勤労作業運動実施に関する件

報相成度依命此段及通知候也

一九三八年七月一日決裁

追而計画書様式ハ曩ニ送付ノ学第二八〇号添付書類御
参照被下度候

〔集団勤作業関係 昭和十三年度 北海道帝国大学
学生課〕（帝大／二〇一九／〇四二一）

發送
番号 第二八八号

昭和拾参年七月壹日判決

昭和拾参年七月壹日扱済

〔中略〕

銘件
集団勤労作業運動実施ニ関スル件

案

年 月 日

学生課長

各学部長宛

件名

標記ノ件ニ関シテハ六月廿八日付学第二八〇号ヲ以テ計
画大要御通知申上置候処同日開催ノ学生主事会議ニ於テ
別紙具体案作成仕候就テハ本省ニ対シ統一報告ノ要有之
候条左案御参照ノ上貴学部ニ於ケル実施計画書至急御回

[別紙]

本学学生集団勤労作業概要

一、作業内容

部科別

作業種目

作業場所

1 農学部（一・二年目約二〇〇名）

農学科
 一年
 二年

原始林開墾

第一農場原始林

畑・道路及果樹園ノ草筆排水溝修理

第一農場

農芸化学科
 農芸化学講堂中庭及周囲清掃

農業經濟学科
 肉製品実験室構内ローン造成及清掃

農学部構内

畜産学科第一・二部
 教室周囲ノ清掃及肉製品実験室構内整地

農業生物学科
 植物名札書キ及草筆リ

植物園

林学科
 伐木、運搬及造林作業

天塩演習林

2 医学部（一・二・三年目約二〇〇名）

基礎医学西方窪地地均及構内清掃

医学部構内

3 工学部（一・二年目約二〇〇名）

第一部類
 除草及地均（工学部西方空地）

工学部構内

第二部類（甲）
 土石掘鑿作業

夕張・静狩・豊浦

第二部類（乙）
 燃料学研究室新宮建物基礎工事

工学部構内

第三部類……………貯水池ノ清掃実験室内外ノ清掃……………
 第四部類……………テニスコート除草及修理……………
 } 工学部構内

4 理学部（一・二年目約一〇〇名）

構内ローン及道路新設並除草清掃……………理学部構内

5 学生課特別班（二三名）

第一班（八名）……………原始林開墾……………第一農場原始林

第二班（一五名）……………火防貯水池附近及構内ローン清掃……………

聖跡記念碑並御真影奉安所附近清掃……………
 } 医学部及農学部構内

二、期日及時間

A 期日 自九月一日
至九月五日

但

農学部農学科（一年）七月三日—七月十二日
 " 林学科 七月一日—七月十五日
 工学部第二部類（甲）七月一日—七月八日

B 作業時間

休憩

自午前八時半 至"十時	一時間半	午前十時ヨリ三十分	
自"十時半 至正午〇時	一時間半	正午〇時ヨリ一時間	毎日午前八時集合点呼
自午后一時 至"二時半	一時間	午后二時ヨリ三十分	" 午後四時行事後解散
自"二時半 至"三時半	一時間		

三、行事

午前八時 集合点呼 国歌斉唱裡ニ国旗掲揚。 午前八時三十分 作業開始
午後四時 集合点呼 国歌斉唱裡ニ国旗降下。

備考

訓示ハ適時行ヒタリ

第一日ハ各学部ニ於テ学部長ノ訓示後人員配置器具取扱練習ヲ為シ解散ス

第五日ハ各学部ニ於テ訓話ノ後午前九時中央講堂ニ参集シ総長ノ訓示後集團勤勞作業ニ関スル映画上映終ツテ解散ス

映画 銃後ノ長期戦（集團勤勞作業ニ関スルモノ） 防共十字軍 ニユース映画

四、經費

作業用具購入費トシテ 三一・七五ヲ支出ス^円

各学部ニ於テハ国旗並ニ掲揚柱設置其他湯茶等ノ消耗品費支出アリ

尚作業用具ハ曩ニ予科、実科ノ作業実施ノ際一三〇・〇〇ヲ以テ購入セル器具ノ流用アリ又他ヨリ借用ノ器具ニ就テハ何等ノ費用ヲ要セザリキ。

備考

一、作業器具ハ各学部ニ於テ所要数ヲ調査シ学生課迄通報セシメ会計課ヲシテ調達セシメタリ。

二、本省通牒の趣旨ニ基キ洽ク学生ヲ参加セシムヘキヲ以テ夏期労働生ハ固ヨリ学校所定ノ実習実験等ニ従事セル学生ヲモ参加セシメタリ。

三一 一九六

日本學術振興會第八小委員會(アイヌの研究)による研究

一九三八年七月三十日

『日本學術振興會年報』第五号

第八小(アイヌの研究)委員會の解散

昭和十二年三月三十一日解散 委員 一名

昭和十二年度經費 八、一五〇円

我日本民族生成の重要々素にして且つ世界の人類学上の貴重なる資料たる「アイヌ」民族をその全面的混血と滅亡に先立ち医学的民族生物学的に完全徹底的に調査するを目的とし昭和八年十一月第八小委員会として設置せられ爾來各委員は各その分担に応じ熱心に之が研究を行ひ略その目的を達成し研究報告は逐次邦文に或は欧文により内外に発表せらるるの域に達せるが故に昭和十三年三月三十一日を以て之を解散せり

三一 一九七

文部大臣の指示事項に関する件

一九三八年八月三日

『評議會議事録』(〇〇〇三一〇六)

昭和十三年八月三日(水) 評議會記録

〔中略〕

議題

一、文部大臣ノ指示事項ニ関スル件

去月二十八日帝国学士院ニ於テ開催セラレタル文部当局並ニ全国六帝国大学総長懇談会席上ニ於ケル文部大臣ノ指示事項ニ関スル総長ノ報告左ノ通り

一、各大学ガ時局ニ対シテ善処協力シテ居ルコトハ誠に感謝ノ至リデアツテ此ノ機運ヲ以テ更ニ学界ニ一大躍進ヲ促シ人文自然両科学方面ニ対シテ計画ヲ進メ度イ、従ツテ之レニ対スル要望又ハ意見等アラバ承リ度イ

二、斯カル次第デアルカラ先ツ帝国大学ノ地位向上ヲ

計リ此レニ依ツテ大学ニ対スル社会ノ信頼ヲ高メ度
イ

尚学生ニ対スル訓育ニ付テモ大学生ニハ左シタル不
良ノ徒ハ無イト思フガ若シ有ツタトスルモ其際ハ人
手ニ任サズ大学自身ノ肅学デ進ミ度イ

三、大学令ニ學術ノ^{〔進〕}濫興ヲ究メ人格ノ陶冶ヲ計ルコト
ニナツテ居ルガ之ノ趣旨ニ副ハザル点アルハ遺憾
ノ至リデアル 自分ハ大臣トシテ輔弼ノ大任ヲ果
ス上ニ於テ斯克ノ如キコトアルハ遺憾ノ次第デア
ツテ之ハ大学ノ選挙制ニ^{〔延〕}胚胎スルコト大ナルモノ
アルヲ思フ依ツテ之ヲ明朗性ニ帰スルニハ選挙制
ヲ改ムル必要ナキヤヲ思フ各総長ノ意見ヲ伺ヒ度
イ

又総長トシテモ職員ノ任免ニ関シテハ上申ヲ委任
セラレ居ルヲ以テ学部長、教授ノ選挙制モ同時ニ
廃止スルコトヲ考慮サレ度イ

大體文部大臣ノ意見ハ右ノ通りデアツタガ 尚総長ノ任
命ニシテモ大学カラノ上申ヲ認メヌト云フニ非ズ要ハ総

選挙ト云フコトデナク少数ノ人ノ詮衡ト云フ様ナコトデ
出来ヌカトノ話モアツタ

尚文部当局ハ学部長ノ任期短カキハ学者トシテ繁多ナル
事務ニ携ハルヲ喜ハサル為メモアルベキヲ以テ各学部ニ
事務官ヲ置キ本部ニ書記官ヲ置ク意向ナル旨モ述ベタ
長与東大総長ノ質疑

大学ノ選挙制ハ絶体ニ善キ方法トハ信シナイガ大学ハ
一般官庁ト事情ヲ異ニスル点アルヲ以テ其ノ方法如何
ハ問題デアル 之ニ対シ成案アリヤトノ質問ニ対シ
文部大臣ハ更ニ前言ヲ繰リ返シ

大臣トシテ、輔弼ノ臣トシテ人事ノ具状奏請ノ責任上、
又総長トシテモ学部長以下ノ人事具状ノ責任上共ニ其
ノ根拠ヲ明確ニスルル必要ナキヤトノ答デアツタ

茲ニ於テ今回京都大学浜田総長薨去ノタメ急速後任者物
色ノ必要上従来ノ選挙法ニ代ルベキモノヲ制定スルコト
ニ付本省側ノ要望アリタルヲ以テ当日午後六総長ノミニ
会議ヲ開キ左ノ如キ原案ヲ得タリ

一、全教授ノ総選挙ハ之ヲ廃止シタ方ガ好イ

一、総長候補者ヲ詮衡スル協議委員会ノ如キモノハ絶体ニ必要デアル

一、協議委員ハ学部長ノ外各帝大ノ事情ニ依リ二名乃至四名トスル

一、協議委員ノ選任ハ総長ノ申出ニ依リ学部長之ヲ推薦スル

一、協議委員ハ三名ノ総長候補者ヲ詮衡スル

一、総長候補者ノ資格ハ学ノ内外ヲ問ハズ広ク最適任者

ヲ詮衡シ以テ文部大臣ニ推薦スル

斯クシテ選挙制度ヲ廃スル時任期ヲ如何ニスルカノ問題

ガ起ルガ之レハ何等カノ方法デ決メルコトモ出来ル

以上ハ大体文部当局六帝国大学総長懇談会ノ内容デアツ

テ此ノ趣旨ニ基キ各大学ノ意見ヲ纏メ不日会議ヲ再開ス

ルコトニ申合セタリ（本件ニ関シ各大学ガ同一歩調ヲ進モウツノコトハ出席者一同ノ一致タ意見デアツタ）

右報告アリタル後本会ハ直ニ大体ノ案ヲ決定スルヤ否ヤ

ニ付協議ノ結果一応各学部教授会ニ諮リ其ノ意向ヲ持チ

寄り来ル十三日（土）午前中ニ本会ヲ開クコトニ決定セ

リ

三——一九八

生物化学研究室建物寄附の件

気球操作装置設置の件

一九三八年八月十二日

「理学部教授会議事録」（〇〇〇三—五六）

第貳百貳回教授会記録

（昭和十二年八月十二日開催）

〔中略〕

議題

一、生物化学研究室建物寄附ノ件

東京市山下太郎氏ヨリ生物化学研究室建物寄附ノ願出

アリ此ノ建物ハコンクリート二階建総坪数二二三坪余

ニシテ其ノ建築費ハ附帯設備費及建物設備費及事務費

ヲ合セテ総額拾壹万円ニシテ其ノ経常費ハ別ニ他ヨリ

五ヶ年ノ寄附ヲ受クルコトニナル居ル由ナル旨学部長

ヨリ報告シ次デ関係教官田所教授ヨリ本建物寄附ニ就

テノ経緯ヲ詳細ニ説明アリタル後此ノ研究室ノ取扱方

ニ就テ諮リ協議ノ結果此ノ研究室ガ将来本学部ニ引継
ガレタル場合ニ於テモ其ノ経費ニ就テハ本学部令達ノ
経費トハ全然関係ナク別個ノ取扱ヲナスコト、シテ承
認スルコトニ決定セリ

二、気球操作装置設置ノ件

中谷教授ヨリ気球ニ依ル大気ノ物理的状況観測ノ為本
学部本館北側屋上ニ気球操作装置ヲ設置致度旨申出ア
リ右ハ既設建物ニハ全然影響ナク尚此ノ研究ハ約三ヶ
年ニシテ終了スル見込ナル由ナルヲ以テ之ヲ承認シタ
ル旨ヲ学部長ヨリ報告シ事後承諾トシテ諒解ヲ得タリ

〔後略〕

三——一九九

総長、学部長、教授等の銓衡に関する件

一九三八年十月十一日

「評議会議事録」（〇〇〇三——二）

昭和十三年十月十一日（火）評議会記録

〔中略〕

一、総長、学部長、教授等ノ銓衡ニ関スル件

本件ニ関シ総長ヨリ前回評議会後ノ情勢ニ付報告スル
所アリタル後左記意向ヲ述べラレタリ

一、別紙各大学連絡委員会案ハ文部省側ニ於テ全面的
ニ拒否セルモノニシテ到底採択ノ見込ナキモノナ
リ

一、本学ハ之カ対案作製ノ為メ昨日（十日）委員会ヲ
開催別紙ノ通り本学案ヲ得タリ

一、本学案ハ文部省側ノ絶對的希望意見タル

一、選挙ハ廃止スルコト

一、総長候補者ノ数ハ複數トスルコト

一、記名アル文書上申トスルコト

ヲ加味セル本学ノ最後案トス

一、本案ハ本学トシテ今後ノ連絡會議ニ臨^{〔註〕}ム或ハ太学

間ノ連絡協調決裂ノ場合、直接文部省ニ対ネル折

衝ノ最後ノ腹案トシタク、サレド相成ベクハ是ヨ

リ緩和セル要綱ニテ決着スル様致シ度ト考フ

右総長ノ意向ニ対シ協議ノ結果本会ハ之ヲ一応学部教

授会ニ諮リ其ノ意見ヲ纏メタル上次回評議會ニ於テ更

ニ審議スルコトニ決定

〔別紙一〕

北海道帝国大学人事詮衡ニ関スル件

一、総長

一、総長ハ全教授ノ意見ヲ徴シ輿望ヲ荷ヘル者ヲ総長候

補者ト定メ之ヲ文部大臣ニ推薦ス

総長候補者ノ数ハ二名以上ヲ原則トス

教授ノ意見ハ文書ニ依リ上申スルモノトス

一、総長ハ在職一定年ニシテ退職スルモノトス

二、学部長（其ノ他補職）

一、総長ハ教授会ニ諮リ其ノ推挙ヲ受ケタル者ヲ学部長

（其ノ他補職ノ）候補者ト定メ之ヲ文部大臣ニ具状

ス

一、学部長（其ノ他補職）ハ在職一定年ニシテ退職スル

モノトス

三、教授、助教授

一、総長ハ教授会ニ諮リ其ノ推挙ヲ受ケタル者ヲ教授又

ハ助教授ノ候補者ト定メ之ヲ文部大臣ニ具状ス

〔別紙二〕

一、総長候補者推薦ノ件（委員（会案）

一 総長ハ文部大臣ヲ輔佐スル趣旨ヲ以テ総長候補者ヲ

文部大臣ニ推薦ス

一 総長ハ全教授ノ意見ヲ徴シ輿望ヲ荷ヘル者ヲ総長候

補者ト定ム

一 右手続及其ノ執行ニ関シテハ秘密ヲ厳守スルモノト

ス

一 総長更迭ノ時期ハ之ヲ秘密トス

二、学部長候補者推薦ノ件

一 総長ハ教授会ニ諮リ其ノ推挙ヲ受ケタル者ヲ学部長候補者ト定メ之ヲ文部大臣ニ推薦ス

一 右手続及其ノ執行ニ関シテハ秘密ヲ厳守スルモノトス

一 学部長更迭ノ時期ハ之ヲ秘密トス

三、教授、助教授候補者推薦ノ件

一 学部長ハ総長ヲ補佐スル趣旨ヲ以テ教授会ニ諮リ其ノ推挙ヲ受ケタル者ヲ教授又ハ助教授ノ候補者ト定メ之ヲ総長ニ推薦ス

一 右手続及其ノ執行ニ関シテハ秘密ヲ厳守スルモノトス

〔注〕以下取り消し線の箇所を「ム」に訂正。

三―二〇〇

総長、学部長、教授並助教授の銓衡に関する件

一九三八年十月二十四日

「評議会議事録」(〇〇〇三一―四)

昭和十三年十月二十四日(月) 評議会記録

〔中略〕

二、総長、学部長、教授並助教授ノ銓衡ニ関スル件

総長ヨリ十月十六日上京後ノ動静ニ関シ報告アリ。

十月十六日朝着京、文部省ノ出迎アリ午前八時半本省

ニ出頭、代案提出ノ督促アリ。

同日午前十時ヨリ東大ニ於テ各帝大総長並連絡委員出席、連絡委員会議開催、協議ノ結果、即チ別紙ノ要綱ノ案ヲ得タリ。

但シ東大ハ之ヲ評議会ニ諮ルノ必要上是ガ賛否ヲ十八

日迄保留セリ 十七日ハ神嘗祭ニシテ会議ハ行ハ

ス十八日東大ハ評議会ノ結果総長候補者推薦ニ関シテハ全ク意見ノ一致ヲ見タルモ学部長、教授、助教授候

補者ノ推薦ニ関シテハ第三項ヲ削除シテ提案スルコト

ニ決シ各帝大総長ハ夫々同文ノ代案ヲ持シテ文相官邸ニ出向シ之ヲ文部当局ニ提出セシガ当局ハ一応之ヲ受理シ之ニ検討ヲ加フル旨ヲ約セリ。

十九日夜十

時東大ヲ除ク五帝大総長ハ文部大臣ノ招請ヲ受ケ当局ト懇談ヲ重ネタル結果二十日午前一時ニ至リ大臣ニ面接シ代案ニ対スル承認ヲ得タリ

本要綱ノ案ニ付テハ本省ニ提出前一応評議會ニ諮ルヲ妥当トスルモ其ノ内容ハ曩ニ予メ協議セル事項ノ範圍内ニアリ且又時日ノ余裕無カリシヲ以テ総長ハ之ニ同意セル次第ニシテ此点ニ付各評議員ノ了解ヲ求ムル旨ノ挨拶アリ

要綱ノ本文左ノ如シ

〔別紙一〕

七月二十八日御要望ノ趣旨ニ基キ総長候補者ノ推薦学部長ノ補職及教授助教ノ任用等ニ関スル從來ノ方法ニ改善ヲ加ヘ別紙要綱作成致シタルニ付御諒承相成度候

〔別紙二〕

総長候補者推薦ニ関スル件

一 総長ハ全教授ノ意見ヲ徴シテ後任候補者ヲ銓衡シ之ヲ文部大臣ニ推薦スルモノトス

総長死亡シタルトキ又ハ後任候補者ヲ推薦セスシテ退職シタルトキハ総長代理者之ヲ行フ

一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス

一 総長更迭ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

学部長候補者推薦ニ関スル件

一 総長ハ学部部長ノ推薦ニ基キ後任学部長候補者ヲ文部大臣ニ推薦ス

一 学部長後任候補者ヲ推薦スルニ当リテハ之ヲ教授會ニ諮ルモノトス

一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス

一 学部長更迭ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム
教授助教候補者推薦ニ関スル件

一 総長ハ学部長ノ推薦ニ基キ教授助教候補者ヲ文部大臣ニ推薦ス

一 学部長教授助教候補者ヲ推薦スルニ当リテハ之ヲ教授会ニ諮ルモノトス

一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス

〔別紙三〕

○総長候補者推薦ニ関スル件中第二条ノ署名セル文書其他ノ「責任ヲ明カニスル」トハ「調査スレバ判ル様ニスル」ノ意味ニシテ文部省ノ絶対的要望ニ基キ之ヲ決定セルモノナリ

第三条ノ任期ニ関スル事項ハ文部大臣ニ於テ削除ヲ希望セルモ各大学ノ要望ニヨリ存置セルモノナリ 茲ニハ「任期」ノ文字ヲ用フルヲ避ケタルモ其ノ任期ハ内規ニ規定シ各大学孰レモ同一ニ致シタキ希望アリ、大體四年ヲ適當トセリ

○学部長、教授、助教候補者推薦ニ関スル件

文部大臣ハ本件第二条ノ教授会ノ「会」ヲ除クコトヲ希望セルモ此ノ場合ニ於ケル教授会ハ勅令ニヨル教授会ノ意ニ非スシテ教授協議会ト解スヘキ趣旨ニ於テ之ヲ存置スルコト、セリ。

三一・二〇一

臨時附属医学専門部設置に関する件

一九三九年五月八日

〔評議会議事録〕（〇〇〇三一・三）

昭和十四年五月八日（月）臨時評議会記録

〔中略〕

一、臨時附属医学専門部設置ニ関スル件

別紙要項ニ基キ総長並ニ医学部長ノ説明アリタリ。

〔別紙〕

臨時附属医学専門部設置要項

一、設置ノ場所

東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋

各帝国大学医学部

新潟、岡山、千葉、金沢、長崎、熊本各医科大学

二、開設時期

昭和十四年度

三、修業年限

四年

四、入学資格

中学校卒業者並ニ之ト同等以上ノ資格ヲ有スル者

五、入学セシムベキ生徒概數

別紙参照

本学ニ於テハ六十名

六、校舎

昭和十四年度ニ於テハ当該大学ノ校舎ヲ利用シ
テ授業ヲ開始シ十五年度以降ニ於テ所要校舎ノ
増築ヲナサントス

三一—二〇二

功力金二郎「抽象空間の研究」に対する帝国学士院賞授
賞審査要旨

一九三九年五月十一日

「授賞審査要旨」（帝国学士院）

功力金二郎君の「抽象空間の研究」に対する授賞
審査要旨

抽象空間論に於ける次元論には二つの流れがある、一
つは Frechet が一九〇九に創めたもので、二つの空間
A、B の点の間に一对一の連続対応がつけられる場合
に A、B は同一の type de dimensions をもつて、
 $dA = dB$ で表し、A の一部分が B と一对一の連続対応を
つけ得られる時、A は B より type de dimensions が大
であるといひ $dA > dB$ で表した。他の一つは Poincaré
から始まり Brouwer を経て Menger や Urysohn の二人が
一九二二に完成した理論である。併し両者に各短処があ
る、例へば、Menger-Urysohn の理論は無限次元の空間

には及ばないし、Frechet の理論では、普通に同次元と
考へられてゐるものが異なる type de dimensions をも
つことがある。

Frechet は之等両者の間の関係を問題にしたが、Urysohn
は簡単な関係の存在を否定した。

功力君は classe de dimensions なる新しい概念の導
入によつて、上述の二理論の間に橋梁を架し、其間の関
係を明瞭ならしむるに成功したのである。

功力君は先づ集合 (ensemble) の正則族 (famille
régulière) なる新概念を導入して其の性質を調べ、一
つの集合 A より出発して A を含む最小の正則族を定め、
之を $F(A)$ で表した。二つの集合 A、B に対し $F(A) \subset F(B)$
が互に一致する場合に、A、B は同一の classe
de dimensions をもつと定義し、之を $dA = dB$ と記し、
 $F(B)$ が $F(A)$ の一部分となる場合に、A の classe de
dimensions が B のそれより大であると定義し、 $dA > dB$
と表した。かく集合の classe de dimensions と其大小
を定義したる後、其の性質を詳細に研究して多くの既知

の集合の classe de dimensions を決定した。

其内特記すべきは、 $\mathcal{G}$ を Hilbert の空間、 $E\omega$ を Fréchet の空間、 R を一次、二次……のユークリッド空間の凡てを合併した空間、 P を整式を元素とする空間とする時

$$\delta R = \delta B < \delta \Omega = \delta E\omega$$

なることを証明した。

次でこの Fréchet の type de dimensions p の關係を論じた。 $dA \sqcup dB$ から $\delta A \sqcup \delta B$ が従ふことは明であるが、其逆が成立する為めの条件を論じ、somme simple, ensemble réfléchi なる新しい概念の導入によつて、此の問題を解決した。又 $dA_1 \sqcup dA_2 \sqcup dA_3 \sqcup \dots$ なる ensemble réfléchi $A_1, A_2, A_3, \dots$ に対して、これ等の凡てより大なる type de dimensions をもつ集合の存在を somme simple の概念によつて証明した。

Fréchet は彼の理論に於て、上述の無限次の空間 R 、 $\mathcal{G}$ の type de dimensions の大小を決定するを得なかつた。功力君は彼の classe de dimensions の理論によつて、 $dR < d\mathcal{G}$ なることを簡単に証明して此未解決の問

題を解決し、又直接の証明をも与へた。

更に classe locale de dimensions なる概念を導入して、抽象空間の局所的構造を研究した。

功力君は猶進んで Hurewicz の概念 ensemble superposé を利用し、一つの正則族 A に n 回 superposer した集合族 B が一つの正則族を作ることを証明し、 A として、 δA が一次元のユークリッド空間の δ より小なる不連続集合族をとれば、 B は Menger の意味に於ける n 次元を超えざる集合族となることを示して、Menger-Urysohn の次元論との間に關係をつけることに成功した。

以上は功力君の次元論に関する研究の大略であるが、同君は又解析集合論の抽象空間への拡張を論じ、重要な結果を与へた。

之を要するに、功力君の研究は、極めて困難なる問題に対し、新しい概念の導入と明透なる推理によつて、抽象空間論に於ける重要な寄与をなしたもので、学術上貢献する所極めて大なるものと認め。

三一・二〇三

臨時附属医学専門部学則

一九三九年五月十五日制定

『北海道帝国大学一覽 昭和十四年』

臨時附属医学専門部学則 昭和十四年五月十五日制定

第一章 総則

第一条 臨時附属医学専門部ハ医学ニ関スル學術ヲ授クル所トス

第二条 修業年限ハ四箇年トス

第二章 学科課程

第三条 学科目及其ノ每週教授時間數左ノ如シ
教授上特別ノ必要アルトキハ学科目又ハ其ノ教授時間數ノ配当ヲ變更シ或ハ教授定時間外若ハ休業期間ニ於テ臨時講演ヲ聞カシメ又ハ実習ヲ課スルコトアルヘシ

第三章 学年、学期末及休業

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 学期ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一期 (自四月一日
至八月三十一日)

第二期 (自九月一日
至十二月三十一日)

第三期 (自一月一日
至三月三十一日)

第六条 休業日左ノ如シ

大祭日

祝日

日曜日

大学記念日

春季休業 (自三月二十五日
至四月六日)

夏季休業 (自七月十一日
至八月三十一日)

冬季休業 (自十一月二十五日
至翌年一月七日)

第四章 入学及在学

第七条 入学期ハ毎学年ノ始メトス

第八条 本専門部ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ一二該当スル者タルコトヲ要ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者檢定規程ニ依リ無試験檢定ノ指定

ヲ受ケタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シ

タル者

第九条 入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ニ超過シタ

ルトキハ学業、身体及人物性行等ニ付選抜試験ヲ行フ

選抜試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

入学志願者ノ数入学ヲ許可スヘキ人員ニ充タサルトキ

ハ銓衡ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 入学志願者ハ入学志願者名票ニ卒業証書ノ写

(又ハ卒業見込証書若ハ合格証書ノ写) 写真及入学考

査料金五円ヲ添ヘ本専門部ヘ提出スヘシ

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人連署ノ在学

学科目	修身	外国語	数学及物理学	生物学	解剖学	生理学	化学及医化学	第一学年			第二学年			第三学年			第四学年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								六	二	一 二〇	二	四	三	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

医事法制 軍陣医学 各科外来患者臨床講義	精神病学 小兒科学 泌尿器科学 皮膚科学 耳鼻咽喉科学 眼科学 産婦人科学 外科学 内科学 法医学 衛生学	細菌学	薬物学	病理学
		実講 習義	実講 習義	実講 習義
				四
		四二四	四六	八
		二四二四	六四	二四
	三	三四六六二		四
二二	三	二三四六六		
二二	二	二二二八八		
12	一	一一二六四		
随随12	一	一一二四四		
時時12	一	一一二四四		

第二十一条 休学ノ事由止ミタルトキハ原学年ニ復学セシム

第二十二条 退学セントスル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ之ニ退学ヲ命ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 二回継続シテ落第シタル者

四 引続キ一箇年以上欠席シタル者

五 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

六 出席常ナラサル者

第六章 授業料

第二十四条 授業料ハ一学年金八拾円トシ左ノ通納付セシム

シム

第一学期 授業料 金参拾円

(自四月八日
至四月二十日)

第二学期 授業料 金参拾円

(自九月一日
至九月二十日)

第三学期 授業料 金貳拾円 (自一月八日 至二月二十日)

第二十五条 既納ノ授業料ハ何等ノ理由アルモ還付セス
第二十六条 授業料ヲ納付期間内ニ納付セサル者ハ登校ヲ禁止ス

第二十七条 欠席又ハ休学期間ト雖モ授業料ハ減免セス
但シ第二十条ノ休学者ニハ其ノ期間月割ヲ以テ免除ス
第二十八条 学資ノ支弁極メテ困難ナル生徒中成績優良ニシテ品行方正ナル者ニ対シ授業料ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ

第二十九条 退学者ト雖モ当該学期ノ授業料ハ之ヲ納付セシム

第三十条 特別ノ理由アリテ成規ノ卒業成績考查ヲ受ケ得スシテ追試験ヲ許サレタル者ノ授業料ハ之ヲ徴セス

第七章 賞罰

第三十一条 本専門部生徒ニシテ学術性行優良ナル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第三十二条 学則並諸規程ニ違背シタル者及生徒ノ本分ニ悖ル行為アリト認メタル者ハ其ノ輕重ニ從ヒ之ヲ懲

戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停学及放校トス

第八章 試験、進級及卒業

第三十三条 試験ハ学期試験及卒業試験トス

第三十四条 学期試験ハ各学期ノ終ニ於テ当該学期中ニ

履修シタル学科目ニ付之ヲ行フ

第三十五条 実習ハ担任^正教官ノ意見ニヨリ試験ヲ施行セ

スシテ其ノ成績ヲ定ムルコトアルヘシ

第三十六条 各学科目ノ学期成績ハ学期試験ノ成績勤惰

及操作ヲ考查シテ之ヲ定ム

考查ノ方法並採点ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七条 学年成績ハ各学期成績ノ平均ニ依ル

第三十八条 学年成績所定ノ標準以上ノ者ニ限り進級セ

シム

第三十九条 所定ノ授業日数ノ三分ノ一以上授業ヲ受ケ

サル者ハ学年成績ノ如何ニ拘ラス原級ニ止ム

第四十条 疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ試験定日ニ

出席シ難キトキハ其ノ旨ヲ具シ保証人連署ノ上届出ツ

ヘシ但シ疾病ニ因ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス

第四十一条 学期試験ニ欠席シタルモノニシテ事情已ム

ヲ得サルモノト認ムル者ニ限り次学期ノ始メニ追試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第四十二条 卒業試験ハ第四学年ノ終ニ於テ左ノ学科目

ニ関シ学説及実地ニ付之ヲ行フ

内科学 外科学 整形外科学 産婦人科学 眼科学

耳鼻咽喉科学 皮膚科学 泌尿器科学 小兒科学

精神病学

第四十三条 卒業試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ前条ノ

試験期間中ニ於テ適宜日時ヲ定メ追試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十四条 卒業試験ノ受験期間中ニ受験スルコトヲ得

サリシ学科目又ハ不合格トナリタル学科目アルタメ卒業シ得サル者ニ対シテハ次学年度ノ七月以降ニ於テ当

該学科目ニ付更ニ試験ヲ行フ

第四十五条 学年成績所定標準以上ニシテ卒業試験ニ合

格シタル者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第四十六条 本専門部卒業者ハ北海道帝国大学附属医学
専門部医学士ト称スルコトヲ得

附則

本学則ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

三一・二〇四

佐藤男爵薨去ニ付学葬執行の件

一九三九年六月五日

「評議会議事録」(〇〇〇三一・二六)

昭和十四年六月五日(月) 評議会記録

〔中略〕

一、佐藤男爵薨去ニ付学葬執行ノ件

総長ヨリ今朝八時三十五分本学名誉教授佐藤男爵
薨去ノ旨ヲ報告、次イデ男爵ノ本学創設者トシテ拮
据尽瘁今日ノ隆運ヲ招来セル五十年間ノ功業ヲ称
へ此際故男爵ニ対スル報恩ノ一端トシテ学葬ノ儀
ヲ執リ行ヒ度ト諮リ満場異議ナク之ヲ承認続イテ
左記事項ヲ決議セリ。

記

一、葬儀委員

委員長ハ総長トス

副委員長ハ農学部長トス

委員ハ評議員、予科、土木専門部主事、名誉教授（在札）トス

係長、副係長ハ各部長ヨリ推薦セラレタル学部、予科、土木専門部教授トス

係主任ハ事務官、専任学生主事、司書官、技師トス

一、葬儀ノ様式

イ、文部省へ照会シタル結果学葬ノ様式ハ大学

限り決定シ差支ナキコト

ロ、男爵遺言ニ依レバ基督教式ヲ希望セラル、

コト

ハ、故人ノ信仰ヲ尊重シ基督教式ヲ以テ葬ムル

コトハ訓育上妥当ナルコト

ニ、学葬ハ大学カ男爵家ニ代リ葬儀ヲ行フモノ

ナルヲ以テ男爵家ノ信仰ニ依ルヲ可トスルコト

以上ノ見解ニ基キ基督教式ヲ以テ執行スルコト

一、日時 男爵家遺族ト協議ノ結果来ル八日午

前十時ヨリ執行ノコト

一、場所 農学部新館前庭ニ於テ挙行スルコト

一、当日ハ全学（病院ヲ含ム）休業シテ葬儀ニ参列スルコト

一、葬儀次第其他細目ニ關シテハ葬儀委員会ニ之ヲ一任スルコト

以上

佐藤男爵の学葬執行さる（佐藤昌介）

一九三九年六月十六日

『北海道帝国大学新聞』

憂愁のエルムの園に佐藤男爵の学葬執行さる

六月八日農学部前庭にて

メソヂスト教会司祭の下で

去る八日故本学名誉教授従二位勲一等農学博士男爵佐藤昌介先生の葬儀が学葬にて日本メソヂスト教会の司祭により農学部前庭にて執行せられた午前八時十五分霊柩は北一条の思ひ出深き男爵邸を

高松宮家御下賜の弔花を先頭に本学学生生徒の儀杖隊に前後を守られつゝ悲しみに面をつゝむ近親者と共に静々と歩みつゝ午前九時半斎場たる本学正門に到着した霊柩車の前には故人の功績を物語る勲一等の勲章はさんとして輝く様は一入故人の偉大さを示して出迎への学生をして感激せしめつゝ農学部前の百五余基の花輪に飾ら

れた式場に入場す

午前十時迄には故男爵の高徳を慕ふ会葬者は続々と式場に入れば正十時高岡葬儀委員は「只今より故北海道帝国大学名誉教授従二位勲一等農学博士男爵佐藤昌介先生の葬儀を執り行ひます」と切々胸をつく開式の辞に高岡葬儀委員の胸中を察して約七千の会葬者は自ら頭を下げた、オルガン奏楽の内に葬儀委員長今総長は葬儀之辞を述べて故男爵の遺徳を讃ふ、かくして弔銃斉発（一発）さるればエルムに木霊する、余韻のこの内に讃美歌三〇六番：主よみもとに…が会衆一同により斉唱される、誉のガウンに包まれた霊柩には先生が安らかに眠られて居る

讃美歌は残雪の淡く光る手稲山のかなたへと御霊と共に天国へ登る、郭公の声が故人の大学への愛を讃へて会衆の胸を打つ内に関西学院大学宗教主事亀徳一男牧師と日本メソヂスト北海道部長牧田忠蔵牧師により夫々旧約聖書（詩篇第二十三篇同九十篇）と新約聖書（コリント前書第十五章四十節以下）が朗読せらる次で真野万穰牧師

の祈禱が行れた後に再び会衆一同により生前故人の愛誦された讃美歌五四番……聖なる聖なる……が斉唱さる、ちいんと胸に迫るオルガンは再び今こゝに故人の慈顔に接する如き心地し思ひ出多き農学部四階の今は主なき佐藤名誉教授に響く

次いで葬儀副委員長半澤農学部長により履歴の朗読が行はる八十有余年の長き生活の偉大なる足跡は会衆を一層感激せしめた

かくしてこの現世への告別之辞が日本基督教連盟会会長阿部義宗牧師によりなされ、日本基督教会に於ける故人の功績を讃ふ、底知れぬ哀しみの内にちつと故人の人と為りをしのびて聞き入る会衆、再び今井三郎牧師により祈禱がさづけられ讃美歌四八三番……ものはかほり世はうつれども……が斉唱される、次いで荒木文相（代読）東北帝大総長、北海道庁長官、札幌市長、本学総長、札幌同窓会、友人代表（宮部名誉教授）本学学生の弔詞が呈せらる

〔中略〕

葬儀次第

一、霊柩入場

一、開式之辞

一、奏楽

葬儀委員 名誉教授 高岡熊雄

一、葬儀之辞

葬儀委員長 総長 今裕

（弔銃斉発一発）

一、讃美歌 主よみもとに…三〇六番… 会衆一同

一、旧約聖書 詩篇第二十三篇同九十篇

関西学院大学宗教主事牧師 亀徳一男

一、新約聖書 コリント前書第十五章四十節以下

日本メソヂスト北海道部長牧師 牧田忠蔵

一、祈禱

日本メソヂスト札幌教会牧師 真野万穰

一、讃美歌 聖なる聖なる…五四番…（故人愛誦）

会衆一同

一、履歴朗読

葬儀副委員長 農学部長 半澤洵

一、告別之辞

日本基督教連盟会長牧師 阿部義宗

一、祈禱

日本メソヂスト教会伝道局長牧師 今井三郎

一、讃美歌 ものはかり世はうつれど：四九三番：

会衆一同

一、弔辞弔電

一、頌歌 ちゝみこみたまの：四六八番： 会衆一同

一、祈禱

日本メソヂスト教会伝道局長牧師 今井三郎

一、奏楽

一、挨拶

葬儀委員長 総長 今裕

一、閉式之辞

葬儀委員 名誉教授 高岡熊雄

一、靈柩退場

(弔銃斉発二発)

三一・二〇六

総長候補者銓衡手續に関する件

一九三九年六月二十一日

「評議会議事録」(〇〇〇三二七)

昭和十四年六月二十一日定例評議会記録

〔中略〕

一、総長候補者銓衡手續ニ関スル件

客月十七日ノ本会ニ引続キ審議ノ結果別紙ノ通り

第六条及第七条ニ付字句修正ノ上原案通り決定ヲ

見タリ。

〔後略〕

〔別紙〕

北海道帝国大学総長候補者銓衡手續

(昭和十四年六月二十一日決定)

第一条 総長ハ其ノ候補者ノ銓衡ヲ要スト認メタルトキ

ハ銓衡ノ期日ヲ定メ其ノ旨ヲ学部長ニ通告ス

第二条 学部長ハ其ノ期日ニ於テ教授ヲ招集シ、教授ハ

本学総長、教授又ハ名誉教授中ヨリ総長候補者ヲ推薦

スルモノトス

第三条 教授ハ総長候補者三名ヲ連記セル答申書ヲ以テ

之ヲ推薦スルモノトス

前項ノ答申書ハ学部長之ヲ取纏メ総長ニ提出ス

総長ハ学部長立会ノ下ニ事務官ヲシテ答申書ヲ開封セ

シム

第四条 推薦多数ナル者五名ヲ第一次総長候補者トス第

五位ノ者二名以上アルトキハ之ヲ加フ

第五条 第一次総長候補者定マリタルトキハ其ノ者ニ付

更ニ教授ヲシテ総長候補者一名ヲ答申セシム

前項ノ規定ニ依ル答申ノ手續ハ第一次総長候補者答申

ノ手續ノ例ニ依ル

第六条 推薦答申者ノ過半数ナル者ヲ総長候補者トス

前項ニ該当スル者ナキトキハ推薦多数ナル者二名ニ付

更ニ答申ヲ行ハシム推薦同数ナルトキハ本学教授就任

ノ順序ニ依リ、就任ノ田岡シキトキハ〔注二〕小年長者ヲ採ル

第七条 総長候補者定マリタルトキハ総長ハ其ノ内諾ヲ

求メ諾否ヲ学部長ニ通知ス

総長候補者其ノ推薦ヲ内諾セサルトキハ爾余ノ第一次

総長候補者ニ付更ニ教授ヲシテ総長候補者一名ヲ答申

セシム 答申ノ手續及総長候補者決定ニ関シテハ前二

条及〔注一〕第一項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル総長候補者其ノ推薦ヲ内諾セサルト

キハ更銓衡〔注二〕ヲ行フ

第八条 総長ハ約四年ヲ以テ更迭スルヲ例トス

総長候補者銓衡ハ更迭ノ時期以前ニ行フモノトス

第九条 総長事務取扱ハ学部長中年長者之二当ルモノト

ス

〔注一〕「採ル」を「以テ総長候補者トス」に訂正。

〔注二〕「前二条及」の後に「本条」を挿入。

〔注三〕「更」の後に「二」を挿入。

三一・二〇七

「青少年学徒ニ賜リタル勅語」の聖旨奉体記念事業に関する件

一九三九年七月三日

「評議会議事録」(〇〇〇三一・二八)

昭和十四年七月三日(月) 評議会議録

〔中略〕

一、青少年学徒ニ賜リタル勅語ノ聖旨奉体記念事業ニ関スル件

尾崎学生課長ヨリ本件ニ関スル学生主事會議ノ答申案ニ付説明アリタル後右答申案ニ基キ審議ノ結果左ノ通り決定セリ

記

一、毎年五月二十二日ヲ記念日ト定メ今回ノ勅語ヲ奉読スルコト

尚機會アル毎ニ聖旨奉体ノ徹底ヲ図ルコト

二、講堂、図書館其他ニ勅語ヲ掲ゲ学生々徒ニ屢々

奉読ノ機會ヲ与フルコト

三、学生々徒ヲシテ真ニ東亜建設ノ指導者タル抱負ト自覺トヲ持タシムル為メ次ノ各項ノ實現ヲ期スルコト

(イ) 寄宿制度ノ拡大

(ロ) 団体的ノ旅行、運動乃至勤勞ノ実施

(ハ) 教官ヲ中心トシテ定期的ニ会合ヲ催スコト

(ニ) 日本精神文化講義ノ機會ヲ増スコト

(ホ) 学生団体機構ノ合理化

(ヘ) 体育設備ノ完成ヲ期スル

〔後略〕

以上

三一二〇八

日本學術振興會旧第八小委員會（アイヌの医学的民族的生物学的調査研究）における研究状況

一九三九年八月十五日

『日本學術振興會年報』第六号

旧第八小委員會（アイヌの医学的民族的生物学的調査研究）

設置 八、一二、一五

絶滅せんとする民族に対し医学的総合研究を行ひ、該民族の特徴を明かにし且つ其の保護向上に資せんとするものにして既に胆振、樺太、十勝等のアイヌに就て予定の研究を行ひ所期の成績を挙げ得たるを以て本委員會は十三年四月解散せり。

（本年度予算八、七〇〇円）

三一二〇九

臨時附属医学専門部職員

一九三九年十月三十一日

『北海道帝国大学一覽 昭和十四年』

臨時附属医学専門部職員

主事 医学部教授 医学士 山崎春雄

講師

解剖学 医学部教授 医学博士医学士 児玉作左衛門

生理学 医学部教授 医学博士医学士 養島高

解剖学 医学部助教授 農学士 岡田正夫

化学及医学部助教授 医学博士医学士 鮎川武一郎

医学部助教授 医学博士医学士

解剖学 医学部助教授 医学博士医学士 伊藤昌一

生理学 医学部講師 医学士理学士 天野智恵美

数学 予科教授 理学士 鈴木庄治郎

物理学 予科教授 理学士 野附雄次郎

修身 予科教授 文学士 清水栄長

独逸語 理学部講師

授業囑託

生物学 予科授業囑託

書記

文学士 服部健

農学士 伊藤秀五郎

(兼) 安達敬造

三一・二一〇

社団設立に関する件(興亜学徒会)

一九三九年十二月二十日

「評議会議事録」(〇〇〇三一・三二)

昭和十四年十二月二十日(水) 評議会議録

〔中略〕

一、社団設立ニ関スル件

別紙北海道帝国大学興亜学徒会々々則案^{〔ヤ〕}ニ付平田学生

主事ヨリ説明協議ノ結果本会ハ之ヲ承認スルコトニ決

定

〔後略〕

〔別紙〕

北海道帝国大学興亜学徒会々々則

(昭和十四年十二月)

第一条 本会ハ北海道帝国大学興亜学徒会ト称ス

第二条 本会ハ大陸研究並ニ興亜精神ノ相互切磋普及ヲ

図ルヲ以テ目的トス

第三条 本会ノ本部ヲ北海道帝国大学学生課内ニ置キ各

部科ニ分会ヲ置ク

第四条 本会ハ其ノ目的達成ノ為メ左ノ事業ヲ行フ

一、研究会

二、講演会

三、其他適當ト認ムル事業

第五条 本会ハ北海道帝国大学職員、学生々徒ヲ以テ組

織ス

第六条 本会々員ヲ左ノ如ク分ツ

一、興亜青年勤労報国隊参加指導教官ハ特別会

員ニ同隊参加学生生徒ハ正常会員タルモ

ノトス

二、正常会員 本会ノ趣旨ニ賛同スル学生々徒

三、特別会員 本会ノ趣旨ニ賛同スル本学職員

第七条 本会々員ノ入会、退会ハ役員ニ申込ムモノトス

但 興亜青年勤労報国隊参加者ハ之ヲ除ク

第八条 本会ハ会費ヲ徴収スルコトアルヘシ

第九条 本会本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会長 壱名 三、理事 若干名

二、評議員 若干名 四、幹事 若干名

第十条 本会会長ニ総長ヲ推戴ス。会長ハ会務ヲ総理ス

第十一条 理事ハ各学生主事並ニ興亜青年勤労報国隊参

加指導教官トス。

指導教官タル理事ノ任期ハ一ケ年トス。理事ハ

会長ノ指揮ヲ受ケ会務ヲ分掌ス。

学生課長タル学生主事ヲ主任理事トス。

第十二条 幹事ハ興亜青年勤労報国隊参加学生々徒中ヨ

リ互選ス。幹事ノ任期ハ一ケ年トス。

第十三条 評議員ハ各部長、主事主任ヲ推ス。本会ノ重

要事項ニ就キ會議評決スルモノトス。

第十四条 本会ハ左ノ各部科ニ分会ヲ置ク

一、農学部 五、予科

二、医学部 六、農学実科

三、工学部 七、林学実科

四、理学部 八、土木専門部

第十五条 分会々員ハ本会々員ニシテ其ノ部科所屬ノ職

員学生生徒ヲ以テ組織ス

第十六条 分会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、分会長 一名

二、理事 二名

三、幹事 二名

第十七条 分会長ハ其ノ部科ノ長ヲ推戴ス

理事ハ其ノ部学生主事並ニ指導教官トシ指導教官ノ任期ハ一ヶ年トス。

幹事ハ興亜青年勤勞報国隊参加学生々徒中ヨリ互選ス。其ノ任期ハ一ヶ年トス。

第十八条 分会ハ隨時分会長指導ノ下ニ適當ナル事業ヲ行フ。

事業開催後ニ於テハ会長ニ其ノ結果ヲ報告スルモノトス

以上

三一・二二一

低温科学研究所研究目的

一九三九年

「概算参考資料 昭和十五年度」(帝大/二〇一九/

〇四九〇)

低温科学研究所研究目的

北海道帝国大学

一、物理部

研究ノ目的

雪及氷ノ物理的研究ヲ行ヒ雪中飛行及流水ノ研究ノ基礎の資料ヲ探求ス次ニ積雪ノ物理的性質ヲ研究シ雪上自動車、橇等ノ設計製作ニ科学的基礎ヲ与ヘントス

〔中略〕

二、気象部

研究ノ目的

我国北方土地ノ気象ノ研究、降雪中ノ高層気象ノ研究又現在使用セラル、低温用気象器械ハ嚴寒地ニ於テ使

用ニ適セス故ニ之等各種氣象器械ヲ製作ス

〔中略〕

三、海洋部

研究ノ目的

一、我国北方沿海ニ於ケル流水ノ研究

二、〃濃霧ノ研究

〔中略〕

四、化学部

研究ノ目的

一、不凍油ノ研究〔中略〕

二、防水帆布、其他材料ノ研究〔中略〕

三、鉄材ノ脆弱化現象ノ研究〔中略〕

四、防暈劑ノ研究〔中略〕

五、医学及生理学部

研究ノ目的

一、低温ノ人体ニ及ボス影響ニ関スル医学的並ニ生理

学的研究

二、防寒具及防寒食料ノ研究

〔中略〕

六、機械部

研究ノ目的

積雪ノ物理的性質ニ基キ積雪上ニ物体ヲ動カス時ニソ

レニ及ボス雪ノ抵抗ヲ各種雪質ニツキ研究スルニア

リ、猶之ヲ研究ノ進展ニ伴ヒ左記器械ヲ試作ス

〔中略〕

七、氣象觀測部

研究ノ目的

日々ノ氣象諸要素並ニ高層氣象狀態ノ觀測ヲナシ北方

地方ニ於ケル一般氣象航空氣象ノ資料ヲ作製及新形式

ラジオゾンデノ製作

〔中略〕

八、衛生及統計部

研究ノ目的

一、積雪地方並ニ嚴寒地ニ於ケル衣食住ニ関スル各種

ノ衛生学的資料ノ製作並統計

二、雪、氷低温ニ関スル文献ノ蒐集

〔中略〕

九、十、飛行機部

研究ノ目的

飛行機部ハ物理部、気象部、海洋部等ノ研究ヲ実地ニ
ツキ検討スルヲ一ツノ目的トシ他ニハ各部ニ於テ必要
ナル気象要素ヲ観測シテ資料ヲ提供ス

〔後略〕

三一―二二

大陸認識を目指して興亜学徒会結成

一九四〇年一月三十日

『北海道帝国大学新聞』

大陸認識を目指して 興亜学徒会結成

全勤労報国隊員参加す

他大学に先んじて興亜学会を設立し、大陸問題の認識を
深めつゝあつた本学に愈よ全学的興亜学徒会（仮称）を
結成し本格的に緊急を要する大陸研究に乗り出すことと
なつたが、これが会員は昨年八月興亜勤労報国隊として
参加した全職員、学生、生徒で会長は今総長、幹事は尾
崎学生課長、委員には各学部長及び報国隊指導教官が当
り総員百余名よりなる一大運動機関となる筈である、こ
の発会式は二月十一日紀元節式後、中央講堂に於て行は
れ、講演会も催される予定になつてゐる、本学以外では
九大、新潟医大に大陸研究会が存するのみであるが、当
局の意向によつて今後各学校に続々結成されるものと見

られてをり、時代の要求に応じた本会の今後の活潑な活動が期待されてゐる

本会の結成に尽力しつゝあつた某課長は本会の趣旨に就いて左の如く説明した、勤労報国隊の一員として大陸に渡つて感じたのは如何に我々の大陸に対する認識が足らぬかであつた、帰校後も種々考へてみたが結局本会の設立といふことになつた次第で方針としては各学部単位の小グルツペを運動の中心として、本部ではこれが統率を図る位にしたいと考へてゐる、今後の仕事といつても別に決定してゐないが講演会、支那語講習会等は是非実行したいと思ふと

三―二二三

低温科学研究所及超短波研究室に関する報告

一九四〇年二月一日
「理学部教授会議事録」(〇〇〇四―〇一)

第貳百貳拾七回

教授会記録

(昭和十五年二月一日開催)

〔中略〕

低温科学研究所及超短波研究室ニ関スル報告

- 一、低温科学研究所及超短波研究室敷地ニ関シ敷地委員
会ニ於テ協議ノ結果低温科学研究所ハ理学部前ノ広
場ニ、超短波研究室ハ医学部基礎医学建物ノ西側ニ
決定セリ

次ニ低温科学研究所及超短波研究室設立ノ由来ニ就
キ学部長ヨリ次ノ通説明アリタリ

総長ガ從來本学ニ官制上ノ研究所ナキヲ甚ダ遺憾
トシ昨春十五年度予算ヲ要求スルニ当リ寒地農業

研究所、低温科学研究所及超短波研究室設立ノ三件ヲ提出シタルガ其ノ内寒地農業研究所ハ削除セラレタルモ他ノ二件ハ大蔵省ヲ通リタルヲ以テ議會ヲ通過スレバ出来ルコト、ナル、現在ノ低温実験室ニ於テ中谷教授、柳教授ナド大ナル業績ヲ挙げ居ルモ同実験室ハ余リニ狹隘ニシテ且ツ其ノ目的ヲ異ニシ今回ノ低温科学研究所ハ専門的ノ研究ヲナスモノナルヲ以テ專屬ノ研究室ヲ設クベク現在ノ低温実験室ハ其ノ附属トナシ經費ハ低温科学研究所予算ノ一部ヲ之ニ充ツルコト、ナルベシ而シテ右設立予算ハ総長ノ命ニ依リ小官ガ單獨ニテ編成シタルモノナルガ物動計画ニ依リ削減セラレ三年計画ガ二年ニ短縮セラレ七拾参万円トナリ十六年度秋迄ニ完成スル予定ナリ又其ノ組織ニ就テハ十五年度ニ提出スベキ十六年度予算ニ組入ル、コト、ナル其ノ計画ヲ小官ガ委任セラレタルヲ以テ出来得ル限り尽力スル考ナリ尚本研究所以本部直屬トナリ東京帝大ノ地震研究所、東北帝大

〔後略〕

ノ金属材料研究所ト同様ノモノニテ所員ハ教授、助教授ヲ以テ充ツルモノナルガ研究専門ノ教授ヲ八人位ニスル予定ナリ建築委員トシテ小熊、中谷、柳、大賀ノ四教授命セラレタリ同建物ハ建坪一、〇〇〇坪ニシテ其ノ中ニ低温室ヲ四、五個設クル予定ナリ
次ニ超短波研究室ハ浅見、蓑島両教授ノ計画シタルモノナルガ建築委員トシテ右両教授ト外ニ本学部堀教授命セラレタリ

学旗制定の件

一九四〇年四月十七日
「評議会議事録」(〇〇〇三―三四)

昭和十五年四月十七日(水) 評議会記録

〔中略〕

一、学旗制定ノ件

昨年ノ御親閲當時ヨリ学内ノ要望アリ殊ニ時節柄モ
学旗制定ノ必要アル旨総長ノ説明アリ、之ヲ制定ノ
方法ニ付協議ノ結果左ノ通り決定セリ。

記

- 一、懸賞募集ノ方法ニ依ル
- 一、応募資格 本学職員学生々徒
- 一、賞 一等五十円 二等三十円

以上

〔後略〕

堀内壽郎「化学反応速度論の理論及実験的研究」に對する
帝国学士院恩賜賞授賞審査要旨

一九四〇年五月十四日
「授賞審査要旨」(帝国学士院)

理学博士堀内壽郎君の「化学反応速度論の理論及実験的研究」に對する授賞審査要旨

緒言

化学系を比較的種類の少い素子多数の集団と認め、其の統計力学的平均性を求めて化学現象を説明せんとする企図は近時の物理化学の趨勢である。本研究は分子の化学構造及之より考へ得べき変化の様式等に就ては、化学的通念により之を肯定する事他の研究者と同様にして、其等の主要点に關する理論を構成し、反応速度等に關する実測に照して其の当否を決し得る様に計画し、順次研究系統を拡大せるものである。

此の研究は次の如く大別し得る。

(1) 均一温度にある熱化学反応の速度に就き其の反応機構を素子集団の性質より導出する統計力学的方法を確実にしたる事。

(2) 水素核の変化として酸塩基接触反応の速度と水素イオン濃度との関係より反応機構を決定する一般的方法を確立したる事。

(3) 水素分子の変化として水素の電極反応並に之と密接なる関係ある水素添加反応の機構を探索し多種多様の現象を支配する根本的要素を把握したる事。

(1) 反応速度理論の研究

従来此の方向に於ける重要な研究はEyring等により一九三五年頃より發達せる轉移狀態法である。此の方法に於ては一般統計力学に用ひらるるエネルギー構造空間を考へ、反応の原系と生成系とが互に重り合はざる区域にて代表せられ、其間に轉移面といふ鞍部ありて之を通過する代表点の割合によりて反応速度を知り得るものとし、尚若干の仮定を加へて計算するのである。堀内君の理論は更に一般的のものである。素的反応の起る状況

としては互に重り合はざる始原域と生成域との間には、代表員の滯留時間少き臨界面があつて、之を通過する確率極小なる臨界面が存在する。此の通過の速度は次式で与へられる。

$$v = \frac{kT}{h} Q^*$$

Q^* 及 Q は夫々臨界面並に始原域の狀態和を示す。

此の V は反応速度の上限を与へるものであつて、臨界面にては殆ど運動量の交換なくして其が一飛びに通過せられ、又生成域にては直に熱運動の分配を受け得べき場合には V は正確に速度を示す。気体の薄壁流出も其の一例であつて氏は之を流出型反応と名けた。之に反して臨界面に於て運動量が著しく交換せられ、幾回が出入して後生成域に達する場合には、反応速度は V より著しく小となる。之を彌散型と名けた。而して化学系が力学的に無関係な同等の反応素子系に分離し得られ、代表点の運動が流出型であり、且つ臨界面の曲率の緩和が消失する特殊の場合にはEyring等の理論と一致するものであつて、即ち此説は堀内説の一例として其中に含まるゝもの

である。又從來遲反応と称せられたものは堀内君の彌散型に属するもので比較的重い原子の緊密なる結合体に変化する場合なる事が示された。

水素の如き軽原子の反応は流出型として取扱ひ得べきを以て主として之に力が注がれた。Vの実算に於ては部分状態となる新概念を導入して種々の場合に適用して成功した。

(2) 酸塩基接触の研究

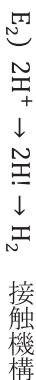
酸又は塩基とは夫々水素核を与へ又は受くるものを広く指示するものであつて、此存在に於て起る反応速度に就ては一般的理論と称すべきものは無かつた。堀内君は先づ始原状態と生成状態との間の凡ての反応径路を書下して考察し、反応速度と水素イオン濃度との関係が三種に分ち得べきを明にし、此等につき実測の速度と水素イオン濃度との関係を数式的に決定した。次に之を実験によりて得たる結果と比較して実際の反応機構を決定した。例へばクロ、フオルムと水との水素交換反応は律速段階が CCl_3 イオンを生ずる変化なる事を明にし、又フルフラ

ル、セミカルバゾンの生成反応の機構をも明にし其の速度が $\text{pH} \approx 3$ に於て極大に達する事実をも説明し得た。

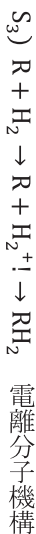
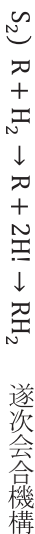
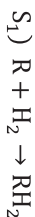
(3) 水素電極反応並に水素添加反応の研究

堀内君の研究の中事実として最効果的なるは此部分に関するものである水素電極反応は二個の水素原子と水素分子との間の変化であつて考察の結果として可能なる反応径路は次の三種である。

！印は吸着状態を示す。



又水素分子と或不飽和化合物Rとの添加反応は同様にして次の三種が可能である。



以上の機構につき各段階中何れが律速段階たるかにより又異りたる場合を生し、之を実験により決定し得る為

に定性的推論をなしたる外最初に述べたる統計力学的理論により定量的に推論し、斯くして得られたる結論を検証するに適切な実験を行つた。或場合には電極上の微細なる電流につき実験し或場合には重水素を用ひて出所を異にする水素の行動を検別した。

此の如くして決定せられたる電極機構としては、Ni Fe Au Ag等を電極とする場合にはE₂の経路を探り其最後の段階が律速的である。此種のを接触機構と名けた。次にHg Pt Sn等を電極とする場合にはE₃の経路を探り其最後の段階が律速的である。此種のを電気化学機構と名けた。

従来水素電極機構の研究が低徊進歩せざりし所以は一般学者が漠然機構を単一なるものと信じたる為であつて、堀内君が少くとも接触電化の二種在る事を明にして以来、此考へは海外に於ても問題攻究の基調となつた事は一九三八年化学進歩年報 (Annual report on the progress of chemistry) 等により明である。特にOxford大学講師 Wolfenden 氏は之を電極機構二路説

(Dual theory) として詳細に紹介し、堀内君の予言せるところを巧妙なる実験により立証して居る。其の他最近の英独露等の発表論文の中に屢引用せられて居るが一々列挙する事は之を省く。

堀内君の説により解決せられたる諸問題の中主要なるものの一はTafelの式である。之は水素電極の陰分極と電流との関係を示す実験式であつて一九〇五年頃見出され幾多の学者により実験及理論の両方面より検討せられたが一も満足すべき結果を得なかつた。然るに堀内君は統計力学的方法により此の実験式を進出し得、更に其が事實に適合するは或分極範囲に限定せらるべきものであつて、其の以外に於ては少しく変形すべき事を予言し、自ら精巧なる実験を行つて其事を実証した。

所謂重水の電気分解に於ては軽水素の出行く此速度と重水素のものとの比即ち電解分離率が電極により7附近より3附近に変ずるは、上述の如く其の機構を異にする為であつて前者は接触機構後者は電気化学機構に属する事が明にされた。又電解分離率の温度係数は前者に於て

大にして後者に於て甚小なる事を推論した。此等は堀内君の実験及 Wollfenden 等の実験により確証せられた。

水素添加反応は單に学理的のみならず亦大に工業的重要を有するものであつて、堀内君の研究は此種の問題につき初めて理論の大道より研究の歩を進めたものである。氏の今日迄の結論を要約すれば次の通りである。

ベンゼン、エチレン等の均極性不飽和炭化水素の接触還元は前掲 S_2 の経路を採り、其段階中第二水素の添加が律速的である。之を逐次会合機構と名けた。カルボニル基の接触還元はニツケル触媒の場合には逐次会合機構となるが、白金触媒の場合には S_3 の経路を採り、電離水素分子が中和せられて化合しアルコールを生ずる段階が律速的である。之を電離分子機構と名けた。

水素電極反応に於ても、有極性液体の存在に於ける水素添加反応に於ても、ニツケルは常に吸着原子を中間とする反応を生じ、白金は常に電離水素分子を中間とする反応を生ずる事實は、両金属の電子親和力の差に帰して説明し得た。近時ニツケル面に酸化物の皮膜を作れば電

子親和力が増加し白金のに近くなる事が知られた。硫化物も亦同様の作用あるべく考察せられる。此の如くしてニツケルを白金化して用うれば反応は電離分子機構となり、有極性分子又は原子団が還元せられ易くなる筈である。酸化皮膜に於ては実験的の証明を得又ニツケル触媒を以てニトロベンゼンを還元するとき其儘ならば核を還元し硫黄化合物を加ふればニトロ基を還元する事をも説明し得る。

電離分子機構に於て水素核をとり易きものは其の電位を上げ、電離水素分子はエネルギーを増し之を必要とする径路を採る反応は遅くなる。塩基性物質は水素核をとり易きを以て此の作用あり其の水素添加速度は著しく遅い事が了解せられる。又水素添加に於て之を促進するには水酢の如き酸性溶媒を用ふる事も説明し得る。

堀内君の不飽和化合物の接触水素添加に関する学説は海外に於て Schwab, Taylor 及 Spence, Catalysis (1937) 其他多数の速度論及接触論に関する最近の成書に引用せられ又多くの論文に記されてあるが列挙する事

は之を省く。

重水素の交換反応に就ては堀内君は多数の研究を行ひしが、其中重水とベンゼンとが或状況に於て直接に接触交換反応を起す事を見出したるは「^{マヤ}」完全^{マヤ}に重水素のみを含むベンゼンの合成の基礎となつたのである。

〔注記〕 参考文献に関する記載は省略する。

三―二二六

低温科学研究所に関する件

一九四〇年六月五日

「評議会議事録」(〇〇〇三―三六)

昭和十五年六月五日 評議会記録(臨時)

〔中略〕

一、低温科学研究所ニ関スル件

本学ガ目下建設準備中ノ低温科学研究所ハ其後着々進捗シツヽアルモ何分予算削減ノタメ当初ノ目的達成上ニハ不充分ノ点多々アル折柄海軍側ガ本学ト提携援助ノ意味ヲ以テ海軍ノ研究所ヲ併立スルモ可ナリトテ海軍省和田技術部長ヨリ特ニ好意ヲ寄セ来レリ、而シテ之ハ海軍自身力研究ヲ為サムトスルニ非シテ本学ノ教授ガ海軍ノ囑託トシテ研究ヲ委託セラレルノデアリ、又建物モ海軍ノ建物トシテ大学ニ委託セラルヽモノト思料シ得ベキヲ以テ此際総テ海軍側ノ意向ニ従ツテ援助ヲ受

クルコト、シテハ如何トノ総長ノ提案ニ対シ異議
ナク承認

〔後略〕

三一・二二七

学友会等の改組に関する件

一九四〇年十月十六日

〔評議会議事録〕（〇〇〇三―三八）

昭和十五年十月十六日（水）評議会記録

〔中略〕

一、学友会等ノ改組ニ関スル件

学生課長ヨリ文部省トノ打合せ事項ニ付左ノ通り報
告アリ

一、従来ノ会ガ多ク親睦ヲ兼ヌル如キモノナリシヲ
今後ハ之ヲ師弟相携ヘテ具学具進以テ国家奉公
ノ誠ヲ尽スコトヲ主旨トス 而シテ又高等学校
専門学校等ニ於テハ会ノ名称ヲ重要視シ此レガ
為其ノ名称モ前記ノ主旨ヲ具体的ニ表現スルモ
ノヲ選ブコト、シタリ

一、専門学務局長ノ方針

大学々部ニ対シテハ近ク総長會議ニ於テ大学側

ノ意向ヲ聞キ又御協議スル予定デアル

而シ要ハ帝大側ハ独自ノ立場ニ於テ自發的ニ考究セラル、コトヲ希望ス

但シ其ノ精神、高等学校案ヲ参考トスルコト

一、北大トシテノ本省ニ対スル希望事項

イ、本学ハ伝統的ニ他大学ト異ル点アリ即チ学部ノ外予科実科専門部等ヲ包容スル特殊性ヲ認メラレ度キコト

ロ、本件成案ノ期日ハ本学ニ一任サレ度キコトハ、文武会ノ特殊的存在ト名称ハ今後モ變更ノ要ナキモノト思惟スルガ如何

右ニ対シ本省側ハ報国団等ノ名称ヲ用ヒ組織ハ可成一元体トシ学部、予科等ハ分団ノ如キモノトスルコトヲ希望セル外大体本学ノ希望通り承認ヲ得タリ

右報告ニ基キ総長ヨリ本学ニ於テモ着々之ガ準備ヲ進ムベキ要アルヲ以テ取り敢ヘズ学生主事、文武会理事長等ヲシテ原案ヲ作製セシメ然ル後之ヲ評議會

ニ於テ審議決定スルコト、シテハ如何トノ議ヲ諮リ協議ノ結果異議ナク承認

〔後略〕

三十二一八

年 月 日

「教育ニ関スル勅語」膳本拝戴に関する件

総長名

一九四〇年十一月十九日決裁

本省秘書課長宛

「例規 庶務規程 本学諸規程 雑（五の五） 自大正

件名

七年至昭和十九年」

昭和拾五年十一月拾九日判決

發送
番号

北大秘第六四二号

昭和拾五年十一月廿日扱済

昭和拾五年十一月拾五日 谷本書記

銘件
教育ニ関スル勅語膳本拝戴ニ関スル件

案

年 月 日

総長名

文部大臣 宛

件名

今般教育ニ関スル勅語膳本拝戴致度候ニ付御下附相成度

右上申候也

二案

札大秘三五号

昭和十五年十二月二日

文部大臣官房秘書課長

本日教育勅語膳本拝戴方ニ関シ別途上申致候処現二本学ニ奉戴スル勅語膳本ハ明治二十四年一月十七日当時ノ札幌農学校ニ下賜セラルモノニシテ卷末ニハ札幌農学校ニ下賜セラル、旨ノ記載アリ亦御親署、御璽アリテ日常挙式ノ都度奉読スルコトハ洵ニ恐多キ極ミナルノミナラズ自然損傷ノ憂モナシトセズ 依ッテ右勅語膳本ハ本学ノ学宝トシテ永久ニ保存スルコト、シ今回改メテ本学ニ対スル勅語膳本ヲ拝戴致度念願ニ有之候条事情御瞭察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ御下附相成候様御配慮相煩度此段及御依頼候也

北海道帝国大学総長殿

本年十一月二十日附北大秘第六四二号ヲ以テ教育ニ関ス
ル勅語謄本下付ノ件御上申ノ処本日右一通別便ヲ以テ送
付ス

三一・二二九

修練強化に関する件

文武会解散式並に報国会発会式に関する件

一九四〇年十二月二十四日

「評議会議事録」(〇〇〇三十四一)

昭和十五年十二月二十四日(火) 臨時評議会記録

〔中略〕

一、修練強化ニ関スル件

別紙北海道帝国大学報国会々則案ニ付学生課長ヨリ
前回評議会以後ノ経過報告並ニ会則案ノ説明アリテ
協議ノ結果第十条及第二十九条中字句ノ訂正アリタ
ル外原案通り異議ナク承認 次テ

総長ヨリ来ル二月六日本学記念日式後文武会解散式
並ニ北海道帝国大学報国会発会式ヲ挙行致度旨諮リ
諒解ヲ得タリ

以上

〔別紙〕

北海道帝国大学報国会則（案）

第一編 総則

第一章 名称及目的

第一条 本会ハ之ヲ北海道帝国大学報国会ト称ス

第二条 本会ハ 聖旨ヲ奉戴シ教学ノ本義ニ則リ全学一

致師弟相携ヘテ負荷ノ大任ヲ全ウスベキ心身ヲ
鍊成スルヲ以テ目的トス

第二章 組織及事業

第三条 本会ハ北海道帝国大学教職員及学生生徒ノ全員

ヲ以テ組織ス、会員ヲ分チテ職員会員及学生生
徒会員トス

第四条 本会ハ之ヲ分チテ全学会及分会トス

第五条 全学会ハ本会会員ヲ以テ組織シ、鍛鍊、国防訓
練、文化、厚生並会員ノ親和等ニ関スル総合的
共通の事業ヲ行フモノトス

第六条 分会ハ農学部、医学部、工学部、理学部、予科

農学実科「」、林学実科、土木専門部及医学専門

部ニ置キ各々第二条ノ目的ヲ達成センガ為ニ諸
種ノ事業ヲ行フモノトス

但シ全学会及分会ニ於ケル事業ニ就テハ予メ会
頭ノ承認ヲ得ルモノトス

第三章 役員及會議

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会頭 一名

審議員 若干名

参与 若干名

幹事 若干名

書記 若干名

但シ全学会及分会ノ役員ハ別ニ之ヲ定ム

第八条 会頭ハ北海道帝国大学総長トス

会頭ハ本会ヲ總理ス

第九条 審議員ハ北海道帝国大学部科長及評議員トス、

幹事ハ同本部各課長トシ、主務幹事ハ学生課長
トス

第十条 審議員ヲ以テ審議會ヲ組織シ、会頭其ノ議長ト

ナリ、左ノ事項ヲ審議ス 但シ幹事ハ審議會ニ於ケル事務ヲ掌理ス

一、本会ニ於ケル一般の企画及事業

二、交附金及寄附金ノ処理

三、全学会及分会ニ於ケル予算及決算ニ関スル事項

四、会則ノ修正

五、其他会頭ノ諮詢^{〔注〕}シタル事項

第十一条 会頭ノ下ニ事務局ヲ置キ北海道帝国大学学生主事ヲ参与トシ学生課員ヲ以テ書記トス、但シ局長ハ学生課長ヲ以テ之ニ充ツ、事務局ハ会頭ノ命ヲ享ケ本会ニ於ケル一般の企画及事業ヲ処理スルト共ニ全学会及分会ニ於ケル諸般ノ事務ヲ総合ス

第十二条 本会ニ於ケル役員ノ任免ハ総テ職員會員ニアリテハ会頭之ヲ行ヒ、全学会及分会ニ於ケル学生生徒會員ニアリテハ全学会総務部長又ハ分会長之ヲ行ヒ会頭ニ報告スルモノトス 但シ学生

生徒役員ハ毎年一月之ヲ任命ス

第四章 会計

第十三条 本会ノ經費ハ会費、交附金、寄附金及其他ノ

収入ヲ以テ之ヲ經理スルモノトス

第十四条 会費ハ全学会費及分会費トシ各別ニ徴收スルモノトス

第十五条 会計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一

日ニ終ル、全学会及分会ニ於テハ毎年度末決算報告ヲ会頭ニ提出スルモノトス

第二編 全学会会則

第一章 組織及事業

第十六条 本会ニ左ノ五部ヲ置ク

総務部

鍛鍊部

国防訓練部

文化部

厚生部

第十七条 総務部ハ本会ニ於ケル一般の企画、經理及各

部ノ統制連絡ニ当ルモノトス

第十八条 鍛鍊部ニハ左ノ諸班ヲ置キ専ラ行的ナル心身鍛鍊ヲ通ジテ強健ナル体軀ヲ練磨シ潤達ナル氣宇ヲ涵養ス

柔道班、劍道班、角道班、弓道班、陸上競技班、ア式蹴球班、ラグビー蹴球班、水泳班、野球班、庭球班、山岳班、スキー班、スケート競技班、ホッケー班、籠球班、ボツブスレー班、旅行班

第十九条 国防訓練部ニハ左ノ諸班ヲ置キ国防ニ関スル諸般ノ基本的訓練ヲナス

航空班、射撃班、騎道班、自動車班

第二十条 文化部ニハ左ノ諸班ヲ置キ文化的研修ヲ通ジテ雄深ナル教養ト高雅ナル情操トヲ涵養ス

文芸班、講演班、邦楽班、洋楽班、美術班、写真班、大東亜研究班、宗教班、日本精神文化研究班、北方文化研究班

第二十一条 厚生部ハ會員相互ノ共済共榮ヲ図ルベキ諸般ノ施設ヲ行フト共ニ学生生徒ノ生活一般ニ関

スル指導斡旋ヲナス

第二十二条 総務部直屬トシテ報道科ヲ置キ必要ナル報道ヲ行フト共ニ北海道帝国大学新聞ヲ発行ス、尚皇軍慰問会ヲ総務部ニ附屬セシム

第二十三条 本會會員ハ本會ノ一般的事業ニハ必ず参加シ学生生徒會員ハ執レカノ班ニ於テ修鍊スベキモノトス

第二十四条 各部ニ於ケル事業ニ就テハ予メ総務部長ヲ經テ會頭ノ承認ヲ得ルモノトス

第二章 役員及會議

第二十五条 會長ハ報国会會頭之ヲ兼任ス

會長ハ本會ヲ總理ス

第二十六条 総務部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一名

理事 若干名

書記 若干名

幹事 若干名

但シ報道科ニハ科長一名科附及科員若干名並ニ

科幹事一名ヲ置ク

第二十七条 総務部長ハ審議員中ヨリ会頭之ヲ任命ス

総務部長ハ本会ニ於ケル一切ノ事務ヲ管理シ並ニ本会ノ一般の諸行事ヲ執行ス

第二十八条 理事ハ北海道帝国大学学生主事トシ総務部

長ノ職務ヲ輔佐シ会務ニ参画ス

理事ノ中一名ヲ主務理事トシ学生課長ヲ以テ之

ニ充ツ、尚一名ヲ報道科長ニ充ツ

第二十九条 書記ハ北海道帝国大学学生課員並ニ会計課

員其他ヨリ任命シ庶務會計其他ニ関スル諸般ノ

事務ヲ掌ル

第三十条 幹事ハ各分会総務部幹事中ヨリ分会会長ノ推薦

ニ依リ総務部長之ヲ任命ス

幹事ハ総務部長及理事ノ指導ノ下ニ会務ニ参加

ス

幹事ハ学部各三名、予科各類二名、実科専門部

各二名宛トシ、中常務幹事若干名ヲ置ク

報道科員ハ学生生徒会員中ヨリ分会会長及報道

科長ノ推薦ヲ經テ総務部長之ヲ任命ス、科員ノ中一名ヲ科幹事トス

第三十一条 総務部役員会ハ理事会及協議会トス

理事会ハ各部部长及理事ヲ以テ組織シ協議会ハ各部部长、理事及幹事ヲ以テ組織シ、共ニ会長ノ命ヲ享ケテ企画、統制及經理ニ関スル協議ヲ行フモノトス

議長ハ総務部長トス

第三十二条 鍛鍊、国防訓練、文化、厚生ノ各部ニハ

各々左ノ役員ヲ置ク

部長 一名

副部长 一名

班長 若干名

副班長 若干名

部附 若干名

班附 若干名

班幹事 若干名

但シ国防訓練部ニハ顧問ヲ置キ配属將校ヲ以テ

之ニ充ツ

厚生部ニハ書記若干名ヲ置ク、尚厚生部ニ於テハ班幹事ヲ幹事ト称ス

第三十三条 部長ハ審議員中ヨリ選ビテ会頭之ヲ任命ス、但シ厚生部長ハ学生課長ヲ以テ之ニ充ツ

部長ハ総務部トノ連絡及部内各班ノ統制ニ当ル、副部长ハ理事中ヨリ選ビテ会頭之ヲ任命ス、部長ヲ輔ケテ部務ヲ掌理ス、部附ハ職員會員中ヨリ選ビテ会頭之ヲ任命シ部長及副部长ノ下ニアリテ部務ニ干与ス

第三十四条 班長、副班長及班附ハ職員會員中ヨリ選ビテ会頭之ヲ任命ス、班長ハ各々其班ヲ管理ス、副班長ハ班長ヲ輔佐ス、「」班附ハ班長及副班長ノ下ニアリテ班務ニ干与ス

第三十五条 班幹事ハ班員及各分会当該幹事中ヨリ選ビ、班長ノ推薦ヲ經テ総務部長之ヲ任命ス、但シ厚生部幹事ハ学生生徒會員中ヨリ分会會長及厚生部長ノ推薦ヲ經テ総務部長之ヲ任命ス

班幹事ハ班長及副班長ヲ輔佐シテ班務ヲ処理ス、班幹事中一名ヲ選ビテ班主任幹事トス

第三十六条 部長ハ班長會及部會ヲ召集シ部務ニ關スル協議ヲ行フモノトス 但シ部會ハ班長、副班長及班主任幹事ヲ以テ組織ス

第三章 會計

第三十七条 学生生徒會員ノ會費ハ一ヶ年金三円トシ、第一期授業料ト同時ニ納附スルモノトス

学生生徒會員ハ別ニ入会ト同時ニ入金トシテ金壹円ヲ納附スルモノトス

第三十八条 職員會員ハ會費トシテ毎月俸給額ノ二百分ノ一ヲ納附スルモノトス

第三十九条 次年度ノ歳入歳出予算ハ毎年二月総務部ニ於テ協議會ノ議ヲ經テ會長之ヲ決ス

第四十条 各班班長ハ其班次年度ノ予算ヲ部長ヲ經テ毎年一月末日迄ニ総務部長ニ提出スルモノトス

第四十一条 各班班長ハ其班決算報告ヲ年度末ニ部長及総務部長ヲ經テ會長ニ提出スルモノトス

第四十二条 基本金ハ入会金ノ十分ノ一及寄附金ヲ以テ
之ニ充ツ

基本金ハ利子ノ外使用スルコトヲ得ズ

第四十三条 本会経費ノ支払手續ニ関シテハ別ニ之ヲ規
定ス

第四章 附則

第四十四条 各班及報道科ハ別ニ細則ヲ定ムルコトヲ要
ス

但シ其ノ制定及変更ハ其ノ施行前当該班長ヨリ
部長及総務部長ヲ経テ会頭ノ承認ヲ受クベシ

第三編 分会通則

第一章 組織

第四十五条 分会ハ当該部科ニ属スル本会会員及分会長
ノ適当ト認メタル職員ヲ以テ組織シ第六条ノ事
業ヲ行フ為左ノ部ヲ置クコトヲ得

総務部

鍛錬部

国防訓練部

文化部（又ハ教養部）
厚生部（又ハ生活部）

各部ヲ更ニ若干ノ班ニ分ツコトヲ得

第二章 役員及會議

第四十六条 分会ニ分会長ヲ置キ北海道帝国大学部科長
ヲ以テ之ニ充ツ

第四十七条 分会ニハ左ノ役員ヲ置クコトヲ得
理事 若干名

部長 若干名

副部長 若干名

班長 若干名

副班長 若干名

幹事 若干名

第四十八条 理事ハ北海道帝国大学ニ於ケル其部学生主
事及分会長ノ推薦ニ依ル教授トシ会頭之ヲ任命
ス

但シ学生主事ハ常任理事トス

部長、副部長、班長及副班長ハ職員会員中ヨリ

分会長ノ推薦ヲ經テ会頭之ヲ任命ス

幹事ハ学生生徒会員中ヨリ選ビテ分会長之ヲ任命ス

第四十九条 役員ノ任務左ノ如シ

分会長ハ分会ヲ統裁ス

理事ハ分会長及総務部長ヲ輔佐シテ会務ニ参画ス

部長ハ分会長ノ指示ヲ受ケ其部ヲ統轄シ部務ヲ掌理ス

班長ハ部長ヲ輔佐シ班務ヲ掌理ス

副部長及副班長ハ夫々部長及班長ヲ輔佐ス

幹事ハ各部又ハ班ニ之ヲ置キ部長及班長ノ指導ノ下ニ部務ニ参加ス

第五十条 各分会ニ役員会ヲ置キ企画、經理其他分会長

ノ重要ト認メタル事項ヲ審議ス

但シ役員会ノ組織ニ就テハ各分会細則ニ於テ規定ス

第三章 會計

第五十一条 分会費ノ徴収額ハ各分会ニ於テ会頭ノ許可

ヲ得テ夫々決定スルモノトス

第五十二条 学生生徒会員ノ分会費ハ各分会ニ於テ定メ

タル期日内ニ各分会ニ納附スルモノトス

第四章 附則

第五十三条 各分会ハ別ニ細則ヲ定ムルコトヲ要ス

但シ其ノ制定及變更ハ其ノ施行前分会長ハ会頭ノ承認ヲ受クベシ

〔注一〕朱書きで「詢」を「問」に訂正。欄外に朱書き「一字訂正」の書き込みあり。

〔注二〕朱書きで「任命シ」を「選ビ之ニ充テ」に訂正。欄外に朱書き「三字削除 六字加入」の書き込みあり。

触媒研究所設置

一九四〇年

「概算要求書 昭和十六年度」(帝大／二〇一九／

〇四九二)

一、生産力拡充等ニ関スル経費

四、触媒研究所設置

アンモニア合成、人造石油、合成燃料、人造纖維、合成ゴム等ノ大工業ハ凡テ触媒利用ノ化学工業ニシテ触媒及其ノ使用状況ノ適否ハ製品ノ優劣、能率ノ良否ノミナス生産費ノ高低ヲ根本的ニ決定スルモノニシテ化学工業ノ優劣ハ一ニ懸リテ触媒ニアリ触媒研究ノ軍事上将又産業上重要ナルハ敢テ贅言ヲ要セサル所ナリ

然リト雖モ現今我国ニ於ケル触媒研究並ニ之カ各種ノ応用ヲ觀ルニ諸合成工業中最モ進歩シ居レルアンモニア合成(人造肥料)ノ如キモ殆ント其ノ技術ハ

外国ノ特許ヲ購入シ居レル状態ニアリ之ニ使用スル触媒ハ各工場ニヨリテ異ナリ優秀ナル触媒ノ發見ヲ要望スルコト切ナルモノアリ更ニ石炭液化、合成ゴム等ハ欧米諸国ニ於テハ既ニ大工業化ニ成功シ居ルニモ關ハラス我国ニ於テハ漸ク緒ニ着キタルノミニシテ生産費ノ高キト製品ノ不良トニ悩ミツ、アル実情ニアリ而モ液体燃料資源ノ少キ我国ニ於テハ内外油田ノ開發ト其ノ利用ヲ完全ナラシムルヲ要シ其ノ他人造石油、合成燃料ノ研究ノ完成ヲ緊要トス今ヤ我国ハ非常時局ニ直面シ石炭液化及クラツキングニヨリ優秀ガソリンノ生産イソプチルエーテルノ如キ航空燃料ノ製造ハ航空機ノ速度ヲ増進セシメ又發動機ノ故障ヲ減少セシムル為其ノ増産ハ目下ノ重要研究事項ナリ又アンモニアヨリ硝酸ヲ作り硝酸ヨリ製造セル爆薬ピクリン酸、T、N、T、ニトログリセリン、發射薬ニトロセルローズ等ノ品質ノ改良代用爆薬ノ製造及アンモニアヲ使用セス直接窒素ト酸素ヨリ硝酸ヲ製造スル触媒ノ發見等ハ速カニソノ研究

ノ完成ヲ要スルモノナリ

元ヨリ我国ニ於テモ各大学其他ノ研究機関並ニ諸会社内ノ研究所等ニアリテ之ニ関スル若干ノ部分的研究ヲ行ヒツゝアルモ大学其他ノ研究機関ニアリテハ經費並ニ研究者ノ不足ノ為充分ニ獨創性アル業績ヲ挙クルコト能ハス一方営利会社ノ研究所ニアリテハ相当ノ經費ト研究者トヲ有スル場合ニ於テモソノ研究ハ目前ノ營利ヲ目的トスル關係上長時日ヲ要スル如キ基礎的研究乃至綜合の応用等之レヲ為シ得サルハ当然ニシテ若シ現状ノ儘推移センカ我国化学工業界ニ大ナル影響ヲ及ホシ延イテハ我国力ニ重大ナル欠陥ヲ招来スルニ至ルヘシ

此ノ時ニ当リ数年来本理学部堀内教授ノ触媒ノ研究ハ数種ノ触媒作用ニ横ハル原理ヲ世界ニ先ンシテ発見シ基礎理論ノ構成ニ成功シ其ノ基礎理論ノ指針ニヨリ既ニ数種ノ応用ニ移シ得ヘキ結論ヲ得タリ即チ代表的成果トシテハ(一)触媒ニヨル水素添加反応機構ノ闡明(二)白金触媒ノ代用トナリ得ル触媒ノ発見(三)

[後略]

触媒ノ電気化学的研究法ノ確立等ニシテ尚進ンテ其ノ基礎理論ヲ更ニ拡張シ多クノ触媒作用ニ指針ヲ与ヘ又基礎理論ヨリ来ル結論ニ依テ触媒ニ関スル新分野ノ開拓ニ努メツゝアリ依テ茲ニ左記ニ掲クル研究所ヲ設置シ触媒ニ関スル徹底的研究ヲ為シ以テ我国化学工業ノ育成ヲ図ルト共ニ軍事上並産業上重要ナル研究業績ヲ挙ケント欲ス

三一—二二二

農林専門部設置

一九四〇年

「概算要求書 昭和十六年度」(帝大／二〇一九／

〇四九二)

一、生産力拡充等二関スル經費

一、農林専門部設置

本学ニ於ケル農学林学両実科ハ開校以来毫千有余ノ卒業生ヲ出シ本道ハ勿論遠ク台湾朝鮮滿洲方面ニ亘リ官界及実業界ニ於ケル有要ノ地位ヲ占メ斯界ニ活動シツ、アリ然ルニ従来両実科ハ農学部ニ附随シ学部教授及助教授ヲシテ授業ヲ担当セシメ以テ専ラ生徒ノ養成ニ努メ来リタルモ現在ノ制度ニテハ教授上頗ル困難ノ点多ク従ツテ其ノ効果充分ナラス一面担当教官ハ前述ノ如ク農学部ノ授業並研究ヲ差繰リ教授ヲ為ス等ノ点ヨリ研究上支障ヲ生スルコト往々ニシテ遺憾ニ堪エス仍テ之ヲ統一セル専門部ノ創設ハ

〔後略〕

夙ニ痛感セシ所ナリ而シテ偶々今次事変勃発スルヤ国内馬産ノ振興ニ或ハ大陸ノ経営ニ獣医技術者ノ欲求セラル、コト切ナルニ鑑ミ之力要望ニ応ヘンカ為メ新ニ獣医学科ヲ併セタル農林専門部ヲ茲ニ創設セントシ之ニ要スル經費ヲ要求ス

工学部生産冶金工学科設置

一九四〇年

「概算新規要求中重要事項調 触媒研究所設置 附

属参考書 用途指定費概算書 昭和十六年度」(帝

大ノ二〇一九ノ四九二)

工学部生産冶金工学科設置ニ要スル經費

一、要求ノ根本趣旨

凡ソ国防ヲ充実シ産業ヲ拡充スル基調ハ鉾物資源ノ開
発ニ俟ツ所最モ大ナリ曩ニ本学工学部ノ創立セラルハヤ
鉾山工学科ヲ設置シ今日本道鉾業殷賑ノ基ヲ致セリ近年
本道ヨリ国防資料ニ欠ク可カラサル金、銀、鉄、ニツケ
ル、クローム、マンガン、水銀等有用鉾物ノ産出益々旺
盛トナリ其ノ精煉及加工事業モ之ニ伴ヒテ隆盛ニ赴カン
トスル情勢ヲ示シ為ニ適切ナル研究指導及有ナル技術
者ノ育成ハ愈々要望セラルトコロナリ
今次我カ生産冶金工学科設置ノ要求ハ実ニ既設ノ鉾山工

学科ト相俟ツテ体系ヲ整ヘ金属鉾業ニ於ケル本道ノ特色
ヲ發揮シ国策ニ順応セント欲スルモノナリ

更ニ本道ハ氣候風土大陸ノ夫レト酷似スルカ故ニ其ノ卒
業生ハ就職上徒ラニ都会地ニノミ憧ル、風潮ナク且周囲
ノ材料豊富ニシテ研究ニ極メテ便利ナルヲ以テ今後本邦
資源開発ノ指導者トナリ或ハ新興大陸ノ産業界□雄飛ス
ヘキ優秀ナル技術家ノ養成ニ就テハ本学ハ実ニ絶好ノ地
利ト責務トヲ有スルモノト認ム茲ニ於テ本学ハ他大学ニ
ハ未タ類例ナキ専ラ精煉ニ特色ヲ有スル生産冶金工学科
ヲ設置シ関係方面ノ要望ニ応ヘルト共ニ生産拡充ニ資セ
ンメントス

一、事項ノ概略説明

一、講座数 四講座

講座名

講座内容

冶金学第一講座

金、銀、銅、鉛、亜鉛ノ冶金学

冶金学第二講座

ニツケル、アルミニウム、マグ

ネシウム、カドミウム「」タン

グステン、白金ノ冶金学及電気

冶金学

冶金学第三講座

鉄ノ冶金学

金属加工学講座

金属ノ一般加工学

一、収容学生

一学年十五名宛 四十五名

〔後略〕

三―二三三

母校独立に関する決議の件（農学実科）

一九四一年一月二十七日

札幌農学実科同窓会『同窓会々報』第二十四号

定時総会

一月二十二日午後六時から札幌市大通精養軒で開催。

手島名誉会長、宮脇顧問を初め恰も当日道庁の奨励会議に地方から御出札の会員も参集せられ、会員四十一名に達した。〔定刻村上幹事長座長となり、各部幹事の報告後議事に入った。〕

〔中略〕

議案第三号 母校独立ニ関スル決議ノ件

独立ニ関シ左ノ決議宣言ヲナサムトス

決議

本道ニ拓殖高等農林学校ヲ国費ヲ以テ設置セラレムコ
トヲ決議ス

宣言

今ヤ国家ハ生産拡充ニ全力ヲ尽シ特ニ本道ニ期待スル
処頗ル大ナル秋ニ当リ府県ニ於ケル高等農林学校ハ举
ゲテ増員増科等ノ拡張ヲナシツアルニ不拘独リ本道
ニ於テハ唯一ノ農林専門教育機関タル北海道帝国大学
農林学実科ハ学制ノ欠陥上増員ハ勿論拓殖畜産等時局
下本道開拓上最モ緊要ナル学科ノ増設スラ不可能ナル
状態ニ在ルハ真ニ寒心ニ堪エザル処ナリトス。仍而本
道開拓ニ貢献セル右農林学実科ヲ独立セシメ拓殖、農
林、畜産等ノ各科ヲ網羅セル特色アル拓殖高等農林学
校ヲ設置スルハ一ハ以テ本道喫急ノ事態ニ対処スルノ
方途タルノミナラズ又以テ大陸建設ニ資シ併テ我が国
策遂行ニ最モ順応スル所以ナリトス
理由——同窓会トシテノ総意ヲ明示スルハ本運動ニ資
スル処尠シトセザルニヨル
右ハ原案通り可決確定ス
承認事項

独立運動ニ関シ委員ヲ上京セシムルノ件
〔後略〕

三——二二四

北海道帝国大学附属超短波研究室規程

一九四一年二月十五日制定

『北海道帝国大学一覽 昭和十六年』

北海道帝国大学附属超短波研究室規程

昭和十六年二月十五日制定

第一条 北海道帝国大学ニ附属超短波研究室ヲ置ク

第二条 本研究室ハ超短波ニ関スル学理及応用ノ研究ヲ
為スヲ以テ目的トス

第三条 本研究室ニ主任ヲ置ク

主任ハ本学教授中ヨリ総長之ヲ命ス

主任ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ研究室ノ事務ヲ掌理ス

第四条 本研究室ニ委員若干名ヲ置ク

委員ハ本学教授及助教授ノ中ヨリ総長之ヲ命ス

委員ハ研究ヲ掌ル

第五条 本研究室ニ助教一名助手二名ヲ置ク

助教授ハ委員ヲ助ケテ研究ニ従事ス

助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ実験ニ従事ス

第六条 本規程ノ施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

三一・二二五

報国会の雄々しき門出

一九四二年二月十八日

『北海道帝国大学新聞』

学園新体制今日ぞ成る

報国会の雄々しき門出

本学記念日に結成式举行

聖旨を奉戴し、負荷の大任を全うする心身を錬成するの目的の下に、著々準備中であつた北海道帝国大学報国会は、尾崎学生課長の経過報告に示されてゐる如き経過をへ、一月三十日付を以て、文部当局より許可あつたので、去る二月六日、本学開学記念日のよき日を期して、第二十三回記念式に引続き、中央講堂で举行された、会するもの今総長、高岡名誉教授を始め、全学の教職員、学生生徒で式は先づ学生課長の挙式の辞に始まり、今総長は報国会の精神を強調、学生課長は次いで結成に至るまでの経過を報告、須田学生主事務取扱は報国会の役

員及び全学会の役員を発表、小野全学会総務部長は全学会の機構、事業を説明する挨拶を行ひ、医学部三年目豊田昌幸君は全学生を代表して、力強く宣誓をなして、同十一時閉式、茲に本学報国会は雄々しき出発の第一歩を踏み出した、尚結成後の全学会大会及各分団大会は四月までに挙行して、機構を急速に整へることとなつた、文武会を始め学内の各種校友団体は此処に全く、更生的に報国会に吸収され、新理念のもとに、全学一致師弟相携へて国策の遂行に出発することとなつた

総長式辞

世界大動乱の真只中にあつて、僅かに四年有余の間に大東亜共栄圏を確立として大事業を進め更に世界の新秩序建設に向つて指導的役割をなさんとする我が国は、先づ以て内国内の新秩序を整へ、高度の国防国家を作らねばならぬと考へます。これがためには長年月に亘つて国民の脳裡に浸潤し來つた、自由主義、個人主義、功利主義の弊を芟除し、真に皇国本然の姿に立還つて新なる発

足を致さねばならぬ事に相成りました、これにつきまして客年大政翼賛会なるものが生れました事は御承知の通りで御座いますこれがあらゆる階級、あらゆる職業、あらゆる団体に呼びかけまして、その再出発を要望することに相成つたのでありますが、学校と致しましても、これと相呼応致しまして、教学本来の根底たる知育、徳育、体育の一元的観点に至つて修練組織を確立し、以て国家の期待に副ふべく全国一斉に立ち上つたのであります。本学に於きまして、如上の見地から従来文武会を発展的解消し茲に新に学生生徒諸子よりの盛り上る要望と大学当事者との意見の一致を見、文部当局の承認を得まして、北海道帝国大学報国会なるものが誕生致すことになつたのであります。本会の目的と致します所は、会則第二条に明示してあります通り、「聖旨を奉戴し教学の本義に則りまして、全学一致、師弟相携へて、負荷の大任を果し得る精神と、身体とを錬成せんとする所にあるのであります」此の点従来文武会とは似て非なるものでありまして、こゝに本会の特色があるので御座います。

尚本会の組織、事業等内容に就きましては後刻係から詳細なる説明がある事と存じますが本会は全学会と分会とから組織され、分会は各学部、予科、実科専門部に置かれるのでありまして、本会成立と同時に成立することになるので御座います。これを要するに一切を挙げて皇国の道に帰一する為に本旨があるのでありますから、内容、業務等の中に多少意に満たぬ所がありまして、これを忍んで大乗的見地から、本会を立派に仕上げられます様切望に堪へません。茲に本会の発足に当りまして一言述べて式辞と致す次第で御座います。

三十二三六

文武会解消式

一九四二年二月十八日

『北海道帝国大学新聞』

四十一年の歴史閉づ

文武会解消式

会歌合唱を最後に

明治三十四年、学芸会と遊戯会との合併に依り成立したる、文武会は四十周年を迎へんとするこの年、その永き歴史を閉ぢ、報国会の組織のもとへと更生的発展を遂げた、二月六日第二十三回本学記念式の直後、小西庶務主任の開式の辞に始まる文武会解消式は、報国会の結成に先立つて行はれ、今会頭の式辞、伊藤理事長の挨拶に次いで文武会歌を合唱して式を閉ぢた

総長式辞

創立以来四十有一年の古い歴史を持ち、北海道帝国大学

と共に、その名を知られて居りました我が文武会も愈よ本日限り発展的解消することに相成りました。文武会といへば、諸君は勿論、諸君の先輩たる幾多の本学卒業生諸君も頗る印象深い存在の一つであつたであらうと思ふのであります。毎年春秋二回の全学的総会や、文学、美術、宗教、芸術、スポーツ、武道等あらゆる分野に亘つて、夫れどゝの特色を発揮致して参りましたのであります。元よりこれは、どちらかといへば会員相互の自主的団体でありまして、個人的修養鍛錬に重点を置いて居りました関係上、その部門の選択も自由であり、兎もすれば一方に偏したかの傾向が無きにもあらずであります。従つて本学の卒業生としては、是非これだけの事は経験させてやりたいと考へましても、これを経験せしめる方法すらなかつた憾みが無いでも無かつたのであります。然るに世界的な諸状況は、従来の如き自由な考へを以てしては到底これに善処し得ない状況になつて参りました。爰に於て再び従来の施設を見直す必要に迫られて来たわけであります。この国家の飛躍的な要求から、

従来の如き自由選択による相互的修養機関では満足し得ず、教学の本義に基く師弟同行の強力なる団体的鍊成を必要とすることに相成りましたので、茲に北海道帝国大学報国会なるものが生れることに相成つたので御座います。これも国運進展の上に必要不可欠の要望であります。これが故に、数度に亘り協議の結果、全員一致発展的解消を致すことに意見の一致を見ましたわけで御座います。この事につきましては諸君は既に十分御承知の事と存じますので今更改めて申述べる必要もないかと考へます故、以上要点を申し上げ式辞と致す次第で御座います

〔後略〕

三―一二七

食糧、飼料等増産作業に関する件

一九四一年四月十八日

「評議会議事録」(〇〇〇三―四三)

学第一四一号

昭和十六年四月十八日

学生課長 尾崎卓郎

庶務課長 桧垣良一殿

食糧、飼料等増産作業ニ関スル件

本学ニ於ケル首題ノ件五月、六月ヲ第一期トシテ左記ニ依リ実施可致候ニ就テハ評議會ノ議ヲ経テ承認方可然御取計相成度此段及御依頼候也

追而右ハ学部以外ノ部科長ニモ御協議相成様御取計相成度申添候

一、実施日次及部科割当 別紙ノ通

一、集合時刻 午前七時半但シ六月ハ午前七時

一、解散時刻 午後五時

一、集合場所 農学部新館前広場

一、雨天其他不得止事故ノ為作業中止ノ際ハ左ノ方法ニ

依ル

1 土曜日中止セラレタル時ハ次週月曜日ニ行フ

2 日曜日中止セラレタル時ハ月曜日ニ行フ

3 土曜日、日曜日共ニ中止セラレタル場合ハ土曜日ノ

分ヲ月曜日ニ日曜日ノ分ヲ火曜日ニ行フ

右ノ場合及右以外ノ事故發生ノ場合ハ各關係者ニ於テ協議決定スルモノトス

一、集合場ニ於テハ集団勤労作業ト同様ノ挙式ヲ為スコト

一、服装ハ作業衣教練服又ハ粗服ヲ着用、巻脚絆、靴又ハ足袋ヲ用スルコト

一、携行品ハ昼食、水筒、手拭等

一、集合場ニ於ケル人員検査及作業場迄ノ引卒ハ各部科職員之ニ当ルモノトス

一、解散ノ際ハ作業場ノ係員点呼ヲ為スモノトス

備考

第二期トシテ九月十月ノ両月ニ於テ実施シ学生生徒各人ハ一年ヲ通ジ三日間就業スルモノトス。

昭和十六年五、六月分

食飼料増産作業計画書

北海道帝国大学

食・飼料増産作業計画書

昭和十六年五月分

北海道帝国大学

月五						月五	月五						別月
(土) 日十						日四 (日)	日三 (土)						日旬
植物園	畜牛取扱	同	同 耕作物	同 蔬菜園	農場果樹園	農場デントコン	同 花卉園	農場デントコン	畜牛取扱	同 蔬菜園	同 果樹園	農場耕作物	作業場所 区分
七	三〇	四〇	五〇	四〇	四〇	一〇〇	四〇	三〇	五〇	四〇	四〇	四〇	要求 人員
部学農						科予						及 年次	応 求 部 科 名
一、二年	畜産二年	畜産一年	畜産一年	一、二年	一、二年	予 一年							
生物	二部	二部	一部	農学科	経済	化学	工一組	理一、二組	医二組	医一組	同三組	同二組	農一組
七	一三	一四	三	三二	一九	二八	四二	八〇	四二	三二	一〇	四二	四二
四、器具ハ各作業所ニ於テ係員ヨリ受領シ作業終了後手入ノ上係員ニ返納スルモノトス						三、解散時刻ハ午 后五時トス	二、集合時刻ハ午 前七時半トス	一、部科長ノ指示 スル場所ニ集合 ノコト					
			同 五名不足	混肴ヲ避クル 為三名不足	同 一名	同 二名	同 二名	同 二名	同 二名	同 二名	同 二名	予備員二名	摘要

	月五						月五				月五										
	(日) 日八十						(土) 日七十				日一十 (日)										
同 耕 作 部	農 場 養 蚕 部	同 育 種 部	同 蔬 菜 園	同 果 樹 園	同 作 物 部	農 場 デ ン ト コ ン	農 場 耕 作 部	植 物 園	同 デ ン ト コ ン	農 場 耕 作 部	同 耕 作 部	同 デ ン ト コ ン	同 養 蚕	農 場 花 園	家 畜 南 瓜	農 場 デ ン ト コ ン					
四 〇	二 〇	三	五 〇	四 〇	一 〇	四 〇	四 〇	七	四 〇	四 〇	四 〇	四 〇	二 〇	一 〇 〇	二 〇	四 〇					
部門専門学医						農 学 実 科	医 学 部 專 門 部	農 学 部	土 木 專 門 部				科予		部学工						
													一 年	一 年	一 年	一、 二 年	一、 二 年	一、 二 年	一、 二 年		
一 年	三 年	三 年	三 年	三 年	二 年	二 年	一 年	一 年	一 年	生 物 一、 二 年	一 年	二 年	二 年	三 年	工 三 組	工 二 組	電 氣	機 械	鉱 山	燃 料	土 木
二 〇		二 五	四	二 四	三 〇	四 六	一 〇	四 二	四 二	三 七	一 三	二 〇	二 九	四 二	四 二	二 五	五 九	三 八	二 〇	五 〇	
五、雨天ノタメ取止メタル時ハ部員ニ作業主ト決議スルモノトス																					
二〇不足	予備員五名	同 一 名	同 四 名	同 六 名		同	予備員二名		同 一〇名	予備員九名	同 二 名	同 二 名	予備員五名	三名不足		予備員一〇					

[illegible]

		月六						月六										別月		食・飼料増産計画書 昭和十六年六月分 北海道帝国大学	
		(土) 日七						(日) 日一										日旬			
農場果樹園		同 家畜ビート	同 デントコン	同 燕麦部	同 耕作部	同 蔬菜	農場果樹園	花卉園	畜牛取扱	養蚕部	青刈各種作物	家畜ビート	同 デントコン	同 燕麦畑	同 耕作部	同 蔬菜園	同 果樹園	農場作物部	作業場所 区分		要求 人員
四〇		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	六〇	二〇	一〇	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇			
二年		一、二年	三年	三年	二年	二年	一年	一年	年二		年二					一年	一年	農学実科	及年次 部科名		
水産		農学科						工三組	工二組	工二組	工一組	工一組	医三組	医二組	医一組	農一組	理二組	理一組	二年	組名及人員	
九		三二	四〇	四〇	四二	四三	四一	四二	四一	二〇	二一	一〇	三一	四一	四二	四一	四二	四〇	四〇	二〇	
		五、雨天ノ為取止 メタル時ハ部科 長学生課長并ニ 作業場主ト協議 ノ上日次ヲ決定 スルモノトス																		其他 集合場、時刻	
同 一名		同 ナシ	同 二名	同 三名	同 一名	同 二名	同 一名	予備員一名		同 一名	同 一名	同 二名	同 一名	予備員二名	過不足ナシ					摘要	

			月六								月六							
			(土) 日四十								(日) 日八							
畜牛取扱	同青刈	農場作物部	畜牛取扱	農場青刈	同デントコン	同耕作	同養蚕	同育種	同蔬菜	農場果樹園	同花卉園	同デントコン	農場燕麦	青刈各種作物	家畜取扱	植物園	同耕作部	同蔬菜
一〇	一〇	二〇	九	一〇	四〇	至四〇乃五〇	三〇	三	四〇	五〇	六〇	四〇	四〇	一三	一〇	七	四〇	四〇

科実学農			部門専学医								部学理			部学農							
三年	三年	三年	三年	三年	三年	二年	二年	二年	一年	一年	一、二年	二年	一年	一、二年	一年	二年	一、二年	一年	一、二年	一、二年	一、二年
											化学	物理	物理	数学	水産	同二部	同二部	畜産一部	生物	水産	経済
七	八	二〇	九	一〇	四〇	四三	三〇	三	四〇	四四	三五	一七	一九	一九	一〇	一四	一三	一三	七	一〇	二八
																					四一

為メ不足	混肴ヲ避クル					同二名不足				同六名不足		同八名不足	同二名不足	足	タメ一六名不足	混肴ヲ避クル	予備員三名			二名不足	同一名
------	--------	--	--	--	--	-------	--	--	--	-------	--	-------	-------	---	---------	--------	-------	--	--	------	-----

月六												月六							
(土) 日一十二												(日) 日五十							
花卉園	家畜取扱	青刈作物	同家畜南瓜	同牧草	同デントコン	同耕作部	同除草	同養蚕部摘桑	同蔬菜園	同果樹園	農場育種部	同花卉園	同デントコン	同耕作部	同蔬菜	農場果樹園	同	農場耕作部	
六〇	一〇	一〇	三〇	四〇	四〇	四〇	三〇	一〇	四〇	四〇	二〇	六〇	四〇	四〇	四〇	五〇	四〇	四〇	
科予											農学実科	部学工							
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	農学実科	二年	一年	二年	二年	一年	一年	一、二年	一、二年
工三組	工二組	工二組	工二組	工二組	医二組	医一組	同	同三組	同二組	農一組	一年	電気		燃料	機械	鉦山	土木		
三九	一〇	一〇	二〇	三九	三九	三九	三〇	一〇	四一	四一	二〇	二五	二五	一〇	二八	一〇	三一	三八	五〇
					一名宛不足					予備員一名				二名不足		予備員一名	二名不足	五名多シ	指導上ノ都合

中谷宇吉郎「雪に関する研究」に対する帝国学士院賞授
賞審査要旨

一九四一年五月十三日

「授賞審査要旨」（帝国学士院）

理学博士中谷宇吉郎の「雪に関する研究」に対する
授賞審査要旨

抑雪華の奇なるは古人も既に其織美に驚嘆せし所であつて我邦では土井大炊頭利位の雪華図譜の如きは約百年以前の出版に係る。欧米に於ても研究は決して少なからず其中ドロヴォオルスキーやベントリイの研究は有名であつて、是等を本としたハンフリイスの分類は比較的新らしいもので雪華を形から分けて五類十七目となした。併し此分類は単に形態の上よりするもので其生成の機構は在来全く不明であつた。

著者は昭和八年以来十勝岳等で雪華の観測をしたが、夫れのみでは満足せず進んで其生成の機構を明にせんと

し、北海道帝国大学の低温実験室で人工雪の製成に着手し昭和十年に始めて見かけ上雪片の降下する如き状況を作り得たが其氷片を拡大鏡下に検するに総て霜華であつて雪片ではなかつた。著者は更に工夫を凝し遂に兎毛に凝結中核を作り得る事を発見したのが昭和十三年であつた。かくて此中核を種々な温度及湿度下に置く事によりて夫れ夫れ特異な雪の結晶を得、検査の結果全く天然雪と同一なものである事を確かめた。斯くして在来不明であつた雪の生成の過程は始めて明となり、且在来天然雪で嘗て注意されなかつた種々の新型が、人工雪に於て発見せられた。例へば盃型、屏風型等で、是等は更に天然雪を精査する事によりて天然雪中にも存在する事が判つた。又雪片生成の条件として羊齒狀樹枝狀雪片は割合高温多湿に於て生じ、割合急速に発達したものであるが、極めて低温の零下四十度以下では板狀柱狀等の結晶が出来、又側方発達や不規則形等も現はれる事を知つた。又在来軽視せられた雪結晶の管狀構造も決して単なる融解に依るものでなく生成の当初に既に基本形として現はる

るものである事をも知つた。此他種々有益な発見をなし、此生成の機構を加味しての新分類を大成した。之に依れば雪片は七類十八種二十七目になつた。

霰の生成も在来氣象学上單なる臆説があつたに過ぎなかつたが、此中谷君の研究によつて結晶性雪片と小水球の凍結せる小水球との多数附着し合つて發達したものである事を明にした。

此他雪片降下の頻度、雪片の電氣的性質、重水による結晶形、雪片の質量、落下速度、霧との關係、霜や窓花との關係等種々の調査をなし、又積雪の力学が極めて特殊のものなる事をも研究してスキー等の物理学に寄与した。

是等の研究は在来至難とされた所のものを其俊敏な觀察力と周到な推理力と及び倦む事を知らない學問的根氣とに依りて克服し成功したものであつて其結果は氣象学上絶大な貢獻であるのみでなく、応用としても落下中の雪片を吟味しては上層の大氣の温度湿度、層厚を知る手掛りともなり又積雪の力学は飛行機の雪原離着陸に就て

の応用をも伴ひ又機体着氷の原理にも光明を与へ航空上にも重大なる貢獻を齎すものである。

要するに氣象学の發達の遅々たるは其現象が大氣上層に起る事と廣大なる大氣を作動材料として始めて可能なるにより在来人工の近寄り難しとせられたもので、雨滴の生成すらも尚今日不明であるに拘はらず中谷君は遂に雪片生成の機構を実験室内に捉へて之を闡明し得た功績は莫大であつて世界の氣象学界の皆等しく賞讃する所であらう。

〔注記〕参考文献に関する記載は省略する。

一九四一年五月十三日

『北海道帝国大学新聞』

学生手帳爽颯と登場 第一頁には学生証を

国家非常の時、学生は非常の時であるが故に更に強く学生の道を自覚し、以てその道を実践躬行しなければならぬ、学生には既に「教育ニ関スル勅語」並に「青少年学徒ニ賜リタル勅語」に依りその大道は示されて居る筈である、然るに往々その道を自覚して居りながらもあらぬ感情の虜となつて思はぬ過誤の道を歩むことがある、これはその道を常に目の前に見、心に反覆しないからである、こゝに於て各学生主事は学生主事会議を開きその方法について研究中であつたがこの程漸く学生手帳を作成し、その手帳に御勅語を謹掲し、日夜身辺に奉戴し以て御聖旨に添ひ奉ると共に、学生の道を会得さすべく決定した、それに加へて今迄本学のみ無かつたために往々不

便を感じさせられた写真貼付の学生証を手帳につけて自分を証明することになつて居る

第一頁は写真貼付の在学証、第二頁には在学証に関する注意事項、第三頁は白紙、第四、第五の二頁に亘つて「教育ニ関スル勅語」第六頁白紙、第七頁「青少年学徒ニ賜リタル勅語」第八頁白紙、第九頁本学の目的（大学、高等、専門学校令に依る）第十頁生活刷新に関する事項、第十一頁物資の消費節約に関する項、第十二頁日本文化講義、第十三頁身体検査並に体力検査の項が各々載せられることになつてゐる、大きさは大体普通の手帳位で縦四寸五厘、幅二寸七分であり、非常に携帯に便利である、尚紛失の際は再交付手数料として一円を要するさうであるから各自大いに注意されること並に大切にすることが必要である、この手帳は現在すでに校正も終り旬日の中に配布される筈であるが未だ写真を呈出しない向も相当あるやうだが出来るだけ早く提出されることを学生課では希望して居る

[447]

北海道帝国大学防空計画

一九四一年七月三十一日制定

『北大時報』第百七十七号附録

北海道帝国大学防空計画

(昭和十六年七月三十一日
北大達第二号)

第一章 総則

第一条 本計画ハ官庁防空令ニ依リ北海道帝国大学ニ於ケル防空ノ実施及之ニ関シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ計画スルモノトス

第二条 総長防空実施ノ開始命令ヲ受ケタルトキハ直チニ本計画ニ基キ防空ヲ実施スルト共ニ防空支部長ヲシテ学内一般ニ之ヲ周知セシメ防空準備ヲ完了セシム

第三条 総長本計画ニ基キ職員及学生生徒ヲシテ随時必要ナル訓練ヲ行ハシメ且防空思想ノ涵養ニ努メシム

第二章 防空機関

第四条 防空実施ニ備フル為大学本部ニ北海道帝国大学防空本部ヲ置ク

防空本部ノ編成及事務分掌ハ別表一二ニ依ル

第五条 防空実施ノ為メ左ノ防空支部ヲ設ク

中央支部

御真影奉置所、大学本部、学生生徒控所、職員集会所、体操場、武道場、配電所、中央食堂

第二支部

農学部、図書館、北方文化研究室、演習林、林学講堂、中央講堂、畜産学講堂、化学講堂、水産学講堂、実科講堂

第三支部

医学部、医学専門部、超短波研究室
附属医院

第四支部

工学部

第五支部

理学部、第一農場、常時低温研究室、低温科学研究所、生化学研究室、金属化学研究室

第六支部

予科、土木専門部

第七支部

寄宿舎、第二農場

第八支部

植物園、博物館

防空支部ノ分担地区ハ附図ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 防空支部ニ支部長ヲ置ク総長之ヲ命ス

防空支部ノ編成及事務分掌ハ支部長之ヲ定ム

第七条 防空支部ハ左ノ防空業務ヲ行フ

一、警報伝達

二、灯火管制

三、防火

四、交通整理

五、警護

六、防毒

七、救護

八、工作

九、配給

十、避難及避難所管理

十一、物品搬出及監視

第八条 防空支部長ハ防空実施ノ便宜上其ノ担当区内ヲ

適宜ニ分チ防火群ヲ組織スルモノトス

防火群ハ其ノ受持区域内ノ出火ニ際シ初期防火ニ努メ

消防機関出動後ハ其ノ援助並ニ引揚後ノ措置ニ当ルモ

ノトス

第三章 警報

第九条 警報ハ防空警報及防護警報ノ二種トス

防空警報トハ防空法施行令第七条ノ規定ニ依ル警報ヲ

防護警報トハ火災ノ発生又ハ瓦斯攻撃ヲ受ケタルコト

ヲ局地者ニ告知シ防護ヲ実施セシムル為ノ警報ヲ謂フ

第十条 電話又ハラジオニ依リ防空警報ヲ伝達セラルル

トキハ地区名（札幌管区、北部軍管区）ヲ冠称スルモ

ノトス

第十一条 総長ノ警報受領系統及総長ヨリノ警報伝達方

法ハ別表二ニ依ル

第十二条 警報伝達ニ使用スル号報器ノ所在及其ノ責任

者ハ別表三ニ依ル

第十三条 防空本部ノ警報受領及伝達ノ責任者ハ警報係

長トス

第十四条 防護警報ハ火災警報及瓦斯警報ノ二種トシ防

空本部長又ハ支部長之ヲ発ス但シ緊急ノ場合ニ在リテ

ハ火災ニ対シテハ之ヲ発見シタル者、瓦斯ニ対シテハ

支部長ノ指定シタル者之ヲ発スルコトヲ得

第十五条 火災警報ノ伝達ハ空缶、金盞等金属性ノ器物ヲ打鳴シ「火事」「火事」ト連呼スルモノトス

第十六条 瓦斯警報ノ伝達ハ大鼓、拍子木等非金属性ノ器物ヲ打鳴シ「瓦斯」「瓦斯」ト連呼シ其ノ解除ハ「瓦斯ナシ」ト連呼スルモノトス

第十七条 大学本部宿直員防空実施ノ開始命令ヲ受領シタルトキハ直ニ庶務係長ニ通知スルモノトス

第四章 灯火管制

第十八条 灯火管制ニ関シテハ本章ニ定ムルモノノ外灯火管制規則ニ依ル

札幌市ハ灯火管制規則第七条ノ規定ニ依ル警戒管制程度甲ヲ適用スベキ区域トス

第十九条 警戒管制中残置スベキ街路灯ノ位置ハ附図ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 学内ニ於ケル公共用灯火及营造物灯火ノ管制方法及管制責任者ハ表別四ニ依ル

第五章 防火

第二十一条 消防ニ関シテハ本章ニ定ムルモノノ外北海道帝国大学火災警備規程ニ依ル

第二十二条 防火用水ハ上水道下水道其ノ他河川池沼及小流ヲ利用ス

第二十三条 部局ハ水槽、防火用砂、消火器、水道ホース等防火用資材ヲ整備シ置クモノトス

井戸ハ上水道完成後ト雖モ使用可能ナラシメ置クコトヲ要ス

第二十四条 空襲警報発令中ハ瓦斯ノ使用ハ成ルベク之ヲ中止シ且確實ニ瓦斯栓ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第六章 防毒及救護

第二十五条 部局ハ防毒面、防毒衣、防毒蚊帳等防毒資材ヲ整備シ及簡易防毒室ヲ準備スルモノトス

第二十六条 本部長ハ耐火構造建築ヲ以テ防護室及準防護室ニ充テ防空実施ノ命令受領後直ニ其ノ設備ヲナスモノトス防護室又ハ準防護室ノ位置及標識ハ別表五ニ依ル

第二十七条 救護所ハ附属医院内ニ之ヲ置ク

第七章 避難及交通整理

第二十八條 職員及学生生徒ハ自守防空ノ精神ニ基キ協力防災ニ努メ濫リニ避難セザルヲ原則トス

第二十九條 瓦斯攻撃其ノ他広地災害ニ対シ防空支部長ハ集団避難所ヲ定メ予メ防空本部長ニ報告シ置クベシ

第三十條 避難所ノ管理、避難者進退ノ指導、休宿及休養ハ防空本部警護係之ニ当ル

第三十一條 防空支部長ハ避難所ノ位置、名称、標識及携帯品等避難心得ヲ周知セシメ置クベシ

第八章 警護

第三十二條 警護ハ学内治安ノ維持、火災及盜難ノ予防並主要施設物件ノ防護ヲ為スモノトス

第三十三條 防空支部長ハ一以上ノ防護監視哨ヲ設ケ其ノ位置及通信方法ヲ予メ防空本部長ニ報告シ置クベシ

第三十四條 防護監視哨ハ爆弾、焼夷弾、瓦斯弾ノ投下、瓦斯雨下等又ハ火災ヲ発見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ

防空支部長ニ報告スベシ

防空支部長前項ノ報告ヲ受ケ其ノ処置支部ニ於テ困難

ニ至リタルトキハ直ニ防空本部長ニ応援ヲ求ムベシ

第三十五條 本学ニ於テ特別防護ヲ行フベキ营造物ハ別表六ニ依ル

第三十六條 前条ノ营造物ノ防護ハ其ノ従事員ヲ以テ之ニ当ラシメ必要ノ場合ハ防空支部ノ応援ヲ求ムルモノトス

第九章 配給

第三十七條 本部長配給係長ヲシテ常時ヨリ防護資材、食糧、燃料被服其ノ他救恤品等諸物資並ニ配給ニ使用スベキ諸車輛ヲ調査シ防空実施ノ際ノ之ガ調達及配給ノ円滑ヲ期スルモノトス

第三十八條 防空実施ノ際ノ防空従事者ノ給養ハ本部ニ在リテハ配給係之ヲ行ヒ防空支部ニ対シテハ本部ヨリ物資ヲ支給シ其ノ炊事及配給ハ支部之ヲ行フ

第十章 工作

第三十九條 工作係長ハ学内营造物ニ対シ偽装又ハ遮蔽ヲ考慮シ置クモノトス

第四十條 本部長ハ道路、橋梁、上水道、下水道ノ空襲

ニ因リ破壊セラレタル場合応急修理ヲ行フタメ工作係
長ヲシテ学内関係者ヲ以テ工作係ヲ特設セシメ且其ノ
資材ヲ準備セシムルモノトス

第四十一条 工作係長ハ前条ノ応急修理ニ際シ必要ノ場
合ハ防空支部ノ応援ヲ求ムルモノトス

第十一章 設備及資材整備

第四十二条 本部長ハ学内ノ管理ニ属スル防空設備及資
材ニ関シ防空実施ニ当リ直ニ使用シ得ル如ク常時ヨリ
調査点検シ保管上遺漏ナキヲ期スルモノトス

第四十三条 本学ニ於テ整備シ置クベキ設備及資材ハ別
表七ニ依ル

(図表省略)

三一―二三二

報国隊綱領・報国隊則

一九四一年九月九日

『北海道帝国大学新聞』

報国隊綱領

一、我等ハ尽忠報国ノ一念ニ徹シ、惟神ノ大道ヲ実践ス
一、我等ハ帝国大学ノ学徒タル名誉ヲ堅持シ、ソノ本分
ヲ恪守ス

一、我等ハ八紘一字ノ聖業ヲ翼賛シ、有事ニ即応シテ時
艱ノ克服ニ挺身ス

報国隊綱領に就て

新たに結成を伝へられる北海道帝国大学報国隊は、一
朝有事に即応し民族の世界観たる八紘一字の大精神を以
て世界史的使命を担ひ学徒として知識任務に挺身し皇国
の創造的歴史に帰一するの大使命を有し、その訓練、又
は實際活動に於てこれ等の負荷を完全に遂行し青少年に

賜はりたる勅語の御聖旨の實踐にあたつての指導精神が明かにされた。この報国隊の實踐の綱領は報国隊の規約の整備に並行し、学生主事、学生課長、学生生徒等が懇談準備し、九月一日の会合に於て成案案文の作成を行ひ総長により決定された。この綱領は第一に吾々報国隊員の臣民としての自覚、確乎たる尽忠報国の決意をのべ、更に学徒としての道を示し次に有事即応の職分の道として時艱の克服に邁進する力強き實踐の誠を示すものである

〔中略〕

北海道帝国大学報国隊隊則

第一章 名称及目的

第一条 北海道帝国大学報国会の中に総長を中心とする全會員よりなる編隊を組織しこれを北海道帝国大学報国隊と称す。

第二条 報国隊は嚴格なる指揮系統を確立し、学校教練、増産並に防護作業その他各種の団体訓練を為すと共に

有事即応の体制の下に適時出動して国家的要請に基く各種要務に服し、有効且敏速なる活動を為す。

第二章 編成

第三条 報国隊はこれを基本編成（本隊）と特殊編成（特技隊、特別警備隊、学校防護隊、及本部別働隊）の二種に組織し共に隊長これを統率す。隊長は総長之に当る。

第四条 報国隊に本部を設け本部附を置く。本部附は報国会審議會審議員幹事及事務局員及配属将校を以てこれに充つ。尚特に隊の非常召集を為し得る如く名簿、用具その他を整備し置くものとす

第五条 本隊は報国会全員を以て編成し、會員全体として行動する際の体制とす。其の組織要綱左の如し。

一、農学部分会を第一大隊、医学部分会を第二大隊、工学部分会を第三大隊、理学部分会を第四大隊、予科分会を予科支隊、農学実科分会を農学実科隊、林学実科分会を林学実科隊、土木専門部分会を土木専門部隊、医学専門部分会を医学専門部大隊とす。但

し予科支隊は更に若干の予科大隊を組織す。

二、中隊は学年別且高学年より第一中隊、第二中隊、第三中隊の如く編成す。小隊は学科別、学級別に編成し、分隊は約十名を以て組織す。但し中、小分隊は各分会の事情に應じて適宜に編成組織することを得。

三、組織要綱に依る本隊編成に附表第一の如し。

第六条 大隊長、支隊長実科専門部隊長は各分会長を以て之に充て、隊長中事故ある時は当該分会長代理を隊長とす。各兼任学生主事を以て隊附とす。隊務は当該分会に於て取扱ふ。

第七条 中隊長(予科支隊にありては大隊長並に中隊長)は学級担任又は適當なる教職員を以てこれに充つ。

中隊(予科支隊にありては大隊並に中隊)には若干名の隊附を置き適當なる教職員を以てこれに充つ。

隊長中事故ある時は隊附又は適當なる教職員を隊長とす。

小隊長は指揮能力の秀でたる学生生徒を以てこれに充

つ。但し必要ある場合にはこれに適當なる指導官を附することあるべし

分隊長は上級学年又は同学年の学生生徒を以てこれに充つ。

第八条 特技隊、特別警備隊、学校防護隊並に本部別働隊の編成人員は適宜に定め、且必要に應じ増員することを得。その編成は本隊編成の要領に準ず。

一、特技隊は時局に必要な特技を有する教職員及学生徒会員を以て編成し、夫々特殊任務に従事す。

その隊長は全学会国防訓練部長を以てこれに充つ。特技隊は左の隊に分る。但し必要に應じ他種の隊を増置することあるべし

医療隊、工作隊、防毒隊、乗馬隊、自転車隊

二、特別警備隊は体力、気力共に旺盛なる者を以て編成し、非常変災時に於ける特別警備その他の任に當る。隊長は全学会鍛鍊部長を以てこれに充つ。出勤に當りては教練教官を隊附とす。

三、学校防護隊は北海道帝国大学特設防護団に編入せ

られ、その組織編成は特設防護団実施要綱に依りて別に定む

四、隊本部別働隊は全学会総務部長を隊長とし、全学会総務幹事隊、報道隊、厚生隊に分る。

全学会総務幹事隊は全学会総務部幹事を以て組織し、事務局長を隊長とし、学生生徒隊員の志気を作興し、全学会諸部と連絡して諸種の事業を行ひ、罹災隊員に関する調査を為すと共に厚生隊と協力してその救恤に当る。

報道隊は全学会報道科員を以て組織し、報道科長を隊長とし『北海道帝国大学新聞』その他の方法に依りて本部の報道の任に当る。

厚生隊は全学会厚生部幹事を以て組織し、厚生部長を隊長、学医を隊附とし、学生生徒隊員の生活訓練、生活物資の確保幹旋、保健衛生の維持増進並に罹災隊員の救恤に当る。

五、特技隊、特別警備隊及本部働隊（別働）には夫々隊附を置き学生主事を以て充て隊務及事務は事務局に於て取

扱ふ。隊長中事故ある時は隊附中より選びてこれを代行せしむ

六、特殊編成は附表第二の如し

第九条 報国隊に於ける任免は教職員にありては報国隊長これを行ひ学生生徒に関するものは基本編成にありては各大隊長、支隊長、実科専門部隊長、特殊編成にありては特技隊長、特別警備隊長、学校防護隊長、隊本部別働隊長これを行ひ報国隊長に報告するものとす。

附則

本隊則は昭和十六年八月 日よりこれを施行す

三―二三二

学生の卒業期繰上に関する件

一九四一年十月十六日

「評議会議事録」(〇〇〇三―四七)

昭和十六年十月十六日(木) 評議会記録

〔中略〕

一、学生ノ卒業期繰上ニ関スル件

来ル二十日開催ノ文部大臣官邸ニ於ケル帝大総長会議
ハ本件ヲ主題トシテ審議セラル、ニ付之ニ対シ予メ本
学ノ意向ヲ纏メ置ク必要アリトシテ協議ニ入り先ツ各
学部長ヨリ口頭又ハ書面ヲ以テ夫々意見ノ開陳アリ
次テ本件ノ実施ガ国家ノ緊急措置トシテ止ムヲ得サル
モノトスルモ左記事項ハ本学ノ要望トシテ特ニ強調ス
ルコトニ申合セタリ。

一、本件力国家ノ要請上一時的緊急措置ナラバ止ムヲ
得ズトスルモ永久的ノモノナルトキハ大学ノ使命
達成上遺憾ナリトス

一、本件ノ短縮期間ヲ最少限三ヶ月ニ止ムル様希望ス
ル

尚之ニ関連シテ左記事項モ併セテ希望アリタリ

イ、今後モ引続キ繰上ノ実施アル場合ハ少クモ三月迄
ニ其ノ状勢ヲ予知スル必要アリ。

ロ、行事等ノタメ授業時間ノ空費セラル、傾向ヲ是正
サル、様希望スル

ハ、卒業試験ニ不合格トナリタル学生ノ取扱方法

ニ、学部ノ入学試験期日ニ付他大学ト歩調ヲ同ジクス
ルコト

ホ、学部ノ教練ハ之ヲ再検討スルノ必要アリ

ヘ、夏期休暇等ノ短縮又ハ廃止ハ自然科学ヲ主トスル
大学ニ於テハ之ニ依リテ真ノ教育ノ完壁ヲ期シ得
サルコト

以上

〔後略〕

三一・二三三

低温科学研究所官制

一九四一年十一月二十六日公布

勅令第一千号『官報』

所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ低温科学研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

勅令第一千号

低温科学研究所官制

第一条 北海道帝国大学ニ低温科学研究所ヲ附置ス

第二条 低温科学研究所ハ低温ニ於ケル科学的現象ニ関

スル学理及其ノ応用ノ研究ヲ掌ル

第三条 低温科学研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

技手

第四条 所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之

ヲ補ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八条 技手ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタ

ルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セ

ラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ七人トシ所属

帝国大学ノ定員外トス

三一―三四

学則臨時改正の件

一九四一年十二月三日

「評議会議事録」(〇〇〇三―四九)

昭和十六年十二月三日(水)臨時評議會記録

〔中略〕

一、学則臨時改正ノ件

(イ)学年短縮調査委員会案ニ関スル件

別紙本学学部学年暦臨時措置方案ニ付庶務課長ノ説

明アリテ協議ノ結果細目ノ点ハ尚委員会ニ於テ審議

ヲ続行スルコト、シ異議ナク承認

(ロ)土木専門部並ニ実科臨時補習科規程制定ノ件

別紙提案通り承認

〔後略〕

〔別紙〕

北海道帝国大学附属土木専門部臨時補習科規程

第一条 本臨時補習科ハ土木専門部卒業後引続キ大学学

部ヘノ入学志望者ノ全部ヲ收容シ學術ノ補習ヲナサシ
ムルト共ニ勤勞作業ヲ課シ心身ノ鍊成ヲ図ルヲ以テ目
的トス

第二条 本臨時補習科ノ期間ハ昭和十七年一月ヨリ三月
迄トス

第三条 学科目及毎週授業時間数左ノ如シ

学科目 毎週授業時間数

修身 一

英語 三

数学 五

物理 二

化学 二

勤勞作業及実験実習 四回

第四条 本臨時補習科ノ授業料ハ金貳拾円トシ昭和十七
年一月二十日迄ニ之ヲ納付スルモノトス

第五条 修了者ニ対シテハ修了証書ヲ交付スルコトアル

ヘシ

第六条 欠席、退学、懲戒、授業料怠納、服制等ニ関シ

テハ土木専門部規則ニ依ル

附則

本則ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス^{〔注〕}

数学 二

化学 二

動物学 二

植物学 二

勤労作業及実験実習 四回

第四条 本臨時補習科ノ授業料ハ金貳拾円トシ昭和十七

年一月二十日迄ニ之ヲ納付スルモノトス

第五条 修了者ニ対シ修了証明書ヲ交付スルコトアルヘ

シ

第六条 欠席、退学、懲戒、服制等ニ関シテハ本学農学

部農学実科及林学実科ノ規程ニ依ル

附則

本規程ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本臨時補習科ノ期間ハ昭和十七年一月ヨリ三月

迄トス

第三条 学科目及毎週授業時数左ノ如シ

学科目 毎週授業時間数

修身 一

英語 二

独語 二

〔注〕次行に朱書きで以下の書き込みあり。

「本件ハ文部省ノ認可ヲ得ル必要ナク評議會ノ決定ニ依リ

直ニ実施スルコト（実科モ同様）」

三一・二三五

総長

北海道帝国大学学部、予科、実科、専門部臨時学則制定
の件

報告案

年月日

一九四一年十二月八日決裁

総長

〔年限短縮關係綴 自昭和十六年十月至昭和十七

文部大臣

年十二月〕

件名

送
費
北大第一五七三号

昭和十六年十二月八日判決

昭和十六年十二月九日扱済

在学年限及修業年限臨時短縮ニ伴フ本学各部科学年曆措置方臨時学則トシテ別紙之通り制定致候条此段及開申候也

〔中略〕

銘件 北海道帝国大学学部、予科、実科、専門部臨時学則

〔別紙〕

制定之件

案

北海道帝国大学学部学年曆臨時措置

北大達第 号

部科一般

行フ

北海道帝国大学、部科在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ関スル臨時学則ヲ別紙ノ通定ム

昭和十六年十二月八日

昭和十七年九月末日迄ハ学部、学年ニヨリ多少ノ差異アルモ同年十月一日以降ハ毎年九月末日ヲ以テ学年ノ終了期日トシ毎年十月一日ヲ以テ新学年開始期日トシ、何レノ学部ニ在リテモ各学年ハ之ヲ滿一年トス

記

一、学年

(一)現第三学年（医学部ノミ第四学年）ニ相当スル者
昭和十六年十二月末日ヲ以テ繰上ゲ卒業セシム
全 十二月二十七日卒業証書授与式举行

(二)現第二学年（医学部ノミ第三学年）ニ相当スル者
昭和十七年九月末日ヲ以テ繰上ゲ卒業セシム
但シ

学部	現第二学年（医学部ノミ第三学年）終了 期日	第三学年（医学部ノミ第四学年）開始期日
農、医学部	昭和十七年三月末日	昭和十七年四月一日
工学部	昭和十七年二月末日	昭和十七年二月一日
理学部	昭和十七年二月末日	昭和十七年三月一日

(三)現第一学年（医学部ノミ第二学年）ニ相当スル者
昭和十七年九月末日ニ第二学年ヲ終了セシメ昭和十八年九月末日ニ繰上ゲ卒業セシムル予定
但シ

学部

現第一学年（医学部ノミ第二学年）終了
期日
第二学年（医学部ノミ第三学年）開始期日

(イ)農、医学部	昭和十七年三月末日	昭和十七年四月一日
(ロ)工学部	昭和十七年一月末日	昭和十七年二月一日
(ハ)理学部	昭和十七年二月末日	昭和十七年三月一日

(四)医学部第一学年ニ相当スル者ハ前項(イ)ノ通り
(五)昭和十七年四月一日入学ノ者

昭和十七年九月末日第一学年ヲ、昭和十八年九月末日第二学年ヲ終了セシメ昭和十九年九月末日（医学部ハ昭和二十年九月末日）卒業セシムル予定
昭和十七年四月入学宣誓式举行
(六)昭和十七年十月一日入学ノ者

各学年何レモ満一年トシ昭和二十年九月末日（医学部ノミ昭和二十一年九月末日）卒業セシムル予定
昭和十七年十月入学宣誓式举行

二、休業

昭和十七年九月末日迄ノ休業ハ左ノ通

(一)冬期休業 昭和十六年十二月二十八日より昭和十七年一月七日迄

(二)春期休業ハ之ヲ廃止ス

但シ学期講義等ノ切目ニテ已ムヲ得ザルトキハ休業スルモ差支ナシ

(三)夏期休業ハ之ヲ廃止ス

(四)昭和十七年十月一日以後ノ休業ニ付テハ追テ之ヲ定ム

三、入学期日

昭和十七年度ニ於テハ四月一日及十月一日ノ二回トス

〔表略〕

北海道帝国大学予科、実科、専門部学年暦臨時措置
本学予科、実科、専門部暦其ノ他ハ当分ノ間左記計画ニ依リ之ヲ行フ

予科、実科、土木専門部ニ於テハ最終学年ニテ年限短縮ヲ行ヒ第一、第二学年ニ在リテハ毎年三月末日ヲ以テ学年ノ修了期日トシ第三学年ニ在リテハ九月末日ヲ以テ学

年修了期日トシ毎年四月一日ヲ以テ新学年開始期日トス
医学専門部ニ在リテハ第一学年ハ四月一日ニ入学シ同年九月末日ヲ以テ第一学年修了期日トシ毎年十月一日ヲ以テ第二、三、四、学年ノ新学年開始期日トシ九月末日ヲ以テ学年ノ修了期日トス

記

一、学年及学期

(一)現第三学年生徒(実科、土木専門部)

昭和十六年十二月末日ヲ以テ繰上ゲ卒業セシム
全 十二月二十七日卒業証書授与式举行

但シ予科生徒ハ昭和十七年三月末日ヲ以テ修了セシム

ム

昭和十七年三月末日修了証書授与式举行

(二)現第二学年(医専ノミ第三学年)生徒

昭和十七年九月末日ヲ以テ繰上ゲ修了又ハ卒業セシム

ム

但シ

	現第二学年（医専ノミ 第三学年）修了期日	第三学年（医専ノミ第 四学年）開始期日
予科、土専、 実科	昭和十七年三月末日	昭和十七年四月一日
医専	昭和十七年三月末日	昭和十七年四月一日

(三)現第一学年（医専ノミ第二学年）生徒

昭和十七年三月末日ニ第一学年ヲ修了セシメ昭和十八年九月末日繰上ゲ卒業セシムル予定

医学専門部第二学年ノ者ハ昭和十七年三月末日ニ第二学年ヲ修了シ昭和十七年九月末日ニ第三学年ヲ修了セシメ昭和十八年九月末日繰上ゲ卒業セシムル予定

但シ

	現第一学年（医専ノミ第二学年）修了期日	第二学年（医専ノミ第三学年）開始期日
(イ)予科、実科、土専	昭和十七年三月末日	昭和十七年四月一日

(ロ)医専

昭和十七年三月末日 昭和十七年四月一日

(四)医学専門部第一学年生徒ハ前項(ロ)ノ通り

(五)昭和十七年四月一日入学ノ者

予科、実科、土木専門部ニ在リテハ昭和十八年三月末日第一学年ヲ昭和十九年三月末日第二学年ヲ修了セシメ同年九月末日繰上ゲ卒業セシムル予定

医学専門部ニ在リテハ昭和十七年九月末日第一学年ヲ、昭和十八年九月末日第二学年ヲ、昭和十九年九月末日第三学年ヲ修了セシメ昭和二十年九月末日繰上ゲ卒業セシムル予定

昭和十七年四月入学宣誓式举行

(六)昭和十七年度以降ニ於テハ第一、二学年ハ夫々四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ルモノトシ第三学年ハ四月一日ニ始マリ同年九月三十日ニ終ルモノトス予科ニ在リテハ昭和十七年度以降ニ於テハ学期ハ二学期制トシ四月一日ヨリ九月三十日マデヲ第一学期、十月一日ヨリ翌年三月三十一日マデヲ第二学期

トス

二、休業

昭和十七年九月末日迄ノ休業ハ左ノ通

(一)冬期休業 昭和十六年十二月二十八日より昭和十七年一月七日迄

(二)春期休業ハ之ヲ廃止ス

但シ学期其ノ他ノ切目等ニテ已ムヲ得ザル休業スルモ差支ナシ

尚予科ニ在リテハ三月十六日より同月末日迄補講授業ヲ行フモノトス

(三)夏期休業ハ之ヲ廃止ス

但シ予科ニ在リテハ七月二十一日より八月十九日迄休業ス

(四)昭和十七年十月一日以後ノ休業ニ付テハ追テ之ヲ定ム

三、入学期日

昭和十七年四月一日

〔表略〕

三一—二三六

対英米宣戦大詔渙発に際し総長訓示

一九四一年十二月八日訓示

『北海道帝国大学新聞』

総長訓示

今朝六時突如として国民の耳朵を打つたものそれは大本营よりの発表による、我か陸海軍が西太平洋に於いて英・米両国を交戦状態に入つたといふ重大声明でありました、続いて午前十一時畏くも宣戦の大詔が渙発せられ、感激と昂奮と交々致つたのであります。

もとより、かゝる事態の発生致しますことは予ての覚悟ではあります、何せ今回の敵国は何れも世界最大の海軍と巨億の富を有し世界の最大強国を以て自負して居る国でありますが故に、蒋介石如きを相手にしたとは事違つて、真に一億国民の最大躍起を要する秋であることは論を俟たぬ所であります。

パストールは「学問には国境なきも学者には祖国あり」

と申して居りますが、全くその通りで国家の危急存亡の場合には学者と雖も剣を執つて□^{〔建カ〕}たねばならぬのであります。彼のドイツの哲人フイヒテがナポレオンのプロシヤ攻撃の際、その軍国の中に於て「独逸国民に告ぐ」の大講演を試みた事はあまりにも有名な事であります。歴史の教ふる所によりますと元寇の際、時の執権北条時宗は金剛経と円覚経とを自らの血を以て写し、外敵降服を祈願したと、伝へられて居りますが、胆斗の如き時宗にして尚且困難突破のために碧血を注いでその決意を示したのであります。今日は当に元寇以上の国難でありますから、国民の決意は時宗以上のものがなくてはならぬと考へます。殊に諸子は国民として最高の教育を受けつゝあるのでありますから、かかる未曾有の国難に対しましては、真に一大覚悟を必要といたします。矢は遂に弦を離れたのであります、今は徒らに躊躇逡巡すべきときではありません、如何なる困難に遭遇致しましても必ずこの戦には勝たねばなりません。諸子の血液の中には何れも三千年来養ひ来つた日本民族の血潮が流れてゐる筈で

あります、今こそこの若き熱血を真に白熱化せしめねばならぬ秋であります。彼の西歴一千四百二十八年百年戦争の際、オルレアンの一少女ジヤレヌダーク^{〔マ〕}がイギリス軍の軍団を突破し祖国の急を救つたことなど考へますと一念凝つて奮起致しますとき、驚くべき偉大なる力が生れますことは古今東西の歴史が明かにこれを証明致してゐるのであります。

伝ふる所によりますと、米国はカムサツカ並に沿海洲方面に対して空軍基地を借用したとのであります、若しこの噂にして事実でありますならば北海道に対する敵機の来襲も、何時行はれるかわかりません、かゝる時こそ諸子が平素養ひ来つた、全智全能を傾倒せねばならぬのであります。而しながら如何に英・米両国を相手に戦端を開始致しましたからとは申せ徒らに昂奮のみして居てはなりません。どこまでも冷静に沈著に自己の任務に善処し、真に我がエルム学園の学生生徒たるに恥ぢざる態度と覚悟とを堅持致さねばなりません。只今までに於ける陸海軍部の発表によりますと上海沖に於て英砲艦一

一隻を撃沈し、更に米砲艦一隻を降服せしめた外、シンガポールに於ては奇襲作戦に成功し、グアム、ダバオ、マニラ等を空襲多大の戦果を収めたのみならず、遙かに遠く太平洋を渡つてハワイ真珠湾の米国軍港を爆撃多大の戦果を収めたとの快ニュースも入つて居りますので、幸先極めて良好でありまして喜びに堪へません。世界平和の美名にかくれて我が聖戦に妨害を加へんとする彼れ等に対しましては国を賭しても膺懲せねばなりません「御稜威の向ふ所必ず勝つ」とは東条総理大臣の宣戦の大詔を拝しての謹話の中に申された信念でありますか、この大信念こそ国民の一人々々が持たねばならぬ所のものがあります。吾等は国際正義のため、将又東洋永遠の平和確立のため、断じてこの国難に殉ぜんことを諸子と共に誓ひたいと思ふのであります。

聊か感ずる所を述べまして訓示と致す次第であります。

昭和十六年十二月八日

三―二三七

超短波研究所設置

一九四一年

「概算書 昭和十七年度」(帝大／二〇一九／

〇四九三)

一、生産力拡充等二関スル経費

二、超短波研究所設置

最近強力ナル超短波ノ発生可能トナルニ伴ヒ無線通信以外ノ領域ニ於ケル新応用ノ開拓モ大ニ期待セラル、ニ至レリ蓋シ超高周波電気振動ノ利用ニ依リ他ノ物理的又ハ化学的方法ヲ以テシテハ到底実現シ得サル如キ不良導體内部ノ微細部分、分子、細胞等ニ容易ニ電力ヲ供給シ又ハソレラ微粒子ニ選択的ニ勢力ヲ集中スルコトモ可能ニシテ其ノ結果種々ノ特異現象乃至特殊作用ヲ呈スルモノト思惟セラル本学ニ於テハ曩ニ超短波研究室ノ設置ヲ認メラレ各学部ノ専門家相協力シテ超短波ニ関スル基礎並ニ応用研究ヲ進メタル結果強力ナ

ル超短波力種々ノ特殊作用或ハ現在未知ノ作用ヲ現ハスコト次第二明カニナリ之カ活用ハ軍事上並ニ工業上重要ナル価値アルコトヲ発見セリ他面人体ニ及ボス影響ニ鑑ミ無線通信其他ニ於テ広く利用セラル、超短波ヲ人体ヨリ遮蔽防護スル方法ヲ講スルコトハ極メテ緊急ナル問題ナリ然ルニ現在ノ施設ニテハ之等多方面ニ亘ル事項ノ研究ハ到底不可能ナルヲ以テ之カ施設ヲ拡充シ独立ノ研究所トナシ各方面専門ノ知識ヲ集メ詳細ニ其ノ基礎的並ニ応用的研究ヲ行ヒ以テ高度国防国家ノ建設ニ貢献セントスルモノナリ

〔後略〕

三―二三八

臨時教員養成所の件

一九四二年二月二十六日

理学部教授会議事録（〇〇〇四―三八）

第貳百六拾四回

教授会記録

（昭和十七年二月二十六日開催）

〔中略〕

報告

一、臨時教員養成所ノ件

文部省ノ依頼ニ依リ臨時教員養成所ヲ設置シ四月一日ヨリ開講スルコトナリタルガ定員ハ数学科三十名ニシテ此処数年間ハ継続スルモノト認メラル、管理者ハ総長、主事ハ理学部長、教務主任ハ河口教授ニ内定、講師ハ理学部ト予科ヨリ囑託シ場所ハ数学科ノ科目多キヲ以テ数学科教室ニ於テ引受ケラレ度モ他ノ教室ニ於テモ都合出来得ルモノハ貸与セラレ度旨希望ス 但シ

来年以後漸次学生数ヲ増セバ大学トシテ別ニ考慮スル
必要アルベシ

〔後略〕

三一・二三九

札幌臨時教員養成所規則

一九四二年四月一日施行

『北海道帝国大学一覽 昭和十七年』

札幌臨時教員養成所規則

第一章 目的、学科、定員、修業年限

第一条 本所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本所ニ数学科ヲ置ク

第三条 生徒ノ定員ハ九十名トス

第四条 本所ノ修業年限ハ三箇年トス

第二章 学年、学期、休業

第五条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 学年ヲ左ノ二学期ニ分ツ

第一学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二学期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第七条 休業日ハ左ノ如シ

春期休業 四月一日ヨリ同月十日ニ至ル
 夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
 冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月十日ニ至ル
 日曜日

大祭祝日

北海道帝国大学記念日 二月六日

第三章 学科課程

第八条 各学年ノ学科課程左ノ如シ

学科目	学年	
	第一学年	第二学年
修身	一	一
教育	二	二
数学	一八	一八
物理	三	三
心理論	二	二
理哲学	二	二
教授法測量ヲ含ム		

独逸語	三	三	三
体操	三	三	三
計	三三一	三三一	二九

第四章 入学、在学、休学、退学

第九条 生徒ハ左ノ資格ヲ有シ出身学校長ノ推薦ニ依リ品行方正身体強健、志想堅実ニシテ将来教員タルニ適當ナリト認ムル者ニ就キ試験ノ上之ヲ選抜ス

但シ出身学校ヲ有セサル者ハ推薦ヲ要セス

一 師範学校中学校ノ卒業者

二 専門学校入学検定規則ニ依リ一般ノ専門学校入学

ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト

シテ文部大臣ノ指定シタル者

三 専門学校入学者検定規則ニ依ル試験検定ニ合格シ

タル者

四 国民学校訓導免許狀ヲ有スル者

第十条 入学志願者ハ出身学校長ヲ経テ左ノ書類ヲ管理者ニ差出スヘシ

一 入学願書

一 履歷書

一 出身学校長ノ推薦書、学校成績及人物調査書（出身学校ナキ者ハ其ノ資格ヲ証明スヘキ証書又ハ証明書）

一 戸籍抄本

一 写真（手札形半身脱帽提出前三ヶ月以内ニ撮影シタルモノ）

一 所属長官ノ承認書（現ニ官職ニ在ル者、服務義務年限中ノ者又ハ現ニ在学セルモノニシテ卒業後服務義務ヲ生スル者ニ限り之ヲ要ス）

第十一条 入学試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

数学

（理科ノ内）

物理

国語

英語

第十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ正副二名ノ保証人

ヲ定メ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ欠席シタルトキハ三日以内ニ保証人連署其ノ旨届出ツヘシ

但シ疾病ニ依ル欠席七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十四条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ二ヶ月以上修学スルコト能ハサル者ハ保証人連署願出デ許可ヲ得テ其ノ学年間休学スルコトヲ得

但シ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ
第十五条 休学ノ許可ヲ得タル者ハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ履修スルモノトス

休学期間内ト雖其ノ事故止ミタル時ハ許可ヲ得テ出席スルコトヲ得

第十六条 兵役ニ服スル者ハ服役中休学ヲ許可ス

服役満期後ハ直ニ原学年ニ復学スヘシ

第十七条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退学セントスル時ハ事由ヲ具シ保証人連署ノ上退学ヲ願出ツヘシ但シ疾病ニ依ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十八条 学業成績不良ニシテ成業ノ見込ナシト認ムル

時ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五章 懲戒

第十九条 生徒ニシテ其ノ本分ニ悖リタル行為アリタル時ハ其ノ情状ニ依リ左ノ懲戒ニ処ス

一 謹慎

二 停学

三 除名

第六章 試験、卒業

第二十条 学業試験ハ毎学期ノ終ニ於テ之ヲ行フ

但シ教官ノ見込ニヨリ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第二十一条 各学年ノ成績ハ該学年間ニ於ケル平素ノ学業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ決定ス

第二十二条 第三学年ノ課程ヲ修了シタル者ハ卒業トス

第二十三条 卒業者ニ対シテハ卒業証書ヲ授与ス

第七章 学資、服務義務

第二十四条 本所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

第二十五条 生徒ニハ毎年一定ノ数ヲ限リ学資トシテ年

額金貳百四十拾円ヲ支給ス

学資支給ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六条 卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引

続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ負フ

一 学資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ

一二相当スル期間

二 学資ノ支給ヲ受ケタル者ハ其ノ支給ヲ受ケタル年

限ニ第一号ノ期間ヲ加ヘタル期間

但シ最初ノ一年間ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ就職スル

義務アルモノトス

附則

本規則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行上必要ナル細則ハ管理者別ニ之ヲ定ム

北海道帝国大学臨時附属医学専門部学年暦臨時措置改正の件

一九四二年五月六日決裁

〔年限短縮関係綴 自昭和十六年十月至昭和十七年十二月〕

選送
費 北大達第一五号

昭和十七年五月六日判決

昭和十七年五月 日扱済

〔中略〕

銘件 北海道帝国大学臨時附属医学専門部学年暦臨時措置

改正ノ件

案

北大達第 号

(医学部医専学生課會計課)

部科一般

北海道帝国大学臨時附属医学専門部学年暦臨時措置別紙
之通り改ム

年 月 日

〔別紙〕

北海道帝国大学予科、実科、専門部学年暦臨時措置ニ於テ

〔医学専門部ニ在リテハ第一学年ハ四月一日ニ入学シ同年九月末日ヲ以テ第一学年終了期日トシ毎年十月一日ヲ以テ第二、三、四、学年ノ新学年開始期日トシ九月末日ヲ以テ学年ノ終了期日トス〕

ヲ

〔医学専門部ニ於テハ最終学年ニテ年限短縮ヲ行ヒ毎年四月一日ヲ以テ新学年開始期日トシ第一、第二、第三学年ニ在リテハ毎年三月末日ヲ以テ学年ノ修了期日トシ第四学年ニ在リテハ九月末日ヲ以テ学年修了期日トス〕

ニ改ム

(三)ニ於テ

〔医学専門部第二学年ノ者ハ昭和十七年九月末日ニ第

二学年ヲ修了セシメ昭和十八年九月末日繰上ケ卒業セシムル予定」

ヲ

「医学専門部第二学年ノ者ハ昭和十七年三月末日ニ第二学年ヲ修了シ昭和十八年三月末日ニ第三学年ヲ修了セシメ昭和十八年九月末日繰上ケ卒業セシムル予定」

ニ改ム

「(ロ)医専 昭和十七年九月末日 昭和十七年十月一日」

ヲ

「(ロ)医専 昭和十七年三月末日 昭和十七年四月一日」

ニ改ム

(五)ニ於テ

「医学専門部ニ在リテハ昭和十七年九月末日第一学年ヲ昭和十八年九月末日第二学年ヲ昭和十九年九月末日第三学年ヲ修了セシメ昭和二十年九月末日繰上ケ

卒業セシムル予定」

ヲ

「医学専門部ニ在リテハ昭和十八年三月末日第一学年ヲ昭和十九年三月末日第二学年ヲ昭和二十年三月末日第三学年ヲ修了セシメ昭和二十年九月末日繰上ケ卒業セシムル予定」

ニ改ム

(六)ニ於テ

「昭和十七年度以降ニ於テハ第一、二学年ハ夫々四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ルモノトシ第三学年ハ四月一日ニ始マリ同年九月三十日ニ終ルモノトス」

ヲ

「昭和十七年度以降ニ於テハ第一、二学年及第三学年(医学専門部ノミ)ハ夫々四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ルモノトシ第三学年及第四学年(医学専門部ノミ)ハ四月一日ニ始マリ同年九月三十日ニ終ルモノトス」

ニ改ム

〔図表略〕

北大医専第七四号

昭和拾七年式月拾四日

北海道帝国大学臨時附属医学専門部主事真崎健夫

北海道帝国大学総長殿

臨時学則改正ノ件

客年十二月八日北大達第三〇号ヲ以テ本学部科在学年短縮ニ伴フ臨時学則ヲ制定公布相成タル所当専門部ハ医学部ト密接不可分ノ立場ニアル關係上学年歴^歴其ノ他一切ヲ挙ケテ学部ト同一歩調ニ出ツルヲ適當ナリトシ右ニ制定セラレタルモノナルモ其ノ後更ニ之ヲ検討スルニ若干不都合ノ点アリ寧ロ此ノ際予科、実科ト同一規正ニ拠ルノ至当ナルヲ認ムルニ至リタルヲ以テ右ニ御改正相成候様致度一、二、事由ヲ具シ此段申請候也

記

一、現行臨時学則ニ従フ時ハ十月ヨリ翌年三月ニ至ル間

〔後略〕

一学年ヲ欠クノ結果ヲ招キ休学者又ハ試験不合格ヲ滞留セシムベキ年級ヲ失フコト、ナリ斯クテハ是等生徒ヲ止ムナク進級セシメサルヘカラサル不都合アリ
二、第一学年ヲ常ニ半ヶ年ト為スハ勢ヒ一学年担当教官ノミノ負担ヲ過重トスル嫌ヒアリ

茅誠司「強磁性結晶体の磁気的研究」に対する帝国学士
院賞授賞審査要旨

一九四二年五月十三日

「授賞審査要旨」(帝国学士院)

理学博士茅誠司の「強磁性結晶体の磁気的研究」に
対する授賞審査要旨

強磁性体の磁化の機構を明かにするには単結晶を作つてその磁化を研究することが極めて緊要である。鉄の単結晶の製作はエドワード教授に始まり種々の機械試験の結果が発表されて居る。茅氏は本多増本両博士と協力して鉄の単結晶を作り得たるのみならず更に進んでニッケル並にコバルドの単結晶の製造に成功した。鉄単結晶はエドワードの方法により、またニッケル単結晶の製造は熔液より直接凝固の方法によつた。またコバルトに於ては熔液より先づ面立方型の単結晶を作り、更に四百度の変体点附近を徐冷して六角稠密格子の単結晶を得た。

尚茅氏は鉄に就ては直径二粒長さ四十粒に達する大なる単結晶を得た。

茅氏は以上の単結晶の磁化曲線を測定して注意すべき次の事項を発見した。

(1) 鉄に於ては「100」の方向最も磁化し易く、「110」の方向これに次ぎ「111」の方向最も磁化し難い。

(2) 鉄の磁化曲線は二つの折点を有す。

(3) ニッケルに於ては鉄の場合と異なり「111」の方向

最も磁化し易く「110」及び「100」の方向に於て

順次磁化し難くなる。

(4) コバルトに於ては「0001」の方向最も磁化し易く、

(0001) 面内の諸方向は極めて磁化し難い。

現在の学説によれば磁気を帯びない状態に於ては結晶体内に於ける原子磁石は個々が勝手次第にあらゆる方向を取るのではなく相当多数の原子磁石が相互作用の為に磁区と称する群をなして存在し、各群内では凡ての原子が一定の方向を向いてゐる。併し各群全体としての磁気は互に打消して居る。磁化の現象は各磁区の方向を磁

場の方角に向けることである。

上記茅氏の実測結果(1)(3)(4)は磁区説の正しいことを裏書するもので極めて重要な事項である。又実験結果(2)即ち鉄の磁化曲線に現はれる折点は磁区の連続的廻転が磁区的不安定となるため不連続廻転に移るとき或は反対に不連続廻転より連続廻転に移るときに生ずるものと考へられる。折点は此点より見て大切な事項である。

以上の結果は磁化の機構を論ずるに重要にしてその後發展せる磁化の理論の適否を判断するに有力な材料として屢々引用されて居る。

次に茅氏は細長い鉄の単結晶に就て正確なる磁化曲線及び履歴曲線を測定し左の重要な結果を得た。

(1)熱磁消せる鉄単結晶の磁化曲線は弱磁場に於て交流磁消せる磁化曲線と著しく異なる。普通行はるゝ交流磁消法による磁化曲線は交流の振幅によつて異なるにより正確なる曲線とは云ひ難い。この事實は二つの磁消法による磁区の初の分布の異なるによつて生ずるものと考へられる。

(2)鉄単結晶を一旦任意の方角に飽和値まで磁化せる後の残留磁気は一般に著しく大で主軸の方角によつて異なる。例へば〔100〕の方角では一五二〇ガウス〔100〕軸の方角では一一五〇ガウス〔111〕軸の方角では一〇〇〇ガウスである。

(3)鉄を一旦任意の方角に飽和まで磁化せる後の残留磁気の大さ I_r は飽和値を I_∞ とすれば

$$I_r = \frac{I_\infty}{l + m + n}$$

で表はされる。但し l, m, n は結晶の四回軸に対する磁場の方角余弦である。この法則の正しいことは茅氏の測定の結果がよく証明してゐる。尚この式は高温度に於ける残留磁気によく適用される。この法則は茅の法則として外国の書にもよく引用されてゐる。

茅氏はこの法則を次の如く説明してゐる。即ち鉄結晶が一旦磁場の方角に飽和するまで磁化さるれば各磁区の磁気は磁場の方角に向いて居るが磁場を減ずるに従ひ次第に磁場の方角より遠ざかり磁場に最も近き三つの四回

軸の方向に近づき磁場零となれば各々その軸と一致する。この場合に於いて三軸の方向の磁区の数が $1mn$ に比例するものと考えれば残留磁気の法則が得られる。多結晶の場合には各磁区の残留磁気の平均値を求むれば実測と一致する結果が得られる。

茅氏は更に鉄単結晶の $[100]$ $[110]$ $[111]$ の方向に於ける磁歪を測定した。尚氏は同一の試片に就て磁歪と磁気とを別々に観測して有益な結果を得た。即ち磁化曲線と履歴曲線に相当する三軸の方向に於ける磁歪曲線を測定して次の有益な結果を得た。

(1) 熱磁消せるものと交流磁消せるものとは弱磁場に於ける磁歪曲線は著しく異なるも磁場の強くなるに従つて次第に合致して来る、且つ前者の磁歪は後者のそれよりも小である。

(2) $[100]$ 方向の磁歪曲線は常に膨張を示す。残留磁気は前記の如く一五二〇ガウスで飽和値一七二〇ガウスより 12% ほど小であるが大體一つの磁区から成ると見做すことが出来る。これに対して残留磁歪は約 5×10^{-6} 。

で全磁歪の約 5% である。

$[110]$ 方向の磁歪は弱磁場では膨張であるが 1 の値一二〇〇ガウス附近で極大に達しその後急に減少し 1 が一四〇〇を越えて零となりその後著しく収縮する。この場合の残留磁気一一五〇ガウスは理論値一二一〇より約 5% 小であるが残留磁歪は 3×10^{-6} で理論値 2.7×10^{-6} とほぼ一致する。

$[111]$ 方向の磁歪は 1 の一〇〇〇ガウスまでは理論の示す通り殆ど零でその後は直線的に収縮する。残留磁気は一〇〇〇ガウス、残留磁歪約 0.5×10^{-6} は何れも理論値と一致する。

尚茅氏はこの実測の結果を利用して主要軸に近く磁場が作用する場合には試片内に於ける磁区の方向の分布を計算によつて知ることが出来ることを示した。

以上の結果は磁区説の正しいことを示すもので磁化の機構に関し頗る有益なる材料となる。これ等の研究は大正十五年より昭和十年に至る九ヶ年間に行はれ五篇の論文として発表されてゐる。この外強磁性結晶に関する十

篇の論文もあるが何れも磁化の機構に関する有益な論文である。

〔注記〕参考文献に関する記載は省略する。

三―二四二

塹壕の掘鑿及防空壕構築作業の件

一九四二年五月二十八日

「工学部教授会議事録」（〇〇一八―〇四）

第四百二十九回教授会

一、昭和十七年五月二十八日（木）午後一時半開会同四時閉会

〔中略〕

一、前回以后処理事項報告

一、五月二十五日協議会事項報告

本学部ニ設置セラルベキ塹壕及防空壕ノ件ニ関シ協議会ヲ^{〔開カ〕}関キ左ノ通り協議セリ

塹壕ハ本分団職員隊工作係長タル浅見教授監督ノ下ニ板倉助教授及三上助手参画シ設置場所、個数、作業日、作業従事学生ノ割当等ニツキ計画ヲ樹テ教授会ノ承認ヲ得タル後実行ニ入ルコトトス
尚防空壕ハ資材ノ整備ヲ待チ計画スルコトトス

〔中略〕

協議事項

〔中略〕

二、塹壕ノ掘鑿及防空壕構築作業ノ件

報告事項ニ基キ塹壕八ヶ所（収容定員二五〇名）ハ

一、二年目学生及教室関係職員全部ノ共同作業ヲ以

テ金曜日午后三時ヨリ土曜日午後日曜日午前ノ三日

間ニ於テ各部局ヨリ補導ノ為助教授一名宛出場ノ上

実施スルコトナル

尚監視台トシテ屋上尖塔ノ改造方ヲ承認シ防空壕ノ

構築ハ資材整備後更ニ協議ノ上実行スルコトト決定

セリ

以上

三十二四三

ニセコアンヌプリに樹氷研究所設立

一九四二年八月十八日

『北海道帝国大学新聞』

ニセコアンヌプリに樹氷研究所設立

酷寒に挑む科学陣

低温研究所の完成を間近かにひかえて雪の結晶で知られる中谷宇吉郎教授を中心とする、本学低温気象の研究者は、或は厳冬の十勝に、顕微鏡を運び、或は防寒服に身をまとつて零下四十度の低温研究室にこもるなど万難を排除して益々活潑な活動を見せてをるが、もと／＼これら研究は、今時最も緊急の事たる航空に関する基礎的なものを多くその研究対象となしており、今や北方作戦愈よその重要性の増大する時に当りこの低温気象の研究たるや世の注視の焦点である

この低温気象研究の対象として重要な樹氷の生成の研究のため一昨年来、毎冬、厳寒のニセコの奥に踏入つて、

深雪、猛吹雪等の障害を克服努力して来たのであるがこの研究に必需品たる各種精密機械使用には是非堅固な建造物の必要を痛感しておつたのであるが、特志家の寄附もあつて、年来の期望が実現し、ニセコ山中に樹氷研究所が設立されることになった。既に研究に適当な地に於て地鎮祭も終り建設に著手しており九月一杯にはその完成を見る筈である。

建物は、建坪十四坪で、地下十坪、屋上に観測台を設ける予定で、種々重要機具を設へ十月にもなると、研究所員が交替で詰める筈である

こゝでは軍依託の重要な研究も種々なされるので、所員の不在期間中一般人の入ることは厳禁され禁を犯す場合は問題になるから、スキー登山者などは注意してほしいといふことである

この研究所の設立により低温気象の研究は一段の飛躍が期待されてゐる

中谷教授語る

樹氷といふものは、零下二〇度位の過冷却の状態にある百分の一から五粒許りの霧の粒が、固体の表面に衝突すると結氷して出来るものですが、この現象が飛行機の場合にあつては、非常な重大な障害となります、今度の研究所は私達の今迄やつて来た低温気象の研究の一端として建てるのですが、「ニセコでは、先づ一昨年雪洞を造つて雪の生成を調べ、更に昨年、雪中にテントを張つて研究したのですが、これではどうしても精密器械の使用には種々不都合なことがあるので、この二冬の経験にてらして、愈々今回の研究所設立の段になつたのです。

研究の性質上、風速の大きな、ガスのかゝり易い場所が必要で、ニセコの頂上より少し下の山陵に、日本海からの風が越える恰好な所を見つけたのですが、此所は風速の最大は四十米に及び、札幌などの二倍にもなるのですから、もしこの木造建築がこの風に負けぬものであつたら、今迄にない大成功であると思ひます。

尚気象条件の研究には、温度、湿度の調査が必要ですが今までこの様な低温で計る湿度計がなく、この低温研

研究室でその研究をなして来て大体成功の見込がつきましたので今度ニセコでもそれで実地に測定しようと思つてをります

三―二四四

低温科学研究所の見学謝絶の件

一九四二年九月二十一日

「工学部教授会議事録」(〇〇一八一―一二)

第四百三十七回教授会

一、昭和十七年九月二十一日(月) 午后一時半開会同五時四十分閉会

〔中略〕

四、九月十五日附低温科学研究所長ヨリ

低温室ハ開閉ノ都度室内温度ノ昇騰ヲ来ス為ト軍關係ノ委託研究逐次増次ニ在ル關係上分室ハ勿論近ク完成予定ノ本館低温室モ見学ハ専門家乃至特殊事情アル者以外ニ対シ一切謝絶スルコトナリタル旨通知アリタリ

〔後略〕

三一二四五

中等学校、高等学校高等科（含大学预科）の修業年限短縮に関する件

一九四二年十月五日決裁

「年限短縮関係綴 自昭和十六年十月至昭和十七年十二月」

送達
番号
北大第二二八四号

昭和拾七年拾月五日判決
昭和十七年拾月五日扱済

「中略」

銘件
中等学校、高等学校高等科（含大学预科）ノ修業年

限短縮ニ関スル件

案

年 月 日

総長

文部省専門学務局長宛

件名

九月十一日附発專一八一号ヲ以テ御来照ニ係ル標記ノ件
学部並予科ノ分各一部宛別紙ノ通り此段及回答候也

〔別紙〕

一、大学側より要望せられる高等学校の性格

高等学校卒業者の全部が大学に入学する現情に鑑み

高等学校は大学予科の性格を与ふべきなり。

二、高等学校に於て教授上訓育上特に留意すべき目標及
方策

高等学校に於ては人格の陶冶、国体觀念の徹底、礼
儀作法の修得並に強健なる身体の鍊成に勉め、大東
亜の指導者たるの素質を啓培すべし。

之が為には速に全寮制度の実現を図るべきなり。

三、高等学校の学科課程及教授要目に対する要望

特に重点主義に則り学科課程に就て選択安排を行
ひ、自然科学に於ては実験の重要性を体得せしめ、
外国語に於ては其の教授時数の激減を避けると共に
実用的現代的のものを学修せしむべし。

之と共に文科、理科の二部制を廃し、文、理、工、
医の如き数部制を採用すべし。

四、二年制高等科実施に伴ひ大学学部の採るべき処置

講義の内容及方法に就て再検討を加へ例へばプリント又は教科書を使用して講義の促進と充実に計るべし。

医学部に在りては独乙語の補充教育並ラテン語、統計学、生物測定学の課外講義を行ふ。

更に年限短縮に伴ひ学校教練の時間配当ニ再検討^{〔イ〕}を為すべきなり。一方大学院の拡充を行ひ学問の水準向上に一段の努力をなさざるべからず。

五、大学学部と高等学校との教育上の連関

学科目に於て植物、動物、物理、化学等更に一層内容上の連関を図るべし。

連絡機関として大学学部と高等学校の連絡会議を定期的に開催し連絡を密接ならしむべし。

六、高等学校卒業者の大学学部入学に関する選抜方法の改善策

学区制度を設定して入学志願者の一大学に殺到するが如きを防止すべし。

七、高等学校高等科昭和二十年三月卒業者の大学学部収

容に関する方策

第一案。 高等学校卒業後直に入営せしめ六月間軍隊教育を受けたる後十月大学に入学せしむ。

第二案。 昭和十七年十月入学者は第三学年に於て、昭和十八年十月入学者は第二学年に於て、昭和十九年十月入学者は第一学年に於て各々六月間年限を短縮し、在学年限を二年六月とす。

第三案。 医学部に於て昭和十七年四月以降昭和十九年十月迄の入学者は昭和十九年十月より同二十年三月迄の期間に各一年分の学科目を履修進級せしめ、在学年限四年の最後の六月間臨床学科に於て実習の後卒業せしむ。

修業年限短縮ニ関スル件 (北海道帝国大学)

第一項 大学側ヨリ要望サルル高等学校ノ性格

第二項 高等学校ニ於テ教授上訓育上特ニ留意スヘキ目標及方策

教授上特ニ留意スヘキ目標ハ大学ノ学科課程ヲ履

修セシムル為メ必要ナル基礎的学力ヲ養成スルニ
 アリ之カ方策トシテハ教育ノ簡素化ヲ図リ、例ヘ
 ハ従来ノ道義科、古典科、人文科等ノ学科ハ之ヲ
 整理統合シテ一学科（仮称国民科）トナシ皇国ニ
 於ケル文化ノ認識、道ノ実践ヲ一体タラシメ、又
 第三項学科課程表ノ如キ重点主義ニ依リ教授ノ徹
 底ヲ期スヘシ。

尚高等学校ノ教授要目ヲシテ中等学校教授ノ要目
 ト連絡セシメ一層教育ノ体系化ヲ図ルヘシ。

訓育上特ニ留意スヘキコトハ人物鍊成ニアリ、之
 ガ徹底ヲ期スル為メ全寮制度ヲ実施シ全生徒ヲ入
 寮セシメ日常ニ訓練、学習上ノ指導ヲ行フヘキナ
 リ

右訓育ヲ徹底強化セシムル為メ大学予科ニ高等学
 校高等科ト同様専任生徒主事及専任生徒主事補ヲ
 配置スヘシ

第三項 高等学校ノ学科課程及教授要目ニ対スル要望

学科課程表

学 年 別	類 別		学 科 目						
	農 類	医 類	理 類	道 義 科	人 文 科	古 典 科	数 学 科	理 化 学 科	博 物 学 科
第一学年 毎週教授時数	農 類	医 類	理 類 ノ 一 部	六	六	六	四	五	八
	工 類	理 類 ノ 一 部	六	六	七	四	四	五	三
第二学年 毎週教授時数	農 類	医 類	理 類 ノ 一 部	三	三	五	一 〇	三	八
	工 類	理 類 ノ 一 部	三	三	七	一 〇	一	五	四
摘 要			合 計						

第四項 二年制高等科実施ニ伴ヒ大学学部ニ於テ採ルベ

キ処置

第五項 大学学部ト高等学校トノ教育上の連関

大学学部ニ於テ高等学校ノ教授内容ヲヨク理解シ
相互ニ連関ヲ執ルベシ

第六項 高等学校卒業者ノ大学学部入学ニ関スル選抜方
法ノ改善案

高等学校ニ於ケル成績ヲ重視スベシ

第七項 高等学校高等科昭和二十年三月卒業者ノ大学学
部収容ニ関スル対策

第八項 高等学校ノ修業年限短縮ニ伴フ教室ノ余裕ヲ以
テ理科学級ノ増設ヲ図ルベキ予定ナルモ之ニ対スル
大学学部学科ノ増設拡充ニ関スル方策

〔後略〕

三―二四六

低温科学研究所職員

一九四二年十二月二十日
『北海道帝国大学一覽 昭和十七年』

低温科学研究所（同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ掲グ）

所長

理学部教授

農学博士農学士 小熊捍

所員

理学部教授

農学博士理学博士農学士 田所哲太郎

医学部教授

医学博士医学士 柳壮一

工学部教授

工学士 大賀憲二

理学部教授

理学博士理学士 中谷宇吉郎

教授

医学博士医学士 中村弘

助教授

理学士 吉田順五

助教授

理学博士理学士 青木廉

助教授

理学士 井上直一

理学部助教授

理学士 福富孝治

助手

三一・二四七

理学士 朝比奈英三

札幌臨時教員養成所職員

理学士 七条祐三

一九四二年十二月二十日

理学士 荒川淳

『北海道帝国大学一覽 昭和十七年』

理学士 里洋

医学士 岩橋恒人

職員

医学士 田中正之

管理者 北海道帝国大学総長

今裕

菅谷重二

主事 北海道帝国大学教授

小熊捍

書記

三浦英一

教務主任 北海道帝国大学教授

河口商次

菊池春雄

生徒主事々務取扱 北海道帝国大学助教授

穂刈四三二

斉木一郎

講師

北海道帝国大学事務官

中野豊

修身

北海道帝国大学予科教授

樟本成美

教育学

北海道帝国大学予科教授

宇野親美

心理学

北海道帝国大学予科教授

清水栄長

独逸語

北海道帝国大学予科教授

横溝政八郎

代数学

北海道帝国大学理学部助教授

稲葉栄治

代数学演習

北海道帝国大学理学部副手

紺野正平

幾何学 北海道帝国大学理学部教授 河口商次

幾何学演習 北海道帝国大学予科講師 曾我部富之助

解析幾何学^附 北海道帝国大学理学部助教授 稲刈四三二

微分積分学 北海道帝国大学理学部助教授 入江盛一

微分積分学 北海道帝国大学理学部副手 清川誠一

三角 北海道帝国大学理学部副手 小林正忠

確率統計学 北海道帝国大学予科講師 鈴木庄治郎

物理学 北海道帝国大学理学部助教授 高木秀夫

体操 北海道帝国大学予科助教授 大根善次

事務嘱託

北海道帝国大学事務官 岡村信雄

北海道帝国大学書記 兼子清則

北海道帝国大学書記 斎藤秀四郎

北海道帝国大学書記 小山田連治

北海道帝国大学書記 吉田直衛

北海道帝国大学書記 日野駒之助

北海道帝国大学書記 神田政之丞

北海道帝国大学書記 中島忠述

北海道帝国大学書記 谷本友市

北海道帝国大学学生主事補 太田隆賢

北海道帝国大学書記 小笠原永太郎

北海道帝国大学書記 柴田直弘

北海道帝国大学書記 森田宗治

北海道帝国大学書記 中島文之助

北海道帝国大学書記 柴田英朋

三十二四八

超短波研究所官制

一九四三年二月一日公布

勅令第五十六号 『官報』

勅令第五十六号

超短波研究所官制

第一条 北海道帝国大学ニ超短波研究所ヲ附置ス

第二条 超短波研究所ハ超短波ニ関スル学理及其ノ応用
ノ研究ヲ掌ル

第三条 超短波研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之

ヲ補ス

所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ超短波研

究所ノ事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大

臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ専任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究

ニ従事ス

第七条 書記ハ専任二人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務

ニ従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタ

ルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セ

ラレ専ラ事務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ所属

帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三十二四九

触媒研究所官制

一九四三年二月一日公布

勅令第五十七号『官報』

勅令第五十七号

触媒研究所官制

第一条 北海道帝国大学ニ触媒研究所ヲ附置ス

第二条 触媒研究所ハ触媒ニ関スル学理及其ノ応用ノ研

究ヲ掌ル

第三条 触媒研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

助手

書記

第四条 所長ハ北海道帝国大学教授ノ中ヨリ文部大臣之

ヲ補ス

所長ハ北海道帝国大学総長ノ監督ノ下ニ於テ触媒研究

所ノ事務ヲ掌理ス

第五条 所員ハ帝国大学ノ教授及助教授ノ中ヨリ文部大

臣之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六条 助手ハ専任四人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ研究

ニ従事ス

第七条 書記ハ専任一人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務

ニ従事ス

第八条 帝国大学教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタ

ルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及所員ニ補セ

ラレ専ラ所務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ所属

帝国大学ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

北方結核研究所設立

一九四三年二月二十三日

『北海道帝国大学新聞』

結核撃滅に一大威力

北方結核研究所設立 簾舞に附属療養所

本学医学部内にあつて多年結核撃滅のため無医村巡回診療或は学内ツベルクリン注射予防などに活潑な運動を惜しまざる財団法人北方結核研究会では愈よ北方結核研究所を設置、今年中に工事に著手することに決定した、敷坪六百坪、工費五十万円、その臨床研究のために二百のベッドを有する附属療養所を簾舞に設立、完璧を期す手筈になつてゐる、研究の主要項目は有馬博士多年の研究対象たるB・C・G予防薬の研究製造を始め、結核の細菌学的、病理学的並に化学的研究といふことになつてゐる、なほこの工費五十万円は総て寄附金によるものであつて、この計画遂行のために有馬英二博士を中心に永井

一夫博士、安保寿博士、武田勝男博士など諸教授の協力一致の努力が払はれたのであつた、北方結核の研究の重大性は唯に本道に止らず、満洲国開発政策とも現実的には密接な意義をもつものであつて、その成果は多大の期待を以て注目されつゝある、こゝに本学の特殊研究陣に一大偉觀を加ふる日も遠くはあるまい

超短波研究所研究業務規程

銅像等の非常回収に関する件

尚供出ハ全部一斉ニ行フコト

以上

一九四三年五月二十八日

「評議會議事録」(〇〇〇四—〇六)

〔別紙〕

超短波研究所研究業務規程

第一条 本研究所以研究業務ハ之ヲ八部門ニ分ツ

第二条 各部門ニ於ケル研究業務左ノ如シ

第一部門 超短波ニ依ル原子分子ノ物理学的研究

第二部門 超短波電子管ノ物理学的研究

第三部門 強力超短波発生ニ関スル研究

第四部門 超高周波電氣現象並ニ超短波電力ノ工業的

応用ノ研究

第五部門 超短波ノ化学的作用ノ研究

第六部門 超短波ノ生物学的並ニ医学的研究

第七部門 超短波生体作用ノ機構ニ関スル研究

第八部門 超短波ノ農業作物学的研究

第三条 各部門ニ主任ヲ置ク

第四条 主任ハ所員ノ中ヨリ総長之ヲ命ス

〔中略〕

議題

一、超短派^{〔波〕}研究所研究業務規程

庶務課長ヨリ別紙規程案ニ付説明、審議ノ結果異議ナ

ク承認

一、銅像等ノ非常回収ニ関スル件

文部省ニ於テモ国宝以外ノモノハ供出スル方針ナル旨

総長ヨリ説明アリテ協議ノ結果左ノ通り決定セリ

一、文部省ノ指令アレバ供出スルコト

一、他日代用品ヲ以テ作製シ置クコト

一、銅像供出ノ際ハ壮行会ヲ行フコト

第五條 主任ハ所長ノ下ニ当該部門ノ研究ヲ主裁スルモ

ノトス

附則

本規程ハ昭和十八年 月 日ヨリ施行ス

三―二五二

大学院制度に関する件

一九四三年六月九日

「評議会議事録」(〇〇〇四―〇七)

昭和十八年六月九日(水) 臨時評議会記録

〔中略〕

一、大学院制度ニ關スル件

本件ニ關スル文部省ノ指示事項ニ付総長ヨリ別紙ノ通り報告説明アリタリ。

〔後略〕

〔別紙〕

大学院ニ關スル件(総長報告事項)

一、新制大学院ト旧制大学院トノ關係

結局旧制大学院ハ之ヲ存置シ、別ニ新制ヲ設クルコト、ナル模様ナリ。

二、新制大学院ノ研究年限

第一期 二年

第二期 文科二年 理科三年

(第一期ヲ終了シタル後其ノ成績ヲ見テ第二期生ヲ決定スルコト、ナル)

三、第一期、第二期共全部給費制度トス

第一期生ノ給費ハ一人当リ年額一、〇八〇円 第二期生ハ夫レ以上トス

外ニ研究費トシテ文科九八〇円理科一、二三円アリ。

四、新制大学院ノ収容及定員

一講座ニ付文科八十数名、理科ハ四、五名ヲ限度トシ、同一年二名ヲ最大限度トス

今年度ニ於テ北大ノ収容予定総数ハ四一名

内、理八 農一四 医八 工一一

之ノ標準ハ大体三講座ニ一人ノ割合ナリ

尚助教授ハ学生十人ニ一人ノ割トス

本年ハ可成速ニ志望者ヲ募リ六月一杯ニ文部省へ上申スルコト。

五、新制大学院学生ノ詮衡ノ方法

次官又ハ大臣ヲ委員長トシ各大学ノ総長陸海軍関係者、法制局関係者等ヨリ成ル委員会ヲ設ク

推薦者ハナルベク収容人員ノ倍数迄トシテ詮衡ノ余地ヲ残ス

大学院ニ入ラントスルモノハ研究事項ヲ具シ当該学部教授会ノ議ヲ経、総長ノ詮衡ヲ経テ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ決定ス

文部省へ上申ノトキハ推薦順位ヲ附ス

他大学ノ卒業生及専門学校卒業生モ当該学部教授会ノ議ヲ経レバ入学出来ル

軍部ヨリノ推薦者ハ定員外トシテ扱フ。

六、兵役問題

之ハ目下軍関係ト折衝中ナリ 但シ研究ハ継続シ得ル見込ナリ。

七、新大学院卒業生ノ義務

第二期生ハ必ずシモ教授候補者トスル訳デハナイ、唯卒業後ハ政府ノ指定スル場所ニ行クコト、ナル(本人ノ希望ハ勿論斟酌サレル)

以上

三一二五三

学生の夏期勤労作業に関する件

一九四三年六月十八日

「工学部教授会議事録」(〇〇一九一三)

第四百五十回教授会

一、昭和十八年六月十八日(木) 午後一時半開会同四時

閉会

〔中略〕

議題

一、学生ノ夏期勤労作業ニ関スル件

緊迫セル情勢ニ備ヘ学校報国隊ヲ一層組織的計画的ニ
運営シ強力ナル学徒ノ実践活動ヲ開始スル為学校報国
隊本部(文部省)ノ下部組織トシテ全国ニ八箇所ノ学
校報国隊地方部ヲ設ケ一朝有^{〔事〕}時ノ際本部ノ指令ヲ待タ
ズ各部单独活動シ得ルコトトナリ本道ニ於テハ本学、
小樽高商、帯広高獣、室蘭高工、函館高水、及第一、
第二第三各師範ノ文部省直轄学校ヲ一括北海道地方部

(部長今総長)ヲ結成其ノ第一回事業トシテ七月十五

日ヨリ一ヶ月間ヲ夏期鍛練期間トシ暑中休暇中ノ一切
ノ行事ヲ犠牲トシ道内外ノ重要作業ニ従事スルコトト
ナリタルガ本学ハ軍要求ニ係ル樺太ノ作業ヲ担当

七月十五日ヨリ同三十一日マデハ学部(最高学年、医学部
ハ三、四年ヲ除ク)

実科、専門部及臨教計一、二〇〇名

八月一日ヨリ同十五日マデ予科(一年ヲ除ク)約八〇〇名

合計二、〇〇〇名

ヲ派遣ト決定、学部長及学生主事ヨリ経過、作業内容、
宿舍、食料、給与、衛生、指揮等詳細ナル説明ヲ為シ
右学生派遣方ニ付了解ヲ得タリ尚本件ニ関連シ予定計
画ノ変更セラレタルモノ及協議決定セル事項ハ左記ノ
如シ

1、七月二日ヨリ同七日マデ行ハルル各科二年目及土

木一年目旭川軍事講習ハ之ヲ取止メ作業服務者ハ

講習終了者ト見做ス

2、依托学生ノ軍ニ於ケル実習ハ配属将校ヨリ中止方

ヲ交渉中ナリ

3、土木二年目ノ学外実習ハ本年ニ限り本作業ヲ以テ代替ス(其他ノ部局ニ在リテハ実習実施可能ノ見込)

4、満洲国ヘノ勤労学生ノ派遣ハ本作業実施ノ為之ヲ

中止ス

本件ハ後二名ト変更推選方通知アリタルヲ以テ久野教授及林助教授ヲ決定セリ

5、本作業附添職員一名ノ選定ハ学部長一任トス

6、六月十九日(土)午後一時半ヨリ一、二年目学生

ニ対シ学部長ヨリ本件ノ内容ヲ示達スルト共ニ

二十二日(火)正午迄ニ出場者ヲ代表ヲシテ取纏

メ届出デシムルコト

二、本年度夏期休業ニ関スル件

前記勤労作業ノ実施ニ依ル本年度夏期休業ノ取扱ニツ

キ協議セルガ右ハ曩ニ決定シアリシ如ク七月十一日ヨ

リ八月十日ニ至ル期間当地滞在ノ上実施トシ若シ止ム

ヲ得ズ離札スル場合ハ其ノ行先ヲ届出デシムルコトト

ナル

〔後略〕

三―二五四

銅像に関する件

一九四三年六月二十四日決裁

「公文書 昭和十八年度 会計課」(帝大ノ

二〇一九/〇五〇三)

發達
番号 第五三四号

昭和拾八年六月廿四日判決

昭和拾八年六月廿四日报済

〔中略〕

銘件 銅像ニ関スル件

曩ニ首題ノ件ニ関シ本省総務局長宛回報及札幌市長申告

ノ処今回再調査ノ結果追加訂正ノ分別紙調書ノ通り報告

相成可然哉

案ノ一

年 月 日

総長

文部省総務局長宛

件名

本年五月八日付北大第五三四号ヲ以テ首題ノ件ニ関シ回報ノ処今回再調査ノ結果別紙ノ通り追加調書（二通）提出ニ付此段可然御取計相成度候也

追而前回提出ノ調書訂正ノ個所アリ調書三通改メテ提出申候

案ノ二

年 月 日

学名

札幌市長宛

件名

本年三月二十二日付北大第三一三三号ヲ以テ首題ノ件ニ関シ報告ノ処今回再調査ノ結果別紙追加調書ノ通り報告候也

〔別紙〕

銅像調書		銅像ノ名称	創設年月日	銅像ノ由緒	国宝指定、重要美術品等認定又ハ手続中ノモノ	推定重量	所有者又ハ管理者名	其ノ他特記スベキ事項
北海道帝国大学		青葉先生胸像	昭和十一年九月四日	青葉先生ノ学生生徒謝恩会代表者高松正信ヨリ寄附セラル	該当セズ	二十匁	北海道帝国大学	特記事項ナシ

銅像調書							銅像ノ名称
銅像ノ名称	創設年月日	銅像ノ由緒	国宝指定、重要美術品等認定又ハ手続中ノモノ	推定重量	所有者又ハ管理者名	其他特記スベキ事項	
乃木將軍胸像	大正五年十月十八日 牧野博泰ヨリ購入		該当セズ	六、六〇〇匁	北海道帝国大学	特記事項ナシ	北海道帝国大学

銅像調書							銅像ノ名称
銅像ノ名称	創設年月日	銅像ノ由緒	国宝指定、重要美術品等認定又ハ手続中ノモノ	推定重量	所有者又ハ管理者名	其他特記スベキ事項	
クラーク先生胸像	大正十五年五月十日建立	本学ノ創基札幌農学校教頭クラークノ遺徳ヲ頌シ建立委員長南鷹次郎ヨリ本学中央講堂前ニ建立ノ上寄附セラル	該当セズ	三十匁	北海道帝国大学	特記事項ナシ	北海道帝国大学

銅像ノ名称	創設年月日	銅像ノ由緒	国宝指定、重要美術品等認定又ハ手続中ノモノ	推定重量	所有者又ハ管理者名	其他特記スベキ事項
北海道帝国大学	昭和七年六月二十二日建立	本学初代ノ総長トシテ北大今日ノ発展ト基礎ヲ築キタル其ノ功績ト遺徳ヲ永世ニ記念スベク記念会実行委員長高岡熊雄ヨリ本学中央講堂内ニ建立寄附セラル	該当セズ	二十匁	北海道帝国大学	特記事項ナシ

銅像ノ名称	創設年月日	銅像ノ由緒	国宝指定、重要美術品等認定又ハ手続中ノモノ	推定重量	所有者又ハ管理者名	其他特記事項
北海道帝国大学	昭和十四年六月二十五日建立	本学現総長、元医学部々長トシテ頌徳及功績ヲ永世ニ記念スベク還暦記念会実行委員長山崎春雄ヨリ本学医学部中庭ニ建立寄附セラル	該当セズ	六匁	北海道帝国大学	特記事項ナシ

胸像調

一、胸像所在

札幌市北八条西五丁目北海道帝国大学構内

青葉先生胸像 一基(予科) 推定重量 二十珎

乃木將軍胸像 一基(図書館) 〃 六珎六〇〇瓦

一、種類

人物

一、管理者住所氏名

札幌市北八条西五丁目

北海道帝国大学

札幌市長宛

発総九四号

昭和十八年五月三日

文部省総務局長

北海道帝国大学総長殿

銅像(銅碑ヲ含ム)ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ事務参考上必要有之ニ付貴構内所在ノモ

ノ別紙調書ニ依リ御取調ノ上五月十日迄ニ必ズ御回報相成度此段及照会

胸像調

一、胸像所在

札幌市北八条西五丁目北海道帝国大学構内

クラーク氏胸像 一基 (中央講堂前)

佐藤男爵胸像 一基 (中央講堂内)

今総長胸像 一基 (医学部中庭)

一、種類及推定重量

人物

推定重量各一基約十貫 合計 三拾貫

一、管理者住所氏名

札幌市北八条西五丁目

北海道帝国大学

三一・二五五

銅像献納奉告祭式挙行通知

一九四三年六月二十四日

「公文書 昭和十八年度 会計課」(帝大)

二〇一九/〇五〇三

北大秘第三九八号

昭和十八年六月二十四日

庶務課長 中野豊

会計課長殿

来ル六月二十六日(土)午後一時三十分ヨリ中央講堂ニ於テ銅像献納奉告祭式挙行セラレ候条午後一時二十分迄ニ参集万貴部職員学生生徒へ御通達相成度此段及御通知候也

追テ学生生徒ニ対シテハ学生課ニ於テ揭示可致ニ付為念申添候

〔別紙〕

銅像献納奉告祭式次第

神式

先 参列員着席

次 斎員着席

次 挙式之辞 庶務課長

次 式辞 総長

次 修祓 一同起立

次 降神之儀 此間警蹕 一同起立

次 献饌 此間奏樂

次 祝詞奏上 諏訪神社社司 一同起立

次 玉串奉奠

斎主

祭主

佐藤前総長記念会実行委員長

男爵 佐藤昌彦

今博士還歴記念会実行委員長

青葉先生ノ学生、生徒謝恩会代表

学部長総代

予科長

実科専門部総代

学生総代

予科生徒総代

実科専門部生徒総代

次 撤饌 此間奏楽

次 昇神之儀 此間警蹕

次 被幕 一同起立

次 閉式之辞 庶務課長

次 齋員退席

次 参列員退席

以上

三一二五六

勤労報国隊の樺太行の件

一九四三年七月七日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇九一五〇)

七月七日(水曜日)午後三時半開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

報告

〔中略〕

一、勤労報国隊ノ樺太行ハ愈々近日ニ迫リ七月十日ニハ
全員集合ノ上服装検査ヲ為ス事トナリ本日午后一時半
ヨリ一同ヲ大講堂ニ集メ学部長代理及学生課長ヨリ
夫々注意事項ヲ申渡シタリ

尚引率教官ハ長尾教授及石塚講師ト決定シ農学部学生
参加人員ハ二百十六名ニテ両実科ハ何レモ六十八名
ヅ、ニシテ引率教官ハ農学実科ハ相沢助手、林学実科
ハ宇留野助教授ト決定セリ

〔後略〕

三一二五七

樺太勤勞報国隊の件

一九四三年七月九日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇四―六二)

教授会記録

昭和十八年七月九日開催

〔中略〕

報告

一、樺太勤勞報国隊ノ件

(イ) 予科二、三年目生徒ガ後半即チ八月一日ヨリ十五日
間右作業ニ従事スル事ニ決定シ居ル処一年生中ニモ
参加希望止ミ難キ者相当アリシ為之ヲ参加セシムル
事トナリタリ

(ロ) 参加学生ハ明十日一切ノ出發準備ヲナシ午前九時ヨ
リ服装、携帶品等ニツキ検査ヲ受クル事トナリタリ
(ハ) 明後十一日午前九時全員農学部新館前ニ集合ノ上、
国民儀礼、総長訓辭ノ後直チニ現地ニ向ツテ出發ト

決定

(ニ) 見送りハ防諜等ノ關係モアリ大体教室委員ノミノ程
度ニ止メラレ度

(ホ) 本部隊長ハ工学部久野教授、副部隊長ハ農学部長尾
教授、隊附ハ右以外ノ付添ヒ教官全員トス
以上ニツキ報告セラレタリ

〔後略〕

三―二五八

樺太勤勞報国隊の件

学部長候補者推薦銓衡内規の件

勤勞作業の不参加者に関する件

一九四三年八月六日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇四―六三)

教授会記録

昭和十八年八月六日開催

〔中略〕

報告

一、樺太勤勞報国隊ノ件

(イ)第一班トシテ樺太ニ出勤セル報国隊員ハ七月十一日
苗穂駅ヲ出発シ、十四日ニ現地ニ到着、翌十五日ヨ
リ二十九日マテ十五日間作業ニ従事ノ上八月三日帰
学セリ

(ロ)此ノ間他学部学生ニ少数ノ発病者ヲ見レドモ幸ヒ全
快間近キ迄ニ回復セリ、尚当学部学生ニ在リテハ応

召者一名、母重態ノ為帰リタル者一名以外ハ何等事
故ナシ

(ハ)右作業中太秦教授学部代表トシテ慰問並激励ノ為現
地ニ出張セラレタリ

以上ニ就キ詳細ニ亘ツテ報告セラレタリ

〔中略〕

一、学部長候補者推薦銓衡内規ノ件

別紙原案ニツキ学部長ヨリ詳細説明ノ後、九月初旬ノ
教授会ニ於テ推薦者ヲ決定ノ予定ナレバ次回教授会
(八月二十日)迄ニ原案ニツキ研究シ置カル、様申合
ス

〔中略〕

一、勤勞作業ノ不参加者ニ関スル件

勤勞作業ノ不参加者ニ対シ理学部ノ運動場トナルヘキ
低温科学研究所ノ北側ノ地均ヲセシムヘキコトニ申合
ス 但シ作業日ハ休日トス

以上

〔別紙〕

理學部長候補者銓衡内規

第一条 學部長候補者ハ專任教授ノ中ヨリ銓衡ノ上之ヲ推薦ス

第二条 新學部長候補者ノ銓衡ハ現學部長ノ指定スル教授會ノ席上ニ於テ之ヲ行フ

第三条 前條ノ教授會ニ於テ教授ハ各々ソノ新學部長候補者トシテ推薦セントスルモノ一名ノ氏名ヲ書面ヲ以テ現學部長宛具申スルモノトス

第四条 現學部長ハ教授過半数ニヨリ具申セラレタルモノヲ新學部長候補者ト定メ之ヲ總長宛推薦スルモノトス

第五条 前條ニ該當スルモノナキトキハ最多數ニヨリ具申セラレタルモノ二名ヲ採リコノ二名ニツキ再ビ前條ノ手續ヲ行フモノトス

第六條 學部長ハ在職約二ケ年ヲ以テ更迭スルヲ例トス但シ重ネテ推薦セラレタルトキハ重任スルヲ妨ゲズ

第七條 新學部長候補者ノ銓衡ハ更迭ノ時期一ケ月以前

ニ之ヲ行フ

第八條 本内規ヲ變更セントスルトキハ教授會ノ同意ヲ要ス

本内規実施上ノ申合セ

一、第二条ノ教授會ニ欠席見込ノ教授ハ前以テソノ旨現學部長ニ通告シ之ニ具申ノ書面ヲ寄托スルコトヲ得
二、第五条施行ノ場合同數（ノ教授）ニヨリ具申セラレタルモノ二名以上アルトキハ、ソノウチ年長ナル者ハ他ヨリモ多數（ノ教授）ニヨリ具申セラレタルモノト見做スモノトス

科学研究の緊急整備方策要綱に関する件

一九四三年八月三十一日

〔評議会議事録〕（〇〇〇四—〇八）

昭和十八年八月三十一日（火） 臨時評議会記録

〔中略〕

議題

一、科学研究ノ緊急整備方策要綱ニ関スル件

本月二十五日ヨリ二日間二亘ル総長會議ニ於テ討議セ

〔マヤ〕

ラルタル別紙要綱ニ基キ総長ヨリ説明アリテ協議ノ結

果本学ニ於テモ有^事時即応ノ態勢ヲ整フル為メ学部長、

研究所長ヲ委員トスル科学研究特別委員会ヲ組織スル

コトニ決定セリ。

〔後略〕

〔別紙〕

科学研究ノ緊急整備方策要綱

一八八二〇
閣議決定

第一 方針

科学技術ノ動員ニ關スル総合的の根本方策ノ一環トシテ
大学其ノ他科学研究機關ニ於ケル科学ニ關スル学理研
究力ヲ戦争ノ現段階ニ於テ最高度ニ集中發揮セシメ科
学ノ飛躍的向上ヲ図リ戦力ノ急速増強ニ資スル為之ガ
体制ヲ速力ニ整備ス

第二 要領

一、大学其ノ他科学研究機關ニ於ケル科学研究ハ大東亜
戦争ノ遂行ヲ唯一絶対ノ目標トシテ強力ニ之ガ推進ヲ
図ル

二、學術研究會議ヲ強化活用シ大学其ノ他科学研究機關
ノ科学ニ關スル学理研究力ヲ最高度ニ集中發揮セシム
三、大学其ノ他科学研究機關ニ於ケル直接戦力増強ニ資
スル研究ニ付テハ陸海軍其ノ他之ニ關係アル方面ノ要
望ニ基ヅキ之ニ協力スルモノトシ之ト密接不可分ナル
基礎的研究ニ關シテハ各種研究機關独自ノ性格及ビ機
能ヲ最高度ニ發揮セシメ之ガタメ其ノ担当スベキ研究
機關及研究者ヲ計画的ニ動員ス

四、大学其ノ他科学研究機関ノ内容及組織ニ付テハ前各項ノ企図ヲ遂行シ得ル如ク之ガ重点の整備拡充ヲ図ル

五、科学研究要員ノ確保並ニ科学研究ニ緊要ナル資材及研究費ノ充実確保ヲ図ル

第三 措置

一、學術研究會議ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ之ニ科学研究動員ニ関スル特別委員會ヲ設置シ並ニ大学其ノ他主要研究機関ニ夫々之ト連絡アル科学研究動員ニ関スル委員會ヲ設置セシメ文部省ニ於テハ両者ヲ活用シ學理研究力ノ集中發揮ニ当リ其ノ他科学ノ飛躍の向上ニ必要ナル行政的措置ヲ行フ

二、科学研究要員ノ確保ヲ図ル為左ノ方途ヲ講ス

1、緊要研究ニ従事スベキ要員ニ付テハ専心研究ニ従事セシムル如ク軍ノ服務ニ関シ適當ナル措置ヲ講ス

2、大学及専門学校ノ卒業生ニシテ緊要研究ニ従事スベキ者ニ付テハ優先的配当ヲ行フ

3、研究要員ノ急速ナル増加養成ヲ図ル為所要ノ大学及専門学校等ノ定員ノ増加其ノ他必要ナル措置ヲ講

ス

4、科学研究ニ専念セシムル為研究要員ノ待遇ニ付所要ノ改善ヲ考慮ス

三、科学研究用資材ニ付テハ科学研究ノ飛躍の向上ノ為所要ノ数量ヲ優先確保スルト共ニ之ガ重点的配分ヲ行フ等必要ナル措置ヲ講ス

四、本要綱実施ニ要スル經費ニ付テハ速力ニ必要ナル予算的措置ヲ講ス

備考

一、措置ノ二ノ1、緊要研究ニ従事スベキ要員ノ軍服務ニ関シテハ關係庁ニ於テ速力ニ具体的方途ヲ考究ス

三一二六〇

陸軍技術部依託学生召募に関する件

一九四三年九月二十七日

〔軍関係、学徒隊、其他〕

学第五一六号

昭和十八年九月廿七日

学生課長 高松正信

農学部長 伊藤誠哉殿

陸軍技術部依託学生召募ニ関スル件

今般陸軍省告示第四三号（九月六日付官報参照）ニ依リ昭和十九年採用スベキ陸軍技術部（兵技航技）依託学生召募方依頼越ノ次第モ有之候間人物成績共ニ優秀且身体強健ナル者ヲ御推薦ノ上所定志願書類取纏メ来ル十月廿七日迄ニ当課ニ到達スル様御送付相煩度此段及御依頼候也

追而志願票及志願者心得別途御送付申候^{〔注一〕}

〔別紙〕

陸軍技術部依託学生志願者心得

昭和十八年九月 陸軍省

一、陸軍技術部依託学生ノ身分

陸軍技術部依託学生ハ将来陸軍技術部ノ現役将校ト為ルヘキ陸軍生徒ニシテ当該学校卒業後陸軍技術部見習士官ノ課程ヲ経テ将校ニ任セラルルモノトス技術部将校ハ兵技将校、航技将校ノ二種ニ別タレ陸軍ニ於テ専ラ技術ヲ掌ルモノトス（兵技将校ハ主トシテ陸軍兵器行政本部、陸軍技術研究所、陸軍造兵廠、陸軍燃料廠其ノ他陸軍技術関係官衙、学校、部隊ニ又航空将校ハ陸軍航空本部、陸軍航空技術研究所、陸軍航空工廠、陸軍航空廠其ノ他陸軍ノ航空技術関係ノ官衙、学校、部隊ニ勤務シ各専門ノ技術ニ従事ス）

〔注一〕 志願者ノ資格

左ニ掲クル者ニシテ昭和十八年三月三十一日ニ於ケル年齢二十七年未満ノ者但シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者、破産ノ宣告ヲ受ケ復権ヲ得サル者、素行修マラサル

者ハ之ヲ採用セス

一、技術部依託学生

大学令ニ依ル大学ノ理、工、農学部ノ昭和十八年十月一日以後ニ於ケル各学年ノ学生ニシテ左ノ学科ヲ履修スル者

工学部——航空学、船舶工学、造船工学、機械工学、造兵学、電気工学、通信工学、冶金学、金属工学、応用化学、工業化学、火薬学、燃料化学、建築学、土木工程（以上之ニ類スルモノヲ含ム）

理学部——物理学、化学、地質学、数学（以上之ニ類スルモノヲ含ム）

農学部——農芸化学、農林化学、農学、林学、農業土木学（以上之ニ類スルモノヲ含ム）

三、志願手続〔略〕

四、採用検査〔略〕

五、採用

一、採用者ニ対シテハ当該学校所在地所管ノ師団長、陸

軍兵器行政本部長又ハ陸軍航空本部長及当該学校ノ大學長又ハ学部部長ヲ経テ本人ニ達ス

二、兵技（航技）志願ノ者ト雖モ航技（兵技）將校ニ採用セラルルコトアルヘシ

六、採用後ノ取扱及給与

一、兵技採用ノ依託学生ハ其ノ在学スル学校所在地所管ノ師団長又航技採用ノ依託学生ハ陸軍航空本部長ノ監督ノ下ニ在学学校ニ於テ各其ノ専門ノ學術ヲ修ムルモノトス

二、技術部依託学生ハ採用ノ日ヲ以テ兵籍ニ編入セラレ兵役上ノ身分取扱ハ現役ニ準ス

三、依託学生ハ情願ヲ以テ之ヲ辞スルコトヲ得ス

四、依託学生ニハ一箇月四十円ノ手当金ヲ支給ス

五、左ノ各号ノ一二該当スル者ハ依託学生ヲ免ス

1 志操中正ヲ欠キ又ハ品行不良若ハ怠慢ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セサル者

2 学業ノ成績不良ナル者

3 疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ因リ將校トシテノ

現役ノ服務ニ堪ヘスト認ムル者

究セシメ又ハ外国ニ留学セシメラルルノ途アリ

4 前各号ニ掲クル者ノ外將校タルニ適セスト認ムル者
六、前項第1号ニ該当シ依託学生ヲ免シタルトキハ既ニ
給シタル手当金ヲ償還セシム

〔注一〕次行に「農芸化学科へ揭示ス」と書き込みあり。
〔注二〕欄外に「飛行場ノ草ノ栽培」と書き込みあり。

七、依託学生ハ当該学校在学中夏季休暇ヲ利用シ概ネ三
週間軍隊ニ於テ軍事及技術ノ教育ヲ受ケ卒業後ハ技術
部見習士官（曹長ノ階級）トシテ概ネ二箇月間陸軍大
臣ノ定ムル所ニ依リ陸軍部隊ニ於テ技術部將校ノ勤務
ヲ習得ノ後將校銓衡會議ヲ經テ陸軍兵技中尉又ハ陸軍
航技中尉ニ任セラル

八、見習士官中ハ営内ニ居住シ被服、糧食ヲ官給セラル
ルノ外月手当金二十五円ヲ受ク

九、任官ノ際ハ初度ノ服装手当トシテ金四百円ヲ支給セ
ラル

一〇、任官後ハ陸軍武官服役令ノ定ムル所ニ依リ服役シ
又陸軍武官進級令ニ依リ尉官、佐官ヲ經テ優秀者ハ中
將迄累進ス

一一、尚任官後優秀者ハ銓衡ノ上大学院ニ於テ勉学及研

三―二六一

大学院特別研究生に関する件
在学徴集延期停止に関する件

一九四三年十月二日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇九―五四)

十月二日(土曜) 午後一時開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一、大学院特別研究生ニ関スル件

右ノ推薦者ハ曩ニ二十名ナリシガ其ノ後七名ノ推薦取消ヲ為シ結局十三名トナリ今般去ル廿八日ノ銓衡委員会ニ於テ全部入学ノ事ニ決定セリ

依テ各人ヨリ至急夫々入営延期取計方願出シメラレ度シ尚兵役関係ノ調書ノ照会モアリ種々本人ニ付取調事項有之哉ニ思ハル、ニ付暫ク旅行帰省等ハ見合セラル、様注意セラレタシ

一、在学徴集延期停止ニ関スル件

今般兵役関係法令ノ改正ニ伴ヒ在学徴集延期停止セラ

レ徴兵延期中ノ学生々徒ハ来ル十月二十五日ヨリ十一月五日迄ノ間ニ於テ昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受檢スルコト、ナリタリ

右ノ検査ハ全部本籍地ニ於テ受檢スルモノニ付十月廿五日ヨリ十一月五日迄ノ授業ハ休止スルコト、ナリタリ

尚右期間前後受檢ノ為止ムヲ得ズ授業ヲ受ケラレザル場合ハ之ヲ欠席トシテ取扱ハザルコト、シ本学部学生ニシテ十二月一日入営スルコト、成リタル者ハ検査終了後引續ギ休講ノ処置ヲ採ルコト、ナリタリ

尚本学部ニ於テハ農芸化学科、林学科及畜産学科関係ノミハ此ノ停止ノ規程ヨリ除外セラル、様発表ナリタルガ此レニ関シ庶務課長上京本省ト折衝スル筈ニテ其ノ際本学部ヨリモ学科内容等ニ関シ説明ノ為同道スル筈ナリ

三一 二六二

学生在学徴集延期停止の件

一九四三年十月十二日

〔農学部教授会議事録〕（〇〇〇九―五五）

十月十二日（火曜日）午後三時半ヨリ開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一、学生在学徴集延期停止之件

右ニ関シ文部省ヨリノ召電ニ依リ学部長上京シ東大及京大農学部長ト共ニ文部省及陸軍省ニ於テ夫々説明ヲ聴取セリ、其ノ結果ニ依レバ則チ

農学部ニ於テハ農芸化学科ハ燃料ニ関スル智識技術ヲ修得セシムルモノトシテ卒業迄延期シ林学科ハ航空機用材ニ関スル事ヲ修得セシムルモノトシテ之亦延期シ畜産学科ハ獣医ニ関スル事ヲ修得スルモノ則チ本学部ニ於テハ第二部ハ延期セラル、モノナリ

尚水産学科ニ関シテハ船舶航海ニ関スル学問技術ヲ修

得セシムルモノトシテ陸軍ニ於テハ其ノ必要ヲ認め延期セシムル様提案セル趣ナルモ閣議ノ決定ヲ経ザル限リ決定セザル由ナリ 又農学科ニ関シテハ陸軍トシテハ其ノ必要ヲ認めザルモ或ハ政治的ニ認めラル、ヤモ知レザレトモ何レ閣議決定迄ハ確定セザル由ナリ 尚実科ニ於テハ林学実科ノミ延期ヲ認めラル、モノニテ予科ハ全部延期セラル、由ナリ

三一—二六三

農学部 約半数が入営

一九四三年十月十二日

『北海道帝国大学新聞』

農学部 約半数が入営

今回の在学徴集延期停止により十二月一日入営となる農学部学生は未だ詳細は判明しないが、農業経済学科、農学科、農業生物学科、「水産学科等の学生でその数約百数十名に上る、農学部では約半数に上るこれ等学生を送つた後も従前通り講義を継続することにならうが各教室における今後の研究は一層熾烈なものにならう。実に日本農学の推進、食糧増産への原動力發揮等残されたものの責務は重大である。

尚徴兵検査は十月二十五日より十一月五日迄の間に行はれるので本学ではその前後若干の日数を加へて約十五日間全学休講になる予定である。

征いて大いなる天業に参加せよ

総長 今裕

惜まれて玉と散る身はいさぎよし瓦と共に世にあらん

より

これは幕末勤王の土真木和泉守の辞世の歌であるが、陛下のお召しに預つて勇躍壮途に上る人々は皆この様な決意を以て行かれる事と信ずるものである。

懐かしの学園と別れ戒器を執つて起ち上るべき運命となる諸君に対し学園の父たる立場よりこゝに別の一言を呈せんとする。

熾烈なる大東亜聖戦の真只中に米英撃滅てふ大使命を帯びて征衣戎器を執つて起ち上る学徒の身、如何に祖国が興亡の岐路にあるかを想はずにはゐられぬであらう。諸君の先輩も朋友も知己も、兄弟も総て皆蹶起してゐるのだ、或る者は既に護団の人柱となつて斃れた、又或る者は弾丸に傷つき病に蝕ばまれ乍らも尚祖国の為に働いてゐる。女子供も皆それ／＼の部署についた、絶対に不敗だ、神国日本は絶対に不敗だ、東亜十億の民を米英の桎

枯から解放せんとする大義のための戦だ、断じて敗けて

はゐられない、否必ず勝つにきまつてゐる。だが悪運の
旺んる時は天に勝つ事もあるから樂觀などは絶対に禁
物だ、物と数とを頼んで執拗に迫つて来る米英の攻撃力
にも侮り難いもののあることを考へねばならぬ。だが然
し彼等は最後には必ず敗ける、何となれば彼等の戦目
的は確立してゐない故である。諸君はかゝる大使命を帯
びて行くのである。諸君の手によつて作られて行く世界
歴史の如何に麗しきかを、男子と生れてこの聖戦に参加
するは何たる光榮ぞ行けよ諸君、行いてこの大なる天業
に参加せよ。

三―二六四

昭和十八年臨時徴兵検査を受くべき学生生徒の取扱に關
する件

一九四三年十月十九日

〔軍關係、学徒隊、其他〕

発專二四一号

昭和十八年十月十九日

文部次官

北海道帝国大学総長殿

昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生生徒ノ取

扱ニ關スル件

我が国未曾有ノ重大時局ニ直面シ今般在学徴集延期停止
ノ措置講ゼラルルニ至リタル処貴学（校）学生生徒ニシ
テ昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受ケ入営又ハ入団スル者ニ
対シテハ之ガ教育ニ關シ種々格別ノ御配意中ノコトト被
存モ特ニ左記御留意ノ上其ノ教育ニ付万遺憾無キヲ期セ
ラレ度此段依命通牒ス

記

一、入営又ハ入団ニ至ル迄ハ本人ノ便宜ヲ特ニ考慮ノ上
重点的ニ教育ヲ為スコト

二、入営又ハ入団ノ学生生徒ニ対シテハ服役期間中休学
ノ取扱ヲナシ其ノ学年修了、卒業、復学等ニ関シテハ
左ニ依ルコト

(イ)大学、大学予科、高等学校、専門学校（之ニ準ズベ
キ学校ヲ含ム）ノ学生生徒ニシテ明年九月卒業ノ見
込アリト認メラルル者ニ付テハ本年十一月ニ於テ仮
卒業証書又ハ仮修了証書等ヲ授与シ明年九月ニ於テ
卒業又ハ修了セシムルコト

右学生生徒ニ対シテハ除隊帰還後ニ於テ実力涵養ノ
タメ特別ノ課程（仮称補修科）ヲ設ケ補講ヲナスコ
ト補講ノ期間ハ概ネ十月トシ之ガ修了者ニ対シテハ
修了証書ヲ授与スルコト尚補講ニ必要ナル諸施設ニ
付テハ本省ニ於テ万全ノ策ヲ講ズルモノトス

(ロ)前号以外ノ学生生徒ニ対シテハ大学学生ニ在リテハ
学籍ハ現在ノ儘トシ除隊帰還後ノ復学ニ付テハ其ノ

時期ニ拘ラズ原学年ニ復シ修学セシメ大学予科、高
等学校、専門学校生徒ニ在リテハ本年十一月当該学
年修了ノ取扱ヲナシ除隊帰還後ノ復学ニ付テハ上級
学年ニ於テ修学セシムルコト但シ其ノ時期並ニ本人
ノ希望ニ依リテハ原学年ニ復シ修学セシムルヲ得ル
コト

三、前項休学期間中ノ授業料等ハ之ヲ免除スルコト
学校報国団費ニ付テハ可成右ニ準ズルコト

四、入営又ハ入団ノ学生生徒ニ付テハ学籍簿ノ外別ニ学
部、学科、学年別ニ入営期日、入営部隊名等ヲ記載シ
タル徴集者名簿ヲ作製シ置クコト

五、本件ハ学則ノ規定ニ拘ラズ之ヲ実施スベキコト

三―二六五

明年九月卒業又は修了せしむる学生生徒に関する件

一九四三年十月十九日

「軍関係、学徒隊、其他」

拝啓 益々御清祥奉賀候

陳者本日文武次官名を以て今次の臨時徴兵検査の結果入
営又は入団する学生生徒の取扱方につき通牒相成候処右
の申明年九月卒業見込ありと認めたる者に対し本年十一
月仮卒業証書又は仮修了証書を授与し明年九月卒業又は
修了せしむることに付学生生徒中には右措置希望せざる
者有之場合に於ては是等学生生徒に対しては学籍を継続
せしむる様便宜御取扱差支無之に付御諒承の上万遺憾な
く御取計相煩度此段御通知申上候

敬具

昭和十八年十月十九日

永井専門教育局長

北海道帝国大学総長 殿

三―二六六

臨時徴兵検査受検者父兄宛て農学部長通知

一九四三年十月三十日

「軍関係、学徒隊、其他」

拝啓 時下愈々御清祥之段奉賀候

陳者今般兵役法の改正に伴ひ本学部よりも勇躍出陣する
学徒を送る事と相成御令息も亦最近徴兵検査を受けられ
候次第に御座候

思へば教へ子を学半はにして壮途につかしむる事実に感
慨無量に御座候就ては向後何かと本人の為に考慮致し後
顧の憂なからしむるやう致度存しをり候

同封の届書用紙は曩に本人に渡しをき候へ共徴兵検査に
続き入営等の次第も有之御混雑中御紛失等の事も有之べ
く存候につき為念添付致候もの故検査の結果判明せる事
項を御記入の上速に御送附相成度願上候

右は今後学校との連絡上又兵事上絶対必要有之今回入営
せらるゝ場合も或は入営延期の取扱をうくる者も必ず届

出られ度入営延期者の届出は徴兵検査結果届として取扱ふべきにつき特に御留意被下度此段御挨拶旁御依頼迄如斯御座候

敬具

昭和十八年十月三十日

北海道帝国大学農学部長 伊藤誠哉

三―二六七

在学徴集延期制度停止の趣旨徹底に関する件

一九四三年十月三十日

「軍関係、学徒隊、其他」

発専二五三号

昭和十八年十月三十日

文部省専門教育局長 永井浩

北海道帝国大学総長殿

在学徴集延期制度停止ノ趣旨徹底ニ関スル件

今般在学徴集延期制度停止相成タル処理工科系統ノ学科ヲ修ムル学生生徒ニ付テハ入営延期ノ措置講ゼラル、コト、相成タルハ専ラ之等学生生徒ノソノ学科ヲ卒業スルコトガ軍要員取得上必要ト認メラレタルニ依ルモノニ有之決シテ法文科系統ノ学科ガ理工科系統ノ学科ニ比シ輕視セラレタル所以ニ非ザルコトハ言フ俟タザル次第ニ付学生生徒ニ対シ此ノ趣旨ヲ徹底セラル、ト共ニ理工科系統ノ学生生徒ニ対シテハ第一線ニ立ツベキ法文科系統ノ

学生生徒ト同様一意専心学業ニ励ミ国家ノ要請ニ応ズル様御指導相成度若シ学業ヲ怠リ学生生徒ノ本分ニ悖ルト認ムベキ者有之バ断乎タル処分ニ及ブベキハ勿論理由ノ如何ニ拘ラズ滞学スル者ニ対シテハ直ニ入営延期ヲ取消サル、コトアルベキニ付右趣旨十分御了知ノ上学生生徒ノ監督指導上万遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通牒ス

三―二六八

兵役に關し至急照会

一九四三年十月

〔臨時徴兵検査入隊休学届綴〕

休学届

一、昭和 年 月 日 ニテ検査ヲ受ク

二、(等位) 種(甲種、第一乙種等ヲ記入スベシ)

三、(兵種) 兵(歩兵、工兵等ヲ記入スベシ)

四、 部隊 隊 班

五、(部隊ノ所在)

都府県 市 町

六、(留守宅)

(父兄氏名)

七、(学科、年目、氏名) 学科 年目

昭和 年 月 日

(氏名印)

農学部長 伊藤誠哉殿

(注意) 今秋ノ臨時徴兵検査以前受検者ハ休学トナ
ラザルニ付結果届トシテ取扱ス

兵役ニ関シ至急照会

先般徴兵検査ヲ受ケタル者ハ勿論ノコト既ニ検査済ノ者
モ総テ徴兵検査ノ結果入隊スル者ハ休学届ヲ提出スルコ
ト、又今秋以前検査ノ者ハ検査結果ヲ夫々届出ヅルコト
ニ定メラレタルモノニ付此通知受領ノ上ハ直ニ別紙ニ記
入報告セラレ度

尚部隊名等不明ノトキハ後ニ電報、手紙等ニヨリ報告
スルコトトシテ必ず判明セル事項ヲ至急届出ルコト
(休学届用紙先ニ受領セル者ハ其用紙ニ記入スルモ可
ナリ)「」

三―二六九

技術部依託学生中農学科に関する件

一九四三年十一月十三日起案

「軍関係、学徒隊、其他」

昭和十八年十一月十三日 日野助手兼書記

〔中略〕

銘件 技術部依託学生中農学科ニ関スル件

学部長

東京都立川市第六陸軍航空技術研究所

松井中尉宛

電信案

航空本部総務部長ヨリ技術部依託学生召募セラレタル内
農学科ハ法規上採用シ得ザルコトナリタル旨電アリシ
モ信ジラレズ如何ナル事情ニテ突如變更トナリシヤ承リ
タシ 学生入営等ノ都合モアルニ付至急御返電願ヒ度」
北大農学部長

〔別紙〕

拝啓

長文の電報十三日夜六研に到着致し、十四日朝出勤して拝見、直ちに航空本部に赴き連絡しました結果は返電及び官報に出ました通りであります。

今回斯くなれる経過の概要を申し述べますと大要次の通りになります。陸軍航空本部にて航技将校の人事取扱主任者は左の二氏、

陸軍航空本部総務部庶務課人事係主任

陸軍中佐 大針新一郎

同 技術部技術科

陸軍航技少佐 小山健二

であります、農学部学科中技術将校に採用する科を本年は拡張し、従来の農芸化学に加ふるに林学、農学、農業土木の三科を以てすることと本部、大針中佐が立案し、陸軍省人事局に上申、之は内定せる為此の旨官報及募集要項に出たのであります。所が之とは別に陸軍省兵備課にては内閣主として法制局、企画院、及び文部省と

連絡して徴集猶予の停止を計画し、其の下協議の結果、農学科と農業土木とは入営延期をせざることに内定し、結局此の様に決定されたのであります。然るに一方技術依託学生の召募には農学科と農業土木とは有資格として発表され、茲に矛盾せる問題を生じ、北大は農学科一つのみ関係したのであります、他の大学にても、喧ましく論議されることとなり、航空本部は陸軍省と折衝中に、吾々の召募の為の派遣の日が来ました。召募に関する打合会議にては大針中佐は農学科よりも優秀者が居れば採用し、資格に就ては何とか交渉して官報通りに実現する意向にて、志願者は大いに募つて呉れとの意向にて、吾々は其の様に行動を致しました。

然るに其の反響は驚くべきものでありて、東京、京都、九州、及び北大の四つの農学科の学生の殆ど全部が之に志願、約二百名に上り、農芸化学、林学の入営延期の資格ある科の学生の冷淡なるに反し、熾烈なる熱意を示しました。

之は誠に結構な事ではありますが、航空機製作、発動機

等をことごとく農学士にやらせるわけには参らず、且農学科も入営延期になつて居れば、果して之だけの志願者が出たであらうかを考へる時は、例外の人を除いて大部が動機に於て感心するを得ず又、依託学生に採用された一、二名の学生の為に講座を開くのもおかしい話であるとの論が出で来り、問題は遂に表面化して内閣迄達し、再審議されることになりました。

之迄に至る間に於て、北大に派遣されし内田大尉及小生は本部は勿論、陸軍省にも至り、報告及意見書を提出すると同時に口頭にて意見ものべ、特に北大に於ける実情を力説したのでありますが、他帝大に派遣されし連中が差程農学科のことについて意見ものべざるのみならず、不必要的意見を吐く者もあり、次第に状況は悪化し、少くも本年は入営延期も決つた後であり、農学科より依託学生は採用しないと言ふことに陸軍省で決められました。所で二百の志願者をどうするかの問題なるも、試験をして全部落せと言ふ意見と、願書を返却せよの意見と出、数日遅延しましたが、結局今回の如くなり、官報だけで

は余り学校当局に失礼なので、総務部長より電報で法規上採用し得ぬ旨を通報したわけであります。依託学生の募集は単なる陸軍省告示に過ぎないものですが、入営延期等の件は勅令なる故、法規上云々となつた由です。

吾々としては全力を竭して努力した心算でありますが、北大のみ頑張つても駄目にて、此の様な結果となり誠に申訳なく思つて居ります。此の上は他の農芸化学なり林学なりの科より多く採つて貰ふ様進言し実現を期して居る次第です。

来る廿三日より約四日間の予定にて口頭試問が札幌にて行はれその試験委員は廿二日の午后には北大本部へ参る予定です。札幌派遣官は航空本部技術部技術科長有森大佐以下四名にて、北大出身には非ざるも本部の有力者なる故、確乎たる理由の説明もある事と思はれますが、直接御面談下されん事を希望致します。

何しろ同じ陸軍部内でも大学の内容を十分理解し居らざる兵備課あたりで重要な入営延期の学科の査定をし、決つてから航空本部辺に話しが来る始末で、内情を暴露

北大農学部長

して御話し申し上げるのは全くよくない事なのですが、
陸軍にも多くの欠陥が尚残存し、如斯重大なる事件を發
生せるものと思ひ居ります。

以上大変廻りくどく述べましたが今回の経緯を大要御
報告申し上げた心算であります。

乍末筆向寒の砌折角御自愛御健勝の程御祈り申し上げま
す。

敬具

十一月十六日

松井栄一 拝

伊藤先生 御侍史

東京 牛込区市ヶ谷本村町

航空本部総務部長宛

電信案

技術部依託学生召募ニ対シ農学科ハ法規上採用シ得ザル
コトトナリタル旨本学総長宛電アリタルモ然ラバ陸軍省
告示第四十三号ハ誤ナルヤ至急御返電乞フ

札幌受信 十一月十二日 番号一七六五 総長宛 写

四七三リヌ一五八リクグン五二五ゴ六一〇

航人電九六四昭和十八年九月六日陸軍省告示第四十三号
ニ基キ依託学生召募アリタル処今般農学部農学科及ビ農
業土木学科履修者ヨリハ法規上採用シ得ザルコトトナリ
タルニ付承知相成タシ」陸軍航空本部総務部長

三一二七〇

臨時徴兵検査の届出に関する農学部揭示

一九四三年十一月二十二日

〔軍関係、学徒隊、其他〕

揭示

十一月廿二日

農学部

臨時徴兵検査ヲ受ケタ者、今春以前ニ既ニ検査済ノ者
総テ徴兵検査ヲ受ケタ者ハ其年月日、等位ナド判明セル
処ヲ届出ベシ。此届ヲ出サザレバ学籍及兵籍上本人ノ不
利デアル。休ンデキル者ニハ級友ガ代ツテ届出テモ可ナ
リ。兵役ノ事ハ洩ナク届出ルコトヲ注意スル。

三一二七一

入営延期届に関する農学部揭示

一九四三年十一月二十二日

〔軍関係、学徒隊、其他〕

揭示

(十一月廿二日揭示)

農芸化学、林学、畜産一、二部〔「水産ノ五学科ハ入営
延期ノ扱ヲ受ケル 但シ臨時徴兵検査ノ者トス 該当者
ハ下ノ書式ニヨリ入営延期届ヲ出スベシ
不明ノコトアレバ事務所ニ聞ケ

農学部

農芸化学科、林学科、畜産学科第一部及第二部、水産
学科ハ昭和十八年十一月十二日官報掲載陸軍省告示第
五十四号ニ依リ入営延期ノ取扱ヲ受クルコトト決定相成
タルニ付左記書式ニヨリ入営延期届ヲ本籍地役場宛至急
(十二月十日迄) 提出スベシ(本年ニ限り在学証明書ノ
添付ヲ要セズ)

入営延期届

一 本籍地 都道府県郡市区町村字番地

二 現住所 何々

三 在学スル学校 北海道帝国大学農学部何学科何年目

四 入学ノ年月日 何年何月何日

五 卒業予定年月 何年九月

六 入営延期期間満了期日 何年何月何日

右及届出候也

年 月 日

本人

氏名

年 月

日生

印

何連隊区司令官殿

三一 二七二

超短波研究所職員

一九四三年十二月二十日

『北海道帝国大学一覽 昭和十八年』

超短波研究所(同職中ノ氏名ハ就職順ニ掲ク)

所長 医学部教授 医学博士 医学士 蓑島高

所員

工学部教授 工学博士 工学士 浅見義弘

教授 理学博士 理学士 今堀克己

理学部教授 理学博士 理学士 堀健夫

工学部教授 工学士 片山辰雄

医学部教授 医学博士 医学士 安保寿

教授 医学博士 医学士 小溝協三

助教授(兼) 陸軍技師 医学博士 医学博士 笹田助三郎

医学部助教授 医学博士 医学士 若林勝

工学部助教授 工学士 松本正

助手

医学士 船川幡夫

三一・二七三

(兼) 理学部助手

小倉勝太

触媒研究所職員

松浦貞夫

一九四三年十二月二十日

(兼) 医学部助手

医学士 水上定一

『北海道帝国大学一覽 昭和十八年』

医学士 本間慶蔵

(兼) 工学部助手

中浜長治

触媒研究所

理学士 石田完

所長

教授 農学博士農学士 小熊捍

書記

石田悦郎

理学部教授 理学博士理学士 堀内壽郎

玉沢堯

理学部教授 理学博士理学士 神田英蔵

助教授 理学士 管孝男

助教授 理学士 山口成人

助手

理学士 松田秋八

(休職) 理学士 東克彦

書記

(兼) 低温科学研究所書記

三浦英一

(兼) 低温科学研究所書記

菊池春雄

三一—二七四

学生の勤労作業に関する件

一九四四年二月十四日

〔理学部教授会議事録〕（〇〇〇四—七四）

教授会記録

昭和十九年二月十四日開催

〔中略〕

一、学生ノ勤労作業ニ関スル件

今般海軍航空技術廠支廠ヨリ学生ノ協力ヲ要求ス
ル内交渉アリシ趣報告ノ後、種々協議ノ結果、

(イ)作業ニ従事セル学生ニ非常ノアリタル時ハ軍属

トシテ取扱ハレ度キ事

(ロ)協力セシムヘキ学生ハ

自三月 至六月

数学 三年目 約七名

物理 二年目 約一八名

化学 三年目 約一〇名

（軍依託研究ニ従事スル学
生ヲ除キタルモノナリ）

地鉾 二年目 約六、七名

(ハ)女子学生ニテモ希望スルモノハ参加セシメ度キ
事

(ニ)生物関係学生ニモ適當ノモノアラバ参加セシメ
度キ事

案ヲ当学部ノ希望トシテ接渉スル事ニ協議セラ
レタリ

〔後略〕

三―二七五

戦力増強勤労作業に関する件

テニスコート取払の件

食糧増産の件

一九四四年二月十五日

「農学部教授会議事録」(〇〇〇九―五九)

二月十五日(火曜日)午後三時半開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

一、外協議事項

- 1、学生ニ対シ戦力増強勤労作業ハ一ケ年ノ三分ノ一ヲ実施スルコトナリタリ、但シ従来ノ増産勤労作業ハ之ヲ廃シ学内ニ於ケル勤労作業ハ一ケ月乃至一ケ月半ヲ限度トシ他ハ要求ニ従ヒ之ヲ実施スルモノトス

〔中略〕

- 3、中央講堂裏ハ軍教々練場トシテ使用スルコト、ナルヲ以テ全学会ノテニスコートハ取払ハル、コ

ト、ナリタリ

依テ農学部テニスコートノ一面ヲ借受度シトノ申出アリタリ右ハ止ムヲ得ザルコト、シテ承認セラル

- 4、学内職員ノ食糧愈々困難ナルニ依テ学内校庭ノ空地ヲ利用シテ増産ニ力メントノ相談アリタリ右ニ関シテハ各教室ニ於テ実施ノ向ハ案ヲ立テラレ所要面積等申出ヅル事トセリ

〔後略〕

三一—二七六

学徒動員計画に関する件

一九四四年四月十三日

「工学部教授会議事録」(〇〇二〇—一一)

〔中略〕

動先」ニ就キテハ希望申出ヲナサズ一、二年ハ四、五両月経過後ハ先方一任ト決定セリ因ニ本学部ニ於テ計画決定セルモノ別紙ノ通り

第四百七拾回教授会

一、昭和十九年四月十三日(木) 午后一時半開会

〔中略〕

五、三月二十三、二十五ノ両日協議員会ヲ開キ

1、三月十九日附文部省体育局長ヨリ決戦非常措置ニ

基ク学徒動員ハ関係各省ト協議折衝^{〔審〕}ノ上文部省ニ

於テ動員配属決定致スベキニ付本省ノ指示ニ依ル

ノ外各校自發的動員計画ノ設定ハ当分之ヲ行ハザ

ル様移牒アリタルガ本学ニ限り特ニ四五両月ニ於

テ計画決定シタルモノハ出動差支ナキコトニ本省

ノ諒解ヲ得タル旨学部長ヨリ各協議員ニ報告アリ

各部局ハ右ニ依リ計画ヲ進行スルコトトセルモ本

省ヨリ照会アリタル「特ニ学校ニ於テ希望スル出

〔後略〕

		出動先		出動期間	
		学科、学年別、員数			
函館本線複線工事	土木	三年	一二	四、一	五、三一
千歳海軍飛行場	二年	二五	二	五、三一	一〇二ヶ月
夕張炭鉱	鉦山	三年	五	二	二
三菱大夕張炭鉱	三年	五	二	二	二
三菱美唄炭鉱	二年	六	二	二	二
新幌内炭鉱	二年	七	二	二	二
手稲鉦山	三年	三	二	二	二
豊羽鉦山	三年	三	二	二	二
海軍航空技術廠支廠	機械	二年	二七	四、一	五、三一
住友通信工業株式会社玉川向製造所	電気	三年	二二	五、三一	一〇五日
北大工学部燃料学研究室	燃料	三年	一〇	五、三一	二ヶ月
合同酒精株式会社旭川工場	二	一〇	四、一	五、三一	二ヶ月
日本製鉄株式会社輪西製鉄所	生産冶金	二年	一七	四、一	五、三一

三―二七七

警報発令中の御真影の扱い

一九四四年七月十二日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇四―七九)

教授会記録

昭和十九年七月十二日開催

〔中略〕

一、評議会

〔中略〕

一、警戒警報発令中御真影ハ現在ノ奉安所ニ奉安スル
モ空襲警報発令ト同時ニ防空司令部ヘ御移シ申上
グ

〔後略〕

三―二七八

陸軍技術部・経理部・獣医部依託学生生徒採用検査並筆
記試験実施に関する件

一九四四年十一月三十日

「軍関係、学徒隊、其他」

学第六九九号

昭和十九年十一月卅日

学生課長 高松正信

農学部長 伊藤誠哉殿

技術部
陸軍経理部依託学生生徒採用検査並筆記試験実施ニ
獣医部

関スル件

今般首題ノ件左記ノ通り実施ノ旨通牒有之候志願者ヨ出
頭セシメラルル様御配慮相煩度依命此段及通知候也

記

一、身体検査及口頭試問

場所 陸軍病院

日時

十二月十一日 午前七時四十分

獣医部 農学部畜産学科

十二月十二日

〃

技術部

農学部全部
工学部土木、鉦山、機械(三、二)

十二月十三日 午前七時四十分

技術部

工学部

機械(二、一)
電気、燃料
生産冶金

十二月十四日

〃

〃

工学部冶金岡田克己
理学部全員
予科、土木専門部全員

十二月十五日

〃

経理部

農学部
工学部
土木専門部
全員

受験者八昼食携行 時間厳守

二、筆記試験

陸軍技術部依託学生生徒

身体検査ニ合格セル者全員

日時

十二月廿日 午前八時集合

場所

本学工学部教室

受験者八昼食携行 時間厳守

〔注記〕

余白に以下の書き込みあり。

〔揭示済〕

十一月三十日、化学、

水産

本館

獣医部八尾崎氏へ電話ス

三一二七九

陸軍經理部依託學生召募に関する農学部揭示

一九四四年十一月

〔軍関係、学徒隊、其他〕

陸軍經理部依託學生召募セラル志願スル者ハ左記ニヨリ
準備スベシ

記

戸籍謄本、身元証明書（本籍）写真（半身脱帽手札形）

右前以テ準備ノコト

志願票ハ未着ニ付志願者ハ事務室ニ出頭シ名簿ニ記名シ
置クベシ

資格アル学科ハ農化、水産、農業土木（以上之ニ類スル
モノヲ含ム）

願書締切ハ十二月廿四日トス

三一二八〇

北方結核研究所設置

一九四四年

〔概算要求書 昭和二十年年度〕（帝大／二〇一九／

〇四九五）

一、科学振興並技術員養成ニ関スル経費

一、北方結核研究所設置

我邦ニ於ケル結核死亡率ガ過去五十年來浸々平トシ
テ停止スルトコロヲ知ラス一ケ年間ノ死亡数十五万
ヲ算シ其ノ惨害ノ大ナル実ニ計リ知ル可カラザルモ
ノアリ。畏クモ皇室ニ於カセラレテハ深ク御軫念ア
ラセラレ昭和十四年四月特ニ結核予防並ニ治療研究
ニ御督励ノ思召ヲ以テ有リ難キ令旨ヲ下シ賜ヘリ、
茲ニ於テ我邦医学者ハ官民一致総力ヲ挙ゲテ令旨ニ
副ヒ奉ル可ク努力スルトコロアリ、我ガ北海道帝国
大学ニ於テモ結核予防及ビ治療ニ又ハ結核ノ病理ニ
付テ着々研究ノ歩ヲ進メ括目ス可キ業績ヲ挙ゲツ、

アリ、

病ノ特異性ヲ闡明セントス

顧ルニ北地ニ於ケル結核病ノ態勢ハ南方暖地ニ於ケルモノト甚ダ趣ヲ異ニシ病勢急激ニシテ進行実ニ迅速ナリ我邦ニ於テハ北海道及樺太ニ於テ特ニ然リトス、而モ其ノ原因ヲ病原菌ニ求ム可カラス 又単ニ氣候ノ寒冷ニ帰スル能ハザルモノアリ、我軍当局ニ於テモ旭川師団管轄地方出身兵ノ結核罹病ノ大ナルヲ認メ夙ニ其ノ真因ヲ補^{〔補〕}捉セントスルコト数十年ニシテ未^{〔未〕}ダ極ムル能ハザルモノアリト云フ、

北地結核研究ノ重大ナル蓋シ急務中ノ急務ト云フ可シ、我ガ医学部有馬教授ハ學術振興会第八小委員会ノ一員トシテ過去六ヶ年間結核予防剤BCGニ付テ研究シ今ヤ北海道樺太地方一ヶ年壹百万人ノ予防接種液調製ヲ委託（財団法人結核予防会）セラルト雖研究室狹隘ニシテ思フニ任セズ、茲ニ北地結核研究ノ重大性ト急務トニ鑑ミ研究所ヲ設置シ従来教室ニ於テ各個研究セルモノヲ集約シ各部門互ニ緊密ニ連絡提携シテ総合的強力研究ヲ行ヒ以テ我邦北地結核

外国留學生の取扱に関する件

一九四五年二月二十二日

〔工学部教授会議事録〕（〇〇二〇—三三）

第四百九拾壹回教授会

一、昭和二十年二月二十二日（木）午后一時半開会

同二時半閉会

〔中略〕

議題

一、外国留學生ノ取扱ニ関スル件

決戦非常措置要綱ニ基ク学徒勤勞動員ノ徹底強化ニ伴
ヒ留學生ノ學業繼續困難トナレル現状ヲ打開シ緊急事
態ノ發生ニモ備フル為非常措置トシテ能フ限リ地方ニ
集合セシムル方途ヲ講ジ以テ決戦下留日學生ニ対スル
教育指導ノ万全ヲ期シ留學ノ目的ヲ達成セシムル方針
ヲ以テ大学高等專門學校ニ於ケル同一種類ノ學校ノ留
日學生ハ官公立學校ヲ通シ之ヲ国別ニ一乃至數校ニ於

テ集合教育ヲ行フコトトナリタルガ大学ニ在リテハ
一、二年ニ対シテハ學部部長ハ臨時試驗施行ノ后指定學
校ニ二月末日迄ニ転學セシメ最高學年ニ在リテハ三月
末迄ニ試験ヲ完了仮卒業トシ直ニ帰國セシメ九月末日
大東亞省出先機關ヲ通シ卒業証書ヲ送達附与スルコト
但シ特殊事情アル者ニ就テハ一応殘留又ハ帰國セシメ
又就學ノ実ナキ者ハ凡テ退學セシムルカ除名ト決定セ
ラレ本學部在學留學生モ仮卒業取扱者ヲ除キ、滿洲國
人ハ東北大學、中華民國人ハ京都大學ヘ夫々轉學、蒙
古人ハ現状ノ儘ト指示セラレタル旨學部部長ヨリ報告ノ
上本學部在學外國學生一一名ニ対スル取扱ヲ別紙ニ依
リ審議シ

〔中略〕

全部ノ取扱ヲ決定セリ

以上

三―二八二

総長會議報告の件

一九四五年三月十四日

「評議會議事録」(〇〇〇四―一三)

昭和二十年三月十四日(火) 臨時評議會記録

〔中略〕

一、総長會議報告ノ件

本月七日文相官邸ニ於ケル帝大総長會議ノ打合せニ

関シ左記事項ニ付別紙ノ通り総長ノ報告アリタリ

1、戦争遂行上緊急ナル研究促進ニ関スル件

2、学徒勤労働員ニ関スル件

3、大学、高等学校ノ連絡ニ関スル件

〔後略〕

〔別紙〕

大学総長會議

一、戦力遂行上緊急ナル研究ノ促進ニ関スル件

○二十年度ヨリ各大学ノ講座研究費ヲ増額ス

増加額四百九万四千四百四十円内三百式拾五万円ハ帝國大学ニ属ス大体三割ノ増加トス

○研究者ノ確保ニ関シ教授、助教授、助手 召集延期

四百名ナリシモノ二千四百名トスルコト、セリ

○研究者食料ノ配給現在研究者一万人ニ対シ月十日夜食ヲ要スルモノトシテ一人当リ五勺乃至七勺一千八百石ノ増配ヲナス

割当地方別ニ農商省ヨリ配給シ大学当局ニ於テ取纏メテ一ヶ月分ヅ、配給ヲ受クル(此件目下懇談中ナルモ月中ニ決定ノ見込)教授、助教授ノ外助手及助手トシテ働キ居ル学生(内大学タケニ九千五百名)ヲモ含ム此ノ件ハ別途通牒ス

○戦時下緊急ナル研究ニ対スル講座ノ二十年度第二予備金要求ハ速力ニ提出セラレタシ

○^{〔注〕}年度末賞与モ前年度同様奏任官十割判任官十五割(特別ノ場合奏任十五割判任二十割)支給スルヲ得

○研究及教育事業上貴重ナル機械ノ疎開ヲ要スル場合之

ニ対スル費用ハ文部省ヨリ要求シテ見ルベキニツキ各
大学ニ於テ速カニ立案セラレタシ(予備金) 只此際理
想案の二実行不可能ナモノテナク実行可能ノモノナル
ベシ

○学徒動員——医学部一二三。勤労働員ヨリ除外スル四
年生ハ軍病院ニ動員ス從ツテ三年間ニテ授業ヲ完了セ
ラレタシ 理科系学部ノ一年生ハ一年勉強サセル、二
年生ハ通年動員サセ三年生ノ最後ノ三ヶ月間ハ学校ニ
歸ス、從テ勉学ノ期間ハ十五ヶ月トナル^{〔原〕}完則トス文科
系ノ学部ハ一年ハ勉学セシムルカ勤労働員ノカカル場
合力多イ以上ハ原則トスルモ今後ノ状勢力如何ニナリ
行クカト云フニ六七七月頃ニハ敵ノ本土上陸力予想セラ
ル此場合^{〔加四〕}如ニ教育ノ形態力考ヘラル、カ学校閉鎖ノ
問題アルモ文部省トシテハ学校閉鎖ハ断シテヤラヌ方
針テアリ政府モ同様ノ意見ナリ、
学校閉鎖ハ事実上ノ問題テアル即チ本土上陸テモアレ
バ止ムヲ得ナイカ方針トシテハ定ムベキモノニアラス
トイフ意見ナリ

○近ク軍ノ大動員力行ハル、見込ミナリ、其ノ人間ハ工
場ヨリ引抜クノ外ナシ、其後埋ノ給源ハ学校ニカカリ
来タルハ免カルヘカラス、此ノ点ヨリ見ルモ学徒動員
ヲ緩和サル、目標ハナイ

事務的ニ云ヘハ旧来ノ動員ノヤリ方カ宜シカラザル点
アルヲ以テ根本的之ヲ改善セントシ關係各省ト協議中
ナリ

○交通遮断ノ場合——学徒ノ機動配置ヲ行政協議^{〔議〕}會ニ委
任セネハナラヌ場合カ生スル此場合事情行為ニ從ヘス
法制的根拠ヲ欲ス此点研究中ナリ

大学高専連絡ニ関スル点

東京附近ノ状態ヨリ見ルニ高専学生ノ学力低下ハ争ハレ
ズ更ニ専門的教育ヲ施スコト不可能ナリ從テ新ナル学生
ヲ收容シタルトキ之ニ予備教育ヲ施スノ要ナキヤ
高等学校ノ二年生ハ三月十日ヲ以テ動員ヲ打切り四月カ
ラ入レル此間タケデモ予備教育ヲ施行セラレタシ
此補習教育ハ各学部著シク事情ヲ異ニスルニヨツテ各大

学各科別々ニスルノ外ナシ 而シテ教育ハ学問ノ人ニヨリ場合ニヨリテハ高等学校ノ教授ニ依頼スルモ可ナリ例ヘハ医学部テハ語学、化学、理学部ニテハ物理化学、数学、語学等ノ如シ

〔注〕上部に×印書き込みあり

三―二八三
防護施設の件

一九四五年四月六日

「理学部教授会議事録」(〇〇〇四―八八)

教授会記録

昭和二十年四月六日開催

〔中略〕

議題

一、防護施設ノ件

現在ノ壕ノ位置ハ建物ニ近キタメ、多少離レタル農場辺ニ新設スルヲ適當ト考ヘ目下農場長ニ交渉中ニシテ、ソノ資材關係ニ於テモ一部ハ学内ノ立木ヲ切ツテ、コレニ当テ、又本部ニ於テ調達スヘク努力中ナリシヲ説明セラレタリ、尚ホ、防護宿直ニ在リテハ一講座一名見当ニテ実施スル事トシ、ソノ寢具ハ講座ニ於テ考フル事ト決定セラレタリ

〔後略〕

北海道帝国大学附属農林専門部規則

一九四五年六月十五日施行

「公文書 昭和二十年度」(帝大ノ二〇一九ノ五〇四)

北海道帝国大学附属農林専門部規則

第一章 総則

第一条 本専門部ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ
農業及林業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人
物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本専門部ノ修業年限ハ三年トス

第三条 本専門部ノ学科ハ左ノ如シ

農学科

林学科

第四条 本専門部ニ研究生及選科生ヲ置クコトアルヘシ

第二章 授業

第五条 授業ハ教授、修練及実習トス

修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第六条 本専門部ノ学科目及其ノ授業時数左ノ如シ 但

シ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通スル
総授業時数ヲ減少セサル範圍内ニ於テ学科目ノ各学
年ニ於ケル授業時数ヲ変更シ又ハ授業時間外其他ニ
於テ臨時講義若ハ実験実習又ハ教練ヲ課スルコトア
ルヘシ

農科

学科目	第一学年 授業時数	第二学年 授業時数	第三学年 授業時数
道義	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇	
教練	一一二	一一二	一一二
体鍊	七〇	七〇	七〇
数学	七〇		
物理及化学	一四〇	三五	
生物	一四〇		
農業氣象	三五		
土壤及肥料	三五	七〇	

熱帯農業、造園、滿支農業事情、拓植論、教育、特別
講義、外国語

林科

学科目	第一学年 授業時数	第二学年 授業時数	第三学年 授業時数
道義	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇	
教練	一一二	一一二	一一二
体鍊	七〇	七〇	七〇
数学	一四〇		
物理及化学	一〇五	三五	
植物及樹木	七〇		
森林氣象	三五		
地質及土壤	七〇		
測量	一〇五		
測樹	三五		
造林	七〇	一〇五	
森林保護		七〇	
森林利用		一〇五	

作物	七〇	一〇五	
園芸		三五	七〇
作物保護	七〇	七〇	
育種	三五	三五	
養蚕	三五		
畜産		一〇五	
林業		三五	三五
農機具		三五	三五
農業土木			七〇
農産製造			七〇
農業經濟			二一〇
実験実習	四九〇	四九〇	五二五
増課	七〇	二一〇	二四五
計	一、四七七	一、四七七	一、四七七

備考

増課ノ時数ハ前表ノ学科目（道義、人文、教練及体鍊
ヲ除ク）又ハ左ノ学科目中一学科目若ハ数学科目ニ配
当スルモノトス

森林工学		一〇五	
砂防			七〇
林産製造			一〇五
林業経営			七〇
林業政策			一〇五
作物及畜産			七〇
実験実習	四九〇	四九〇	五二五
増課	七〇	一四〇	三一五
計	一、四七七	一、四七七	一、四七七

備考

増課ノ時数ハ前表ノ学科目（道義、人文、教練及体錬ヲ除ク）又ハ左ノ学科目中一学科目若ハ数学科目ニ配当スルモノトス

熱帯林業、造園、森林動物及昆虫、樹芸、樹病、林業機械、木材理學工藝、木材化學工藝、拓植論、特別講義、教育、外国語

第三章 学年、学期等

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八条 学期ヲ分チ左ノ二学期トス

第一学期 自四月一日
至九月三十日

第二学期 自十月一日
至三月卅一日

第九条 授業ヲ行ハサル日左ノ如シ

一、祭日

二、祝日

三、北海道帝国大学記念日 二月六日

四、行幸記念日 十月八日

専門部長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月中「」十二月末、一月始、三月末其他ニ於テ授業ヲ行ハサルコトアルヘシ

第四章 入学、休学、退学等

第十条 生徒ヲ入学セシムヘキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一条 本専門部ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各号ノ一二該当シ且本専門部所定ノ入学検査ニ合格シタル者タルヘシ

一、中学校卒業者

二、修業年限五ヶ年ノ中学校ノ第四学年修了者又ハ
文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力
アリト認メラレタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ無試験検定ノ指
定ヲ受ケタル者

四、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格
シタル者

第十二条 入学検定ハ人物、学力及身体ニ付之ヲ行フ

学力検定ハ試験検定及無試験検定トス

試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十三条 無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ当該出身
学校長ニ於テ特ニ成績優良ナルモノトシテ推薦シタ
ル者タルコトヲ要ス

無試験検査^{（規定）}ニ依リ入学ヲ許可スヘキ者ノ員数ハ各学
科募集人員ノ十分ノ一以内トス

第十四条 特別ノ事情アルトキニ限り第二学年以上ニ入
学ヲ許可スルコトアルヘシ

第二学年以上ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ第十一条所定

ノ資格ヲ有シ且前各学年ノ授業課程ニ付其ノ修了程
度ニ依リ施行スル詮衡試験ニ合格シタル者タルヘシ

第十五条 退学シタル者再入学ヲ志願スルトキハ詮衡ノ
上原学年以下ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六条 入学志願者ハ本専門部所定ノ左ノ書類ニ入学
検定料金五円ヲ添ヘ指定期間内ニ専門部長ニ提出ス
ヘシ 但シ前条ノ規程ニ依ル再入学志願者ニ付テハ
第二号乃至第四号ノ書類ヲ省略セシムルコトヲ得

一、入学願書

二、出身学校教科及修練ノ成績証明書又ハ第十一条

第四号ノ検定合格証明書

三、写真

四、出身学校長推薦書（無試験検定ヲ受クル者ニ限
ル）

既納ノ入学検定料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セ
ス

第十七条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ指定
ノ期間内ニ本専門部所定ノ誓書ニ戸籍抄本及入学料

金参円ヲ添へ部長ニ提出スヘシ

既納ノ入学料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第一項ノ手續ヲナサル者ニ対シテハ其入学許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十八条 保証人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノタルコトヲ要ス

第十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入学後一月以内ニ届ケ出ツヘシ

第二十条 本人及保証人身分上ノ異動又ハ住所ノ変更アリタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第二十一条 生徒ノ服装ハ本専門部所定ノ服制ニ依ルヘシ

第二十二条 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ欠席セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ツヘシ

疾病ノ為欠席七日以上ニ亘ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十三条 生徒ハ専門部長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ

他ノ学校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応スルコトヲ得ス

第二十四条 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ三月以上修学スルコト能ハスト思料スル者ハ医師ノ診断書其ノ他事由ヲ証スル書面ヲ添へ保証人連署ノ上願出テ専門部長ノ許可ヲ得テ一年以内休学スルコトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ニハ部長ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休学スルコトヲ得

第二十五条 専門部長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六条 陸軍若ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集期間中ハ休学トス

第二十七条 休学ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原学年以下ニ復学セシム

第二十八条 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ退学セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ部長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十九条 専門部長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ

見込ナシト認メタル者ニハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五章 修了及卒業

第二十條 各学年ノ修了ハ当該学年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十一條 前条ノ考查ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セサル者ハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ再修セシム

第二十二條 本専門部所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証書（第一号書式）ヲ授与ス

第二十三條 第三学年ノ成績考查ニ合格セサル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考查ヲ受ケシムルコトアルヘシ再考查ニ合格シタルトキハ卒業証書ヲ授与ス

第二十四條 成績考查ニ関スル規程ハ専門部長別ニ之ヲ定ム

第六章 賞罰

第二十五條 生徒ニシテ克ク其ノ本分ヲ全ラシ^ラ以テ学徒ノ亀鑑ト為スヘキ者アルトキハ表彰ス

第三十六條 前条ニ該当スル者ハ詮議ノ上之ヲ特待生ト為スコトアルヘシ

特待生ハ每学年之ヲ定ム

特待生ニシテ其ノ資格ヲ失ヘリト認ムヘキ行為アリタルトキハ特待生タルコトヲ罷ム

第三十七條 生徒ニシテ本専門部ノ規則、命令若クハ訓育ノ職^{〔徳力〕}旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為ヲ為シタルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ専門部長之ヲ懲戒ス懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停学及退学トス

第七章 外国人生徒

第三十八條 外国人ニシテ入学セムトスル者アルトキハ文部省直轄学校外国人特別入学規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十九條 外国人生徒ニ関シテハ別段ノ規程ナキ限り本則ヲ準用ス

第八章 授業料

第四十條 授業料ハ年額金百円トシ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納付スヘシ但シ期中途ニ於テ陸海軍ニ徴集ノ見

込ノ者ハ其ノ期ニ限り月割ヲ以テ納入スルコトヲ得

第一期 自四月
至九月 金五〇円 納付期日 自四月八日
至四月二十日

第二期 自十月
至三月 金五〇円 納付期日 自十月十一日
至十月二十日

授業料ヲ月割ヲ以テ納入スル場合ニハ其ノ月割額ハ

金八円五拾錢トス

第四十一条 実業学校教員養成規程第一条第三項ノ規定

ニ依リ卒業後実業学校ノ教職ニ従事セムトスル者ニ

対シテハ願出ニ依リ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ノ出願者ニ対シテハ免除ノ決定ニ至ル迄其ノ期

ノ授業料ノ徴収ヲ猶予ス

第四十二条 家庭ノ事情ニ依リ学資ノ支弁困難ナル者ニ

対シテハ詮議ノ上授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

前項ノ規程ニ依ル授業料ノ減免ハ其ノ事由ヲ欠クト

認メラルルニ至リタルトキハ之ヲ止ム

第四十三条 休学者、特待生及第三十三条ノ規程^定ニ依リ

卒業ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ授業料ヲ免除ス

第四十四条 前二条ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ次月分

ヨリ之ヲ為スモノトス 但シ授業料納付期限前ニ減

免ノ決定ヲ為シタル場合又ハ第四十条第一項但書ノ

適用ヲ受ケタル者徴集セラレタル場合ハ次月分ヨリ

之ヲ為スモノトス

前項ノ規程ハ退学者ニ之ヲ準用ス

第四十五条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ当月分ヨリ月

割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スヘシ

一、第二十七条ノ規定ニ依リ復学シタル者

二、第三十六条第三項ノ規定ニ依リ特待生タルコト

ヲ罷メラレタル者

三、第四十一条ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ実業学校

教員タルノ志望ヲ変更シタル者

第四十二条第二項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メ

ラレタル者ハ次月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料

ヲ納付スヘシ

前二項ノ授業料ノ納付期日ハ其ノ都度之ヲ指定ス

第四十六条 既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還

付セス

附則

本則ハ昭和二十年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

三―二八五

満洲国留学生に関する件

学徒隊に関する件

一九四五年六月二十三日

「農学部教授会議事録」(〇〇一〇―〇四)

六月廿三日(土曜日)午後一時半ヨリ開催出席者左ノ如シ

〔中略〕

議題

一、満洲国留学生ニ関スル件

文部省ヨリ今般満洲国留学生ハ帰国セシムル様ニ
トノコトニテ現二年目学生ハ九月ニテ三年目ノ授
業ヲ了スルヲ以テ仮卒業ノ取扱ヲ為シ九月ニ於テ
正式卒業ノコト、シ一年目ハ休学トシテ此ノ際船
便ノ関係上直チニ帰国セシムルコトノ承認ヲ求ム
右ハ止ムヲ得ザルコト、シテ何レモ承認セラル
尚蒙古留学生ニ対シテモ監督ノ教官ヨリ申出アリ

タル場合ハ同様取扱ヲ為スコトモ併テ承認ヲ得タ
リ

一、学徒隊ニ関スル件

国民義勇隊ノ編成セラル、ニ当リ本学ニ於テハ学
徒隊ヲ組織スルコト、ナリタリ

此ノ学徒隊ハ学生々徒ハ勿論教職員、事務職員共
全部隊員タルベキモノナリ

依テ此ノ組織編成案ヲ提示協議セルモ結局此ノ案
ニ対シ一旦各学科ニ於テ考研ノ上更メテ主任会議
ニ訂正案持寄り協議ノ上編成スルコト、セリ

三―二八六

学徒隊結成式に関する件

一九四五年六月二十七日
〔軍関係、学徒隊、其他〕

学第三四六号

昭和二十年六月廿七日

庶務課長 中野豊

学生課長 高松正信

農学部長 伊藤誠哉 殿

学徒隊結成式ニ関スル件

来ル六月三十日午前九時ヨリ本学学徒隊結成式ヲ左記ニ
ヨリ挙行セラルルニ付隊員集合方御取計相成度依命此段
及通知候也

追而各部局ニ於テハ所要ノ当番ヲ残シ全隊員洩レナ
ク出席スル様特ニ御配慮相成度為念

記

一日時 六月三十日 午前九時

但シ八時三十分マテニ集合 同五十分

マテニ隊形整頓完了ノコト

二 集合場所 工学部北側広場

三 服装 男子ハ巻脚絆 女子ハズボン若ハモンペ

着用 其他之ニ準ズベキ服装トス

四 隊形 列縦隊トシ大隊ノ位置ハ前日午後一時半

現場ニ於テ指示ス（各大隊ヨリ連絡者参

集）

〔注〕左側に書き込み「二名」あり。

一、学旗退場

一、閉式宣言

一、隊長ニ対スル敬礼

一、解散

式次第

一、学旗入場

一、隊長ニ対スル敬礼

一、開式宣言

一、国民□礼^{〔儀礼〕} 宮城遙拝、君が代、祈念

一、勅語奉読

一、戦時教育令朗読

一、隊長訓辞

一、「海行かば」一同斉唱（洋楽班）

一、天皇陛下万歳

三一二八七

学徒隊と国民義勇隊との関連に関する件

一九四五年七月十六日

「軍関係、学徒隊、其他」

学第三六八号

昭和二十年七月十六日

学生課長 高松正信

農学部長 伊藤誠哉殿

学徒隊ト国民義勇隊トノ関連ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ文部省総務局長内務省地方局長ヨリ別紙
写ノ通り通牒有之タルニ付御了知相成度依命此段及移牒
候也

別紙

発総三五号

昭和二十年六月二十九日

文部省総務局長

内務省地方局長

官公私立大学高等専門学校長

地方長官

殿

学徒隊ト国民義勇隊トノ関連ニ関スル件

今般戦時教育令ニ基キ学徒隊ヲ結成スルコト相成タル
処、標記ノ件ニ関シテハ左記ノ通決定相成リタルニ付右
御了知ノ上之ガ措置ニ関シ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、学徒隊ハ国民義勇隊ト別個ノ組織ナルモノ一面其ノ組

織ヲ以テ国民義勇隊トナルモノトス 此ノ場合ニ於

テハ特ニ学徒義勇隊ト呼称ス

二、青年学校学徒義勇隊及国民学校学徒義勇隊ニ在リテ

ハ市（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ区）町村

ノ国民義勇隊長、中等学校以上ノ学徒義勇隊ニ在リ

テハ都道府県ノ国民義勇隊本部長ノ指揮ヲ受クル

モノトス 職場学徒義勇隊ハ其ノ職場ニ在リテハ当

該職場義勇隊長ノ指揮ヲ受クルモノトス

三、学徒隊ハ学徒義勇隊トシテ戦闘隊ニ転移シ得ルモノ

トス

三一―二八八

終戦前後の恵迪寮南寮寮長の日誌

一九四五年八月十四〜十六日

「南寮々長日誌 自昭和二十六年六月一日」(恵迪寮

関係資料〇三六二)

八月十四日火曜日 雲

午前中医工類の作業、デントコンの草除なり、大部分のものは作業に熱意なし、他から強制されていや／＼ながら時間潰しと思はれず、然し魂の抜けた者ばかりでもない中には意識して作業に力を振ふ者もあり、要は自覚にあり、体力にあらざる精神の力なり、午后二時より工学部北方ローンに於て義勇戦闘隊査閲予行練習行はる甲号戦闘隊員は援農其の他作業に出動のため十四名しか居らず乙号は現在百二拾名なり、ソ連の参戦に対し帝国政府その態度を明らかにせず樺太恵須取に上陸、寮生今寛の家はその土地なりと君の心痛は察するに余りあり

八月十五日水曜 雲

昨夜重大放送が本日正午^{〔ラヂオ〕}発表されるとのことラヂオの^{〔ニュース〕}二ースにあり、旧南寮生による支笏旅行は重大放送を聞いて後にせよとの事、全員今将に出発せんとしてゐる客車を前にして心なくも帰寮せり、午前十一時四十分予科新館二階に集合畏くも聖上^{〔陛下〕}階下の玉音を拝し奉り御民我誰一人として感泣せざらんや、然その詔書はソ連に対する宣戦の大詔ではなくして実に平和条約、無条件降伏の詔勅であつたのだ、その^{〔爵〕}爵間居合す者皆己の力の足りなさ^{〔責任〕}と責任の全うせなかつた為不覚にも落涙したのであつた、実に歴史的^{〔瞬間〕}爵間である遂に皇国三千年の歴史は此処に汚点を打つたのである、我等昭和二十年八月十四日此の日に生れ合せた者は何を持ってか皇祖皇宗、御先祖に對して申訳が立たうかその罪万死を持ってしても決して補はれないのである、ラヂオは已然として降伏条約のポツダム宣言、カイロ会談を放送してゐる、我等はその放送を聞くに忍びず直ちに涙をぬぐつて玄關前に集合工学部北方ローンに於ける義勇戦闘隊員に對する総長の訓辞を受く、事既に此処に至るいたづらに輕挙盲動の振ひあ

るべからず、聖徳太子の憲法十七条中にもある如く「詔を受けては必ずつゝしめ」詔書必謹の精神である、敗軍の将多くを語らず、昨日迄の義勇隊の意気もどこやら隊員はすこゝと解散せり、寮生はりつめて居た氣を落し多く語らず、そのしほれ方言はん方なし

八月十六日木曜日 晴

敗戦第一夜はすぐ第二農場に於ける作業は今日より出欠を取らない事を言明する、各自の自覚に待つとの事、敗戦翌日に於ける宇野先生訓辞の要点我が国は本土に数百万の義勇隊あり、海外に数百の精兵あり、数万台を飛行機を持ちながら、而してその刀に血ぬらずして敗戦せし所以は如何、そは科学技術の不進歩によると世人は言ふ然らず、なき人の齡を数ふるに然りと開戦以前からその事は分つてゐる事なり、すべて国民の一人々が総力を国家につくさざりしなり、我等の今後の進む道や如何、今迄は観念的に国民の上部にあり、指導者顔して民を一段低い者と見做せし風習あり、今後は民と共に生き民の中にもぐり込み国民文化の向上にはかり持つて国力を回